

構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会（第72回）
議事次第

令和4年4月26日（火）
12：15～13：30
永田町合同庁舎7階 703会議室

（議 事）

1. 開会
2. 令和3年度の評価について
 - ・ 特例措置番号910
病院等開設会社による病院等開設事業
 - ・ 特例措置番号920
公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
 - ・ 特例措置番号939
児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
 - ・ 特例措置番号2001
公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入方式の容認事業
3. その他
4. 閉会

（配布資料）

- 資料1 令和3年度の評価対象となる規制の特例措置一覧（医療・福祉・労働部会）
資料2 規制の特例措置番号の関連資料
- 資料2－1 特例措置番号910関連資料
 - 資料2－2 特例措置番号920関連資料
 - 資料2－3 特例措置番号939関連資料
 - 資料2－4 特例措置番号2001関連資料

- 参考資料1 評価・調査委員会委員名簿
参考資料2 評価・調査委員会専門部会委員名簿
参考資料3 構造改革特別区域基本方針（評価関連部分抜粋）

**令和3年度の評価対象となる規制の特例措置一覧
(医療・福祉・労働部会)**

資料 1

所管省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	過去 評価時期	認定件数 (第54回認定まで)
厚生労働省	910	病院等開設会社による病院等 開設事業	法律	株式会社が高度な医療を提供する 病院・診療所を開設できる。	平成29年度	1件
厚生労働省	920	公立保育所における給食の外 部搬入方式の容認事業	省令	公立保育所の3歳未満児に対する給 食について、保育所外で調理し搬入 することを可能とする。(一部全国展 開:3歳以上児に限り、平成22年6月 から全国展開)	平成29年度	76件
厚生労働省	939	児童発達支援センターにおける 給食の外部搬入方式の容認事 業	省令	児童発達支援センターの給食につい て、施設外で調理し搬入することを可 能とする。	平成29年度	19件
内閣府	2001	公立幼保連携型認定こども園 における給食の外部搬入方式 の容認事業	府令 省令	公立の幼保連携型認定こども園にお ける3歳児未満児への食事の提供に ついて、公立の保育所と同様に、給 食の外部搬入を可能とする。	平成29年度	7件

特例措置番号910の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 調査計画の概要	2
③ 調査結果の概要	3
④ <u>評価・調査委員会による調査結果（審議事項）</u>	4
⑤ <u>関係府省庁による調査結果（審議事項）</u>	1 1
⑥ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表(抄)	1 4
⑦ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル(抄)	1 5
⑧ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧	1 8
⑨ 参考：平成29年度の評価意見	1 9
⑩ 参考：評価・調査委員会による調査結果（概要版）（平成29年度）	2 0
⑪ 参考：関係府省庁による調査結果（平成29年度）	2 1

①評価対象となる規制の特例措置の概要

病院等開設会社による病院等開設事業（特例措置番号910） （平成15年7月措置）

<これまで>

医療事業の非営利性が前提となっており、株式会社による病院等の開設は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

医療法第7条第5項等

<取り巻く環境の変化>

株式会社の資金調達力や研究開発意欲の活用により、高度な医療の開発・普及が促進されることが期待されている。

株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することができる。

<主な要件>

- 認められる高度な医療とは、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものに限られる。
- 保険医療機関の指定は行われない（自由診療のみ）。
- 医療法施行規則で定める医師、看護師等の人員配置基準や、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たすこと。
- 高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置や、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、倫理審査委員会の設置等、類型ごとに規定されている基準を満たすこと。
- 比較広告、誇大広告を行ってはならないこと。

認定計画数： 1 件（累計）
1 件（令和4年4月末現在）

◎実際の取組事例

～かながわバイオ医療産業特区～
（平成17年7月認定）

実施主体：神奈川県

バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、その資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。

②調査計画の概要

特例措置の番号	910
特例措置の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H17 下、H18 下、H19、H20、H21、H25、H29

1. 過去の評価結果の概要

- 平成29年度の評価においては、関係府省庁は診療領域について事業者の拡大要望も踏まえ検討を行い、2018年度（平成30年度）に評価・調査委員会に改めて報告することとされた。評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ、2021年度（令和3年度）までに新たに評価を行うとされた。
- 平成29年度の評価結果を受け、厚生労働省において事業者から要望があった個々の施術（19施術）について有識者から意見聴取したが意見が分かれた項目もあったため、関係学会等からも意見を聴取することとなり、令和2年3月に「御要望のあった施術とその実施可否について」の最終的な報告があった。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 前回（平成29年度）の医療・福祉・労働部会では、
 - ・診療領域を自由診療に限定していることが事業推進の阻害要因になっていると考えられるため、限定を解除した方が良い。
 - ・先端技術関係事業には資金調達の多様性が必要で、本特定事業のニーズはあると思われることから、事業者が経営しやすい柔軟な対応が必要である。
 - ・関係府省庁は、診療領域について、高度医療との関係性、患者の利便性、効率性を考慮しつつ、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行う必要がある。
 との意見が出された。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 診療領域拡大による影響・効果も踏まえつつ、規制の特例措置の弊害やメリットについて確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 新たな診療領域の拡大によってもたらされた効果。
- 他の医療機関との連携状況、課題。

③調査結果の概要

特例措置番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H17 下、H18 下、H19、H20、H21、H25、H29
調査対象の件数（回収数）	1 件（回収数：1 件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・ CAL（Cell-Assisted-Lipotransfer）法と一体的に行われる施術の実施が認められたが、新規患者数や手術件数は伸びていないこと、逆にコロナ禍により新規患者数が減少していること
 - ・ 本特定事業が成功するためには、新規患者の獲得と地域医療との連携が重要なこと、が確認された。
 - ・ また、計画認定自治体からは、本特定事業による効果の発現は「分からない」との回答となっており、その理由として、特定事業者の経営状況が芳しくなく新規患者数や手術件数が少ないため、当初想定していた「関連産業への発注増」や「医療関係従事者の新規雇用の増加」について、特区全域に波及する効果は不明とのことであった。
 - ・ なお、特定事業者からは、株式会社であるメリットとして、①通常の医療機関とは違い、診療所での損失分を会社の資金で補てんすることが可能であり、損失が大きい状況においても自社の診療所を閉院・休院することなく患者の治療が継続可能であること、②臨床現場を保有することで運営会社の研究活動に直接的に貢献できるなど臨床と研究の関係性で非常に効率が良いとの回答があった。
- 厚生労働省の調査では、
 - ・ 株式会社立であることのメリットとして、経営基盤が安定していること、資金調達がしやすいこと、
 - ・ 一方、デメリットとして、医療についての専門的知識が少ない決裁者への説明が必要なため、柔軟、迅速な経営判断ができないこと、補助金等が認められていないこと、などの意見があることについて確認された。
- その外、特定事業者からは、構造改革特区法第 18 条で定められている厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療の 6 項目について、「高度な技術を用いて行う細胞医療」を追加することで、本特定事業を効果的・効率的に推進することができるとの要望があった。

2. 本年度の評価において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- CAL（Cell-Assisted-Lipotransfer）法と一体的に行われる施術の実施が認められたものの、新規患者数や手術件数という効果は認められておらず、コロナ禍による新規患者数減少の影響が発現している。
- 厚生労働省の調査では、①株主決定が最重要であるため、会社組織と医療従事者との間で意見に相違がみられることもあること、②幹細胞を用いた治療が年々増加していることから特定事業者が行う治療の希少性が薄れ、患者獲得に苦戦していることが挙げられている。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では、平成 29 年度の評価を踏まえた診療領域の拡大について、その効果を確認したが、新規患者数や手術件数の増加は認められておらず、逆にコロナ禍により新規患者数が減少している。
- なお、診療所経営での損失は会社の資金で補填可能であり、診療所を閉院・休院することなく対応できている。

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特定措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。

<回答者>

都道府県	認定地方公共団体	特区の名称
神奈川県	神奈川県	かながわバイオ医療産業特区

Q 1. 特定事業の概要など（発送数：1、回収数：1）

進捗段階	予定より遅れている
予定より遅れている理由（現場での事業運営上の事項）	
高度医療の提供範囲が示されたことにより、CAL 法と一体的に提供できる施術の範囲が広がったものの、認められる医療行為や開設地域に制約がある中で、新規患者数や手術件数が開院当初と比較して伸びていないため。 なお、平成 27 年度から 5 か年計画で「培養自家脂肪組織由来間葉系幹細胞を用いた Step-CAL 法」（以下、「培養 CAL 法」と言う）の臨床研究を行っており、（培養 CAL 法は従来困難であった、脂肪が少ない痩せ型の患者に利用できる施術法）平成 31 年に 5 症例の臨床研究が完了した。この実績を基に、令和 2 年より培養脂肪幹細胞を用いた脂肪移植術（培養 CAL 法）を一般臨床として提供を開始している。また、令和 2 年 3 月より、CAL 法を補完する 13 の施術について、CAL 法と一体的に行われる医療に限り、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合に該当するとされ、こちらも提供を開始している。	

Q 2. 特定事業の効果

効果の発現	わからない
効果が発現しているかわからない理由	
本特区においては、①高度美容医療の実施に伴う経済活動に加え、②関連産業への発注増、③医療関係従事者の新規雇用の増加、④再生医療における技術確立、⑤当該分野への貢献、⑥QOL の向上による社会活力の維持などを効果として、構造改革特別区域計画に挙げている。 （株）バイオマスター（以下「B 社」と言う）が、経営状況が芳しくない中、①経済活動を継続していることは評価できるものの、開設している診療所が 1 箇所であり、かつ当該診療所（以下、「セルポート CL」と言う）における実績（新規患者数や手術件数）が少ないため、②関連産業への発注増、③医療関係従事者の新規雇用の増加について、特区全域に波及する効果は不明。 ④再生医療における技術確立、当該分野への貢献など技術面については、セルポート CL では通常の「CAL 法」に加え、平成 27 年度から 5 か年計画で「培養 CAL 法」の臨床研究を行っており、（培養 CAL 法は従来困難であった、脂肪が少ない痩せ型の患者に利用できる施術法）平成 31 年に 5 症例の臨床研究が完	

了した。この実績を基に、令和2年より培養脂肪幹細胞を用いた脂肪移植術（培養 CAL 法）を一般臨床として提供を開始している。また、令和2年3月より、CAL 法を補完する13の施術について、CAL 法と一体的に行われる医療に限り、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合に該当するとされ、こちらも提供を開始となっている。

なお、CAL 法が⑥患者の QOL 向上の一助となっていることは見込まれるものの、開設している診療所が1箇所であるため、社会活力の維持につながっているか、についてはわからない。

Q 3. 地方公共団体として果たしている役割

地元医師会等を構成員とする協議会を設置し、医療の安全性の確保や自由診療の徹底について確認している。

また、B 社から高度医療の提供範囲の確認の相談があった際は、国（内閣府・厚生労働省）との調整を速やかに行っている。

Q 4. 地域の工夫

特段行っていません。

Q 5. 特定事業が成功するための鍵

- ・ 新規患者の獲得

収益を確保することにより、研究開発や広報活動を充実させることが可能となる。

- ・ 地域医療との連携

乳がん治療を行っている他の医療機関から一定の患者の紹介を受けているものの、セルポート CL で、がん治療後の乳房再建に取り組むにあたり、今後さらに密に連携を行っていく必要があると考える。

Q 6. 地域特有の条件による効果等

現在まで、特に認められない。

Q 7. 追加で緩和することが望ましい規制事項等

B 社によると、「構造改革特別区域法 第 18 条で定められている「厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療」の 6 項目について「高度な技術を用いて行う細胞医療」を追加して頂く事で、本特定事業を効果的・効率的に推進することができると考える。すでに、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」のシステムにより、第三者によるチェックと厚生労働省による承認が体系化されており、治療に対する安全性については特区法外で担保が可能である。」とのことである。

Q 8. 特定事業の将来に向けての展望等

B 社では通常の「CAL 法」に加え、令和2年より「培養 CAL 法」を一般臨床として提供開始している。また、令和2年3月より、CAL 法を補完する13の施術について、CAL 法と一体的に行われる医療に限り提供開始となっている。今後規制緩和（治療領域の拡大、開設地域の拡大等）が図られれば、大きな展開も可能と考える。

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

＜地方公共団体への質問＞

Q 9. 新たに特例措置の適用を要望する者の有無をお答えください。また、希望する者が少ない場合の理由についてどのようにお考えでしょうか。

特例措置の要望をする者	希望する者が少ない理由
なし	現状、当該事業で行える医療行為は限定的かつ特殊であり、B社でしか実施できないため。

＜地方公共団体への質問＞

Q 10. 本特定事業に係る他の都道府県からの照会・相談の有無とその内容をお答えください。

他の都道府県からの 照会・相談	内容
なし	都道府県からの照会はなし

＜地方公共団体への質問＞

Q 11. 本特定事業が実施されることによる地域医療への影響について、考え得る範囲でお答えください。

特に影響はない。なお、乳がん診療機関のCAL法への理解や患者紹介などの協力がないと、地域医療の推進につながりにくいと思われる。

＜地方公共団体への質問＞

Q 12. 本特定事業を活用している自治体として、株式会社であるメリット・効果についてどのように考えますか。

株式の発行による資金調達が認められる点。

＜地方公共団体への質問＞

Q 13. 医療に関する指標（医療従事者数・患者数・手術件数等）について経年比較できる形式でご提出ください。

＜非公表＞

＜当該病院等設立会社への質問＞

Q 14. 診療に関する指標（診療方針・施術メニュー・施術価格等）について記載のある資料をご提出ください。

別紙参照。

＜当該病院等設立会社への質問＞

Q 15. 経営に関する指標（損益状況等）について経年比較できる形式でご提出ください。

＜非公表＞

<当該病院等設立会社への質問>

Q 16. 患者等からの問合せ内容と HP アクセス件数をお答えください。

患者等からの問い合わせ内容

問い合わせ内容として多いものを列挙します。

- ・ 治療価格について
- ・ 類似治療との違い、メリット・デメリットについて
- ・ 手術可能時期について（特に乳がん術後の乳房再建を希望する患者様）
- ・ 術後の対応について

HP アクセス件数（単位：件）

2018 年度（平成 30 年度）	226,993 件
2019 年度（平成 31 年度／令和元年度）	227,604 件
2020 年度（令和 2 年度）	344,606 件
2021 年度（令和 3 年 10 月現在）	179,502 件

<当該病院等設立会社への質問>

Q 17. 本特定事業の適用事例が少ない理由としてどのようなことが考えられますか（要件・手続き等）。また、他自治体で医療経営を展開するとした場合の障害となり得るものはありますか。

適用事例が少ない理由（要件、手続き等）

特区内で開設許可となる医療が限定的であるため、株式会社がその限定要件で自社運営の医療機関を開設しようと思わないことが最大の理由になると考えます。仮に医療経営を行いたいと企業が手を挙げたとしても、特区要件に見合う条件を該当自治体の産業活性に貢献することができるかという点において、1：医療内容、2：企業、3：自治体の全てがマッチすることが非常に難しい問題であると思われます。

他自治体で医療経営を展開するとした場合の障害となり得るもの

他自治体において、求められる医療の内容と、経営する医療機関で提供できる治療に隔たりがないか。また地元医師会が株式会社設置の病院に肯定的であるかも非常に重要な問題と考えます。

<当該病院等設立会社への質問>

Q 18. 本特定事業に関連する他の問題があればお教えください。

現行の医療特区で株式会社が医療機関を運営する場合、医療事業単体で黒字化する事は非常に難しいミッションであると考えます。B 社も、現筆頭株主である(株)カネカ社の傘下となるまでは非常に不安定な資金状況にあったと言えます。そのため、医療機関を運営する母体には相応の資金体力が求められ、バイオベンチャーや中小企業では医療特区への参入は困難であると考えます。

<当該病院等設立会社への質問>

Q 19. 本特定事業を実施する上での将来展望をお答えください。また、対象医療行為が医療保険の適用となった場合の対応についてお教えください。

本特定事業を実施する上での将来展望

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」により安全性の確認を厚生労働省管轄が行っている現状を踏まえ、自由診療の制限内であれば高度な医療として特区内で他科目に渡る再生医療の提供を行っていききたい。

対象医療行為が医療保険の適用となった場合の対応

特区要件として「自由診療」であることが継続されることになるならば、対象医療行為については自院でも自由診療での提供を継続するものの、他院での提供に対し当該病院等設立会社が行っている「細胞加工受託サービス」により国内での治療に貢献していくことを第一優先として考える。もしくは、対象医療行為が自社の診療所として非常に重要な治療と位置付ける場合、自社の診療所より対象医療行為を行う診療所を一般の医療機関（医師開設）として分離開設する事も検討の余地がある。

<当該病院等設立会社への質問>

Q 20. 特定事業者が株式会社であるメリット・効果をお教えください。

通常の医療機関とは違い、診療所での損失分を会社の資金で補てんする事が可能なため、損失が大きい状況においても自社の診療所を閉院・休院する事なく患者様への治療を継続することが最大のメリットと考えます。また、臨床現場を保有することで運営会社の研究活動に直接的に貢献（データ取得、論文化など）しており、臨床と研究の関係性としては非常に効率が良いと考えられます。

<当該病院等設立会社への質問>

Q 21. 本特定事業の推進に関し、患者や住民の声を直接反映するような取組実績についてお答えください。

特に乳房再建領域における活動となりますが、患者様への治療説明を行うセミナーの開催や、乳がん患者団体との連携、診療所における定期的な患者説明会の開催などを行いながら、患者様の要望に応えることができるような治療メニューの開発や、費用設計を行っています。

<当該病院等設立会社への質問>

Q 22. 新たな診療領域の拡大によってもたらされた効果（新規患者数の増加、手術件数の増加など）についてお教えください。

2021年12月現在、まだ診療領域拡大による新患増加や手術件数増加といった効果は認められておりません。上記のプラス効果を発揮する以前に、コロナ禍による新患減少の影響が発現しております。

<当該病院等設立会社への質問>

Q 23. 他の医療機関との連携状況、課題についてお答えください。

2016年より2021年11月まで、年度別にそれぞれ33、45、26、36、12、23人の患者様を他の医療機関（同一医療機関含む）より紹介頂いています。主には関東圏内の医療機関様からの紹介が多く、遠方の医療

機関様とは連携を取ることが難しいところです。学会等での発表を通じて、多くの医師へ自社の診療所で行われている治療を啓発する必要があると考えています。

セルポートクリニック横浜の理念

セルポートクリニック横浜は、「高度美容外科専門クリニック」として質の高い医療を提供し、患者様の満足が得られるよう最大限の努力を払います。

基本方針

- 医療の安全に最善の努力を払い、安心できる医療を提供します。
- 患者様のご要望に最大限に応え、満足度の高い医療を提供します。
- 先進的な医療の実践と更なる開発に取り組みます。

セルポートクリニック横浜

院長 中山 玲玲

令和3年度調査報告（規制の特例措置用）

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	910
3. 特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	①都道府県に対して、主に以下の項目について調査を行う。 ・特区制度の周知状況、対応について ・都道府県下に存在する株式会社開設の医療機関からの照会等について ・都道府県下に存在する株式会社開設の医療機関に対する患者等からの苦情等について ②株式会社立医療機関の運営の状況等について、その実態調査を行う。 ③バイオマスターに対して、主に以下の項目について調査を行う。 ・医療、診療、経営に関する指標について ・診療領域の変更について ・経営上の支障等について
② 調査方法	アンケート
③ 調査対象	バイオマスター、47都道府県、株式会社立医療機関
④ 調査の実施時期	調査票の配布 令和3年12月3日に配布、1か月程度での提出を求めた。
⑤ 調査結果	【調査①について】(47都道府県から回答を得た) ●株式会社による医業経営について特区制度が設けられていることを知っているか否かという質問に対し、4自治体から『知らない』との回答を得た。その理由としては、 ・都道府県内での担当者間での引き継ぎがないこと ・国からの周知等がないこと ・相談実績等がないこと 等が挙げられた。 ●前回調査(平成29年1月)以降の本特区制度の活用に関する相談の有無について、全都道府県において相談はなかったとの回答を得た。 ●株式会社立医療機関があるのは28都道府県であった。そのうち4都県から、既存の株式会社立医療機関に関する患者等からの苦情を受けたとの回答を得た。その内容としては、医師の言動・医師とのコミュニケーションについて等、株式会社立医療機関以外の医療機関に関する苦情と同様であり、特段、株式会社立医療機関であることに由来するものはなかった。
	【調査②について】(都道府県を通して株式会社立医療機関に対して調査を行い、28病院から回答を得た) (1)「株式会社立医療機関であることのメリット」という設問に対し、主な回答として、 ●経営基盤の安定性 ●設備投資等、資金調達がしやすい ●地域医療への貢献 ●本社各部門の専門的知識の活用が可能 といった内容が挙げられた。 (2)「株式会社立医療機関であることのデメリット」という設問に対し、主な回答として、 ●社内決裁の手続が煩雑であること。医療についての知識が少ない決裁者に説明が必要で、柔軟な、迅速な経営判断はできない。 ●補助金等が認められていない ●病院独自の意思決定が難しい ●万一の医療トラブルが発生した場合、経営母体への影響が避けられない。 といった内容が挙げられた。 (3)医療法人等、他の法人形態への移行意思の有無についての質問に対し、他の法人形態への移行を検討していると回答した会社はなかった。

【調査③について】(株式会社バイオマスターからの回答)

(1)新たな診療領域の拡大について

●平成29年の調査により、診療領域の拡大について同社より要望があったことから、厚生労働省において学術関係団体等に意見を伺い、CAL組織増大術に付帯する形で行う場合に限り診療領域の拡大を行った。

(2)新たな診療領域の拡大による効果について

●2020年4月より、拡大承認を頂いた領域についてもクリニックで治療提供を開始しているが、領域拡大による症例増加や収益増加は認められていない。当該拡大承認はCAL組織増大術を提供する上で必要である場合、という範囲においての承認であり、あくまでもCAL組織増大術に付帯する形でのみ領域拡大後の治療を提供することができる。

●また、近年クリニックでは乳房再建術の患者が多数を占める状況だが、保険診療も可能な乳房再建術は保険での治療を行う患者が多く、拡大頂いた施術の一部も当クリニックではなく他院にて治療が行われている。

以上より、当クリニックで拡大領域を提供する機会は少なく、診療領域拡大の効果を確認できていない状況である。

との回答を得た。

(3)株式会社として医療機関を経営していく上でのメリットについて

●通常の医療機関とは違い、診療所での損失分を会社の資金で補てんする事が可能なため、損失が大きい状況においてもクリニックを閉院・休院する事なく患者様への治療を継続することが最大のメリット

●臨床現場を保有することで運営会社の研究活動に直接的に貢献(データ取得、論文化など)しており、臨床と研究の関係性としては非常に効率が良い

との回答を得た。

(4)株式会社として医療機関を経営していく上での支障について

●株式会社としての特区制度に従い医療機関を経営するため、制度より逸脱するような治療が行えないことが支障と考えられる。

●株式会社であるため、クリニックの運営方法についても株主決定が最重要であるため、一般の医療機関と違い医師の方針による医療機関運営が必ず行えるという訳ではなく、会社組織と医療従事者において意見に相違がみられることもある

との回答を得た。

(5)特区制度を実施するに当たっての支障について、

●構造改革特別区域法第18条に基づき“高度美容外科医療”としての脂肪由来幹細胞を用いた軟部組織増大術を提供。診療所を開設した2006年当時では国内でも当診療所を含めて数施設ほどの治療であったが、2014年に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行されてから、幹細胞を用いた治療は年々増加しており、当診療所で行われる治療についても珍しいものではなくってきている。また医療技術の進歩にともない、類似治療も行われるようになり、国内医療機関においては保険治療、類似治療、当診療所と同一の治療を患者様に選択して頂ける状況となっている。

●一方で当診療所では保険治療や類似治療は提供することができないため、どうしても患者様の誘致に苦戦を強いられる。患者誘致については医療法に準じた広告宣伝しかできないため、事実であったとしても、“国内唯一の高度美容外科医療”などのような広告はできなくなっており、特区診療所であることを有効に宣伝することができない。

●幹細胞を用いた治療についても2022年現在では軟部組織増大術以外でも利用されており、構造改革特別区域法第18条第4条の定める範囲において、軟部組織増大術以外の幹細胞治療を適時開始することができるようにして頂きたい。一例であるが、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」において厚生労働省において受理されている再生医療のうち、構造改革特別区域法第18条第4条を満たす治療(軟部組織増大術以外の幹細胞を用いた高度美容外科医療)については当診療所での提供を可能として頂くことで、特区制度における診療所運営の難問が解決されると思う。

との回答を得た。

⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	株主決定が最重要であるため、会社組織と医療従事者間で意見に相違が生ずることがある。 また、同社は軟部組織増大術以外の幹細胞治療についても当該診療所で行うことを可能とすることを要望している。2014年の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行以降、幹細胞を用いた治療は年々増加していることから当該診療所で行う治療の希少性が薄れ、患者獲得に苦戦していることによる。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	現場における意見相違の具体的内容や解消手段について、より詳細に調査する必要がある。また、厚生労働省としては、バイオマスター社からの要望について、日本における再生医療の発展の現状も踏まえ、本特区制度における課題を整理する必要があると考えている。

⑥評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表(抄)

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第6項等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第6項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。 ① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※2）に適合するものであること。 ② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※3）に適合するものであること。 ③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。 2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第6条の5第3項の規定にかかわらず、同法第6条の5第1項及び第2項並びに厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨の広告（同法第6条の5第1項に規定する広告をいう。）をすることができる。 3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。 4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定又は特定承認保険医療機関の承認をしないものとする。 5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。 ※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。 ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断 ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療 ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療 ④高度な技術を用いて行う美容外科医療 ⑤提供精子による体外受精 ⑥その他これらの医療に類する医療 ※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。 ※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。 ※4 医療法第6条の5第1項及び第2項の規定に加え、同項第4号の規定に基づく医療法施行規則第1条の9においても、広告の方法及び内容に関する基準（①患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。②治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。）を規定している。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

⑦評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル(抄)

9 1 0 病院等開設会社による病院等開設事業

1. 特例を設ける趣旨

株式会社の資金調達能力及び研究開発意欲の活用が高度な医療の開発・普及の促進の観点から適切かつ有効であるかを検証するという趣旨により、高度な医療の提供を促進する特区の認定を受けたときは、当該特区内において株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設することを認める医療法等の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第7条第6項の規定にかかわらず、許可を与えることとするとともに、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第65条第3項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定をしないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 高度な医療の定義

株式会社が特区において行うことのできる高度な医療は、高度な技術を用いて行う倫理及び安全性の観点から問題がないと認められる医療で、次のいずれかに該当するものです。

- ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（「高度画像診断」）
- ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（「高度再生医療」）
- ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（「高度遺伝子治療」）
- ④高度な技術を用いて行う美容外科医療（「高度美容外科医療」）
- ⑤提供精子による体外受精（「高度体外受精医療」）
- ⑥その他これらに類するもの

このうち、⑥の「その他これらに類するもの」については、地方公共団体からの要望事項について現時点ですべて把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、規定したものです。

(2) 株式会社が開設する病院又は診療所が満たすべき要件

認定を受けた特区内において、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、医療法（昭和23年法律第205号）第21条及び第23条の規定に基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）並びに同法第21条の規定に基づく都道府県の条例において定める病院又は診療所の構造設備及びその有する人員等に関する要件を満たさなければなりません。

また、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、あわせて、許可申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして別途厚生労働省令で定める基準を満たさなければなりません。その基準は、高度な医療の内容ごとに定められていますが、具体的には以下のとおりです。

- ア 提供する高度医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師が1名以上置かれていること。（すべての高度医療について規定。また、高度画像診断については、あわせて、「高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師が1名以上置かれていること。」）
- イ 提供する高度医療を実施するために必要な施設を設けていること。（高度体外受精医療のみについて規定。）
- ウ 提供する高度医療を実施するために必要な設備（エに規定するものを除く。）を設けていること。（すべての高度医療について規定。）
- エ 提供する高度医療に用いる物質（高度医療の内容に応じて、放射性同位元素、細胞、遺伝子と異なる。）を製造（培養、組換え）するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に供給を受けることができること。（高度体外受精医療以外の4種類の高度医療について規定。）
- オ 提供する高度医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。（高度画像診断、高度美容外科医療以外の3種類の高度医療について規定。）
- カ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文章が作成されていること。（すべての高度医療について規定。）

(3) 株式会社が開設する病院又は診療所が行う広告の方法及び内容に関する基準

株式会社が開設する病院又は診療所については、医療法第6条の5第3項に規定する事項のほか、高度な医療を提供している旨を広告することが

できますが、その行われる広告は、虚偽にわたってはならず、また、医療法第6条の5第1項、2項及び医療法施行規則第1条の9各号に規定する広告の方法及び内容に関する以下の基準を満たさなければなりません。

- ① 患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。
- ② 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載に当たって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、当該特区内で3(1)の高度医療が提供されることを明示すること。
- ・ 提供される高度医療によっては、例えば再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第2条第1項に規定する再生医療等に該当する場合もあり、特区計画に記載する特定事業は関係法規を遵守したものとすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	神奈川県	神奈川県	かながわバイオ医療産業特区	神奈川県の全域	地域経済の活性化には先端的で高度な研究成果に基づく新たな技術・産業の創出促進が重要であり、中でもバイオ関連技術は多様な業種への波及効果が期待される分野である。そこで、本特区計画により、バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。	910	・病院等開設会社による病院等の開設	第8回 平成17年7月19日 認定

⑨参考：平成29年度の評価意見

評価意見

①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる
⑤	評価	その他(関係府省庁は、診療領域について、拡大要望も踏まえ検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その内容を議論し、一定の結論を得る。その上で、事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	関係府省庁によれば、 ・診療領域が高度な治療で自由診療に限定した本特定事業の場合、本来は同じ医療機関で行う必要がある治療等について他の医療機関を紹介せざるを得ない状況にあることから、事業者から診療領域の拡大が求められている ・本特定事業が創設された平成15年以降の技術の進展等状況の変化も踏まえ、診療領域について整理する必要がある、本特定事業の全国展開については、少なくとも当該整理を行ったのち、検討する必要があるとのことであった。 評価・調査委員会による調査では、 ・現時点で事業者における術数等も少なく研究開発も進行中であるため、地域への明確な効果は発現していないが、途上にある臨床研究が進めば治療メニューの拡大による術数の増加が見込まれること ・本特定事業は診療領域に制限があるため、今後、同領域の拡大が図られれば、大きな事業展開が見込まれ、また、企業が有するネットワークの共有、広域かつ多方面の企業に対するアプローチによる多角的な事業展開も可能となること が確認された。 医療・福祉・労働部会では、 ・診療領域を自由診療に限定していることが事業推進の阻害要因になっていると考えられるため、限定を解除したほうがよい ・先端技術関係事業には資金調達の多様性が必要で、本特定事業のニーズはあると思われることから、事業者が経営しやすい柔軟な対応が必要である ・関係府省庁は、診療領域について、高度医療との関係性、患者の利便性、効率性を考慮しつつ、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行う必要があるとの意見が出された。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

⑩参考：評価・調査委員会による調査結果（概要版）（平成 29 年度）

特例措置番号	9 1 0
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H17 上、H18 下、H19、H20、H21、H25
調査対象の件数（回収数）	1 件

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会による調査では、認められる医療行為等に制約がある中で、資金不足による研究開発の一時停止や集患不足により、新規患者数や手術件数が開院当初と比べ伸び悩んでいる実態がある。一方、患者数が年々増加している乳がん治療において、新たに研究開発を行っている培養 CAL の研究成果を基に臨床に応用し、将来的に治療メニューに拡大することによる新規患者獲得等の将来性は認められる。
- 関係府省庁による調査では、バイオマスター社への調査から特定の治療しか行えない特定事業の場合、自由診療領域に限定した上で、本来は同じ医療機関で「行える」もしくは「行うべき」である治療について他の医療機関を照会せざるを得ない状況にあるとし診療領域の拡大の必要性が訴えられている。

2. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会による調査において確認された事項
 - ・診療領域等の制限
特区においては、自由診療に限って事業展開を図ることが可能である中で、診療領域に制限があり、安定的な事業収支や事業拡大、新たな事業展開に限界がある。
 - ・新たな資本参加による事業展開
資本不足による研究開発の一時停止があったものの、新たな資本参入により、積極的な研究開発の実施、研究開発の推進が可能となっている。
 - ・特定事業の将来性
現時点では研究開発は進行中であり明確な効果は発現していないが、同目的を持つ企業による資本参入により、研究開発や研究結果に基づく臨床の推進、治療メニューの拡大による新たな技術確立、患者の QOL の向上等の効果が期待できる。
また、企業が有するネットワークの共有、広域かつ多方面の企業に対するアプローチによる多角的な事業展開も可能となる。
- 関係府省庁による調査において確認された事項
制度が創設された平成 15 年以降の状況の変化を踏まえた診療領域に係るバイオマスターからの要望への対応を厚生労働省としても整理する必要があると考えられる。
こうした整理ののち、制度自体の全国展開については適切かどうかも含めて検討を行うべきものと考えられる。

⑪参考：関係府省庁による調査結果（平成29年度）

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	910
3. 特定事業の名称	病院等株式会社による病院等開設事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	①バイオマスターに対して、主に以下の項目について調査を行う。 ・医療、診療、経営に関する指標について ・診療領域の変更について ・経営上の支障等について ②神奈川県を除く46都道府県に対して、主に以下の項目について調査を行う。 ・特区制度の周知状況、対応について ・都道府県下に存在する株式会社開設の医療機関からの照会等について ・都道府県下に存在する株式会社開設の医療機関に対する患者等からの苦情等について ③株式会社立医療機関の運営の状況等について、その実態調査を行う。 ④神奈川県に対して、主に以下の項目について調査を行う。 ・診療領域の変更について ⑤横浜市に対して、主に以下の項目について調査を行う。 ・診療領域の変更について
②	調査方法	アンケート
③	調査対象	バイオマスター、47都道府県、株式会社立医療機関、神奈川県、横浜市
④	実施スケジュール	調査票の配布 平成30年1月23日に配付、1週間程度での提出を求めた。

【調査①について】(バイオマスターからの回答)

(1) 診療領域の変更について

平成23年に診療領域の変更を行ったが、その理由に対し、

●株式会社カネカ社の子会社化に伴い、クリニックの経営方針として美容外科領域より豊胸術、エイジングケア術を行わないことが決定された。

との回答を得た。

(2) 診療領域の変更前や変更後の状況や対応について

①継続診療中の患者や、従業員の雇用等に対する診療領域の変更前の対応等に関する設問に対し、

●継続して診療が必要な患者は、当院における主治医が勤務する他の病院(主に大学病院)へ紹介状を発行し、経過観察を継続してもらった

●診療の必要性は低いですが、直近1年以内に通院があった患者には、休診のお知らせを郵送し理解を求めた。また再開時には再開通知も発送した

●診療所勤務の従業員は休診時に解雇したが、再開時に希望者を再雇用した

●休診に伴う苦情(主には診療の継続について)は数件あったが、紹介状の発行や、面会して説明することで全員に理解をいただいた

との回答を得た。

②変更後の対応等に関する設問に対し、

●院長には乳房再建を専門としていた形成外科専門医を招聘し、より形成外科領域に特化した組織構築を開始した。

●集患については、乳がん患者会や関東圏の形成外科・乳腺外科へのクリニック説明を開始した。

●保険会社でのセミナーを積極的に展開し乳房再建の啓発活動を行った。

●再開時には休院前の従業者を再雇用している。

●休院に伴う苦情は全て対応済の上で再開している。

との回答を得た。

(3) 特区制度を実施するにあたっての支障について

特区制度の支障に関する設問に対し、

●セルポートクリニック横浜を開院した平成18年の時点において、国内では再生医療もしくは細胞治療に関する法は制定されておらず、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成22年厚生労働省告示第380号)や再生医療等の安全性の確保に関する法律(平成25年法律第85号)が制定されるまで、再生医療に関する法が存在していなかった状況である。特定事業は再生医療に該当しているが、一般の方から見た時に、再生医療とそれ以外の医療について区別する事は難しい。医療は特に安全性が優先されるべきであり、特定事業のような研究結果を基に治療を行っている医療機関を明確に区別できるような法の整備が必要と考えられる。

●(特定事業として)高度美容外科医療として診療可能な治療の拡充を期待する。また、特定の治療しか行えない特定事業の場合、自由診療領域内に限定したとしても、本来は同じ医療機関で「行える」もしくは「行うべき」である治療について、他の医療機関を紹介しなくてはならない状況に直面する。特定事業下においても、自由診療領域に限定した上で、治療可能な診療範囲を拡大する必要がある。

●本特定事業開始当初は「高度美容外科医療」として認められた脂肪幹細胞治療(セルポートクリニック横浜ではCAL組織増大術として展開)であるが、既に様々な医療機関が模倣した技術を取り組むようになり、技術そのものの競争優位性は失われてきている。一方で規制は開院当初のままであり、何らかの緩和策が必要と考えられるタイミングにきていると考えられる。加えて、CAL法は再生細胞医療として「高度美容外科医療」を超える治療を提供可能であるが、現特定事業の規制下その実施も困難である。

との回答を得た。

【調査②について】(神奈川県を除く 46 都道府県に対して調査を行ったところ、30 自治体から回答を得た)

●株式会社による医業経営について特区制度が設けられていることを知っているか否かという質問に対し、6自治体から『知らない』との回答を得た。

●回答のあった30自治体のうち、前回調査(平成25年10月)以降、本特区制度を活用したい旨の相談があった自治体はなかった。

●回答のあった30自治体のうち、株式会社開設医療機関があるのは18自治体であった。そのうち4自治体から、既存の株式会社開設医療機関に関する患者等からの苦情を受けたとの回答を得た。その内容としては、医師の接遇や言動、説明不足についてであり、特段、株式会社立の医療機関であることに由来するものではなかった。

【調査③について】(都道府県を通して、株式会社立医療機関に対して調査を行い、18病院から回答を得た)

(1)「株式会社立医療機関であることのメリット」という設問に対し、主な回答として、

- 設備投資(資金調達)における企業のバックアップ
- 企業名により患者へ信頼感を与える
- 企業価値の向上
- 経理、法務等に本社の各部門の知見を役立てられるを挙げている。

(2)「株式会社立医療機関であることのデメリット」という設問に対し、主な回答として、

- 税制上の優遇措置や補助金等が認められていない
- 給与水準が本社にあわせられるため、人件費が高くなる傾向にある
- 病院の建て替え等に本社の判断が入り、意思決定が自由でない
- 本社の業績が悪化すると影響を受けるを挙げている。

【調査④について】(神奈川県からの回答)

診療領域の変更について

●休院(平成23年6月1日から10月末日まで)中、県に対して、当時の(株)バイオマスター代表取締役から「(株主として、(株)カネカが(株)バイオマスターの経営に参加することとなった際は)再開後は診療領域を変更するよう求められている」との説明があった。その際、(株)カネカとしては、ライフサイエンス分野における同社のブランド力を活かし、乳房再建等医療領域の診療に特化していきたいとのことであった。

●(株)バイオマスターからは、「すでに通院中の患者については、継続して診療を行う、もしくはクリニックの医師が勤務する他の病院へ紹介状を発行し対応していた」と聞いており、診療領域の変更後において、通院中の患者が必要な医療を受けられない、ということはないと認識している。との回答を得た。

【調査⑤について】(横浜市からの回答)

診療領域の変更について

- 横浜市においてた特段の相談も受けておらず、事情を把握していない。との回答を得た。

⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	バイオマスター社への調査によれば、特定の治療しか行えない特定事業の場合、自由診療領域に限定した上で、本来は同じ医療機関で「行える」もしくは「行うべき」である治療について他の医療機関を照会せざるを得ない状況にあるとし診療領域の拡大の必要性が訴えられている。CALに係る周辺の治療が当該医療機関において行えないため、患者に一定の負担、不便を強いていると考えられる。 このような状況は、特区制度が創設された平成15年から現在までの医療に係る技術の進歩によるものと考えられる。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	⑥のとおり、制度が創設された平成15年以降の状況の変化を踏まえた診療領域に係るバイオマスターからの要望への対応を厚生労働省としても整理する必要があると考えている。こうした整理のうち、制度自体の全国展開については適切かどうかも含めて検討を行うべきものとする。

特例措置番号920の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 調査計画の概要	2
③ 調査結果の概要	3
④ <u>評価・調査委員会による調査結果（審議事項）</u>	5
⑤ <u>関係府省庁による調査結果（審議事項）</u>	198
⑥ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表(抄)	200
⑦ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル(抄)	201
⑧ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧	204
⑨ 参考：平成29年度の評価意見	217
⑩ 参考：評価・調査委員会による調査結果（平成29年度）	219
⑪ 参考：関係府省庁による調査結果（平成29年度）	223

①評価対象となる規制の特例措置の概要

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920） （平成16年2月措置）

<これまで>

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

<取り巻く環境の変化>

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

<主な要件>

- 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること。
- 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること。
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること。
- 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するように努めること。

認定計画数：118件（累計）

73件（令和4年3月末現在）

※3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず平成22年6月から全国展開済。

◎実際の取組事例

～地産地消で豊かな給食特区～

（平成16年12月認定）

実施主体：北海道清里町

女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実が重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。

また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。



②調査計画の概要

特例措置の番号	920
特例措置の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H17 上、H18 上、H19、H20、H21、H24 下、H28、H29 (H28 から継続)

1. 過去の評価結果の概要

平成 29 年度の評価においては、

- 関係府省庁による調査では、発達段階等に応じた給食の個別対応や、保育所と外部搬入事業者の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である等、前回評価で弊害として提示された問題点が依然として存在していることが確認されたとのことであった。
- 評価・調査委員会の調査では、本特例措置の実施に伴い、保育士の加配や一時保育・延長保育・障害児保育の充実、保育料の軽減等の効果が確認された。
- 関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、情報提供・助言・助言を行うように求められた。
- 評価・調査委員会は、ガイドライン等の周知・徹底により、保育所等の実施状況、効果を検証し、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、令和 3 年度に改めて評価を行うこととされた。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 発達段階に配慮した哺乳食の提供など、3 歳未満児に必要な個別の対応が困難であり、搬入後に保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題や保育士の業務負担が増大している。
- 未就学児、特に低年齢児のアレルギー原因物質は、多岐に渡っている上、低年齢の発症が多く、有病率についても年々増加傾向にあるが、代替食の提供は難しく、弁当を持参させている場合が半数にのぼる。
- 体調不良児への対応について、きめ細かい対応が十分にできていない。
- 食育への対応について、自園調理を行っている保育園に比べ、総じて食育への取り組み割合が低くなっている。
- 保護者のニーズ・評価について、自園調理が外部搬入を上回る。
- 保育所と外部搬入事業者の間の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行う。
- 保育所の食事提供のリスク低減のため、改めてガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 小規模保育事業等の既存政策について活用の実施・検討を行ったかどうか。

③調査結果の概要

特例措置番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H17 上、H18 上、H19、H20、H21、H24 下、H28、H29
調査対象の件数（回収数）	73 件（回答数 72 件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・給食の外部搬入事業の実施により、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられた。また、施設の構造上、自園調理ができず2歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となった施設も確認された。
 - ・小規模保育（利用定員6名以上19名以下）等の地域型保育事業への移行等に係る検討については、約8割が「検討していない」としている。検討していない理由としては、公立保育所の統廃合を優先事項と考えている、3歳未満児と未満以上児の兄弟が別々の保育所へ通園することになり、保護者の負担増となるなどとなっている。
 - ・離乳食をはじめ3歳未満に必要な個別対応については、保育所の調理員が個別に対応することなどにより約6割の自治体が「課題が克服された」としている。また、アレルギー児への対応について、入所前のアレルギー調査の実施、生活管理指導表に基づく代替食の提供、給食センターによる除去食の提供などにより6割強の自治体が「課題が克服された」としている。なお、平成31年4月に改訂された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を踏まえた取組について、7割強の自治体で対応済となっている。
 - ・食育への取組について、保育活動に畑作業を取り入れる、栄養士を配置し食育活動を実施する、地元農産物を取り入れた給食の提供などにより、約5割の自治体が「課題が克服された」としている。
 - ・保育士からの評価として、地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後も食べ慣れた給食が食べられることから3歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答があった。
 - ・保護者からの評価として、バランスが良いメニューなので良い、家でなかなか作らない料理や栄養の計算された献立が食べられる、子どもが苦手なものでも食べられることが助かっているとの回答があった。
- 厚生労働省の調査では、
 - ・アレルギー児への対応として、自園調理では8割を超える施設で個別対応が出来ているのに対し、外部搬入を行う施設では約5割に留まっている。
 - ・発達段階に応じた食事の提供について、離乳食の対応が出来ていない施設が4割超、複数段階に分けて離乳食を提供できている施設は4分の1程度に留まっている。
 - ・体調不良児について、個別に調理する対応に関しては、自園調理を行う施設のうち3割以上で対応出来ているのに対し、外部搬入を実施する施設では2割に満たない状況となっている。
 - ・食育への取組について、全ての項目について、自園調理を行う施設の方が、実施率が上回っている。
 - ・事故が発生したかどうかについて、自園調理を行う施設では4.4%であるのに対し、外部搬入を実施する施設では10.9%となっている。

2. 本年度の評価において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 厚生労働省の調査では、特にアレルギー児への対応に差が見られる結果となっており、発達段階に応じた食事の提供、体調不良児への対応についても対応が十分でない施設が一定数あった。また、事故の発生状況や食育への取組状況等からも、課題が確認された。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では、給食の外部搬入事業の実施により、経費の削減が図られたこと、地元食材を活用することにより地元農業への経済効果がみられること、地産地消の推進により食育面での効果が確認された。また、自園調理ができず2歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となったなどの効果が確認された。
- 離乳食をはじめ3歳未満に必要な個別対応については、保育所の調理員が個別に対応すること、アレルギー児への対応について、入所前のアレルギー調査の実施、生活管理指導表に基づく代替食の提供、給食センターによる除去食の提供などの取組が行われていることが確認された。
- 厚生労働省の調査では、経費削減等のメリット等は認められるものの、特にアレルギー児への対応に差が見られる結果となっており、発達段階に応じた食事の提供、体調不良児への対応についても対応が十分でない施設が一定数あった。また、事故の発生状況や食育への取組状況等からも、課題が確認された。

④評価・調査委員会による調査結果

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特定措置の内容	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。 (一部全国展開：3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)

【規制の特例措置に共通の質問項目】

1. 特定事業の概要など				
(発送数：73、回収数：72(事業未実施による未回答含む)、事業未実施により未提出：1)				
<ポイント>ほぼすべての自治体で「予定より進んでいる」、「予定どおりに進んでいる」としている。				
Q1. 進捗段階				
	1. 予定より進んでいる	2. 予定どおりに進んでいる	3. 予定より遅れている	
認定地方公共団体数	5	62	2	
Q2-1. 効果の発現				
	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している	3. 発現していない	4. わからない
認定地方公共団体数	55	1	1	9
<個別の回答>				
都道府県	認定地方公共団体	特区の名称	進捗段階 Q1	効果の発現 Q2-1
北海道	清里町	地産地消で豊かな給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
北海道	湧別町	地場産品を使用した安全で安心な給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
山形県	最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
山形県	高畠町	高畠町なかよし給食特区	公立保育所から民間保育所へ移管したため未回答。	
茨城県	阿見町	阿見町いきいき子育て給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している

群馬県	六合村 (現：中之条町)	くにっこニコニコ給食特区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
群馬県	みなかみ 町	みなかみ町藤原地区食育推進 給食特区	3. 予定より遅れ ている	3. 発現していな い
千葉県	芝山町	芝山町保育所給食外部搬入特 区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
千葉県	横芝光町	健やかな子どもを育むよこし ばひかり給食特区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
千葉県	大多喜町	大多喜町子育ていきいき給食 特区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
石川県	能美市	能美いきいき給食特区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
福井県	越前町	越前町すくすく給食特区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
山梨県	市川三郷 町	より安全で安心できる給食特 区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
山梨県	富士河口 湖町	富士河口湖町保育所給食特区	1. 予定より進ん でいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
長野県	根羽村	根羽村保育所・義務教育学校 の一貫食育給食特区	回答内容非公表	
岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
岐阜県	飛騨市	飛騨市公立保育園給食外部搬 入特区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
岐阜県	本巣市	健やかな成長を支える給食特 区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
岐阜県	郡上市	食育推進給食特区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
岐阜県	神戸町	心豊かな子どもを育む給食特 区	2. 予定どおりに 進んでいる	1. 計画当初から 期待していた効果 が発現している
岐阜県	安八町	地産食材で豊かな給食特区	2. 予定どおりに 進んでいる	4. わからない

岐阜県	揖斐川町	豊かな心と体を育む給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
岐阜県	大野町	心豊かな給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
岐阜県	七宗町	ひちそう よちよち パクパク食育特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
岐阜県	白川町	未来を担う子どもたちがすくすく育つ美濃白川給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
岐阜県	白川村	21世紀へと羽ばたく心豊かな子どもが育つ白川給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
静岡県	熱海市	初島保育園給食外部搬入特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
静岡県	磐田市	安心・安全の給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	西尾市	西尾っ子を育む楽しい給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	蒲郡市	蒲郡市にこにこ給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなとこなめっ子給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	稲沢市	稲沢市食育推進給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	日進市	日進市安全安心保育園給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	清須市	地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	4. わからない
愛知県	北名古屋 市	北名古屋いきいき給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している

愛知県	みよし市	みよし市わくわくもりもり給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	あま市	元気でもりもり健やか給食育特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	長久手市	長久手市よく遊び自然に親しむ給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	4. わからない
愛知県	東郷町	東郷町心豊かな子どもを育む給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	蟹江町	かにえ活き生き給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	阿久比町	子どもが健康で輝きながら育つ給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	4. わからない
愛知県	豊根村	心ワクワク給食特区	1. 予定より進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
三重県	亀山市	亀山市あんしんあんぜん給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
三重県	伊賀市	伊賀市あんしん給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
滋賀県	栗東市	安全で安心、おいしい栗東市給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
滋賀県	甲賀市	甲賀市給食外部搬入特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
滋賀県	高島市	高島市マキノ町地域給食外部搬入特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
大阪府	柏原市	元気でにこにこ柏原給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
大阪府	熊取町	健やかくまっこ給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
大阪府	岬町	岬町笑顔満開給食特区	回答内容非公表。	
兵庫県	福崎町	福崎町健康づくり給食特区	公立保育所か羅認定にこども園に移行したため未回答。	
和歌山県	紀美野町	きみのっ子元気で楽しい給食特区	3. 予定より遅れている	4. わからない

和歌山県	高野町	「食育」の推進をめざす一貫給食特区	1. 予定より進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
和歌山県	広川町	広川 元気っこ・のびのび給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
和歌山県	すさみ町	心豊かな子どもを育む給食特区	1. 予定より進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
岡山県	高梁市	みんなワクワク給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	4. わからない
岡山県	真庭市	食べることを楽しむ子どもの給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
広島県	呉市	すくすく・のびのび給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
広島県	東広島市	東広島市すくすく・すこやか給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	4. わからない
広島県	江田島市	江田島市にこにこ給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
広島県	安芸太田町	安芸太田町いきいきふれあい給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
徳島県	小松島市	小松島市保育所給食特区	事業未実施のため未提出。	
徳島県	阿南市	阿南市羽ノ浦地区保育所給食外部搬入特区	2. 予定どおりに進んでいる	4. わからない
徳島県	那賀町	那賀町木頭地区保育園給食外部搬入特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
徳島県	美波町	美波町公立保育園給食外部搬入特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
香川県	宇多津町	安心・安全の給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
福岡県	粕屋町	みんなでつくろう、かすや給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	4. わからない
宮崎県	綾町	綾町すこやか食育給食特区	1. 予定より進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
<Q1-2. 予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。> ・みなかみ町 該当する保育園は、利用者の減少により平成26年4月から休園となっている。 ・富士河口湖町 事業は計画通り進んでいる				

・ 豊根村	特定事業をすることにより保育所の運営の合理化ができ、延長保育や一時保育等保育ニーズに対応することができた。
・ 紀美野町	現在特区内に保育所自体が存在しない。
・ 高野町	当初認定を得て以降、少子高齢化が進み地域の状況が変化の中で園児数が確保できず、当初認定時休園の保育所 1 園が廃園に、1 園が休園になっている。また私立の幼稚園と町立の保育所が合併しこども園として運営していることなど事業計画に変更が生じているが計画変更の手続きを取れていない。機構改革や人事異動による担当者変更の際の事務引継ぎができていないことが原因である。
・ 綾町	現場での事業運営上の点について、保育所に対する給食調理を 1 か所に集約することによって、人件費や設備の効率的な運用ができています。体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が容易になった。

Q 2-2. 発現効果の内容

<ポイント>

食材の一括購入、一括調理により経費の削減が図られている。地元食材（農産物）を農協や地元農業生産法人から調達することにより、地元農業への経済的効果がみられるとともに、地産地消の推進により食育面での効果もみられている。また、施設の構造上、自園調理ができず 2 歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となった自治体もみられる。

<個別の回答>

・ 清里町	<経済的効果> 給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営の実現
・ 湧別町	給食センターによる食材の一元購入により経費節減が図られる。
・ 最上町	調理場の集約化により人的体制が充実し安定した給食提供が可能になった。また、各保育所の調理機器等のメンテナンスや更新経費が不要になった。
・ 阿見町	地元食材（農産物）を農協や地元農業生産法人からの調達により、地元農業への経済的効果と生産意欲の向上へと繋がっている。
・ 中之条町	人件費の削減
・ 芝山町	町内 3 か所の保育所への調理室整備および維持管理にかかる費用の削減
・ 横芝光町	調理員の人件費、設備等の維持管理費の費用負担の節減につながっている。
・ 大多喜町	給食材料の一括購入等による経費の節減
・ 能美市	食材の一括購入や一括調理により経費の削減を図ることができた。
・ 坂井市	米や野菜類の地元産仕入れが増えた。
・ 越前町	給食を外部搬入することにより人件費を削減することができ、財源を保育サービスに充てることができている。
・ 富士河口湖町	食材を一括購入することで児童への給食の安定した提供ができ、経費の削減にもつながる

・ 恵那市	給食センターで賄材料を一括で調達することで、事務の軽減が図られる。また、一連の調理工程により光熱水費や消耗品費等の削減が図られている。
・ 飛騨市	外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減
・ 本巣市	食材の一元化、一元調理により賄材料費や光熱水費などの給食調理に係る経費が節減され、子育て関連の施策へ投資を行うことができた。 (保育料の低減。第3子以降給食費無料化など)
・ 郡上市	保育運営費にかかる人件費用の節減
・ 神戸町	費用の削減
・ 揖斐川町	食材の一括購入や調理員の適正配置による調理業務経費、施設設備の維持管理経費等の削減が図られた
・ 大野町	食材の一括購入や調理員の適正配置による調理業務経費等の削減となった。
・ 北方町	運用経費が削減できている。
・ 七宗町	外部搬入方式が可能になったことにより、給食センターでの共同調理が可能となり、食材の一元購入、各園での人件費等の経費が削減され、それに伴い効率的に給食にかかる保育士等の負担軽減及び時間の有効活用が図られ効率的な保育所運営、保育サービス、子育て支援サービスの充実が推進されている。
・ 白川町	業務の効率化が図られ、コスト削減に繋がった。地元食材の大量購入により地域活性になっている。
・ 白川村	費用の節減に効果があった
・ 熱海市	小中学校の調理室で、島内の中学生以下の児童の給食を一括調理することにより、食材の一括購入や調理設備の一元化による調理業務の経費節減となっている。 また、一括調理による調理員の適正配置により、人件費等の経費節減につながり合理的な保育所運営を行っている。
・ 磐田市	詳細な効果額は不明だが、竜洋西保調理場の改修費用・維持管理費、福田こども園の一括調理による委託経費の節減につながったと思われる。
・ 安城市	人件費及び施設の負担が軽減された。
・ 西尾市	生産者にとっては、生産物が地元で購入・消費されることで、安全・安心な食材の生産及び安定的納品を目指し、地域産業の活性化が図られる。
・ 蒲郡市	2歳児給食の外部搬入が可能となって、自園調理室の改修工事は必要なくなり、保育室やトイレの改修工事のみで比較的安価で新たに2歳児保育ができるようになった。
・ 常滑市	地元食材を多く使用することにより、地元の農家育成につながった
・ 稲沢市	経費の節減
・ 日進市	外部搬入を活用することで安定的に給食提供ができるため、地元企業からの食材調達を継続することができ地域の経済の促進ができている。また、わずかではあるが人件費節減効果がみられている。
・ 田原市	費用の削減（市が食材を一元購入し、(株)田原学校給食サービスが一元調理することで、材料費、人件費、光熱水道費等、給食の調理に係る経費を節減し、こうして節減された財源により多様なニーズに対応することができる）。

・北名古屋市	給食センターからの給食外部搬入方式を導入することで、材料費・人件費・光熱費等の調理に係る経費が節減されている。
・みよし市	調理設備維持管理経費及び調理業務経費の削減。地元食材の一元購入により価格を抑えて購入できている。
・あま市	費用の節減
・東郷町	費用の削減
・蟹江町	人件費・材料費等の削減
・豊根村	給食調理員 1 名分の人件費の削減
・亀山市	費用の削減
・志摩市	給食センターから搬入することにより、人件費の削減が図られている。
・伊賀市	経費節減
・栗東市	平成 30 年 9 月より公立保育所における給食の外部搬入事業を開始し、令和 3 年度 11 月までに給食調理業務委託料約 19,139 千円(累計)、給食食材料費約 4,889 千円(累計)の削減効果があった。
・甲賀市	人件費(調理員)及び食材料費の節減
・高島市	設備面での維持管理や職員配置による削減。地元食材の一括購入により経費の削減を行い、また地域の農業振興に寄与し、経済的に効果ある。
・柏原市	・保育所施設の維持管理費や調理員の配置等による人件費など経費の節減 ・地元農産物のぶどうをおやつとして購入することにより、地域の農業振興に寄与
・熊取町	給食を外部搬入することで、地域の雇用の創出に寄与している。
・高野町	3 つの直営給食センターを 1 つに統合、食材の一括管理・仕入れ等により人件費、食材費、光熱水費等運営費用の大幅な削減が実現した。
・広川町	年間約 200 万程度の費用削減
・すさみ町	過疎化により町内で調達が困難で町外から調達している給食材料を一元購入し経費節減を図った。
・真庭市	前年度に比較し正規職員 1 名の賃金、給食賄材料費の 25%の削減が可能となった。
・呉市	・賄材料費、人件費の削減
・江田島市	地元食材の購入による農業者等の収入の確保、年当たり 5 人の雇用創出及び人件費 16,168 千円の削減
・安芸太田町	地域の食材の活用や、安全かつ質の高い給食の提供、小規模である保育所、こども園単位での非効率な給食調理について一元化することにより経費を節約することができている
・那賀町	施設 1 件分の経費削減
・美波町	人件費の節減になっている。
・宇多津町	地元食材の調達割合の増加

・綾町	地元生産者及び地元小規模小売店からの購入による経済効果。 地元産の食材を使う為、安価で安心安全であり、生産者からも喜ばれている。
<個別の回答>	<社会的効果>
・清里町	地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と食育の推進
・湧別町	地元食材に配慮した食事を提供することで地元愛の醸成が図られる。
・最上町	食材調達の一元化により、地場農産物の活用が容易となり、給食のみならず通常の生活においても、子どもたちの地産地消に対する理解が進んだ。
・阿見町	安全で質の高い給食の提供の実現。食材の一元購入により、地元食材（農産物）の調達が可能になり地産地消、食育面での効果が現れている。
・横芝光町	節減された財源を保育料の軽減や児童医療の助成など子育て支援策に活用している。
・大多喜町	多様化した保育ニーズに対応し、子育て支援の充実が図られた
・能美市	地元産の食材を利用し地域経済の活性化を図っている。
・坂井市	郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを取り入れることで、食への関心を深めることができた。
・越前町	給食センターを中心とした地産地消のシステムにより、地域に根差した食育が図られている。
・市川三郷町	幼児期から一貫した食育を推進することにより、保護者に対しても食に関心を高めることができた。
・恵那市	地元農作物を積極的に使用することで地域農業の活性化が図れている。
・飛騨市	幼児期から小中学校前の一貫した「食育」を推進
・本巣市	地域農産物を活用することで、地産地消の推進につなげていくと同時に、乳幼児期からの子どもたちの成長を地域で支え見守る習慣が地域に根付いていく。
・神戸町	地元特産野菜への関心が深まり、食育の推進につながる
・揖斐川町	乳幼児期からの一貫した食育が可能となり、正しい食生活習慣の定着を図る事ができた
・北方町	予算付け替えの概念で取り組んでいない。
・七宗町	給食食材の一元管理購入及び地元農産物を取り入れた給食の提供により、食の重要さ地元農産物への関心を高めることで、幼児期からの一貫した食育推進ができています。
・白川町	メニューが多様化し、また地元食材を利用することで食育を推進した。
・熱海市	保育園児から中学生まで同じ献立の給食を提供しているため、行事などだけでなく交流を図ることができ、小学校への接続に際しても身近な存在として感じることができている。また、家庭においてきょうだい間での共通の話題となっている。
・安城市	地産地消に取り組むことで、地域の特性を子どもに伝えることができた。（食育）
・西尾市	給食に地元食材を活用することで地域の活性化に繋がり、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しむ環境づくりをすることで、食への関心を育むことができ、地産地消の促進へとつなげる。

・蒲郡市	施設の構造上、自園調理ができず、0から2歳児の低年齢児保育が実施できなかったが、外部搬入が可能になったことにより、2歳児の受け入れができるようになった。
・常滑市	給食を一元的に調理することのより、材料費等の効率化が図られ、そのため、ほかの子育て支援の充実を図ることができた
・日進市	地元の食材、地産地消を進める事により地元農家の農業振興促進ができています。
・田原市	地域産業の育成・振興、地産地消の推進（障害のあるないに関わらず、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことは、将来に向けた一層の地産地消につながる。同時に、地域の生産者も、生産物が地域で購入・消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果が生まれる。）
・北名古屋市	乳幼児期から地産地消に取り組むことで、児童の農業への関心向上に繋がっている。
・みよし市	地元農産物の積極活用。
・あま市	地元農産物への関心を高めるとともに、食の大切さや食習慣を身につける。
・東郷町	地元の生産者との連携
・志摩市	対象地域の保育所及び幼稚園の子どもたちが同一の給食を食することにより共通の話題が生まれるなど、楽しく食べる体験を通じて小中学校までの一貫した食育の推進が図られている。
・栗東市	離乳期、食物アレルギーを有する児童、障がい児を有する児童すべての個別対応を実施することができ、個別対応食の充実と栗東市農産物を積極的に取り入れた統一献立により、地産地消の推進及び家庭への食育啓発等の効果があった。
・甲賀市	民間による地域型事業所の開設による新たな雇用及び、空き家及び空きテナントの有効活用による地域の活性化。
・高島市	地元食材を用いることで、低年齢児から地域に根差した豊かな食文化の継承や、食育計画に基づいた活動を実施することで、食に関心をもち、食事のマナーや食習慣を身につけることができる。
・高野町	高齢化が進む町内の農業振興地域で生産する地元米を給食に導入。町内米穀店を経由して給食センターへ卸す仕組みとすることで、小規模ながらも町内の農商連携による地産地消のひとつのモデルが構築できた。 また、「地域の子どもたちが食する米を作る」ことは高齢者の生きがいづくりや活力増進につながっているといえる。
・広川町	コスト削減により、その予算を延長保育時間の拡充や一時保育の実施、障害児保育の実施に振り向けることができ、保育サービスの充実に繋がっている。
・真庭市	真庭市の食材を利用し、安定的な食の提供が可能となった。
・江田島市	高齢者の社会参加やまちづくりの面での効果は出ていない。
・那賀町	地産地消を実施できている
・美波町	給食運搬を高齢者が主体となった NP0 法人や高齢施設の社会福祉法人が担っており、本来は係わることもないこども園とのつながりの機会となっている。
・宇多津町	外部搬入容認業者によりアレルギー反応食の提供が可能になり衛生面においても向上

Q3. 本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

＜ポイント＞

保育所、給食センター及び保護者間の連絡調整、乳幼児期から地域食材に楽しむ環境作りへの取組がみられる。

＜個別の回答＞

- ・清里町 給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営の実現
- ・湧別町 町として保育所と給食センターの効率的な運営を進め本事業を効果的に実施する。
- ・最上町 幼・小一環教育の理念に基づいた指導基準「最上町新幼児教育課程」を策定し、その効果的な運用を図っており、幼保一体型を見据えた保育・教育サービスのさらなる充実にむけ、総合的な食育機能を本町の学校給食センターに形成し、本町独自の一貫した食育を推進している。
- ・阿見町 地方公共団体の役割としては、一元管理による衛生面や安全面を向上させた給食の提供と調理業務の節減。地元食材（農産物）の積極的な調達による地元農業の活性化。
事業所である給食センターへの特別な支援は行っていないが、元々同じ町職員同士であるので、常に連携をしっかりと取り合い対応している。
- ・中之条町 平成26年7月に町食物アレルギー対応マニュアルを作成。3歳未満時に対し特別な対応はマニュアルには位置づけていないが、小中学生と同じ条件では対応できるよう事業者を支援している。
- ・みなかみ町 該当する保育園は、利用者の減少により平成26年4月から休園となっている。
- ・横芝光町 町の要望に応えられる特定事業者の選定及び柔軟なサポート
- ・坂井市 月に一度、給食センター受配園から園児の喫食状況を聞き取りし、保育所職員・市担当者による調理や献立内容に関する検討会議を実施している。また、外部搬入事業者（学校給食センター）との調理に関する検討会議も併せて行っている。
- ・越前町 給食センターと保育所との連携
- ・市川三郷町 事業者が当自治体の公立保育所であるため特に支援は無い。
- ・富士河口湖町 公立保育所の施設の維持管理費や人件費の削減に期待がもてる
- ・恵那市 こども園の給食を学校給食センターから供給し、こども園・小学校・中学校一貫した食育を通じ、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図るなど子どもたちの健やかな成長を育んでいる。
- ・飛騨市 関連部署及び現場との連絡、調整を密にし、給食センターと保育園間の連絡調整
- ・本巣市 安心・安全で質の高い給食が提供できる。
地元農産物の調達により、地産地消の推進を行う。

・郡上市	給食を安定的に提供できる。 特定事業者へは支援を行っていない。
・神戸町	・給食材料の一元購入や調理設備の集中化による調理業務の管理・運営、調理員の確保等の経費削減効果 ・安全な地元農産物を取り入れた学校給食による幼児期からの一貫した食育の推進
・安八町	支援は行っていない。
・揖斐川町	食材の一括購入や新鮮で高品質な地場食材の利用により、乳幼児期から地域食材に親しむ環境作りを行う。
・大野町	コスト削減分を、一時保育の実施や障害児保育の実施等、多様化する保育サービスの充実に繋げることができた。 事業者に対する支援等は特にない。
・七宗町	事業実施担当、給食外部搬入提供を受ける保育園並びに地元産農産物の食材購入に関するそれぞれの担当課間の調整連絡及びそこに関わる予算調整管理配分等が適切に行われるよう支援を行う。
・白川村	幼児期から小中学校までの一貫した食育を行っている
・熱海市	保育所の業務を所管替えしたことに伴い、同じ課内で学校と保育所との調整を行うことができています。
・磐田市	該当園の利用者に対して、他の公立園と同水準の給食提供を可能にしていること
・安城市	・調理場の整備 ・栄養士の派遣
・蒲郡市	地区における低年齢児保育の拡充
・常滑市	保護者と、事業者の間を取り持つ役割を果たし、給食の献立表の配布を通じ保護者の要望等を事業者に伝えた。
・日進市	地域の経済の促進及び地元の食材、地産地消を進める事により、食の安全確保が出来ている。なお、特定事業者等の支援はありません。
・田原市	地方公共団体の役割は、身近な地域の人が手掛けた安全な食材を児童に提供することにより、地域に対する誇りや愛着を育て、児童の健やかな成長とともに、地産地消を促進させることを目的とした事業の実施。特定事業者の支援については、給食外部搬入についての調整等を行っている。
・北名古屋市	給食センターと保育所の連携を強化する役割を担っている。 また、給食センターに対しては、特段の支援は実施していない。
・あま市	公立の給食センターからの外部搬入であるため、特に支援は行っていない。
・長久手市	公設の給食センターによる、市内公立公営保育園への給食の一括提供を実施。
・阿久比町	幼、保、小、中で同じ給食を提供することで食の上での段差を縮めている。
・豊根村	給食調理員 1 名分の経費削減分を子育てサービスへの充実に充当
・亀山市	削減できた経費により、園内栽培などを通じた食育活動や園舎整備など保育の充実に繋がった
・志摩市	

	人件費の経費が削減されることにより、これらの経費を他のサービスに充てることができる。
・伊賀市	民間活力導入の推進
・栗東市	自園給食、外部搬入も変わりなく子どもたちに安全・安心な給食を安定的に供給するため、特定事業者である栗東市立学校給食共同調理場にも保育所担当栄養士を配置しており、細かな個別対応事案においても、市幼児課配置栄養士、園との連携体制で対応している。
・甲賀市	3歳未満児の保育ニーズが増加している当市において、3歳未満児の就園児数の増加という保育サービスの充実に寄与した。
・高島市	安心・安全に給食を提供できるように管理する役割があり、園と外部搬入元で情報の共有・検討できるよう会議等を開催し支援している。
・柏原市	安全な給食を安定して提供することで、保育環境の維持及び児童の成長に寄与している。
・熊取町	特定事業者に対しての支援は行っていない。
・紀美野町	現在特区内に保育所自体が存在しない。
・高野町	地元食材の調達・納入については、農業振興並びに商工振興の担当部署が関り仕組みづくりを行った。 また、小中学校管理栄養士の関りにより仕入れ食材の適正化が進み、経費削減につながった。
・広川町	事務手続きを行っている。支援については特になし。
・すさみ町	共同調理場から給食を外部搬入することにより、保育所運営の合理化を図るとともに、一貫した食育の指導が行えた。
・高梁市	市立の給食センターから市立の保育園等への搬入であり、通常は両施設のみで運営しているが、必要に応じて諸問題の解決等に本課（保育園担当課）や教育総務課（給食センター担当課）が関わっている。
・真庭市	事業実施団体として事業を運営し、調理施設を運営する園に対しては職員の増員を行った。
・東広島市	特定事業者と公立保育所との連絡調整等を行っている。
・江田島市	保育施設運営担当課が保育施設給食センター（直営）を管理し、搬入先の保育施設と連携した運営を図っている。
・安芸太田町	直営で実施のため特になし
・阿南市	児童への安全、安心な給食の安定的提供 搬入元保育所への献立の提供、栄養管理、衛生管理の指導助言の支援を定期的に行っている。 各分担ごとの作業マニュアルの作成を行った。給食室の施設整備と適正な人員配置を行う。
・那賀町	2カ所で調理すると各調理室に1人ずつの配置となってしまうため、外部搬入を行うことで搬入元の職場環境を保持することができている。
・美波町	町営こども園間の搬送になるため搬出先も搬入先も平等に給食提供ができるような体制づくりに努めた。

・宇多津町	保育所献立の作成、アレルギー対応等、保育所と給食センターとの連絡を取り持っている。 特定の事業者に対して何らかの支援は行っていない。
・粕屋町	自治体の中心となり食育を進めていく役割を担っていく。常に連携を取りながら運営に支障のないように勧めている。
・綾町	公立保育所において実施している為、事業効果を維持するよう監理している。

Q 4. 本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

<ポイント>

少量調達ができない地域食材を供与することにより、地産地消の促進を図るなどの取組がみられる。

<個別の回答>

・湧別町	新鮮な農作物や魚介類などの地元食材の活用した食事の提供。
・最上町	配膳等を幼児の前で行うなどして量の調整だけでなく、食前から匂いを感じたり食材への関心を高められるようにし、食育活動につなげている。
・みなかみ町	該当する保育園は、利用者の減少により平成 26 年 4 月から休園となっている。
・能美市	保育園と小学校が同一の給食を食することで、家庭においても共通の話題が生まれるなど、一貫した食育を推進している。
・恵那市	積極的に地域の農産物を活用できることから、地産地消のシステムが給食センターを中心に構築されている。
・郡上市	外部搬入事業者が提供できない期間（夏休みなどの長期休暇期間）は、別の搬入事業者で対応できるようにしている。
・神戸町	・学校給食の内容や栄養について「学校給食運営委員会」を立ち上げ、安心・安全・良質な食材の選別に対応している。
・安八町	安八町でとれた米や野菜などを給食の食材に取り入れるようにしている。
・磐田市	外部搬入の調理元施設を平成 27 年建築の幼保連携型認定こども園とすることで充実した設備で調理ができるため、安心・安全な給食提供につながっていること。
・西尾市	経費の節減により保育サービスを充実させることで、保護者が安心して子どもを預けられる環境を提供することになり、子育て家庭の仕事と生活の調和の実現に資する。
・北名古屋市	少量調達ができない地域食材を供与することにより、地産地消の促進を図っている。
・みよし市	学校給食センターに保育所担当課の管理栄養士を置くことにより、学校の栄養教諭と情報共有し、連携しながら給食提供をすることができている。保育園から小学校、中学校へと給食を通じた継続した食育が可能になっている。
・あま市	転入者も多いことから、児童だけではなく保護者に対しても地域の特産物を知らせ、地元食材に関心を持っていただく。
・東郷町	給食センターと保育所との連携

・阿久比町	地元の農作物を取り入れ地場産物への関心を高めている。
・志摩市	児童数の推移や施設の老朽化に伴う給食設備等の改修の時期等について注視しながら、対象地域以外の保育所における給食の給食センターへの集約化を検討している。
・栗東市	地産地消の推進を図るため、地元の食材を積極的に活用している。米飯についても「栗東環境こだわり米」という地元ブランドの米を活用している。当事業を活用して削減された経費を活用することで市内の全園で推進することが可能となっている。
・紀美野町	現在特区内に保育所自体が存在しない。
・高野町	行政（学校給食担当部署の教育委員会とこども園（保育）担当部署の福祉保健課）と現場（小中学校教員、こども園保育士、給食センター運営業務受託事業所が集まり給食検討委員会を最低年1回開催、情報共有と意見交換を実施している。
・真庭市	どこの園においても同じ材料・同じ献立で安心・安全な給食を提供するように務めている。
・江田島市	地産地消を推進するため、地元食材を購入し、児童に対する食育を推進している。
・安芸太田町	地産地消を実施し、栄養士が園・所に出向いて話をしている
・阿南市	給食配送の専門業者に輸送を業務委託している。

Q5. 本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

<ポイント>

自治体、保育所、給食センター間の連携・情報共有、アレルギーなど多様化する給食メニューへの対応、保育サービスの充実、保護者等の評価が挙げられている。また、保育園の給食を別に栄養管理するための管理栄養士の配置は必須との意見もあった。

<個別の回答>

- ・清里町 公立保育所の給食を学校給食センターから搬入し、地場産の食材を使用した給食を提供すること
- ・湧別町 地元食材に配慮した食事提供による地元愛の醸成に加え、保育所調理員の業務負担の軽減や食材購入費などの経費節減に伴う財政的な効果により、保育所の効率的な運営を図ることができる。
- ・最上町 学校給食センターと保育現場の食育に関する統一的な認識と密な連携
- ・阿見町 町・保育所・給食センター3者間での連携・情報共有。
- ・中之条町 3歳未満児については給食について、3歳以上児よりもきめ細やかな対応が必要だと感じている。特区にすることで、保育所職員の他に外部搬入事業所も給食に関わることになる。多くの職員が関わるため、連携不足にならないよう、いかに外部搬入していない事業所と同じ水準で、きめ細やかな対応ができるかが重要だと思う。
- ・みなかみ町 該当する保育園は、利用者の減少により平成26年4月から休園となっている。
- ・芝山町 安心安全な給食の提供

・横芝光町	特定事業者が自治体の要望にどこまで対応できるか。
・坂井市	担当課と保育所、特定事業者との連携を密にすること。
・富士河口湖町	保育士・栄養士・調理員の連携
・恵那市	継続的に農作物提供を行う農家の育成。
・飛騨市	栄養及び衛生基準等の確保。安全安心な食材を選び、発育、発達段階に合わせた対応やアレルギー児の対応に注意し給食を提供。
・本巣市	関係機関との十分な合意形成
・郡上市	アレルギーなど多様化する給食メニューに対応ができること。
・神戸町	・地域子どもたちが消費者ということから、安心して安全な農産物、付加価値の高い農産物を生産することが求められるため、地元の生産者の活動が活発化する。この流れを継続していくことが鍵である。
・安八町	継続して地域の食材を給食に取り入れていくこと。
・揖斐川町	特定事業及び関連事業を一体的かつ総合的に実施すること
・大野町	単なる特区認定に終わらず、それによるコスト削減や、保育サービスの充実、何より施設を利用する保護者等の評価を得られることが重要だと考える。
・七宗町	外部搬入方式を受け入れる保育園においての現在実施中の給食提供体制及びその他食育指導計画に基づく具体的な状況を綿密に把握し、園児を預ける保護者の意見も伺い調整を行う必要がある。
・熱海市	本市は該当施設が離島に立地していることもあるが、他に替えることができないため関係者の連携が重要と考えている。
・磐田市	所管課、園、委託事業者による密な連携
・安城市	調理場と保育園の連携（メニューの決定、食育等）
・西尾市	食材の購入や調理を一元化することにより、保育所運営にかかる経費節減を図り、節減した財源を保育サービスの取組に充て、子育て支援の充実につながっている。
・蒲郡市	給食センターが年齢別の給食対応ができるかどうか
・常滑市	事業者と担当課との連携体制
・稲沢市	経費の節減と食育の推進
・日進市	継続して実施していくことが第一と考えます。
・田原市	保護者や地域の方へ事業の目的や効果の周知
・北名古屋	経費の節減と地場産地の食材を活用することによる食育の推進
・みよし市	民間給食施設ではなく市の管理下にある学校給食センターからの外部搬入がよい。加えて学校給食センターに保育園給食担当の保育所担当課の管理栄養士を置くことで、事業者任せではなく、保育園の給食として責任をもち管理することができている。学校給食センターはあくまで学校の給食をつくることで、

	保育所給食を栄養管理する意識はないのは当然で、学校の栄養教諭との連携しながら保育園の給食を別に栄養管理する管理栄養士の配置は必須。
・あま市	
・長久手市	食材の調達や調理場の配置の合理化
	給食センターと保育施設との連携。毎月の献立作成時などの集まりだけでなく、現場での困りごとや不具合があった際に、すぐに連絡し、改善できる関係を築いている。
・蟹江町	
・豊根村	各種手続きの迅速化・透明化
・亀山市	保育所と給食を調理する学校給食共同調理場との連携を密にすること。
・志摩市	認定に係る手続きの簡素化
	児童数の減少に伴い提供する食数についても減少するが、給食センターで調理を行った場合は配送時間についても考慮が必要となることから、食数だけではなく調理から提供するまでの時間についても考慮する必要がある。
・伊賀市	
・栗東市	外部搬入事業者の理解・協力
	幼児課栄養士、特定事業者の保育所担当栄養士、園の職員で情報連携し、食物アレルギー除去はもちろんのこと、保護者や支援者からの個別の要望にも対応できる体制を維持すること（除去以外にもその日によって分量や食材の大きさを調整するなどの情報連携が不可欠である）。
・甲賀市	安心、安全な給食を提供するための体制整備。本事業の実施により、経済的・社会的効果も生まれますが、まずは、3歳未満児という発達段階に配慮が必要な子どもにとって、適した食事が提供できるような、人的・物的体制整備を整える事が重要であると考えます。
・高島市	
・柏原市	外部搬入事業者との情報共有等、連携を図ること。
・熊取町	事業に対応できる業者が少ないため、その確保。
・紀美野町	優良な給食委託事業者の確保。
	少子化の進行が著しい小規模の保育所がある地域に導入したが、少子化を食い止めるには至らなかった。そのため、特区だけでなく、他の施策と組み合わせでの実施が重要と考える。
・高野町	関係省庁や根拠法令の違いで現場は縦割りになりがちであるが、未就学児から中学生までの一貫した教育体制の確立が重要であると考え。確立された一貫教育体制の中で食育についても一貫した方針を確立する。
・すさみ町	安全安心な給食の実施及び一貫した食育の指導を実施するには、保育所間の連携が重要である。
・高梁市	
	特定事業を行う意義を搬入先（保育園等）・搬入元（給食センター）が理解し、日頃から双方が連携を密にしていくこと。
・真庭市	
・呉市	安全・安心で安定した給食の提供。
・東広島市	・どこまで自園調理と同じ事ができるか
・江田島市	特定事業者と公立保育所との意見交換の場を設定するなど、密な連携体制。
・阿南市	安全・安心な食材で給食を提供し、保護者の協力を得て食育を推進すること。
	地方公共団体、搬入元、搬入先の保育所の連携。

・那賀町	現場の理解
・美波町	食の安全と平等な提供体制と運搬体制を整える。
・宇多津町	宇多津町は現在 P F I 事業なので事業者と保育所との連絡を時差なく取り持つ事。
・粕屋町	町立 3 園での統一したサービスの提供
・綾町	施設間の情報共有、効率化、安定化

Q 6. 本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

<ポイント>

地域の豊富な農産物を利用した給食の提供が挙げられている。食物アレルギー対応室などを新たに設置する自治体もみられた。

<個別の回答>

・清里町	地域の豊富な農産物を利用した給食の提供
・湧別町	一次産業が盛んな湧別町の地域性を活かし、玉ねぎやサロマ湖のホタテなどの地元食材を使用した給食の提供
・最上町	副食費を保育料に含めている為、給食費の心配をすることなく食事を提供できている。 外部搬入事業者および保育所が全て公立であるため、連携が取りやすいと考えられる。
・中之条町	子どもの人数が少なく、小中学校とのかかわりが深い地域なので、同じメニューの給食を食べることで、未満児と小中学生との共通の話題ができている。
・みなかみ町	該当する保育園は、利用者の減少により平成 26 年 4 月から休園となっている。
・安八町	安八町でとれた食材を給食に活かすことで、子どもが地域の食材に興味を持てるようになっている。
・西尾市	3 歳未満児について離乳食やアレルギー児の除去食にも柔軟に対応する食物アレルギー対応室、離乳食、調整食専用の対応コーナーを令和 4 年度から新たに設置することで食に対する安全性が確保できる予定である。
・田原市	日本有数の農業地域である地域の食材を給食として提供することにより、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことができ、農業産出額全国有数の地域に対する誇りや愛着を育むことができる。
・蟹江町	保護者の理解
・阿久比町	幼保と小学校が同じ給食を取ることで安心して就学でき、小 1 プログラム減少は減っている。
・高島市	給食センターで給食の調理、外部搬入を実施しており、またアレルギー給食については、保育所で専任で調理していることから、混在のリスクが低く、安心してきめ細やかな対応ができるようになっている。
・すさみ町	過疎化が進んでいることもあり、町内の保育所数が少ないため事業の実施が図れた。

Q 7. 本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

＜ポイント＞

公私連携型の保育所、認定こども園における給食の外部搬入を認めること、学校管理栄養士と子ども園の管理栄養士の一元化、食品の搬送時間と児童への提供時間の緩和があげられている。

＜個別の回答＞

- ・湧別町 公私連携型の保育所、認定こども園において、市町村の一定の関与を持って、0～2歳児用給食の外部搬入を認めてほしい。
- ・みなかみ町 該当する保育園は、利用者の減少により平成26年4月から休園となっている。
- ・高野町 小中学校の学校給食センターでの一括調理であるが、管理栄養士については県から派遣の学校管理栄養士と子ども園の管理栄養士の設置となっているものを一元化すること。
- ・美波町 運搬事業者確保のため、食事の搬送時間の緩和と児童への提供時間の緩和をしてほしい。

Q 8. 本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

＜ポイント＞

少子化が進展する中で、人材確保や食材の確保、安定した給食の提供という観点から、ほとんどの自治体で当事業を引き続き実施するとしている。

＜個別の回答＞

- ・湧別町 今後も本事業を推進し効率的な保育所運営を図る。
- ・最上町 地元産米や地元産野菜を効果的に取り入れることで子ども達へのより良い給食提供を継続できるように努めていく。
- ・阿見町 地元食材の積極的な導入により、子どもやその養育者への地元農業に対する関心度の向上と農業の活性化に繋げていきたい。
- ・みなかみ町 該当する保育園は、利用者の減少により平成26年4月から休園となっている。
- ・芝山町 保育所施設の老朽化による移転・統合・改築等に伴う調理施設整備の検討が必要
- ・飛騨市 保小中の一貫した食育の推進
- ・郡上市 少子化により入園児が減少すると考えられることから、保育園の運営経費を考慮し今後も本事業の継続を望む
- ・大野町 引き続き、充実した保育サービスにつなげられるようにしていきたい。
- ・七宗町 本事業を継続していくことにより、給食提供での地元産農産物の積極的な活用を進め、季節の行事食も積極的にとり入れることで幼児期から小中学校までの一貫した食育の推進、また町民全体の健康増進のための食育推進計画に基づく食への関心や望ましい食習慣を幼少期から身に付けつつ、教育行政だけでなく町民全体での子育て応援・支援を実現していく。
- ・田原市 本事業では児童発達支援センターへの給食の外部搬入を行っている。保育所や児童発達支援センターを利用する児童に同じ給食を提供することで、障害のあ

	る子どもも障害のない子どもも一貫した食育に取り組むことが可能となり、インクルーシブ教育システムの推進を図ることができる。
・北名古屋市	これまでの事業形態を維持し、持続可能な事業の推進及び食育の推進により地産地消の促進を図っていく。
・みよし市	個へのきめ細かな対応のためには確かに自園調理の方が有効なところもあるが、各園に厨房設備がある＝維持管理費用が莫大となる。衛生管理を大量調理施設衛生管理マニュアル通りにきちんとやっていくためには常日頃のメンテナンスや維持保全が必要。従業員への衛生知識普及も必須で、衛生管理をしっかり行うためにはソフト面、ハード面において経費が非常にかかる。小さく小回りがきく自園方式もよいが地域の実情にもより、食材納入業者の確保が難しいところもある。学校給食センターによる一元管理で合理化を図っても、保育所管理課と教育委員会の連携が図られていれば十分に子どもたちのためにおいしく、安心、安全な給食の提供は可能と考えられる。
・東郷町	事業の継続
・志摩市	本市においては調理員や食材の確保が困難な状況になりつつあることから、現在給食の自園調理を実施している施設においても外部搬入方式に切り替えていく方向で検討している。
・伊賀市	・自社で給食施設、設備を保有せず、調理員のみを派遣する形態が増えている。 ・地理的な要因で、搬入元から搬入先までの運送時間を要する場合、参入しようとする業者は少なくなると思われる。
・栗東市	市内の園が等しく安全・安心な給食提供を継続していくためには本特定事業が必要不可欠であり、今後も本事業を有効に活用することによって食物アレルギー等の対応をはじめとする保育サービスの充実をはかり、全市内園において地元食材を利用して地産地消にも力を入れて取り組んでいきたい。
・甲賀市	当市では、保育所の再編計画を実施し、自園調理の保育所を新設する計画を進行中ですが、すぐにすべての保育所で実現できる状況ではありません。「居住地域の保育園に通園したい」という保護者ニーズに応えるためには、市街地から遠い就園児数が少ない保育所も存続せざるをえず、その中で、本特区の活用により、保護者ニーズに応えることができていることに感謝申しあげます。
・高島市	マキノ地域のみ外部搬入を実施しているが、安心、安定した給食の提供をするために、各施設と連携しながら、引き続き事業を実施していきたいと思う。また地域によっては、少子化が進んでおり、他の地域に関しても、人材確保や安定した給食の提供を図るため検討していく必要があると考える。
・高野町	本年度より着手している「学びの交流拠点整備事業」では、町内に点在している教育施設（こども園・小学校・中学校・給食センター・教育委員会）を一ヶ所に集合させ、就学前教育から中学卒業までの一貫教育を目指す。こども園給食の外部搬入についても継続し、今後、学校栄養士とこども園の栄養士との連携や調理員の増員等により、それぞれの年齢に応じた献立の提供や更なる食育の推進を図る。
・広川町	今後も継続して実施していきたい。
・高梁市	保育現場の専門家は「保育」の観点から自園給食を重視しており、行政職員は行政運営の観点から外部給食を評価する。この両視点のすり合わせを行い、その上で価値をどこに置くかといった判断が求められる。
・真庭市	少人数園では、食材の調達また、単価が割高であったり、調理員の配置による人件費等の経済面でも課題がある。このため、大規模園よりの外部搬入を進めて行きたい。そうすることで、安心・安全で安定した給食の提供が確立すると考える。
・江田島市	

・阿南市	農業、漁業等の従事者の生産状況にもよるが、給食で提供する地元食材の種類や量を増やしていきたい。その結果、当該産業の収入が増え、児童が当該産業を将来の職業の選択肢に加えてもらえるきっかけとなればよい。また、予算や人員の制約もあるが、引き続き、手作りおやつを提供するとともに、調理員と児童の交流を図りたい。
・美波町	保育所の給食は、自園調理が基本であるが、外部搬入している搬入元、搬入先の保育所は、老朽化が進んでおり、今後自園調理が行える保育所を整備していくために、外部搬入事業を実施することにより経費の削減に努める。
・綾町	このまま安定した継続を希望する
	食育の推進と保育所運営の効率化により児童福祉の充実を図る。

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

Q 9. 公立保育所の設置状況（地方公共団体）

＜ポイント＞ 別紙参照

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

Q 10. 給食の外部搬入方式を導入した目的・理由（最大3つまで回答可）（地方公共団体）

＜ポイント＞

「調理一元化による調理業務の効率化」（46 自治体）、「食材の一括購入による食材の多様化及び安定調達」（36 自治体）を挙げる自治体が多くなっている。

目的・理由	自治体数	認定地方公共団体
1. 施設の老朽化に伴う維持管理の負担	10	芝山町、横芝光町、大野町、七宗町、蒲郡市、志摩市、栗東市、柏原市、広川町、東広島市
2. 調理一元化による調理業務の効率化	46	清里町、湧別町、最上町、阿見町、六合村、大多喜町、能美町、坂井市、市川三郷町、富士河口湖町、飛騨市、郡上市、神戸町、安八町、揖斐川町、北方町、白川町、白川村、熱海市、磐田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、日進市、田原市、北名古屋市、みよし市、長久手市、東郷町、蟹江町、阿久比町、亀山市、高島市、柏原市、紀美野町、高野町、すさみ町、高梁市、呉市、江田島市、安芸太田町、美波町、宇多津町、粕屋町、綾町
3. 食材の一括購入による食材の多様化及び安定調達	36	清里町、阿見町、六合村、能美町、坂井市、市川三郷町、富士河口湖町、飛騨市、神戸町、安八町、揖斐川町、北方町、白川町、白川村、熱海市、磐田市、西尾市、常滑市、北名古屋市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、蟹江町、阿久比町、亀山市、栗東市、高島市、高野町、すさみ町、真庭市、呉市、江田島市、那賀町、宇多津町、粕屋町
4. 大型施設調理による衛生管理の充実及び安全性の向上	18	最上町、阿見町、みなかみ町、能美町、坂井市、飛騨市、神戸町、揖斐川町、大野町、七宗町、磐田市、安城市、西尾市、みよし市、蟹江町、阿久比町、亀山市、真庭市
5. 財源の効率的活用による多様な行政ニーズへの対応	28	最上町、みなかみ町、横芝光町、大多喜町、富士河口湖町、郡上市、大野町、七宗町、白川村、安城市、蒲郡市、常滑市、田原市、北名古

		屋市、志摩市、栗東市、甲賀市、高島市、柏原市、熊取町、紀美野町、高梁市、呉市、江田島市、安芸太田町、美波町、粕屋町、綾町
6. 調理員不足	7	芝山町、日進市、甲賀市、高梁市、安芸太田町、那賀町、美波町
7. 児童数の低減、保育所の統廃合	1 1	六合村、みなかみ町、横芝光町、大多喜町、市川三郷町、郡上市、紀美野町、高野町、すさみ町、真庭市、那賀町
8. その他	6	熱海市、稲沢市、長久手市、志摩市、阿南市、宇多津町
「8. その他」を回答した場合		
＜個別の回答＞ ・熱海市 同い献立の給食を通じて地産地消に取り組むことにより、地元の食材に慣れ親しむことを通し、地域への愛着や誇りの育成を図るとともに、生産者においても、収入の増加や生産意欲の高揚を図る。 ・稲沢市 各園に調理室がないため。 ・志摩市 対象地域の保育所の児童が同一の給食を食することにより、共通の話題が生まれるなど楽しく食べる体験を通じ、食への関心を育み、食を営む力の基礎を養う食育の充実を図っていく。 ・紀美野町 特区内にあった保育所は、統廃合の結果、現在は廃園となっています。 ・すさみ町 現在は休所中である。 ・阿南市 平成 18 年度の市町村合併以前から外部搬入を行っていたので、把握していない。 ・宇多津町 一つの施設で栄養士が幼稚園・保育所・小学校・中学校と 1 歳から 15 歳までの給食の献立を作成することにより、町の子どもの発達段階に応じたバランスのとれた、給食を提供することができる。		

Q 1 1－1. 保育所の運営改善策としての民営化、統合化方策等の検討の有無（保育所の利用児童数が 20 人以上）（地方公共団体）

＜ポイント＞

「移行を決定」（10 自治体）、「検討中」（24 自治体）、「検討したが断念」（3 自治体）、「検討してはいない」（23 自治体）となっている。

認定地方公共団体	状況	具体的な理由
清里町	4. 検討してはいない	民営化に伴う業務負担が大きい
湧別町	1. 移行を決定	効率的な保育所運営を図るため、私立幼稚園と公立保育所を統合し認定こども園を開設予定
最上町	4. 検討してはいない	民営化の予定はなく、一昨年 3 施設あった保育施設を統合し、2 施設での運営としたばかりのため
阿見町	2. 検討中	一部公立保育所の民営化について、現在検討中である。
六合村 (現：中之条町)	2. 検討中	認定こども園への変更を検討している。
芝山町	2. 検討中	施設老朽化及び児童数の減少により、今後の移転・統合・改築の検討に着手した
横芝光町	2. 検討中	公立 3 保育所を段階的に統廃合を行い、1 保育所とする計画
大多喜町	4. 検討してはいない	複数の保育園を統合済みである。

能美市	2. 検討中	市町村合併時に策定した統廃合計画は達成し完了。民営化については、近隣の状況等を踏まえ検討中。
坂井市	1. 移行を決定	一部園の統廃合や民営化を実施済。
市川三郷町	2. 検討中	統合を検討中
富士河口湖町	2. 検討中	民間への委託
飛騨市	4. 検討してはいない	現状で特に問題なし
本巣市	4. 検討してはいない	均等に質の高い保育・教育の実施ができ、幼・小・中へと教育方針を同じくして一貫した教育で子どもたちを育ていけるため。
郡上市	4. 検討してはいない	既存の保育所と統合した場合、通園距離が長くなり通園時間の負担が大きくなる。また、地理的条件から民間の参入も考えられにくい。
神戸町	4. 検討してはいない	将来的には必要になると考えるが、現時点では検討していない。
安八町	2. 検討中	—
揖斐川町	4. 検討してはいない	利便性や地域とのつながりを重視しているため
大野町	2. 検討中	園児数の減少による
北方町	1. 移行を決定	東保育園、南保育園は民営化予定
七宗町	3. 検討したが断念	調理員の人員確保を継続して行うことで、高い費用をかけて委託する必要がない
白川町	4. 検討してはいない	利用児童数が少ない。
白川村	1. 移行を決定	現状2園の統合を実施予定。
熱海市	4. 検討してはいない	離島であり、対象園は1園であるため施設の統廃合は難しい。
磐田市	1. 移行を決定	施設老朽化への対応、民間法人の運営による休日保育や病後児保育等の多様な保育を提供が可能になるため
安城市	4. 検討してはいない	今後の保育所等の運営について方向性が定まっていないため。
西尾市	2. 検討中	—
蒲郡市	2. 検討中	市内の公立保育園は老朽化しており、建て替え時に民営化も踏まえて検討している。
常滑市	4. 検討してはいない	現状維持で十分と考えているため
稲沢市	1. 移行を決定	平和3園の民営化
日進市	2. 検討中	—
田原市	1. 移行を決定	3歳以上児が50人未満の園を小規模園と位置づけ、順次統合民営化を進めている。※ガイドラインの改訂を踏まえた新たな取組は行っていない
北名古屋市	2. 検討中	老朽化し耐震基準を満たさない保育園を建替え、安全な環境を提供するため。
みよし市	2. 検討中	市内1園を民間移管検討中
あま市	2. 検討中	あま市公共施設再配置計画により、公立保育所のうち4施設について民営化を検討。
長久手市	4. 検討してはいない	入所児童数が増加しており、統合は考えていない。
東郷町	2. 検討中	老朽化した施設については、順次建て替えや民営化していく予定のため。
蟹江町	2. 検討中	利用児童数が50人以下の施設に関して、統合化等の案もあるが、未定である。
阿久比町	4. 検討してはいない	—

亀山市	4. 検討してはいない	移行を必要としていない。
志摩市	4. 検討してはいない	入所児童数が減少傾向にあり、かつ周辺に代替えとなる施設がある場合において統廃合を検討するため。
栗東市	2. 検討中	民営化、こども園化等を検討中。
高島市	5. その他	検討を予定
柏原市	2. 検討中	児童数の減少状況を把握の上、施設の廃止を検討中
熊取町	1. 移行を決定	—
紀美野町	1. 移行を決定	保育所の統合化により効率的な運営を行うため。
高野町	3. 検討したが断念	H26 年度に学校法人が経営する幼稚園と統合し、認定こども園の認定を得たが、その際にも経営に係る理由により民営化は図れず現在に至る。
広川町	4. 検討してはいない	—
すさみ町	4. 検討してはいない	—
高梁市	2. 検討中	施設の老朽化等によるもの
真庭市	2. 検討中	本市は保育所のほとんどが公立であり、保護者の選択肢を広げる視点からも民間事業者の参入を含めた園のあり方を検討中。
呉市	2. 検討中	民営化や統合等を検討中である
東広島市	2. 検討中	一部公立保育所については、民営化を進めている。
江田島市	1. 移行を決定	保育ニーズ、効率的な運営、地理的状況などを踏まえ、現行では、えたじま、のうみ及びおおがきの3園で統合が成された。
安芸太田町	4. 検討してはいない	—
阿南市	4. 検討してはいない	—
那賀町	4. 検討してはいない	20 人以下のため、採算から民営化は不可
美波町	4. 検討してはいない	立地的に無理であるため。
宇多津町	4. 検討してはいない	—
粕屋町	3. 検討したが断念	住民の反対
綾町	2. 検討中	従来、3つの町立保育所があったが、老朽化により平成31年度に北俣保育所を閉鎖、更に、南俣保育所を中坪保育所への統合を検討中
「5. その他」を回答した場合		
＜個別の回答＞		
・高島市	地域別の利用児童数などを考慮し、検討していく予定	

Q 1 1－2. 小規模保育等の地域型保育事業への移行等に係る検討の有無（保育所の利用児童数が20人未満）（地方公共団体）

＜ポイント＞

「移行を決定」（2自治体）、「検討中」（6自治体）、「検討したが断念」（1自治体）、「検討してはいない」（29自治体）となっており、約8割の自治体で地域型保育事業への移行等の検討は行われていない。検討していない理由としては、兄弟姉妹の同一園への通園を希望する保護者ニーズが多い、公立保育所の統廃合を優先事項と考えているなどが挙げられている。

認定地方公共団体	状況	具体的な理由
清里町	2. 検討中	児童人口減少地域での保育基盤を維持できるようにするため
湧別町	4. 検討してはいない	効率的な保育所運営を図るため、私立幼稚園と公立保育所を統合し認定こども園を開設予定
阿見町	4. 検討してはいない	利用児童数19人以下の公立保育所が町内に存在しない。
六合村 (現：中之条町)	2. 検討中	認定こども園への変更を検討するのと並行して検討している。
横芝光町	4. 検討してはいない	公立保育所の統廃合を優先事項と考えているため。
飛騨市	4. 検討してはいない	現状で特に問題なし
本巣市	4. 検討してはいない	具体的な検討に至っていないが、市内でも特に少子化が進んでいる地域については、他園との統合も視野に入れ検討していく必要がある。
郡上市	4. 検討してはいない	小規模保育等を実施した場合、未満児と未満以上児の兄弟が別々の保育所へ通園するため保護者への負担増と考える。また現在待機児童がいないため、今後の就園児童数を見ながら検討するか考えていく。
神戸町	4. 検討してはいない	将来的には必要になると考えるが、現時点では検討していない。
安八町	4. 検討してはいない	－
揖斐川町	4. 検討してはいない	条例改正等の多数の手続きを行う必要があり、多方面に説明し、理解を得なければならないため
七宗町	4. 検討してはいない	過疎地域及び地域性があり、民営化や統合化については現在検討されていない。
白川町	4. 検討してはいない	現在の公立保育所で足りているため。
白川村	4. 検討してはいない	未満児、以上児を合わせ統合を検討している。
熱海市	4. 検討してはいない	離島であり、他に3歳以上児の保育に対応できる施設がなく、小規模保育事業所とすることはできない。
磐田市	4. 検討してはいない	該当する公立保育所がない。
西尾市	2. 検討中	－
蒲郡市	4. 検討してはいない	市内の公立保育園は老朽化しており、建て替え時に統廃合を検討している。
常滑市	4. 検討してはいない	現状維持で十分と考えているため
稲沢市	2. 検討中	統廃合
日進市	4. 検討してはいない	該当施設（利用児童数19人以下の公立保育所）がないため
田原市	4. 検討してはいない	該当園は現在ないため。また、小規模園の解消には統合民営化をすることとしているため
北名古屋市	4. 検討してはいない	利用児童数19人以下の公立保育園が存在しないため。
みよし市	4. 検討してはいない	－

亀山市	4. 検討してはいない	移行を必要としていない。
志摩市	4. 検討してはいない	統廃合を検討するため。
栗東市	2. 検討中	民営化、こども園化等を検討中。
甲賀市	3. 検討したが断念	兄弟姉妹の、同一園への通園を希望する保護者ニーズが多いため、移行も検討したが断念した。
高島市	1. 移行を決定	一部の園について、小規模保育事業所へ移行
広川町	4. 検討してはいない	－
すさみ町	4. 検討してはいない	人口減により町内にあるもう一つ町立保育所への入所が可能である。
高梁市	4. 検討してはいない	地域のニーズにあった運営をしているため
真庭市	5. その他	保育所への入園希望者が低年齢化をしているため
呉市	1. 移行を決定	認可外保育施設であった公立保育所で、保護者の保育時間の延長・土曜日の受け入れ等のニーズがあり、これを可能にするために地域型保育事業の「小規模保育事業」に移行することにした
東広島市	4. 検討してはいない	概ね 20 人以上で推移している。
安芸太田町	2. 検討中	－
阿南市	4. 検討してはいない	－
那賀町	5. その他	－
美波町	4. 検討してはいない	立地的に無理であるため。
綾町	4. 検討してはいない	－
「5. その他」を回答した場合		
＜個別の回答＞		
・真庭市	多様な主体による小規模保育所の実施を検討中。	
・那賀町	今後、園児減少により検討せざるを得なくなると思われる	

Q 1 2. 給食の外部搬入の導入に伴う発達段階に応じた必要な個別の対応への取組（地方公共団体）

<ポイント>

保育所の調理員が個別に対応するなどにより「課題が克服された」とする自治体数は 33、「分からない」が 23 自治体、1 歳未満児における離乳食には対応できていないなど「課題が克服されていない」は 4 自治体となっている。（取組内容に応じて複数回答あり。）

認定地方公共団体	取組内容	開始時期	課題の克服状況	克服状況の内容
清里町	離乳食のチェック表の配布による個別対応	H18 年 5 月～	3. 分からない	—
湧別町	保育所調理員が個別に対応	H20. 8	1. 克服された	調理員がキザミを入れ処理することで児童が食べやすくしている。
最上町	0 歳児の離乳食は自園調理にて提供している 低月齢の 1 歳児で、給食摂取が難しい場合は離乳食対応 食材が大きい場合は、調理ハサミでカットして提供	H26 年～	1. 克服された	離乳食調理師を常駐し、毎月給食センター（栄養士）との会議で離乳の進み具合や形状について確認している
阿見町	主食を所内で調理 加算食を所内で調理 副食を年齢・月例に合わせて所内で刻む	30 年以上前から	3. 分からない	—
六合村 （現：中之条町）	1 歳 3 ヶ月離乳後の入園としているため、離乳食を調理していない。 献立は 3 歳以上児と同一だが、担当保育士が必要に応じて潰したり、切り刻んだりして食べやすい形態にしている。	平成 25 年 4 月	3. 分からない	—
芝山町	市販の離乳食の使用 月齢に応じた刻み対応	不明	1. 克服された	月齢に応じた対応が可能となった
横芝光町	給食会議等で意見交換を行い、業者に対応等を検討させる	H24	2. 克服されていない	離乳食への対応があまり進んでいない。食数が少なく、大量調理に向いていない。
大多喜町	搬入元の栄養士による給食時間の巡回を行う。 給食会議等で搬入元の栄養士と情報を共有する。 入園時に、離乳食について保護者と面談を行う。	平成 16 年～ 平成 25 年～	1. 克服された	離乳食の進行状況を搬入元と保育園、家庭において共有し、発達段階に応じて個別に対応できるようになった。

能美市	0.1歳児は自園での調理を行っている。	H15	1. 克服された	個々の発達段階に応じた乳児食を提供することができている。
坂井市	離乳食調査票を作成し、個人の身長状況について把握している。	平成26年4月	3. 分からない	—
	園から園児の喫食状況を毎月確認し、献立に反映している。	平成25年4月		
市川三郷町	公立保育所で調理をしているため、各園で連携を図っているため、対応困難ということはない。	H30.7～	—	—
富士河口湖町	月齢に合わせた調理法	—	—	—
	個別の対応は困難ではない			
飛騨市	食べにくい食材の変更や切り方を小さくしている	H15	1. 克服された	保育園と学校とを別釜で作るなど園児用の献立ができるようになった
	アレルギー食材を含まない調味料の剪定			
	学校と保育園を別釜で作り薄味に仕上げている		2. 克服されていない	1歳未満児における離乳食には対応できていない。保育所にて刻み食の対応。
	保育所にて刻み食の対応			
本巣市	各園で必要な園児に対し給食の除去や細断を実施	平成21年度（認定当初）	1. 克服された	基本的には保育園の児童全てに同じ給食を提供しているが、個別に対応が必要な園児のみ、各園において保育士が給食の除去や細断することで克服できている。
郡上市	自園調理している近隣の保育園から給食を搬入しているため取り組みはない。	—	3. 分からない	—
	学校給食を提供しているため、保育士へ園児が食べやすいように工夫するようにしている。	認定前より		
神戸町	刻み食・食材変更による対応	H21.7.17～	1. 克服された	味付け、固さ、大きさを工夫することで食べやすく吞み込みやすい食事を提供することができた。
安八町	食べるのに無理がある場合は、離乳食を購入して対応している。	分からない	1. 克服された	月齢が低い園児でも無理なく食事をとれるようになった。
揖斐川町	保育所駐在の調理員が個別対応を行っている	外部搬入開始当初から	1. 克服された	調理員が保育所に駐在しているため、柔軟かくする等の個別対応が可能である
	園でミルク・離乳食等を購入し、提供している			
大野町	自園調理との併用運用	H29.4.1	1. 克服された	個々の園児の状態を考慮したメニューとすることができた。

北方町	園で「刻む」・「つぶす」などをして対応	不明	3. 分からない	—
七宗町	月齢や個々の発達状況に合わせて調理員が二次調理を行っている	未満児受け入れ当時から	2. 克服されていない	乳児の入所が増えてきたことにより、授乳児や離乳食等の対応も個人差が大きく、そのすべてをセンター調理で対応が難しく、二次調理の負担が大きくなっている。
白川町	量を少なくしたり、細かく切る等、保育士が対応している。	—	3. 分からない	—
白川村	自園でハサミを使って細かくしたり対応している。	H22	1. 克服された	食べやすくでき、克服された。
熱海市	年齢に応じた味付け、量などを工夫のうえ提供する。	H22. 4	1. 克服された	学校栄養士が献立を作成のうえ、保育園栄養士と保育士が連携して提供している。
磐田市	業者選定時に公募型プロポーザル方式を採用していること	不明	1. 克服された	公募型プロポーザル方式を採用したことで、業者選定時に調理や運搬、組織体制、食育等の提案を受けた中で優れている業者を選定することができ、安心できる給食提供につながった
	市の管理栄養士及給食調理責任者による給食会議の開催	不明	3. 分からない	—
安城市	各園にて、刻んだり味を薄くしたりするなどしている。	不明	1. 克服された	子どもたちの個々の発達に合わせて、給食提供ができています。また、離乳食のアレルギー児についても対応できています。
	離乳食用のレトルトを準備している。			
西尾市	3歳未満児について離乳食、調整食、アレルギー児の除去食にも柔軟に対応	令和4年4月	3. 分からない	—
蒲郡市	窒息する恐れのある食材（球状のもの他）を使用の際は、半分に切るなどの対応をしている	2018年4月～	—	—
常滑市	発達にあわせて細かく刻んだり、つぶしたりしている	不明	1. 克服された	発達にあわせた状態で提供できているため
稲沢市	各保育園でキッチンバサミやブレンダー等を使用して配膳員・保育士が給食対応を行っている。	開園当初から	1. 克服された	保育士が園児の発達状況に併せて対応することができている。
日進市	離乳食などの発達段階に応じた給食を保温ジャーに入れ搬送	外部搬入開始当初から	3. 分からない	搬入開始時からの取組のため効果は不明
	搬出先施設の調理場で発達段階に応じたおやつを調理			
田原市	10ヶ月前の乳児に対しては、自園調理で対応	当初から	1. 克服された	給食を再加工することで、発達段階に配慮した給食を提供
	個々に合わせて給食の量を調整			

	園に調理師を配置し、きざんだりすりつぶしたりして食べやすいように調整			
北名古屋市	給食の量を調整している。	H20. 8	3. 分からない	－
	食材の種類や、きざんだり、つぶしたりする等食べやすいように形態を調整している。			
	味を薄くする等味付けを調整している。			
	団子や魚の小骨等窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている。			
みよし市	搬入された給食を園で発達段階に合わせて刻むなど	当初より	1. 克服された	給食センターで対応しきれない部分は園でカバーすることにより個別の対応を図っている。
あま市	味付け、食材の大きさ、固さ、量などの調整	不明	3. 分からない	－
長久手市	離乳食については、保育園で調理を実施	事業開始時より	3. 分からない	－
	給食の配膳時にスプーン等で口に入りやす大きさにして提供			
東郷町	離乳食については各保育所で調理。	不明	3. 分からない	－
蟹江町	栄養士による個別面接にて対応	業務開始時から	1. 克服された	保育士・栄養士との連携を密にし克服した。
阿久比町	各園にて子どもの発達に合わせ、刻み食等の対応をしている	当初	3. 分からない	－
亀山市	搬入元と搬入先が密に連絡を取り合っている	導入当初から	1. 克服された	従来から問題は生じていない
	必要に応じて個別対応を行っている			
志摩市	保育所及び幼稚園専用の給食センターとして運営している。	H25 年 8 月	1. 克服された	学校給食センターで調理されていた給食と比較した場合、保育所及び幼稚園専用の給食センターとすることにより、献立や味付けなどが低年齢児に応じた給食を提供できるようになった。
栗東市	離乳食は 4 段階（初期、中期、後期、完了期）の形態で提供	平成 30 年 9 月	1. 克服された	幼児食の外部搬入により、自園で調理する離乳食の対応に専念することができ、発達状況に合った食事や栄養バランスの良い食事が提供できるようになった。
	離乳食から幼児食へ移行した園児への配慮			
甲賀市	対象は、離乳食を必要としない 2 歳児以上としている。	平成 30 年 12 月（認定当初より）	1. 克服された	

	1 園を除き、外部搬入事業所（保育所）を0 歳児（離乳食）から5 歳児までの調理している園に限定している。 外部搬入事業所が学校給食センターの1 園は、3～5 歳児を対象とした給食のため、提供時に食材の大きさをハサミでカットする等、安全に給食が提供できるようにしている。			克服されたと回答しましたが、当初より取組を行っているため、課題には感じていません。
高島市	担任から状況を聞きとり、外部搬入事業所との会議の場で個別に共有、相談し対応 園の調理員が対応	当初から	1. 克服された	外部搬入事業者による園での食事状況の確認や給食会議での情報の共有など
柏原市	給食の量を調整している 食べやすい大きさに切っている	外部搬入開始時	1. 克服された	子どもの食べる意欲が出てきた
熊取町	アレルギー児用給食献立を基に、初期・中期・後期と発達に応じた離乳食献立表を作成し、搬入材料を利用して、保育所調理室で離乳食を調理している	昭和 59 年より	1. 克服された	搬入材料が離乳食に適しない場合は、別購入し提供している
高野町	現在は、0 歳児保育を実施していないが、発達段階に配慮した対応としては保育士が食材サイズを調整するなど、保育の現場で工夫している。 ※現在は、未導入の0 歳児保育を令和 5 年度より導入するため、実施に向け体制整備を進める。 ・離乳食、捕食に対応した給食の提供体制整備等	H25 年頃から	2. 克服されていない	就学前の幼児が小中学生と同じ給食が食べられていることとなるが、根本的な改善ではなく苦肉の策といったところ。 今後、給食センターの設備環境の改善、調理員の増員等の対応により、給食センターでの調理の段階で発達段階に応じた食材の大きさ、味付け等の対応を可能とするよう改善を図る。
広川町	0-1 歳児については、保育所で調理を行っている	H19～	3. 分からない	—
すさみ町	2 歳児からの入所となっているので、離乳食は実施していない 2 歳児については、対応が必要な場合は個別に対応している	開始当初から	— 1. 克服された	— 対応が必要な場合は、連携を密にして取り組んだ
高梁市	0 歳児については個別な対応 1, 2 歳児については、基本的には3 歳児以上と同様	平成 20 年 4 月	3. 分からない	—
真庭市	給食の量を調節している	R3. 4	1. 克服された	

	食材の形状・種類の調整をしている			当初より園の給食に対応できる市内公立園が調理を行っているため大きな問題点はない。
	団子や魚の小骨など窒息とうの事故が起こる恐れのあるものを除いている			
呉市	・他の公立保育所から外部搬入しており、個別の対応を行っている	H17.7	3. 分からない	—
東広島市	学校給食センターとの連携会議による情報共有 学校給食センター栄養士による保育所の訪問	—	1. 克服された	情報共有や実際の喫食状況を見てもらうことで、乳幼児が喫食しやすい形態や内容を献立・調理に取り入れてもらう。
江田島市	調理設備の改修	平成 28 年度	3. 分からない	—
安芸太田町	離乳食を実施している	—	3. 分からない	—
阿南市	搬入先の保育所と搬入元の保育所で事前に打ち合わせをしたり、文書連絡および電話連絡を行うなど連絡を密にしている。	時期不明	3. 分からない	—
那賀町	1 才到達からの入園であり、現場で個々に対応できている 実際調理した調理員が運搬するので個別対応できている	H26.4～	3. 分からない —	—
美波町	外部搬入方式による給食は、1 歳児から実施することとし、年齢に応じて味付けや大きさ、固さ量など変えて提供する。	平成 26 年 1 月	3. 分からない	—
宇多津町	給食献立が 3 歳未満児にとって食べにくいもの場合は献立を別献立にしている	H20 年	1. 克服された	3 歳未満児にも食べやすい給食の提供が可能となった。
粕屋町	学校給食センターと各園の配膳員で連携して対応	開園時	1. 克服された	発達段階に合わせた食事の提供
	月 1 回の給食会議の実施	—	—	—
綾町	発達段階に応じた給食が提供	H19.4～	1. 克服された	育者と調理者により毎月給食検討会を実施

Q 13. 給食の外部搬入の導入に伴うアレルギー児への対応への取組（地方公共団体）

<ポイント>

入所前のアレルギー調査の実施、生活管理指導表に基づく代替食の提供、給食センターによる除去食の提供などアレルギー児への対応により「課題が克服された」とする自治体数は39、「分からない」が17自治体となっている。

認定地方公共団体	取組内容	開始時期	課題の克服状況	克服状況の内容
清里町	保護者への聞き取り	H18年5月～	3. 分からない	－
湧別町	保育所と外部搬入業者で調整	H20. 8	1. 克服された	アレルギー対応児童の情報を給食センターと共有し代替食を用意している。
最上町	入所前にアレルギーの有無について調査を行う	H26年～	1. 克服された	重度のアレルギー児については食材の確認を複数回行い、誤食に注意している。
	低月齢児は口にすることがある食材を個別に調査する			
	必要に応じて栄養士と保護者、担当課による面談を実施	H31年～		
	アレルギー除去食の発注状況を給食外部搬入事業者、担任、施設長、担当課で毎月確認	R2年～		
	除去が難しいメニューは家庭より持参してもらう	H26年～	2. 克服されていない	外部搬入事業者による調理において調味料にアレルギー源がある場合は除去が難しく、保護者に副食を持参してもらう必要があり、困難さを感じる
阿見町	食物アレルギーを持っている子どもには、除去で対応している	－	3. 分からない	－
	手作りおやつは、乳製品のアレルギーの子どもに配慮して、豆乳などを取り入れている。			
六合村 (現：中之条町)	そば、ピーナッツ、カシューナッツ、くるみ、キウイフルーツは使用しない。	2009/6/17	1. 克服された	代替食の提供が必要ない。誤って飲食してしまう可能性が減った。
	保育士等が、献立からアレルゲンを取り除く。（代替ではなく除去）			
	アレルゲンの種類が多い場合や、微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合は、家庭から弁当を持参してもらう。（症状等により、毎日もしくはアレルゲンのある献立の日のみ）			

芝山町	除去食の利用	H27. 4～	1. 克服された	食物アレルギーのある児童の保育が可能になった
	弁当の持参	不明		
	市販のアレルギー対応食を活用			
横芝光町	除去食の用意	H23	3. 分からない	－
大多喜町	生活管理指導表に基づいて代替食の提供を行う。	平成 28 年～	1. 克服された	生活管理指導表の提出を義務付けることによって、不必要な除去対応が減り、適切な対応を行うことができるようになった。
能美市	自園でアレルギー児の除去食を作り提供している。	H30	1. 克服された	個々のアレルギーに応じた食事を提供できている。
坂井市	アレルギー対応児保護者、園、市担当者による面談の実施。	平成 26 年 4 月	1. 克服された	・保護者、園、市担当者と食物アレルギーの対応について情報共有する機会を持ち、安心安全なアレルギー対応を行うことができた。 ・給食の使用食材や、対応するアレルギーの限定を行うことで調理現場での混乱をなくし、提供誤りなどの事故を予防することができた。
	対応アレルギーと給食での提供食材の限定の実施。	平成 31 年 4 月	－	
市川三郷町	公立保育所で調理をしているため、各園で連携を図っているため、対応困難ということはない。	H30. 7～	－	－
富士河口湖町	代替食を使いスムーズに対応できている	－	－	－
飛騨市	除去食、代替食にて対応	－	1. 克服された	面談を行い、除去食、代替食にて対応
	アレルギー食材を含まない調味料、食材の剪定			
	保育所管理指導票にて保護者とのアレルギー面談			
本巣市	各園における原因食品の除去	平成 21 年度（認定当初）	1. 克服された	原因食品の除去のみでよい園児に対しては、トレイを別にし、保育士が原因食品の除去を行うことで給食を提供。原因食品が使用されている料理を食べれない場合は、事前に保護者との話し合いにより代替食の持参により対応
	代替食の持参			
郡上市	自園調理している近隣の保育園から給食を搬入しているため取り組みはない。	－	3. 分からない	－

	代替食で対応ができない場合は、園から保護者へお弁当の持参をお願いしている。	認定前より	2. 克服されていない	学校給食のため、保育園児の多様なアレルギー除去食にすべて対応ができない状況である。
神戸町	除去食による対応	H21. 7. 17～	1. 克服された	アレルギー対応給食を別で調理する
安八町	保護者の話を聞き、除去できるものについては除去している。	従来から	1. 克服された	アレルギー反応が出ることがなくなった。
揖斐川町	保育所駐在の調理員が個別対応を行っている	外部搬入開始当初から	2. 克服されていない	アレルギー食材の除去は行っているが、代替食を提供しておらず、家族が食事を持参することがある
	食品の成分表を施設に配布している		1. 克服された	食品の成分表を見て保育所でアレルギー食材を除去している
大野町	自園調理との併用運用	H29. 4. 1	1. 克服された	個々の園児の状態を考慮したメニューとすることができた。
北方町	入所申し込みの際にアレルギーの聞き取り等をする	不明	1. 克服された	アレルギーに関する重大な事故等は起きていない
	献立内容に応じて該当児童のみ自宅から弁当などを持参させている			
七宗町	代替食の提供は行っておらず除去食のみで対応。除去できないものは提供しない。保護者の持参により対応。	開園時から	1. 克服された	保護者への給食献立の使用材料一覧の提示により、保護者とともに確認を行いアレルギー対応をおこなっている
白川町	外部搬入業者が代替食を提供している。	—	1. 克服された	問題なく給食の提供が行われている。
	入所申し込みの際、保護者に記載させている。			
白川村	保育所職員と栄養士とのアレルギー児保護者との面談。	H22	2. 克服されていない	事故の防止等に改善はみられるが、代替食の提供は困難。
熱海市	保護者、保育園栄養士、保育士の連携	H22. 4	3. 分からない	—
磐田市	業者選定時に公募型プロポーザル方式を採用していること	不明	1. 克服された	業者選定のプロポーザル時にアレルギー対応について業者の提案も踏まえて評価することでアレルギー対応について考慮した業者選定が可能となった。また、プロポーザルの仕様書にもアレルギー対応について記載をすることで、対応可能な業者が参加するようになった。これらのことにより、除去食を基本としながらも可能なものは代替食の提供が可能となった
安城市	除去したり、代替品を持ってきてもらうようにしている。	不明	3. 分からない	—

	なるべくアレルギー物質のないものを発注するようにしている。		1. 克服された	アレルギー物質の少ないものを発注することで、代替食の必要な児童が減った。
西尾市	来年度より給食センターからアレルギー代替食を提供する	来年度予定	3. 分からない	—
蒲都市	アレルギー反応のある原因物質が含まれる料理の無配膳対応	2018 年 4 月～	—	—
常滑市	家庭で食べたことのないものは食べさせない。	不明	1. 克服された	保護者不在の場でアレルギー症状発生リスクが軽減された
稲沢市	アレルギー児をグループ分けし代替食・除去食の対応をしている。	開園当初から	1. 克服された	誤食等の間違いが少なくなった。
	アレルギー児毎に保温容器を用意し提供している。	平成 22 年から		
日進市	医師の指示に基づいた除去食を提供	外部搬入開始当初から	3. 分からない	搬入の無い園と同じ対応を行っているため
田原市	給食センターは 28 品目についての除去食を行っている	H26. 4～	1. 克服された	事前に保護者と関係者（栄養士等）で打合せを行い、アレルギー管理指導表に基づいて提出された食物アレルギー対応申請書により食物アレルギー対応の認定を行い対応することができるようになった
北名古屋市	入所前の面談の際にアレルギー確認を行う。 栄養士同席のもとアレルギー状況を把握し、適切な代替食の提供に努める。	H20. 8	1. 克服された	従来は弁当の持参または除去食の提供のみだったが、代替食の提供が可能になった。
みよし市	除去食、代替食の提供はしていない	当初から	1. 克服された	all or nothing の考え方により、対応困難による誤食事故を防ぐ。安全のため。
あま市	アレルゲンとなる食材の除去	不明	3. 分からない	—
長久手市	医師の診断に基づき、乳・卵を除去。	H25. 1～	3. 分からない	—
	医師の診断に基づく、代替え食の持参。			
東郷町	保護者による弁当持参	不明	3. 分からない	—
	対アレルギー給食の実施	R1. 10	—	
蟹江町	代替食の提供ができない場合は、家庭より弁当を持参。	業務開始時から	3. 分からない	—
	おやつに関しては個別に対応。			
阿久比町	乳、卵については除去食の提供	R3. 9～	1. 克服された	

	乳、卵以外については完全除去し、保護者持参としている			保護者と栄養士の面談があり、安心した食の提供につながっている。
亀山市	未摂取の食物は提供しない	導入当初から	1. 克服された	従来から問題は生じていない 現在、食物アレルギー該当児なし
	医師の診断書に基づき、除去食・代替食を提供している			
	搬入元と搬入先が密に連絡を取り合っている			
	必要に応じて個別対応を行っている			
志摩市	代替食の対応には医師による指示書の提出を求めている。	不明	2. 克服されていない	医師による指示書を求めることで、不要な対応の実施を防いではいるが、アレルギー対応する食材については限定をしていないため、対応すべき食材が多様化しており、対応件数の減少には至っていないため。
栗東市	食物アレルギー対応食（卵・乳のみ）の外部搬入	平成 30 年 9 月	1. 克服された	外部搬入している食物アレルギー対応食（卵・乳のみ）は、学校給食共同調理場のアレルギー対応食専用調理室で調理されていること、また食物アレルギー発症数の多い「卵」「乳」の食物アレルギー対応食を外部搬入することにより、自園で調理する「卵」「乳」以外の食物アレルギー対応食に専念することができ、アレルギー食材の誤混入の防止に繋がるなど食の安全を確保できるようになった。
	食物アレルギー対応食（卵・乳以外）の提供			
甲賀市	搬入園と外部搬入事業所（保育所）とで情報を共有を行い、連携しながら除去食または、代替食の提供を行っている。	平成 30 年 12 月（認定当初より）	1. 克服された	克服されたと回答しましたが、当初よりアレルギー対応を実施しており、課題には感じていません。
高島市	アレルギー対応については、一つの保育所でアレルギー食のみを調理し、対応している。	当初から	1. 克服された	アレルギー給食のみに専念して調理を実施する体制がとれており、きめ細やかな提供ができています。
柏原市	アレルギーの意見書（医師の指示）に従い対応を行う	外部搬入開始時	1. 克服された	適切に代替食が提供できるようになった
熊取町	普通食献立から、特定原材料 7 品目を完全除去し、代替食材を加えてアレルギー児用献立を作成している	平成 26 年より	1. 克服された	ヒューマンエラー対策として、システムを単純化し、特定原材料 7 品目および、ごまを完全除去を実施している
高野町	乳・卵・大豆・小麦の除去食の提供	H25 年頃から	1. 克服された	食物アレルギーへの対応が可能となった
	除去食の提供で対処できない場合等は、保護者と保育士、時には町保健師も関りアレルギーの把握に努め対応策を検討			

広川町	アレルギー児には医師の指示書を提出してもらい、その指示に添った献立(代替え)を提供している。	H21～	3. 分からない	—
すさみ町	アレルギー児には、保育しが保護者と面談したうえで連絡を取り合って取り組んでいる	開始当初から	1. 克服された	保護者の理解、協力も得て給食を実施することが出来た。
高梁市	保護者との面談等により対応	平成 20 年 4 月	3. 分からない	—
真庭市	その日の献立内容に応じて、該当児童分だけを別に調理対応をする。	R3. 4	1. 克服された	当初より園の給食に対応できる市内公立園が調理を行っているため大きな問題点はない。
呉市	・ 除去食、代替食で対応	H17. 7	3. 分からない	—
東広島市	除去対応	—	1. 克服された	対応を簡素化することで、誤配・誤食を防止している。
江田島市	入園申込時に健康状況表の提出を求める。 アレルギー児には、医師の指示書の提出を求める。 食物アレルギー児には、栄養士、保育士及び保護者で面談を実施する。	平成 16 年度	1. 克服された	保育施設給食センターから市内 5 の保育施設(全児童で約 450 人)に給食を提供している。 入園申込みのとき、保護者から「児童の健康状況表」を提出させ、アレルギー疾患状況を確認する。具体的な対応については、食物アレルギー対応マニュアルにより、園長、栄養士及び保護者が面談し、個別対応計画を作成した上で、共通認識を図り、除去食などで対応する。
	献立内容に応じて、弁当を持参させる。			
阿南市	保育所における食物アレルギー対応マニュアルの作成を行い、誤食が起こらない様取り組んでいる。	平成 29 年 12 月	1. 克服された	毎日の献立や使用食材は、搬入先の保育所も事前に把握しているため、連絡を密にしてアレルギー対応食を調理している。また、アレルギー対応食は、別の容器で搬入されるため、搬入先の保育士が必ず確認を取るようになっている。 何回も確認することにより、個別の対応がきめ細やかに行えるようになっている。
	搬入先の保育所と搬入元の保育所で事前に打ち合わせをしたり、文書連絡および電話連絡を行うなど連絡を密にしている。	時期不明		
那賀町	予め保護者からアレルギー調査を行い対応している	H26. 4～	3. 分からない	—
美波町	事前に保護者から提出していただいたアレルギー連絡票を元に町の管理栄養士と毎月アレルギー検討会を実施し、個人に応じた給食を提供する。	平成 26 年 1 月	3. 分からない	—
宇多津町	給食におけるアレルギー対応を希望された保護者に対して面談を行い、よく給食で	H20 年	1. 克服された	保育所において初めてアレルギーが発症する園児はほぼいなくなった。また、対応品

	使用される食材については保育所に通う前に家庭で食べさせていただく。 給食におけるアレルギー対応品目を 32 品目にしている。			目を 32 品目にすることで柔軟なアレルギー対応が可能となった。
粕屋町	除去食の提供	開園時	1. 克服された	給食センターと各園配膳員が連携し除去食の提供を行っている
	月 1 回の給食会議の実施	—	—	—
綾町	入所時に面談を行っている。	H19.4～	1. 克服された	入所時の個別面談やアレルギー検査を実施し、随時日常生活での状況を聞き取りしている。

Q 1 4. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 31 年 4 月改訂）における新たな取組の状況（地方公共団体）

<ポイント>

「新たな取組を行った」自治体数は 34、「行っていない」自治体数は 25、「その他」が 1 自治体となっている。「行っていない」と回答した自治体について、過半数の自治体はすでに対応済みだった旨の回答となっているが、検討段階にある自治体が 4 団体、委託事業者任せにしている自治体が 3 自治体となっている。

認定地方公共団体	取組状況	取組状況の内容、取組を行っていない理由
清里町	2. 新たな取組を行っていない。	検討段階であるため
湧別町	1. 新たな取組を行った。	ガイドラインを活用し全保育士の共通認識を深め、保護者と事前に調整するなどアレルギー対応に取り組んでいる。
最上町	1. 新たな取組を行った。	生活管理指導表の活用と、保育士へのエピペン使用方法の研修参加を実践
阿見町	1. 新たな取組を行った。	アレルギー指示書の見直しをし、改定をした。
六合村 (現：中之条町)	2. 新たな取組を行っていない。	食物アレルギー対応マニュアル等を改訂できていないため。
芝山町	2. 新たな取組を行っていない。	アレルギーチェックリストの導入や検査結果の提出、面談等を取り入れたが、ガイドラインの改定を踏まえて新たな取り組みを行ったわけではない
横芝光町	2. 新たな取組を行っていない。	委託先業者がガイドラインに則った給食を提供していると考えているため。
大多喜町	1. 新たな取組を行った。	参考様式の生活管理指導表と除去解除申請書を活用するようになった。
能美市	1. 新たな取組を行った。	アレルギー児のガイドラインを踏まえた、本市独自のガイドラインも作成し実践している。
坂井市	1. 新たな取組を行った。	アレルギーマニュアルの改正。

富士河口湖町	1. 新たな取組を行った。	保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表を使用している
飛騨市	2. 新たな取組を行っていない。	特に変更なし
本巣市	2. 新たな取組を行っていない。	保育士へのエピペン使用に対する研修、危機管理マニュアルによる関係機関との連携体制、除去食の対応など従来から実施しているため。
郡上市	1. 新たな取組を行った。	保育士が主体となり「エピペンの使用講習会」などを実施した。
神戸町	1. 新たな取組を行った。	生活管理指導表の様式を国が示したものに变更した
安八町	2. 新たな取組を行っていない。	具体的な方策ができていないため。
揖斐川町	1. 新たな取組を行った。	マニュアルの見直し
大野町	1. 新たな取組を行った。	改訂内容を周知し、職員一人一人が理解することができるよう取り組んだ。
北方町	2. 新たな取組を行っていない。	園で個別対応している。
七宗町	2. 新たな取組を行っていない。	現在までの運用方法により、対応可能なため
白川町	2. 新たな取組を行っていない。	－
白川村	1. 新たな取組を行った。	全職員を含めて組織的に対応し、医師の診断指示に基づき保護者と連携
熱海市	2. 新たな取組を行っていない。	これまでに該当の乳児がいなかったこともあり、新たな取り組みを行っていない。卵の除去などへの対応は可能であるが、アレルギー反応が激しくなることが想定される場合には給食の提供は難しい。
磐田市	1. 新たな取組を行った。	令和3年4月に、磐田市の未就学児用アレルギー対応の手引きを策定した。
安城市	2. 新たな取組を行っていない。	すでに体制が整っていたため、新たに取り組んだものはない。
西尾市	1. 新たな取組を行った。	改訂されたアレルギー対応ガイドラインに沿って一部アレルギーマニュアルを変更した。
蒲郡市	1. 新たな取組を行った。	生活管理指導表の内容の見直しを実施
常滑市	2. 新たな取組を行っていない。	現状で十分対応できていると考えているため
稲沢市	3. その他	改訂以前より改定内容と同様の対応を行っていたため。
日進市	1. 新たな取組を行った。	生活管理指導表、緊急時個別対応票の様式を改訂後様式に準ずるよう更新した。
田原市	2. 新たな取組を行っていない。	給食センターが中心となって取り組んでいるため園独自で特別な取組は行っていない
北名古屋	1. 新たな取組を行った。	新たな生活管理表に即したアレルギー対応を行うようになった。
みよし市	1. 新たな取組を行った。	生活管理指導の見直し。
あま市	1. 新たな取組を行った。	アレルギー対応マニュアルの見直し

長久手市	2. 新たな取組を行っていない。	アレルギー食の少量ずつの摂取など、家庭でやることを考えているため。
東郷町	1. 新たな取組を行った。	生活指導管理票により所定の様式で医師に診断書を記入してもらい、園に提出してもらう。
蟹江町	2. 新たな取組を行っていない。	今までの取組に問題がない為。
阿久比町	1. 新たな取組を行った。	生活管理表の見直し、アレルギー対応食の提供。
亀山市	1. 新たな取組を行った。	生活管理指導表を活用した組織的対応、安全を最優先した完全除去による対応の徹底
志摩市	1. 新たな取組を行った。	給食での除去食を対応するために使用していた医師による指示書の様式を参考様式に変更する準備を行っている。
栗東市	1. 新たな取組を行った。	医師の診断による生活管理指導表（改訂版）の活用とともに、給食以外でも食物・食材を扱う活動において対応できる体制を築くことができた。（個別対応マニュアルの改正）
甲賀市	1. 新たな取組を行った。	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、「甲賀市立幼稚園・保育園アレルギー児の対応マニュアル」の改訂を行い、実践につながるように、改訂箇所の周知を行った。
高島市	2. 新たな取組を行っていない。	既に取組ができており、新たな取り組みを実施する必要がない
柏原市	1. 新たな取組を行った。	アレルギー児の意見書の見直し
熊取町	1. 新たな取組を行った。	生活管理指導表の様式を改定版へ
紀美野町	2. 新たな取組を行っていない。	改訂以前から、保護者と面談を行い、給食アレルギー対応をおこなっているため。
高野町	2. 新たな取組を行っていない。	指定管理者任せになっている。
広川町	2. 新たな取組を行っていない。	現状のままで大丈夫であったため。
すさみ町	1. 新たな取組を行った。	食物アレルギーとアナフィラキシーについての研修会の実施 食物アレルギー緊急時対応マニュアルの作成
高梁市	2. 新たな取組を行っていない。	既に取り組んでいるため
真庭市	1. 新たな取組を行った。	新たなガイドラインに対応した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を作成している。
呉市	1. 新たな取組を行った。	・市独自の食物アレルギー対応マニュアルを作成 ・アレルギー食材により食器の色分けで誤食防止
東広島市	2. 新たな取組を行っていない。	検討中の段階であるため
江田島市	1. 新たな取組を行った。	改定されたガイドラインの内容を現場においても、保育士、栄養士及び保護者の面談においても、反映させている。
阿南市	1. 新たな取組を行った。	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 31 年 4 月改訂版）を各保育所に配布し、職員間で読み合わせを行ってもらった。 献立内容をアレルゲンを使わないものに変更したり、給食室でのチェック方法を見直した。
那賀町	1. 新たな取組を行った。	生活管理指導表を活用している

美波町	1. 新たな取組を行った。	園で対応している。
宇多津町	2. 新たな取組を行っていない。	平成31年には既に学校におけるアレルギー対応マニュアルを作成しており、対応品目や内容を保育所に当てはめても対応可能であると判断したため。
粕屋町	2. 新たな取組を行っていない。	従来の取組で対応
綾町	2. 新たな取組を行っていない。	アレルギー対応として、改正前から細かく実施しているため。

Q15. 給食の外部搬入の導入に伴う体調不良児への対応への取組（地方公共団体）

<ポイント>

保育士と調理員との連携、保育所常駐の調理員が個別に対応、各施設に調理師又は栄養士の資格を有する職員が勤務し、症状に合わせて刻み食や、ご飯をお粥に変更するなどの取組によって「課題が克服した」とする自治体数は23、「分からない」が29自治体、「克服されていない」が1自治体となっている。

認定地方公共団体	取組内容	開始時期	課題の克服状況	克服状況の内容
清里町	保護者への聞き取り	H18年5月～	3. 分からない	—
湧別町	児童の体調に合わせ保育士と調理員が連携し調整	H20.8	1. 克服された	食事量などの内容を調整した。
最上町	施設管理者の判断による牛乳や果物の提供中止	H22年～	3. 分からない	—
	クラス担任による配膳量の調節		1. 克服された	体調不良による嘔吐の場合は、食器は保育所で廃棄するなど、外部搬入事業者には病原菌を持ち込まないことを共有している
	主任保育士・担任による食事前後の状況把握			
阿見町	食材の大きさや固さを変えたりして調理している。	—	3. 分からない	—
六合村 (現：中之条町)	保育士が量を減らして分ける程度で、特別取組はない。	—	3. 分からない	—
大多喜町	配膳時に担任が量の加減を行っている。 搬入元と連絡を取り、刻みなどの対応を行っている。	平成16年～	1. 克服された	調理段階において必要な対応と、配膳時に必要な対応を分担することで、より細かな個別対応が可能となった。
能美市	病児保育(H26.3)、病後児保育(H18)を行っている。	—	1. 克服された	病気または、体調不良児の症状にあった食事を提供できている。
坂井市	園にて量を減らす等の対応を行っている。	不明	3. 分からない	—

市川三郷町	公立保育所で調理をしているため、各園で連携を図っているため、対応困難ということはない。	H30.7～	—	—
富士河口湖町	個人ごと、対応している。困難なし	—	—	—
本巣市	各園で必要な園児に対し除去食などの対応	平成21年度（認定当初）	1. 克服された	体調不良の症状にもよるが、例えば下痢症状等がみられる場合は牛乳や消火の悪いものは喫食を控えるよう配慮している。
郡上市	保育士が園児の体調にあわせ、給食の量を加減したりして対応をしている。	認定前より	3. 分からない	—
神戸町	各園において養護教諭や保育士が対応	H21.7.17～	1. 克服された	朝の時点で聞き取りを行い、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などを対応することにより克服している。
安八町	保護者の話を聞き、量の加減を行っている。	従来から	1. 克服された	保護者の話を聞くことで、個々に合った対応ができた。
揖斐川町	保育所駐在の調理員が個別対応を行っている	外部搬入開始当初から	1. 克服された	調理員が保育所に駐在しているため、体調に合わせた個別対応が可能である
大野町	自園調理との併用運用	H29.4.1	3. 分からない	—
北方町	体調不良児は原則帰宅させている	不明	3. 分からない	—
七宗町	保育士による園児の状態観察を行い、その体調に合わせ減量、食べやすいようにする等個々に対応する	開園時より	1. 克服された	園児を迎える際に、保護者より聞き取り等を行い、担任等により園児把握簿に記録のうえ園職員全体で体調状況を把握する。
白川町	量の加減や変更を行っている。	—	3. 分からない	—
白川村	その都度対応している	以前から	1. 克服された	連携をとることでスムーズな対応
熱海市	保護者と保育園栄養士、保育士の連携	H22.4	1. 克服された	人数が少ないこともあり、保護者と保育士が症状や状況を十分に確認している。
磐田市	各園にて調理委託業者と連携して対応。	不明	3. 分からない	—
安城市	量の加減や除去については配膳時に個別対応している。	不明	3. 分からない	—
西尾市	食事提供・盛り付けの際に体調や園児の状況に応じ量を変えている	10年以上前から	3. 分からない	—
蒲郡市	市としては、マニュアルなどの作成はしておらず、各園ごとに状況によって対応をしている	2018年4月～	—	—
常滑市	体調にあわせて量を調整している	不明	3. 分からない	—

稲沢市	症状によって量の加減や品目の除去を行っている。(消化の良いものだけ食べさせるなど)	開園当初から	1. 克服された	保育園で可能な対応については行っている ので、従来よりは克服された。
	各園の配膳員がおかゆなどの離乳食対応をしているのでおかゆの提供は可能	開園当初から	1. 克服された	
日進市	症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う	外部搬入開始当初から	3. 分からない	搬入の無い園と同じ対応を行っているため
田原市	園に調理師を配置し、柔軟かくするなど個々に合わせた調整を行う	当初から	1. 克服された	調理師を配置し給食を再加工することで、体調に合わせた給食を提供することができている
北名古屋市	保育所に給食が届いてから、個別に量の加減や特定に品目の除去等を行っている。	H20. 8	3. 分からない	—
みよし市	各保育園にて、食事の量を調節している	当初から	3. 分からない	—
あま市	保護者の申し出により献立の品目を減らすなどしている	不明	3. 分からない	—
長久手市	園児の体調を考慮し、摂取する食品を決めている。	事業開始時より	3. 分からない	—
東郷町	必要に応じて各園で簡易調理。	不明	3. 分からない	—
蟹江町	各保育所にて対応	業務開始時から	3. 分からない	—
阿久比町	保護者と保育者が情報を共有し、除去等の個別対応をする。	—	1. 克服された	保護者と保育者の信頼関係が築けている。
亀山市	搬入元と搬入先が密に連絡を取り合っている	導入当初から	1. 克服された	従来から問題は生じていない
	必要に応じて個別対応を行っている			
栗東市	各保育所で症状により品目の除去(牛乳等)を行っている	平成 30 年 9 月	3. 分からない	—
甲賀市	量の調節	平成 30 年 12 月(認定当初より)	1. 克服された	克服されたと回答しましたが、当初より対応しており、課題には感じていません。
	食材の選択(消化に負担がかかるものを取捨選択)			
高島市	園の調理員による対応	当初から	3. 分からない	—
柏原市	体調に合わせて量の加減をしている	外部搬入開始時	1. 克服された	園で対応するので、子どもにも無理強いすることなく提供できる
熊取町	各施設に調理師または栄養士の資格を有する職員が勤務している、症状に合わせて、刻み食や、ご飯をお粥に変更する等対応している	当初より	1. 克服された	常駐している看護師と連携しながら、症状に合わせて、対応している

高野町	指定管理者任せになっている。	—	2. 克服されていない	適切な対応がとれているか検証できていないため、保護者を通じてかかりつけ医に相談する、または産業医に相談したうえで対応するよう指導する。 また、今後、こども園への看護師・保健師等の医療専門職の配置の必要性を検討する。
すさみ町	保護者から体調不良の連絡を受けた場合、調理師と密に連絡を取り合ったうえで担任が除去している	実施当初から	1. 克服された	保護者から体調不良の連絡を受け、担任と調理員が連携し対応した。
高梁市	保護者との面談等により対応	平成 20 年 4 月	3. 分からない	—
真庭市	症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う	R3. 4	1. 克服された	当初より園の給食に対応できる市内公立園が調理を行っているため大きな問題点はない。
呉市	・個別対応するよう指導している	H17. 7	3. 分からない	—
東広島市	担任保育士による配膳状況の確認	—	3. 分からない	開始時期の明確な記録がない
江田島市	食事の際における量の加減、品目の除去	平成 29 年度	3. 分からない	—
	症状によっては、帰宅させる。		—	
阿南市	登所時に保護者からの聞き取りや連絡帳の記録から把握し、症状により量の加減や品目の除去や変更を行う。	時期不明	3. 分からない	—
那賀町	子どもの体調に応じて担当栄養士に相談し、個別に対応している	H26. 4～	3. 分からない	—
美波町	調理員が給食の量や大きさ、柔らかさなど体調不良児に合わせた給食を提供する。	平成 26 年 1 月	3. 分からない	—
宇多津町	マニュアルにそった対応を実施	H19. 4～	3. 分からない	—
粕屋町	学校給食センターと各園の配膳員で連携して対応	開園時	1. 克服された	食事の個別対応ができた
	月 1 回の給食会議の実施	—		
綾町	お便り帳や登所児に保護者に確認する。	H19. 4～	1. 克服された	前日から体調不良児については、お便り帳や登所児に保護者確認を行っている。

Q 1 6. 給食の外部搬入の導入に伴う食育への取組

<ポイント>

保育活動に畑作業を取り入れる、栄養士を配置し食育活動を実施する、地元農産物を取り入れた給食の提供などにより食育の「課題を克服した」とする自治体数は 29、「分からない」が 24 自治体、「克服されていない」が 1 自治体となっている。（取組内容に応じて複数回答あり。）

認定地方公共団体	取組内容	開始時期	課題の克服状況	克服状況の内容
清里町	外部搬入を行っている	H18 年 5 月～	3. 分からない	—
湧別町	季節に合わせた食材や地元食材の活用	H20. 8	1. 克服された	季節に合わせた食材に加えホタテや玉ねぎなど新鮮な地元食材を使用した給食を提供することで、食材を通じた知識を習得し健全な食生活を実践する児童を育てる。
最上町	保育活動で畑作業を取り入れ、野菜に触れる機会を設ける 畑で作った食材を使つてのクッキング活動を計画実施	H22 年～	1. 克服された	未満児でも取り組めるプチトマト作りや、以上児が行った畑活動での野菜を使ったクッキング活動に参加し、調理過程を身近に感じられるようにしている
阿見町	畑で野菜作り	—	3. 分からない	—
	絵本・紙芝居等で食育について周知。			
	クッキング			
芝山町	野菜の栽培	不明	3. 分からない	—
横芝光町	園庭、畑等での野菜栽培、収穫体験	H23	1. 克服された	地域住民の協力を得て、様々な野菜の収穫体験を行うことにより、食に対する興味と感謝の気持ちを育てている。
	カレークッキング等の調理体験		—	
大多喜町	野菜等の栽培や収穫体験	平成 16 年～	1. 克服された	食べ物をより身近に感じ、感謝の気持ちを持って給食を食べるようになった。
能美市	自園にも栄養士が在籍し、食育活動を行っている。	H23	1. 克服された	楽しく食べる体験を通じ食への関心を持ち、育んでいる。
坂井市	展示食を行い、子どもの食べる量や食事内容について知らせる。	不明	3. 分からない	—
	園に出向いての個別の栄養指導の実施。		—	
	5 歳児対象の食育出前講座の実施。		—	
市川三郷町	公立保育所で調理をしているため、各園で連携を図っているため、取り組み割合が低くなるということはない。	H30. 7～	—	—

富士河口湖町	保育士による食育活動	—	—	—
	栄養士による食育活動園（園児に対しパン作り教室などを実施している）			
	同じ町立保育所からの搬入のため取り組みが低くなっていない			
飛騨市	地元農産物を給食に取入れている	—	1. 克服された	乳幼児期から地元の食物に慣れ親しむことができる。
本巣市	ふるさと食材の日の実施	平成 21 年度（認定当初）	1. 克服された	給食食材に県産や地元産食材を使用したおかずを提供し、地産地消及びふるさとの食材を知る機会を提供し食育の推進が図れている。また、地域の農業委員の協力により、野菜等の栽培から収穫までを体験することで食に対するありがたみといった考え方を育んでいる。
	キッズキッチン事業の実施	平成 24 年度		
神戸町	献立表における地元産の表示、マナー、旬、健康等の食育啓発記事の記載	H21. 7. 17～	1. 克服された	献立表に記載することにより保護者や子どもにその認識が深まった
安八町	岐阜県の郷土料理などを献立に取り入れて、食に興味を持てるようにしている。	数年前から	3. 分からない	—
揖斐川町	地元食材を取り入れ、保育士が食育の取り組みを行っている	外部搬入開始当初から	3. 分からない	—
大野町	自園調理との併用運用	H29. 4. 1	3. 分からない	—
北方町	野菜作りを行うなど食への関心を持つための取り組みをしている	不明	1. 克服された	食への関心の育成ができていると感じる
	食育計画を保護者へ配布している			
七宗町	小中学校と同様の献立により、献立のポイントや行事食の意味のお知らせを行っている	給食提供開始から	3. 分からない	—
白川町	給食だよりを発行している。	—	3. 分からない	—
	季節の地元産野菜を使う等、取り組んでいる。			
熱海市	保育園から中学校まで同じ献立	H22. 4	1. 克服された	保育所と小中学校が連携して食育に取り組んでいる。
磐田市	業者選定時に公募型プロポーザル方式を採用していること	不明	1. 克服された	プロポーザル時に食育に対する提案や実績を踏まえた業者選定が可能になったため、委託業者による充実した食育を行うことができるようになった。
安城市	各園で栽培活動を行っている。	不明	1. 克服された	

	各園で栽培、収穫したものを使って調理体験をしている。			栄養士による食育指導に関しては、子どもたちが食に関心をもつようになった。食事の時も何が入っているか確認するようになった。
	市の栄養士による食育指導を行っている。	平成26年	1. 克服された	
西尾市	園にある畑でとれた野菜（ゴーヤなど）を油で揚げて給食時に出す	10年以上前	3. 分からない	—
	園児がカレーづくり等で実際に野菜の皮むきを行う機会がある（コロナ流行後は休止中）			
	赤・黄・緑の食品群の話を栄養士が行っている	数年前		
蒲郡市	地元の食材を使用する	2018年4月～	—	—
常滑市	保育園での野菜の栽培	不明	3. 分からない	—
稲沢市	毎月提供する献立表に食育ポイントを掲載している。	開園当初から	3. 分からない	—
	年1回栄養士による食育指導を行っている。			
	毎行う月園長と栄養士の打ち合わせ会で食と衛生について園長へ話をするにしている。		1. 克服された	保育園を訪問した折、園児の食行動に前進が見られる。（食事前の手洗い、マスクの使い方、食べ方、箸使い、食品分類の知識向上など）
	野菜の栽培・年3回のクッキング実施（コロナの状況によっては中止）			
	絵本・紙芝居・製作など保育活動の中で実施			
日進市	野菜作りや旬の野菜に触れる機会を設ける	外部搬入開始当初から	3. 分からない	搬入の無い園と同じ対応を行っているため
	クッキング保育の機会を設ける			
	行事食・郷土食の提供			
	地元産野菜の使用等食材の調達に配慮			
	保育所等と事業者で構成する定期的な連絡会を設ける			
田原市	地元産等、食材の選び方に配慮している	当初から	1. 克服された	地域の食材を給食として提供することで乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことができ、農業産出額全国有数の地域に対する誇りや愛着を育む取組ができている。
北名古屋	調理保育を行う機会を定期的に設けている。	H20.8	3. 分からない	—

	季節に応じた行事食の提供			
	地元食材等の食材選びに配慮している。			
みよし市	園への情報提供	H21～	1. 克服された	毎日の給食の内容、食材、行事食等についての情報を保育士に提供し、保育士から園児への声かけをする際の知識として活用してもらうことで、食育を推進している。
あま市	毎月、食育に関するお便りを発行し啓発を行っている。	不明	3. 分からない	－
長久手市	栄養士による食育活動の実施。	H22～	1. 克服された	給食センターの栄養士が各保育園を訪問し、食育活動を実施することにより、食に関する情報の提供を行っている。
東郷町	各園にて食育活動を実施	不明	3. 分からない	－
蟹江町	各保育所で栄養士による箸指導を通して食育を行っている。	業務開始時から	1. 克服された	子どもたちの食への興味が増し、食育へとつながっている。
	各保育所での野菜の栽培。			
	各保育所での視聴覚教材を使った指導。			
阿久比町	野菜を植え収穫する。収穫した物を食べる取り組みを行っている。	－	1. 克服された	食育全般に対して保育士の意識が変わってきている。
	栄養士による食育指導			
亀山市	普段の保育の中でできることを考案し、食育や保護者支援を行うよう施設長に指導している	導入当初から	1. 克服された	従来から取り組んでいる
志摩市	自園調理を行う施設の献立についても幼保給食センターの栄養士が作成した献立を使用し、市内全ての保育所が同一の献立になっている。	H25 年 8 月から	1. 克服された	統一献立に「しまっこ給食」として地場産物を特に取り入れた給食を定期的の実施し、地元の食材について学ぶ機会を平等に取り入れている。
栗東市	栗東産農産物や滋賀産農産物を積極的に取り入れた給食の提供	平成 30 年 9 月	1. 克服された	学校給食の統一献立より、栗東市農産物や滋賀産農産物を積極的に取り入れた和食中心の食事を提供することができ、地産地消の推進だけでなく、園児に望ましい食生活に繋げることができた。給食の外部搬入によりおやつの調理や食育に専念することができ、園栽培物を使用したおやつの提供など園児の食への関心や家庭への食育啓発に繋げることができた。
	園栽培物を使用したおやつの提供			
高島市	自園での栽培、料理体験の実施	当初から	3. 分からない	－

	給食センターへ訪問・見学		—	
柏原市	指導計画等に食育の年間予定を記載している	不明	1. 克服された	食育に対する意識がかわり、各園で工夫し食育に取り組むようになる
熊取町	おもちゃや絵本など、遊びの中で食事や栄養に連携させ、また3歳以上児の栽培活動にふれて、興味を持たせる取組を行っている	当初より	1. 克服された	家庭では偏食だが、保育所では苦手な食材を克服する様子が見られる
	共食することで、様々な刺激を受ける		—	—
高野町	地元産の米や松茸等の地域の特産品を給食に導入	H25 年頃から	2. 克服されていない	補食（おやつ）については、市販品での提供が主になってしまっている。 保育所給食の特徴でもあった四季折々の行事に困んだ給食の提供は現状難しい。 以上のように、小中学校と完全に同じ対応とできない（就学前児童に必要不可欠な）部分へ対応する体制づくりが必要。
すさみ町	給食は町内にある保育所からの搬入であるため食育の取り組みは一貫している。	実施当初から	1. 克服された	保育所間での連携を図ることで克服出来た。
高梁市	給食センターに園専任の栄養士を配置	平成 20 年 4 月	3. 分からない	—
真庭市	野菜などの栽培や収穫を行う	R3. 4	1. 克服された	当初より園の給食に対応できる市内公立園が調理を行っているため大きな問題点はない。
	お誕生日会、季節に応じた行事やバイキング等いつもと違った食事スタイルの給食			
	地元産等、食材の利用			
呉市	・外部搬入を行う保育所も自園調理を行う保育所と同じように食育への対応はできている	H17. 7	3. 分からない	—
東広島市	栽培保育	—	3. 分からない	開始時期の明確な記録がない
	クッキング保育			
江田島市	食事の際における量の加減、品目の除去	平成 29 年度	3. 分からない	—
	症状によっては、帰宅させる。			
阿南市	自園で収穫した食物を利用したクッキング保育等を行い、収穫の喜びや食物に対する感謝の気持ちを育てている。 保護者に対しては、展示食や給食だよりを通じて情報提供を行った。	時期不明	1. 克服された	食材に触れ、実際に調理することで、食に対する意識が深まる。 保育所での子どもの食事の様子を知ってもらえる。

那賀町	実際調理した調理員が運搬しているので、関わりを持てている	H26.4～	3. 分からない	—
美波町	食育年間計画に基づき給食を生きた教材とし、食に関わる体験を積み重ねることによって、食べることを楽しみバランスのとれた食事や食事のマナーを学ぶ。また、クッキングや菜園活動を通じて食材に興味を持たせ、食べる意欲を培う。	平成26年1月	3. 分からない	—
宇多津町	宇多津町公立保育所における食育に関する運営方針に従っている	H19.4～	1. 克服された	当初より「宇多津町公立保育所における食育に関する運営方針～輝くうたづっ子に～安全・安心な食事を通して」に従って適切に食育している。
粕屋町	親子料理教室の実施	H21	1. 克服された	地域の食育への取組を行った
綾町	公立保育所からの搬入のため問題は発生していない。	H19.4～	3. 分からない	—

Q17. 給食の外部搬入の導入に伴う外部搬入事業者等との連携への取組（地方公共団体）

<ポイント>

給食担当者会議や献立委員会の設置、保育担当課の栄養管理士の配置などにより「課題を克服した」とする自治体数は30、「分からない」が24自治体、「克服されていない」が3自治体となっている。（取組内容に応じて複数回答あり。）

認定地方公共団体	取組内容	開始時期	課題の克服状況	克服状況の内容
清里町	特になし	—	3. 分からない	—
湧別町	保育所と給食センターの連携	H20.8	1. 克服された	保育所と給食センターの各担当でガイドラインについて情報共有し給食を提供する。
最上町	毎年、入所式前に給食担当者会議を設けて本年度の給食提供について確認する（給食外部搬入事業者・栄養士・調理師・施設職員・担当課） 年3回、給食外部搬入事業者と保育施設の職員による会議を実施 毎日の給食摂取状況を施設で記録し、給食外部搬入事業者へ毎月報告	H22年～	1. 克服された	確認事項は毎年変わらないが、4月当初に資料の読み合わせをすることで日々のケアレスミスが少なくなる

阿見町	年度当初に保育所の栄養士と給食センターの担当で打ち合わせを行い、予算や食材について情報共有を行っている。	H20 年ごろから	3. 分からない	—
六合村 (現：中之条町)	月 1 回、栄養士と各担当等で意見交換会議を行っている。	不明	1. 克服された	給食の残量が多かった献立は、何が原因だったのか（麺の弾力が強すぎた等）意見交換ができるため、翌月の献立作成に役立てることができる。
芝山町	外部搬入事業者との打合せの実施	不明	3. 分からない	—
横芝光町	給食会議等での意見交換	H23	2. 克服されていない	味や栄養価への不満に対して、改善の努力はみられるものの、満足できるものになっていない。
大多喜町	町内の公立保育所から搬入を行っているため、日頃から連携が取れている。	平成 16 年～	3. 分からない	—
能美市	各園代表の給食担当者と外部搬入事業者とが毎月献立内容について検討の場を設け、連絡会を行っている。	H23～R2.3	1. 克服された	共通理解をもって係っている
	コロナ渦のため交流を避け、データーでの資料配布と内容についての意見を個々に伝える方法に変更した。	R3～		
	外部搬入業者が提供している小・中学校と保育園の代表者や保護者等の関係者で年 1 回、協議会を設けている	H23～	—	
坂井市	月に一度の給食会議で、園長、調理師、市担当者と献立や給食に関する情報を共有している。	不明	1. 克服された	・園での意見を共有し、改善すべき部分を献立に反映することができている。 ・外部搬入事業者（学校給食センター）に、保育担当課職員を配置することで、現場の調理担当者との連携がとれるため、質の高い給食提供につながっている。
	外部搬入事業者（学校給食センター）に保育担当者職員を配置し、現場での調整を行っている。	令和 2 年 4 月	—	
市川三郷町	保育所内に市町村保育担当がいるため、食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分ということはない。	H30.7～	—	—
富士河口湖町	町立園から町立園への搬入のためきちんと対応できている	—	—	—
飛騨市	保育園主管課長が給食センター運営委員	H15	1. 克服された	情報共有ができている
本巣市	給食センター運営委員会及び給食献立部会への参画	平成 21 年度（認定当初）	1. 克服された	管理栄養士による巡回指導や、献立内容の検討について保育士が意見等を言い合える機会を設け、給食センターとの連携が図れている。

郡上市	外部搬入事業者と保育所間で、定期的に連絡を取るようになっている。	認定前より	1. 克服された	配慮の必要な園児について、給食の提供方法を外部搬入事業者の栄養士に相談ができるため、保護者へ説明がしやすく理解してもらえるため、安心して給食が提供できる。
神戸町	関係者で組織する献立委員会等を設立し協議している	H21. 7. 17～	3. 分からない	—
安八町	給食センターにおいて、定期的に給食主任会や食材選びの機会を設け、こども園とセンターとの意見交換を行っている。	5 年程前から。	1. 克服された	こども園と給食センターが互いの意見や要望を伝え合うことで、理解し合い、連携がとれるようになってきた。
揖斐川町	町・町立保育所・町立給食センターで連携している	外部搬入開始当初から	1. 克服された	すべて町組織であるため、情報交換を日ごろから頻繁に行っており、指摘事項は該当しない
大野町	搬入にあたり、メニューやカロリー、アレルギー対応などについて打合せを実施	実施する都度	3. 分からない	—
北方町	定期的な栄養管理等を目的とした会議を開催している	不明	1. 克服された	園児の成長にあった給食内容の提供や食育の観点から望ましい献立を立てることができている
七宗町	外部搬入する給食センターと保育園の管轄は同じ教育課が担当しており、連絡調整がスムーズに行えるよう配慮している	外部提供開始から	1. 克服された	給食センターと保育園担当者及び直接保育園長等と各種連絡を行い理解を深めている
白川町	会議を設置し、定期的な情報交換等を行っている。	—	1. 克服された	課題の共有を行っている。
白川村	不十分に思われない	—	3. 分からない	—
熱海市	学校栄養士、保育園栄養士、調理員、保育士の連携	H22. 4	1. 克服された	市職員である学校と保育園の栄養士、保育士が連絡を取り合い、委託業者の職員である調理員も交えて、問題点を共有し取り組んでいる。
磐田市	業務委託に関する報告書等の毎月提出の義務付け	不明	1. 克服された	業務委託に関する報告書の提出を義務付けることで所管課としても調理業務について把握することが可能になった。また、給食会議の実施や管理栄養士の巡回を行うことで、市・各受託業者間での情報共有が可能となった。
	毎月の給食会議の実施			
	市の管理栄養士の定期的な巡回			
安城市	調理場管轄課に市の栄養士が配置されている。	不明	3. 分からない	—
	保育課に市の栄養士が配置されている。			
	調理場と栄養士による会議で情報共有、連携をしている。			

西尾市	市職員と外部搬入事業者と連絡をとるようになっている	2021 年 7 月	1. 克服された	今まで学校給食センター職員が中心となって運営していたが、2021 年 7 月より保育園給食は保育課が中心に運営しているため、保育所との連携が従来よりとりやすくなったと感じています。
蒲郡市	給食関係者出席の給食会議実施	2018 年 4 月～	—	—
常滑市	献立委員会など事業者と保育士の意見交換の場を設けている	不明	1. 克服された	園児の好みや、食材の食べやすさなど保育現場での情報についてきめ細かく給食事業者に伝達でき、献立に生かされている
稲沢市	週に 1 回以上調理員と打ち合わせを行いアレルギーや食材の切り方など細かい内容まで検討している。	開園当初から	1. 克服された	疑問や問題の解決が早くなり、事件や事故が起こりにくくなった。また安心安全な給食作りに前向きな行動変容がある。
	厨房に日々栄養士が入り一緒に給食作りを行っている。	—		
日進市	外部搬入事業者が公立保育園であり食育計画が共有できている	外部搬入開始当初から	3. 分からない	搬入の無い園と同じ対応を行っているため
田原市	連携会議を開催している	当初から	1. 克服された	事業者と保育所や市の職員等が食の現状や提供のあり方について情報共有することにより、理解を深めることができた
北名古屋市	給食センターと保育所及び保育担当で定期的に会議を実施している。	H20. 8	3. 分からない	—
みよし市	保育担当課の栄養管理士の配置	—	1. 克服された	保育所における食事の提供について情報を持つ保育所担当課職員の配置により、事業者へ情報提供できている。
あま市	毎月、給食の献立や食材の選定に係る会議を実施。	不明	3. 分からない	—
長久手市	栄養士と各保育園長が毎月 1 回献立委員会に参加	事業開始時より	1. 克服された	給食センターから栄養士が各保育園に巡回して、食育栄養指導を実施することにより、保育園と給食センターの連携がより密になっている。
	栄養士による巡回栄養指導	H22～		
東郷町	献立委員会などで三者が話し合える場をつくっている。	不明	3. 分からない	—
蟹江町	直営施設のため問題なし。	業務開始時から	3. 分からない	—
阿久比町	給食センターに町の栄養士を配置している	—	1. 克服された	園児の給食については町の栄養士が十分に配慮している。
亀山市	各関係者が密に連絡を取り合い、情報共有や連携を行っている	導入当初から	1. 克服された	従来から問題は生じていない

志摩市	公立の学校給食センターや幼保給食センターから搬入しているため、調理員及び栄養士は市職員及び会計年度任用職員である。	H19 年 8 月	3. 分からない	—
栗東市	学校給食共同調理場に保育所担当栄養士を配置	平成 30 年 9 月	1. 克服された	学校給食共同調理場に保育所担当栄養士を配置し、献立の展開だけでなく、使用食材や調理方法について調理員と調整できる体制を築いている。また、毎日調理場に入り、調理及び衛生指導を行うことで安全な食事の提供を行うことできている。幼児課配置栄養士、学校給食共同調理場配置栄養士、園職員の連携の場として年 5 回給食会議を実施している。
甲賀市	保育所は、喫食に関する記録を行い、外部搬入事業者が評価できる体制をとるとともに、常に、報告、連絡、相談できる体制を確立している。	平成 30 年 12 月（認定当初より）	1. 克服された	克服されたと回答しましたが、当初より連携体制が確立されており、課題には感じていません。
高島市	外部搬入事業者と保育所で連携会議を開催	当初から	3. 分からない	—
柏原市	月 1 回給食会議を開催	不明	1. 克服された	共通理解ができ、献立内容の充実に繋がっている
熊取町	毎月給食献立打合せ会議を実施、情報共有や協議の場を設けている	当初より	1. 克服された	ガイドライン等、改訂等の情報提供
高野町	ガイドラインの活用ができていない	—	2. 克服されていない	今後、給食運営協議会での活用、検討を推進する。
広川町	外部搬入者と保育所栄養士が逐一協議している	H19～	3. 分からない	—
すさみ町	保育所間で連携を図った。	実施当初から	1. 克服された	保育所間で連携することにより取り組みが統一出来た。
高梁市	個別面談	平成 20 年 4 月	3. 分からない	—
	給食会議（月 1 回）			
	学校給食会議（年 2 回）			
真庭市	アレルギー・誤食・食中毒等のマニュアルについての共通認識	R3. 4	1. 克服された	当初より園の給食に対応できる市内公立園が調理を行っているため大きな問題点はない。
	配送等の連絡体制の共通認識			
呉市	・他の公立保育所から外部搬入している。また、市の保育担当課で献立作成、発注等	H17. 7	3. 分からない	—

	を行っており、献立会議や電話連絡で保育所との連携は常に行っている			
東広島市	学校給食センターとの連携会議	—	1. 克服された	定期的に行っているが、開始時期の明確な記録がない
江田島市	外部搬入事業者の栄養士による指導及び面接を実施	平成 26 年度	3. 分からない	—
阿南市	献立については、市立保育所と共通の市こども課栄養士が作成した献立を使用し、毎月の職員会議や 2 ヶ月に 1 回の給食検討会議や給食アンケートを献立作成の参考にしている。和食を中心とし、季節の食材や行事食、郷土料理を取り入れている。	時期不明	2. 克服されていない	概ね克服できているが、配送、保育室配膳の為、他の保育所と同様の盛り付けができないメニューや内容を変更する時がある。
那賀町	同じ町職員なので連携がとれている	H26. 4～	3. 分からない	—
美波町	ガイドラインをその都度、園に提示することに対応している。	平成 26 年 1 月	3. 分からない	—
宇多津町	献立委員会の開催（年 4 回）	H19 年	3. 分からない	—
粕屋町	保健所監査時の指摘事項の是正	—	3. 分からない	—
綾町	公立保育所からの搬入のため問題は発生していない。	H19. 4～	3. 分からない	—

Q 18. 特定事業の実施により削減されたコスト（地方公共団体）

<ポイント>

食材購入費、人件費、施設整備費などでコスト削減がみられる。なお、削減額（円／年）については不明、未計算としている自治体が多くなっている。

認定地方公共団体	削減額（円／年）	削減費目等
湧別町	1,500 千円/年	食材購入費
六合村 （現：中之条町）	9 年分（職員 4 人分＋臨時職員 3 人）で 74,215,440 円 / 年 8,246,160 円（外部搬入導入前年で計算）	調理員人件費
横芝光町	14,400,000 円 / 年（通算 144,000,000 円/特例措置活用期間 10 年）	調理員人件費（外搬導入前 6 名→外搬導入後 0 名）
能美市	（外搬導入を実施していない同規模の調理員数 4 名→外搬を導入している同規模の調理員数 2 名）	人件費
富士河口湖町	－	R 3. 12 月から始まったため、具体的な金額はわかりませんが、人件費、調理室内の維持費の削減予定
飛騨市	不明	人件費 光熱水費
本巣市	20,400 千円/年（通算 265,188,910 円/特例措置活用期間 13 年）	給食調理員人件費
郡上市	認定前より外部搬入を実施していたため、比較ができない	人件費
神戸町	算定不能	人件費 施設整備費
揖斐川町	不明（基本的に各園で調理をしないため、水や電気等の使用量が減る） 不明（一括購入により単価が下がる）	光熱水費 給食材料費
大野町	詳細不明	調理員人件費
北方町	未集計	人件費 光熱水費
七宗町	給食調理員 外部搬入前 2 名 → 外部搬入後 1 名（×保育園 2 箇所）	人件費
白川村	前 1 名→後 0.5 名	人件費
熱海市	自園調理を行うとすれば、人件費や光熱水費がかかることが想定されるが、保育所の給食開始時よりこの方式で行っているため、具体的な経費削減額は分らない。	
西尾市	自園調理の人件費 1 億 3000 万円 センター方式の人件費 4100 万円 8900 万円の削減	人件費 自園調理 正規 17 人 パート 15 人 センター調理 正規 4 人 パート 15 人
常滑市	一括で大量に購入するため削減できてる。具体的な金額は不明	賄い材料費
稲沢市	開園当初から外部搬入を実施しているため経費削減効果は図れない。	人件費

	開園当初から外部搬入を実施しているため経費削減効果は図れない。	光熱費
日進市	3,200,000 円/年	給食調理員人件費（正社員 2 名→パート 2 名）
田原市	通算約 530,000 千円/期間 13 年 ※外部搬入実施したことにより各園 1 人調理員の配置を減できている。年間、1 園当たり約 250 万円削減	人件費
みよし市	当初から学校給食センターから外部搬入のため未計算	人件費
		光熱水費
		厨房機器設置費
		厨房機器維持管理費
		食材購入費
あま市	不明	人件費
		光熱水費
東郷町	導入実施前が不明	導入実施前が不明
亀山市	450 万円/年（通算 5,700 万円/特区措置活用期間約 13 年）	給食調理員人件費（自園調理 2 名→外搬導入 0 名）
志摩市	13,763,000 円 / 年（通算 157,843,000 円/特例措置活用期間 13 年）	給食調理員人件費 外部搬入前：14 名（正規 5 名・非正規 10 名）→ 外搬導入後（現在）：8 名（正規 3 名・非正規 5 名）
栗東市	約 19,139 千円（平成 30 年 9 月～令和 3 年 11 月の累計）	業務委託料
	約 4,889 千円（平成 30 年 9 月～令和 3 年 11 月の累計）	食材料費
甲賀市	¥31,274,280	給食調理員人件費 （各園正規 1 名、パート 1 名）
	¥1,080,000	食材料費
高島市	保育所で調理する必要がないため削減できている（金額としては不明）	光熱水費
	学校給食と併せて一括購入できていることから、削減できている（金額としては不明）	食材料費
柏原市	当初から外部搬入を行っているため、比較ができない	人件費
熊取町	75,036 千円（6,253 千円×3 人×4 施設 1 施設正規職員各施設 3 名の想定）	給食調理員人件費
高野町	通算 71,175 千円/13 年	給食調理員（2 人→0 人）
	通算 11,960 千円/13 年	光熱水費
広川町	年間 2,000,000 円	人件費
すさみ町	外部搬入前 1 名→外部搬入後→0 名	人件費
	外部搬入後約 230,000 円の減	光熱水費等（給食以外も含む）
高梁市	算定していないため不明	人件費、光熱水費、施設管理
真庭市	8,000 千円	人件費

	865 千円	賄い材料費
呉市	2,085,369 円/年(通算 35,451,280 円/特例措置活用期間 17 年)	給食調理員の人件費 (H17~H19 2人⇒0人) (H20~R3 1人⇒0人)
	1,747,384 円/年(通算 29,705,532 円/特例措置活用期間 17 年)	賄材料費
東広島市	25,272 千円/年	給食調理員の人件費 ※自所給食調理を行った仮定と比較し算出した額
江田島市	導入により 1 人×10 施設の減 860 円×8 時間×235 日×10 人＝ 16,168,000 円/年	調理員人件費
那賀町	3 万円×12 ヶ月	光熱水費
	2 万円×12 ヶ月	材料費
美波町	自園調理のために 1 人在籍していた調理員分の人件費が削減	給食調理員人件費
宇多津町	要 3 名の調理員のところ、外部搬入後は調理員 1 名	調理員人件費
粕屋町	開園時よりセンター方式のため不明	
綾町	給食調理員人件費 外部搬入することで 2 名程度減	人件費

Q 19. 特定事業の実施により増加されたコスト（地方公共団体）

<ポイント>

業務委託料、配送委託料となっている。なお、増加額（円/年）について、自治体ごとにばらつきがあり、未回答の自治体も多くなっている。

認定地方公共団体	増加額（円/年）	増加費目等
六合村 (現：中之条町)	外部搬入開始から 9 年で通算 114,066,602 円/年 12,674,067 円（平均）	業務委託料（外部搬入の導入により新たに発生）
芝山町	約 12,000 千円（外部搬入の導入により新たに発生）	委託費
横芝光町	9,289,000 円/年	業務委託料（外部搬入の導入により新たに発生）
能美市	1 人 1 食当たり 200 円の運営費（光熱水費）を支払っている。	搬入施設への光熱水費（運営費）
坂井市	8,600,000 円	配送委託料
郡上市	認定前より外部搬入を実施していたため、比較ができない	業務委託費
	110,000 円/年(通算 2 年/特例措置活用期間 2 年)	業務委託費（夏休みの長期休暇の給食がない場合、他の搬入事業者へ依頼する配送料。）
神戸町	シルバー人材センター委託料 7,600 千円/年	委託料
揖斐川町	各施設への給食の運搬に係る燃料費（ただし、学校と隣接しているところが多いため、金額は多くない）	光熱水費
北方町	未集計	運搬経費
稲沢市	29,570,640 円/年 (通算 151,719,744 円/特例活用期間 5 年)	調理等業務委託料

	5,717,800 円/年 (通算 11,435,600 円/特例活用期間 2 年)	運搬委託料
みよし市	当初から学校給食センターからの外部搬入のため未計算	—
甲賀市	¥1,087,728	給食配送員人件費 (外部搬入の導入により新たに発生)
熊取町	41,769 千円 (令和 2 年度決算額)	給食委託料
真庭市	980 千円	委託料
江田島市	7,900,000 円/年	給食運搬業務委託料
美波町	360,000 円/年	給食運行委託料
粕屋町	開園時よりセンター方式のため不明	

Q20. 経費削減分の保育サービス向上への活用 (地方公共団体)

<ポイント>

活用しているとする自治体数は、回答自治体の半数弱となっている。経費削減分は、保育料の負担軽減、長時間保育や一時保育のための職員確保、保育支援者の導入、地域型保育事業所の設立などにあてられている。

	1. 活用している	2. 活用していない	未回答
地方公共団体数	24	31	3
認定地方公共団体	横芝光町、能美町、坂井市、富士河口湖町、本巣市、揖斐川町、白川町、白川村、西尾市、常滑市、稲沢市、田原市、あま市、東郷町、亀山市、栗東市、甲賀市、高島市、熊取町、高野町、広川町、真庭市、美波町、綾町	清里町、湧別町、最上町、六合村、芝山町、大多喜町、飛騨市、郡上市、神戸町、安八町、大野町、北方町、七宗町、磐田市、安城市、日進市、北名古屋市、みよし市、蟹江町、阿久比町、志摩市、すさみ町、高梁市、呉市、東広島市、江田島市、安芸太田町、阿南市、那賀町、宇多津町、粕屋町	阿見町、長久手市、柏原市

<個別の回答>

認定地方公共団体	経費削減分の内保育サービスの向上にあてている割合	具体的内容
横芝光町	20%	保育料を国基準の 60%程度に引き下げて負担を軽減している。
能美市	30%	外部搬入であってもアレルギー対応や食育実施のため給食調理員を 1～2 名多く配置する。
坂井市	不明	不明
富士河口湖町	—	R3. 12 月に開始のため、R4 年中から保育士の増加を予定
本巣市	100%	経費を節減することで、子育て関連の施策への投資を行うことができた。(多子世帯に対する保育料の低減、第 3 子以降給食費無料化など)
揖斐川町	100%	町立保育所全 7 園に加配保育士を合計 10 人以上配置している
白川町	—	保育士の負担軽減(保育に充てられる時間の増加)に繋がっている。
白川村	100%	未満児保育受入数の増加
熱海市	保育所の給食開始時よりこの方式で行っているため、具体的な削減額は分らないが、保育サービス向上に活用する考えである。	

西尾市	5%	長時間保育や一時保育の職員確保に充てられている。
常滑市	—	一時預かり保育の実施
稲沢市	—	保育支援者の導入 食事の配膳や施設内の清掃、午睡用布団の準備・片付けなど保育士でなくても可能な仕事を保育士に代わりやってもらうことにより保育士の負担を軽減。子供のかかわる時間が増え保育サービスの充実につながった。
田原市	不明	休日保育の実施や医療的ケア児の受入、標準保育対応園の増加等などの保育サービスの充実を図っているが、具体的な数は不明
あま市	不明	—
東郷町	不明	不明
亀山市	18%	手洗水栓のセンサー化や網戸取付など、園舎の整備を実施し、保育事業の充実を図った
栗東市	80%	・加配対象の児童受入数+20人： 51人（H30.4）→71人（R3.4） ・待機児童の減少-57人： 70人（H30.4）→13人（R3.4） ※加配対象児童の受入が増加したことで待機児童解消にも寄与している。
甲賀市	70%	①地域型保育事業所の増加 平成30年度 令和3年度 家庭的保育事業所 2園 4園 小規模保育事業所 0園 3園 ②3歳未満児の就園児数の増加 平成30年度 令和3年度 （予定） 家庭的保育事業所 766人 869人
高島市	複数の施設の給食を調理し、外部搬入することで、職員の配置、施設維持管理や食材購入で効率化を図り削減につながっていると考えられるが、具体的な数値が把握できず、どれだけの割合が保育サービスに還元できているか不明である。	子育て支援センターでの保護者の交流等、子育ての孤立化や育児不安の解消に努めるなど子育て施策を実施し、地域を基盤にした子育て支援機能の充実を図っている。また高島市の食文化を継承する体験活動などを実施し、食育の推進を図っている。
熊取町	50%	乳児（0・1歳）の受け入れを拡大している。参考：特区実施前（町立保育所合計 H20：68人→R2：105人）平成26年度より保育課に管理栄養士を配置し、食育を充実させることによる保育サービスの向上を図っている。またアレルギー児童の食事の管理を一括して行い、安全安心の給食提供を行っている。
高野町	100%	保育料の無償化 給食無償化
広川町	100%	延長保育・一時預かり保育・障害児保育の充実
真庭市	30%	保育補助員 1名の配置
美波町	30%	多様化するニーズを踏まえながら低年齢児の保育体制、一時預かり保育などの充実。
綾町	100%	公立保育所のため保育サービス向上を具体的に記入するのは困難

Q21. 特定事業活用による地域への波及効果とその内容（地方公共団体）

<ポイント>

地域で栽培された農作物を積極的に使用することにより、地産地消の推進につながっている。

<個別の回答>

- ・最上町 地産地消の推進・保育活動としての給食センターの視察見学等
- ・六合村 小中との一環した給食が提供できる。
- ・能美町 地域で栽培された農作物を積極的に使用することにより、幼児期から地域の食材に慣れ親しむ環境づくりができる。
- ・坂井市 地産地消の推進としてより新鮮な地元の食材を提供することが可能となった。
- ・飛騨市 地産地消の推進
- ・本巣市 学校給食センターでは、県産及び地域の食材を使用した「ふるさと食材の日」を設けている。また、令和2年度よりすべてのおかずに地元産の食材を使用した「もとまる（ご当地キャラ）給食の日」を開始し、地産地消の拡充により子どもたちにふるさとの食材について触れ合う機会を設けています。これは、コロナ禍において影響を受けている生産者を支援する側面もあります。
- ・郡上市 地元の食材を取り入れた献立になっており、園児が地域の食文化に触れる機会になっている。
また、給食だよりに地元食材の紹介をし、地産地消の推進について保護者へ理解してもらっている。
- ・神戸町 給食の外部搬入により、給食の献立に地域の特産物が使用されていることなどの関心が深まり、地産地消が推進した。
- ・揖斐川町 地元食材の一括購入、加配保育士の配置等による地域への波及効果がある
- ・大野町 メニューに、地元で作られた食材等を使用することで、地産地消を推進した。
- ・北方町 効率的な地産地消の推進に取り組んでいる。
- ・七宗町 外部搬入方式が可能になったことにより、給食センターでの共同調理が可能となり、食材の一元購入、各園での人件費等経費削減された。また、食材の一元管理及び地元農産物を取り入れることにより、食の重要な地元農産物への関心を高める等、幼児期からの一貫した食育推進ができています。
- ・白川村 外部搬入による経費節減により、未満児保育受入数が増加し、担い手が確保されたため、地域産業の育成・振興に波及効果があったと思われる。
- ・熱海市 保育園児から中学生まで同じ献立の給食を提供しているため、行事などだけでなく交流を図ることができ、小学校への接続に際しても身近な存在として感じることができている。また、家庭においてもきょうだい間での共通の話題となっている。
- ・安城市 地産地消に取り組むことで、地域の特性を子どもに伝えることができた。（食育）
- ・西尾市 給食に地元食材を活用することで地域の活性化に繋がっている。
- ・常滑市 地域の野菜をまとめた量を定期的に購入することにより地産地消が推進された。
- ・日進市 外部搬入を活用することで安定的に給食提供ができるため、地元企業からの食材調達を継続することができ地域の経済の促進ができています。また地元の食材、地産地消を進める事により、地域の食の安全確保が出来ている。

・ 田原市	地産地消の推進、乳幼児期から学童期まで一貫して地域の食材を使った給食を提供することによる地域産業の振興（地域の食材を給食として提供することにより、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことができ、農業産出額全国有数の地域に対する誇りや愛着を育むことができている。）
・ 北名古屋市	地元食材を定期的を選定することにより、地産地消の推進を図ることができている。
・ みよし市	地産地消をするには案外経費がかかるが、学校と一括購入により価格を抑えることができている。地元産の柿を使ったピューレなど学校給食と合わせて活用でき、積極的に地産地消を推進できている。
・ 東郷町	地産地消の推進
・ 蟹江町	地産地消の推進が図れた
・ 栗東市	学校給食の統一献立より、栗東市農産物や滋賀産農産物を積極的に取り入れた食事を提供することができ、地産地消の推進に繋がった。
・ 甲賀市	市内3歳未満児の就園児数の増加及び、民間による地域型事業所の開設による新たな雇用及び、空き家、空きテナントの有効活用による地域の活性化。
・ 高島市	学校給食センターで複数園および小中学校分の給食に対応することで、地元食材の一括購入など効率的に運営することができ、地産地消の推進、地域農業への振興に寄与できた。また小中学校や園で情報の共有する効果が生まれた。
・ 柏原市	市特産品（ぶどう）の地産地消に寄与
・ 高野町	高齢化が進む町内の農業振興地域で生産する地元米を給食に導入。町内米穀店を経由して給食センターへ卸す仕組みとすることで、小規模ながらも町内の農商連携による地産地消のひとつのモデルが構築できた。 また、「地域の子どもたちが食する米を作る」ことは高齢者の生きがいづくりや活力増進につながっているといえる。
・ すさみ町	地産地消の推進
・ 真庭市	食育を意識し、すべての園において地産地消を進めることができた。
・ 東広島市	地産地消の推進（食材の一元的な購入により、少量では調達できない地域食材を用いた給食の提供ができた）
・ 江田島市	地元の食材を積極的に購入してきたため、これが地元業者にとって例年のものとなり、地産地消の推進につながっている。
・ 安芸太田町	地産地消を推進している
・ 美波町	食材の一括購入を通じて地元産の食材を積極的に取り入れることにより地産地消の推進を図ることができた。
・ 宇多津町	地産地消の推進。遠方の安価な食材をそろえて経費を削減するところを、大きな給食センターで一括した納品により、地元の食材を効率的にそろえ食することができる。
・ 綾町	地場産品を一括購入により、地元商店の振興及び農業の振興に寄与できている

Q22. 特定事業の実施により削減されたコスト（特定事業を活用している公立保育所のみ）（地方公共団体）

＜ポイント＞

食材購入費、調理員人件費、光熱水費などで削減が見られている。

認定地方 公共団体	削減額（円／年）		削減費目等
湧別町	1,500 千円／年（ホタテ、玉ねぎなどの地元食材使用に伴う経費節減）		食材購入費
阿見町	58,503,756 円（H20.11～H22.9.30）		人件費（給食調理員費）
	—		水道・光熱費
六合村 （現：中之条町）	9 年分（職員 4 人分＋臨時職員 3 人）で 74,215,440 円／年 8,246,160 円（外部搬入導入前年で計算）		調理員人件費
横芝光町	保育所 A	4,800,000 円／年	調理員人件費（外搬導入前 2 名→外搬導入後 0 名）
	保育所 B	4,800,000 円／年	調理員人件費（外搬導入前 2 名→外搬導入後 0 名）
	保育所 C	4,800,000 円／年	調理員人件費（外搬導入前 2 名→外搬導入後 0 名）
能美市	（外搬導入を実施していない同規模の調理員数 4 名→外搬を導入している同規模の調理員数 2 名）		給食調理員人件費
富士河口湖町	R3. 12 月から始まったため、具体的な金額はわかりませんが、人件費、調理室内の維持費の削減予定		—
本巣市	3,683 千円（通算 47,867,630 円/特例措置活用期間 13 年）		給食調理員人件費
郡上市	保育所 A	認定前より実施していたため比較できない	人件費
	保育所 B	認定前より実施していたため比較できない	人件費
神戸町	算定不能		人件費
揖斐川町	10,000 円／年		光熱水費
	不明		給食材料費
大野町	詳細不明		調理員人件費
北方町	未集計		人件費、光熱水費
七宗町	保育所 A	給食調理員 外部搬入前 2 名 → 外部搬入後 1 名	人件費
	保育所 B	給食調理員 外部搬入前 2 名 → 外部搬入後 1 名	人件費
白川村	1 名→0.5 名		調理員人件費
熱海市	自園調理を行うとすれば、人件費や光熱水費がかかることが想定されるが、保育所の給食開始時よりこの方式で行っているため、具体的な経費削減額は分らない。		—

西尾市	正規職員 1人 650 万、フルタイムパート 1人 250 万、5 時間勤務パート 1人 160 万→0 人 0 円（委託費へ）		給食調理員人件費
	正規職員 1人、フルタイムパート 1人、5 時間勤務パート 2人→0 人		給食配膳調理員人件費
稲沢市	開園当初から外部搬入を実施しているため経費削減効果は図れない。		人件費、光熱費
日進市	保育所 A	1,600,000 円/年	給食調理員人件費（正社員 1 名→パート 1 名
	保育所 B	1,600,000 円/年	給食調理員人件費（正社員 1 名→パート 1 名
田原市	通算 32,500 千円/期間 13 年		人件費
あま市	不明		人件費、光熱水費
亀山市	450 万円/年（通算 5,700 万円/特区措置活用期間約 13 年）		給食調理員人件費（自園調理 2 名→外搬導入 0 名）
志摩市	保育所 A	2,003,000 円/年（通算 26,042,000 円/特例措置活用期間 13 年）	給食調理員人件費 （外搬導入前：正規 1 名→外搬導入後（現在）：非正規 1 名
	保育所 B	2,013,000 円/年（通算 14,094,000 円/特例措置活用期間 7 年）	給食調理員人件費（自園調理 3 名→外部搬入 2 名）
	保育所 C	720,000 円/年（通算 9,367,000 円/特例措置活用期間 13 年）	給食調理員人件費（自園調理 4 名→外部搬入 3 名）
	保育所 D	4,306,000 円/年（通算 51,678,000 円/特例措置活用期間 12 年）	給食調理員人件費（自園調理 3 名→外部搬入 1 名）
	保育所 E	4,721,000 円/年（通算 56,662,000 円/特例措置活用期間 12 年）	給食調理員人件費 （外搬導入前：正規 1 名→外搬導入後（現在）：非正規 1 名
栗東市	保育所 A	平成 30 年 9 月～令和 3 年 11 月 約 3,883 千円削減	業務委託料
		平成 30 年 9 月～令和 3 年 11 月 約 992 千円削減	食材料費
	保育所 B	平成 30 年 9 月～令和 3 年 11 月 約 8,321 千円削減	業務委託料
		平成 30 年 9 月～令和 3 年 11 月 約 2,126 千円削減	食材料費
	保育所 C	平成 30 年 9 月～令和 3 年 11 月 約 6,935 千円削減	業務委託料
		平成 30 年 9 月～令和 3 年 11 月 約 1,771 千円削減	食材料費
甲賀市	¥5,212,380		給食調理員人件費 （正規 1 名、パート 1 名）
	¥180,000		食材料費
高島市	保育所で調理する必要がないため削減できている（金額としては不明）		光熱水費
	学校給食と併せて一括購入できていることから、削減できている（金額としては不明）		食材料費
柏原市	比較対象が無いため回答が困難		人件費
熊取町	18,759 千円（6,253 千円×3 人）		給食調理員人件費

広川町	年間 2,000,000 円 (通算 16 年 (32,000,000 円))	人件費
すさみ町	外部搬入前 1 名 → 外部搬入後 0 人	人件費
	外部搬入後約 230,000 円の減	光熱水費 (給食以外も含む)
高梁市	算定していないため不明	人件費、光熱水費、施設管理
真庭市	8,000 千円	人件費
	865 千円	賄材料費
呉市	2,085,369 円/年 (通算 35,451,280 円/ 特例措置活用期間 17 年)	給食調理員の人件費 (H17~H19 2 人⇒0 人) (H20~R3 1 人⇒0 人)
	82,910 円/年 (通算 1,409,484 円/特例 措置活用期間 17 年)	賄材料費
東広島市	25,272 千円/年	給食調理員の人件費
江田島市	860 円*8 時間*235 日*1 人=1,616,800 円/年	調理員人件費
那賀町	3 万円×12 ヶ月	光熱水費
	2 万円×12 ヶ月	材料費
美波町	自園調理のために 1 人在籍していた調 理員分の人件費が削減	給食調理員人件費
宇多津町	要 3 名の調理員のところ、外部搬入後 は調理員 1 名	調理員人件費
綾町	給食調理員 2 名分	人件費
＜個別の回答＞		
・志摩市	現在は非正規職員 1 名を配置しているが、特例措置活用前は正規職員 1 名を 配置していたことから、外部搬入を行うことにより正規職員と非正規職員の 差額分が削減されていると考えられる。 特例措置活用開始当時からの人件費については算出不能であるが、昨年度の 調理員の人件費を基準とし、概算により算出した。	

Q23. 特定事業の実施により増額した費用（特定事業を活用している公立保育所のみ）（地方公共団体）

＜ポイント＞

業務委託料や配送委託料が新たな費用となっているが、すでに運営されている公立の学校給食センターからの搬入の場合には、搬入先の見直し等により新たな経費はあまり発生していない。

認定地方 公共団体	削減額（円/年）		削減費目等
六合村 (現：中之条 町)	外部搬入開始から 9 年で通算 114,066,602 円/年 12,674,067 円 (平均)		業務委託料 (外部搬入の導入により 新たに発生)
芝山町	約 12,000 千円		委託費
横芝光町	保育所 A	2,322,250 円年	業務委託料 (外部搬入の導入により 新たに発生)
	保育所 B	4,180,050 円/年	業務委託料 (外部搬入の導入により 新たに発生)

	保育所 C	2,786,700 円/年	業務委託料（外部搬入の導入により新たに発生）
能美市	1 人 1 食当たり 200 円の運営費（光熱水費）を支払っている。		搬入施設への光熱水費（運営費）
坂井市	保育所 A	不明	配送委託料
	保育所 B	不明	配送委託料
郡上市	保育所 A	認定前より実施していたため比較できない	業務委託料
	保育所 B	11 万円/年（通算 2 年/特例措置活用期間 2 年）	業務委託料
北方町	未集計		運搬経費
西尾市	5 時間勤務パート 1 人→160 万		給食配膳調理員委託費
稲沢市	3,285,626 円/年（通算 16,857,749 円/特例活用期間 5 年）		調理等業務委託料
	635,311 円/年（通算 1,270,622 円/特例活用期間 2 年）		運搬委託料
志摩市	浜島保育所として増額した経費はないが、給食センターからの外部搬入とすることにより、運送に係る経費は発生している。しかしながら、既に公立で運営していた学校給食センターから外部搬入したことと、幼保給食センターに切り替えたときも 5 施設あった公立の学校給食センターのうち 2 施設を幼保専用の給食センターに切り替えたことにより、本市としては設備等に係る新たな経費については発生していない。		
熊取町	18,759 千円（6,253 千円×3 人）		給食調理員人件費
	10,442 千円（41,769 千円÷4）		給食委託料
真庭市	990 千円		委託料
江田島市	7,900,000 円÷5 施設＝1,580,000 円/年		給食運搬業務委託料
美波町	360,000 円/年		給食運行委託料

Q24. 経費削減分の保育サービス向上への活用（特定事業を活用している公立保育所のみ）（地方公共団体）

<ポイント>

「活用している」と回答した自治体は 22、「活用していない」と回答した自治体は 29 となっている。活用していた自治体の具体的な取組としては、ショートステイ事業、新規保育園の開設、保育料の負担軽減、加配保育士の配置、受入児童数の増加となっている。

活用状況	活用している	活用していない
認定地方公共団体	阿見町、横芝光町、能美町、本巣市、揖斐川町、七宗町、白川町、白川村、安城市、西尾市、稲沢市、田原市、あま市、東郷町、亀山市、栗東市、高島市、柏原市、広川町、真庭市、美波町、綾町	清里町、湧別町、最上町、六合村（現：中之条町）、芝山町、大多喜町、市川三郷町、郡上市、神戸町、安八町、大野町、北方町、磐田市、日進市、みよし市、蟹江町、阿久比町、志摩市、甲賀市、熊取町、すさみ町、高梁市、呉市、東広島市、江田島市、阿南市、那賀町、宇多津町、粕屋町

「1. 活用している」を選択した場合

＜個別の回答＞	活用割合		具体的内容
阿見町	100%		新たな保育ニーズへの対応【ショートステイ事業、新規（当時）保育園開設】
横芝光町	保育所 A	10%	保育料を国基準の 60%程度に引き下げて負担を軽減している。
	保育所 B	20%	
	保育所 C	15%	
能美町	30%		外部搬入であってもアレルギー対応や食育実施のため給食調理員を 1～2 名多く配置したり、勤務時間の長い月額調理員を配置する。
本巣市	100%		経費を節減することで、子育て関連の施策への投資を行うことができた。（多子世帯に対する保育料の低減、第 3 子以降給食費無料化など）
揖斐川町	100%		加配保育士の配置
七宗町	不明		保育要望が増加している未満児の受け入れについて、必要となる保育士の増員が可能となり、未満児受け入れの充実が図られた【10 名】
白川町	—		保育士の負担軽減（保育に充てられる時間の増加）に繋がっている。
白川村	100%		受入児童の条件を、2 歳以上から満 1 歳以上に変更。
安城市	不明		不明
西尾市	30%		加配のための人件費に充てているが、保育士不足で人材確保が難しい状況になっているのが課題である。
稲沢市	—		保育支援者の導入 食事の配膳や施設内の清掃、午睡用布団の準備・片付けなど保育士でなくても可能な仕事を保育士に代わりやってもらうことにより保育士の負担を軽減。子供のかかわる時間が増え保育サービスの充実につながった。
田原市	不明		病後児保育の実施
あま市	不明		—
東郷町	不明		不明
亀山市	18%		手洗水栓のセンサー化や網戸取付など、園舎の整備を実施し、保育事業の充実を図った
志摩市	令和 2 年度より、臨時職員から会計年度任用職員になり、他課にて予算措置を行うことになったため、削減された経費分については本市の運営に有効に活用されている。		
栗東市	80%		加配対象児童受入児童数+2 人: 6 人 (H30. 4) → 8 人 (R3. 4)

		※アレルギー児を含む加配対象児童は年々増加傾向にあるが、受入体制が整ったことで受入児童数の増加に寄与している。
高島市	—	子育て支援室にて保護者の交流等、子育ての孤立化や育児不安の解消に努めるなど子育て施策を実施し、地域を基盤にした子育て支援機能の充実を図っている。また高島市の食文化を継承する体験活動などを実施し、食育の推進を図っている。
熊取町	50%	乳児（0・1歳）の受け入れを拡大している。参考：特区実施前（町立保育所合計 H20：68人→R2：105人）平成26年度より保育課に管理栄養士を配置し、食育を充実させることによる保育サービスの向上を図っている。またアレルギー児童の食事の管理を一括して行い、安全安心の給食提供を行っている。
広川町	100%	延長保育・一時預かり保育・障害児保育の充実
真庭市	30%	保育補助員 1名
美波町	30%	多様化するニーズを踏まえながら低年齢児の保育体制、一時預かり保育などの充実。
綾町	100%	公立保育所のため保育サービス向上を具体的に記入するのは困難

Q25. 自園調理と外部搬入との比較（特定事業を活用している公立保育所のみ）（地方公共団体）

<ポイント>

自園調理の保育所と比べて外部搬入については、手作りのおやつ提供機会が少ない、五感を感じる食育体験機会の減少、急な対応が難しいなどの課題が挙げられている。また、近くの保育所から外部搬入を行わない場合については、乳幼児に向かない食材や味付けである場合があるとの課題が挙げられている。これらについては、献立の工夫、給食センターとの連絡会議を開催するなどにより、課題解決に向けた取組が進められている。

認定地方公共団体	問題点		対応方法
坂井市	手作りのおやつ提供機会が少ない。		・ 外部搬入でも可能な献立の考案。 ・ 外部搬入委託事業者への働きかけ。
富士河口湖町	R3. 12月から開始のため問題点はなし		—
郡上市	保育所 A	自園調理する近隣の保育園から給食を提供してもらっているため、特に問題はない。	—

	保育所 B	学校給食用につくられているため、未満児対応の献立や食材でない場合がある。	園児が食べやすいように食材を細かく切るなどの対応をしている。
磐田市	運搬による異物混入や質の低下に対する懸念や不安		業者選定時に公募型プロポーザル方式を採用することで調理のみならず、運搬や組織体制にも踏まえて、実績・提案から信頼できる業者を選定することが可能であるため懸念や不安の解消につながった。
甲賀市	五感を感じる食育体験、特に調理工程における視覚、嗅覚、聴覚を感じる経験や調理員との関わる機会が、自園調理と比較すると、減少してしまう点。		普段の食事の中で、食事のマナーや食材への知識、好き嫌いをなくすための声かけ等の工夫を実施している。
高島市	保育所内で調理を実施していないため、急な対応が難しい		保育所にも調理員を配置しているため、可能な部分は、園で対応している
高梁市	自園給食の園では調理員・栄養士が配膳まで行うが、外部搬入の園では配膳は保育士が行うことに、保育士の不満がある。		保育士で配膳するようお願いしている。
真庭市	午前の補食が市販のものになってしまっている。		昼食の配送時間の関係により、手作りおやつ提供が難しい。冷凍等による対応を考える。
東広島市	給食の内容が小・中学生と同じため、乳幼児に向かない食材や味付けである場合がある。		学校給食センターとの連携会議により検討している。
阿南市	給食室との連携が、直接対面でできない。		定例の連絡会を開催したり、電話、FAXを使用し密に連携するようにしている。
那賀町	他園で調理した給食を搬入しているので、問題ない		

Q 2 6. 特定事業の今後の活用予定とその理由（特定事業を活用している公立保育所のみ）（地方公共団体）

＜ポイント＞

ほぼすべての自治体で、「今後も特例を活用」するとしている。活用する理由としては、「保育所の効率的な運営を図るため」「調理施設の整備が困難なため」が挙げられている。今後の活用予定について「活用しない」「未定」としている理由については、「公立保育園の建て替え時には自園調理出来るように改修する予定」などとなっている。

	1. する	2. しない	3. 未定		
地方公共団体数	53	3	4		
認定地方公共団体	清里町、湧別町、最上町、阿見町、中之条町、芝山町、横芝光町、能美市、坂井市、市川三郷町、富士河口湖町、本巣市、郡上市、神戸町、揖斐川町、北方町、七宗町、白川町、白川村、熱海市、安城市、西尾市、常滑市、稲沢市、日進市、田原市、北名古屋市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、蟹江町、阿久比町、志摩市、栗東市、甲賀市、高島市、柏原市、熊取町、広川町、すさみ町、高梁市、真庭市、呉市、東広島市、江田島市、安芸太田町、阿南市、那賀町、美波町、宇多津町、粕屋町、綾町	飛騨市、磐田市、亀山市	大多喜町、安八町、大野町、蒲郡市		
「1. する」を回答した場合、その理由※保育所毎に回答					
	1. 保育所の効率的な運営を図るため	2. 給食の質や安全性の向上を図るため	3. 保育サービスの充実を図るため	4. 調理施設の整備が困難であるため	5. その他
地方公共団体数	24	7	5	16	2
認定地方公共団体	湧別町、中之条町、横芝光町、能美市、坂井市、富士河口湖町、 <u>郡上市</u> 、揖斐川町、北方町、熱海市、安城市、西尾市、田原市、北名古屋市、みよし市、高島市、熊取町、すさみ町、呉市、江田島市、那賀町、美波町、宇多津町、綾町	阿見町、本巣市、神戸町、白川町、あま市、蟹江町、真庭市	清里町、 <u>郡上市</u> 、七宗町、白川村、広川町	最上町、芝山町、市川三郷町、常滑市、稲沢市、日進市、長久手市、東郷町、阿久比町、栗東市、柏原市、高梁市、東広島市、安芸太田町、阿南市、粕屋町	志摩市、甲賀市
「5. その他」を回答した場合					
＜個別の回答＞					
・ 志摩市		調理施設の維持管理に要する経費の負担だけでなく、食材の確保や調理員の確保が困難であるため。			
・ 甲賀市		自園調理を行う保育所の再編計画に取り組んでいるが、新たな園が開園するまでに、人材（調理員）確保と調理施設の整備が困難であるため。			
活用予定に「2. しない」「3. 未定」を回答した場合					
＜個別の回答＞					
・ 大多喜町		児童数も減少傾向にあり、現段階で多様な保育ニーズに充分対応できている。			
・ 飛騨市		調理施設整備済み			
・ 安八町		検討中			
・ 大野町		3歳未満児については、自園調理を主として実施しているため			
・ 磐田市		外部搬入を実施している竜洋西保育園はR3年度をもって閉園となるため、特例措置の活用が必要がないため。将来、特例措置が必要な状況が発生する見込みになった場合は活用を検討したい。			
・ 蒲郡市					

・ 亀山市	現在、特例措置を活用している保育所は、施設の構造上、自園調理できない保育所であり、公立保育園のほとんどが老朽化しているため、建て替え時には自園調理できるように改修する予定である。 特に措置が必要でないため

Q 2 7 . 調査対象保育所の概要（保育所の所長）					
認定地方公共団体	調査対象 保育所数	職員数		児童数	3 歳未満児数
清里町	2 施設	保育所 A	23 人	57 人	16 人
		保育所 B	12 人	12 人	8 人
湧別町	4 施設	保育所 A	6 人	178 人	60 人
		保育所 B	5 人		
		保育所 C	5 人		
		保育所 D	4 人		
最上町	1 施設	22 人		117 人	36 人
阿見町	3 施設	保育所 A	31 人	124 人	50 人
		保育所 B	25 人	92 人	35 人
		保育所 C	28 人	103 人	41 人
六合村 (現：中之条町)	1 施設	7 人		7 人	1 人
芝山町	3 施設	保育所 A	13 人	49 人	12 人
		保育所 B	18 人	54 人	19 人
		保育所 C	11 人	38 人	11 人
横芝光町	1 施設	保育所 C	9 人	46 人	12 人
大多喜町	1 施設	12 人		49 人	7 人
能美市	5 施設	保育所 A	20 人	90 人	35 人
		保育所 B	18 人	101 人	37 人
		保育所 C	26 人	170 人	66 人
		保育所 D	23 人	135 人	57 人
		保育所 E	28 人	117 人	42 人
坂井市	2 施設	保育所 A	28 人	139 人	55 人
		保育所 B	18 人	78 人	31 人
市川三郷町	1 施設	5 人		25 人	15 人
富士河口湖町	1 施設	7 人		33 人	8 人
飛騨市	1 施設	24 人		80 人	19 人
本巣市	1 施設	8 人		39 人	39 人
郡上市	2 施設	保育所 A	4 人	39 人	9 人
		保育所 B	6 人	23 人	5 人
神戸町	1 施設	35 人		196 人	52 人
安八町	1 施設	32 人		192 人	54 人

揖斐川町	1 施設	9 人	32 人	11 人
大野町	1 施設	12 人	40 人	12 人
北方町	1 施設	26 人	105 人	35 人
七宗町	2 施設	保育所 A	11 人	41 人
		保育所 B	11 人	22 人
白川町	1 施設	8 人	25 人	9 人
白川村	2 施設	8 人	45 人	15 人
熱海市	1 施設	2 人	5 人	2 人
磐田市	1 施設	28 人	91 人	31 人
安城市	1 施設	41 人	194 人	63 人
西尾市	11 施設	保育所 A	38 人	162 人
		保育所 B	25 人	112 人
		保育所 C	23 人	129 人
		保育所 D	23 人	157 人
		保育所 E	24 人	229 人
		保育所 F	23 人	101 人
		保育所 G	13 人	72 人
		保育所 H	20 人	89 人
		保育所 I	17 人	103 人
		保育所 J	20 人	85 人
		保育所 K	14 人	82 人
蒲郡市	2 施設	保育所 A	17 人	58 人
		保育所 B	14 人	64 人
常滑市	1 施設	27 人	210 人	39 人
稲沢市	1 施設	35 人	159 人	43 人
日進市	2 施設	保育所 A	29 人	106 人
		保育所 B	27 人	96 人
田原市	1 施設	26 人	87 人	40 人
清須市	1 施設	33 人	156 人	38 人
北名古屋市	1 施設	17 人	151 人	32 人
みよし市	7 施設	保育所 A	30 人	119 人
		保育所 B	37 人	163 人
		保育所 C	30 人	124 人
		保育所 D	21 人	85 人
		保育所 E	25 人	105 人
		保育所 F	25 人	93 人
		保育所 G	29 人	142 人
あま市	1 施設	63 人	265 人	82 人
長久手市	1 施設	54 人	203 人	53 人

東郷町	1 施設	170 人	589 人	162 人
蟹江町	1 施設	30 人	103 人	32 人
阿久比町	1 施設	27 人	107 人	23 人
亀山市	1 施設	10 人	21 人	9 人
志摩市	5 施設	保育所 A	6 人	12 人
		保育所 B	15 人	46 人
		保育所 C	23 人	72 人
		保育所 D	15 人	58 人
		保育所 E	7 人	23 人
栗東市	3 施設	保育所 A	21 人	66 人
		保育所 B	32 人	147 人
		保育所 C	32 人	96 人
甲賀市	1 施設	11 人	57 人	5 人
高島市	2 施設	保育所 A	23 人	49 人
		保育所 B	25 人	51 人
柏原市	1 施設	25 人	110 人	34 人
熊取町	4 施設	保育所 A	50 人	150 人
		保育所 B	54 人	141 人
		保育所 C	48 人	135 人
		保育所 D	41 人	125 人
高野町	1 施設	17 人	53 人	15 人
広川町	1 施設	29 人	126 人	25 人
すさみ町	1 施設	2 人	4 人	1 人
高梁市	1 施設	19 人	58 人	24 人
真庭市	1 施設	3 人	5 人	2 人
呉市	1 施設	7 人	15 人	5 人
東広島市	9 施設	保育所 A	13 人	24 人
		保育所 B	19 人	52 人
		保育所 C	20 人	113 人
		保育所 D	20 人	70 人
		保育所 E	23 人	96 人
		保育所 F	8 人	26 人
		保育所 G	10 人	20 人
		保育所 H	11 人	42 人
		保育所 I	7 人	20 人
江田島市	3 施設	保育所 A	23 人	149 人
		保育所 B	8 人	36 人
		保育所 C	8 人	24 人
安芸太田町	1 施設	18 人	51 人	12 人

阿南市	1 施設	16 人	104 人	28 人
那賀町	1 施設	5 人	13 人	6 人
美波町	1 施設	5 人	11 人	5 人
宇多津町	1 施設	18 人	114 人	64 人
粕屋町	1 施設	26 人	108 人	43 人
綾町	1 施設	10 人	37 人	15 人

Q 28. 外部搬入事業者の属性及び調理施設の所在（保育所の所長）

<ポイント>

調査対象の保育所のうち、6割強が学校給食センター、2割強が他の保育所又は認定こども園からの搬入となっており、また、9割の外部搬入事業者が市町村内となっている。

事業者の属性	1. 学校給食センター	2. ケータリング業者	3. 他の保育所、認定こども園	4. その他
保育所数 ※（ ）は、地方公共団体数	72（39）	3（2）	26（15）	12（6）
認定地方公共団体 ※（ ）は、調査対象保育所数	清里町（2）、湧別町（4）、最上町（1）、阿見町（3）、中之条町（1）、能美市（5）、坂井市（2）、飛騨市（1）、本巣市（1）、郡上市（1）、神戸町（1）、安八町（1）、揖斐川町（1）、北方町（1）、七宗町（2）、白川町（1）、白川村（2）、安城市（1）、蒲郡市（2）、常滑市（1）、稲沢市（1）、田原市（1）、清須市（1）、北名古屋市（1）、みよし市（7）、あま市（1）、長久手市（1）、東郷町（1）、蟹江町（1）、阿久比町（1）、栗東市（3）、高島市（2）、熊取町（1）、高梁市（1）、東広島市（9）、江田島市（3）、安芸太田町（1）、宇多津町（1）、粕屋町（1）	大野町（2）、柏原市（1）	大多喜町（1）、市川三郷町（1）、富士河口湖町（1）、郡上市（1）、西尾市（11）、日進市（2）、亀山市（1）、甲賀市（1）、すさみ町（1）、真庭市（1）、呉市（1）、阿南市（1）、那賀町（1）、美波町（1）、綾町（1）	芝山町（3）、横芝光町（1）、熱海市（1）、磐田市（1）、志摩市（5）、高野町（1）
「4. その他」を選択した場合				
<個別の回答> ・ 芝山町 ・ 横芝光町 ・ 熱海市	株式会社幼稚園給食（幼稚園児専門の給食センター） （株）幼稚園給食による配送（お弁当形式）			

・ 磐田市 ・ 志摩市 ・ 高野町	市立初島小中学校（自校調理、調理業務受託業者：コンパスグループ・ジャパン株式会社） 市内の認定こども園にて給食調理等業務委託を受託している給食調理業者 保育所及び幼稚園専用の公立の給食センター（直営） 町が学校給食の調理並びに運搬を委託している事業者。	
調理施設の所在	市町村内	市町村外
保育所数	99	10
認定地方公共団体	清里町(2)、湧別町(4)、最上町(1)、阿見町(3)、中之条町(1)、大多喜町(1)、能美市(1)、坂井市(2)、市川三郷町(1)、富士河口湖町(1)、本巣市(1)、郡上市(2)、神戸町(1)、安八町(1)、揖斐川町(1)、北方町(1)、七宗町(2)、白川町(1)、白川村(1)、熱海市(1)、磐田市(1)、安城市(1)、西尾市(11)、蒲郡市(2)、常滑市(1)、稲沢市(1)、日進市(2)、田原市(1)、清須市(1)、北名古屋市(1)、みよし市(7)、あま市(1)、長久手市(1)、東郷町(1)、蟹江町(1)、阿久比町(1)、亀山市(1)、志摩市(5)、栗東市(3)、甲賀市(1)、高島市(2)、高野町(1)、すさみ町(1)、高梁市(1)、真庭市(1)、呉市(1)、東広島市(9)、江田島市(3)、安芸太田町(1)、阿南市(1)、那賀町(1)、美波町(1)、宇多津町(1)、粕屋町(1)、綾町(1)	芝山町(3)、横芝光町(1)、飛騨市(1)、大野町(1)、柏原市(1)、熊取町(3)

Q29. 給食の外部搬入の導入に伴う発達段階に応じた必要な個別の対応への取組（保育所の所長）

<ポイント>

0歳児、1歳児に対しては、自園で離乳食を調理するなどの取組を行っている保育所がみられる。また、各保育所において、発達段階に応じ、刻む、細かくつぶす、量を調整するなどの対応がとられている。

認定地方公共団体	取組内容	開始時期	課題の克服状況	克服状況の内容
清里町	離乳食のチェック表の配布による個別対応	H18年5月～	3. 分からない	—
湧別町	保育所に調理員を配置して対応している。	町立保育所当初から	1. 克服された	調理員がキザミを入れ食べやすくなるようにした。
最上町	0歳児には、発達状況に合わせた離乳食を自園調理で提供 1歳児の低月齢児も、給食摂食が可能になるまで離乳食提供 1,2歳児の配膳器具に調理ハサミを準備し、摂食状況に応じてその場で刻んで提供している	H26年～	1. 克服された	0歳児に自園調理で離乳食を提供するようになり、年齢だけでなく発達段階に応じた形状の食事を提供できるようになった
阿見町	主食を所内で調理 加算食を所内で調理 副食を年齢・月例に合わせて所内で刻む	30年以上前から	3. 分からない	—
六合村 (現：中之条町)	外部搬入給食の可能な1歳3ヶ月からの受け入れをする。	平成18年度から	1. 克服された	1歳3ヶ月であれば、刻みをしなくてもそのままの給食が食べられる。
芝山町	保育所A 年齢に合わせて刻み等で対応 保育所B 年齢に合わせて刻み等で対応 市販の離乳食の使用 保育所C 年齢に合わせて刻み等で対応	不明 不明 不明	1. 克服された 1. 克服された 1. 克服された	食べられる食材が増えた 食べやすくなっている 刻みにより食べられる食材が増えた
横芝光町	保育所B 家庭での離乳段階を確認し、それに見合った離乳食 初めて食べる食品は家庭で安全に食べられることを確認してから提供	H29.4.1～ —	1. 克服された	搬入業者では離乳食対応ができない為、レトルトの食品を搬入してくれている。本来なら離乳食メニューを作ってもらいたいが、幼稚園対応での業者の為いたしかたない。
大多喜町	家庭に園指定の離乳食調査表を記入してもらう 定期的に栄養士が巡回に来てくれる	平成16年より	1. 克服された	低月齢での入所（6か月）など、給食提供においても年々、多様な対応がもとめられるようになってきているが、園児一人ひと

	担任保育士と調理員、栄養士が密に連絡をとっている				りの発達段階に合わせた給食提供ができている。
	乳児については、入園前に栄養士と面談を行う		平成25年より		
能美市	保育所 A	0・1 歳児クラスは自園で作った給食を提供している。 2 歳児クラスでは、大きい具材はスプーンで小さくしている。	給食センター開設時から	1. 克服された	0 歳児の離乳食や 0・1 歳児の発達段階に合った給食を提供できている。また、2 歳児では大きい食べにくい食材を食べやすくできている。
	保育所 B	0・1 歳児クラスは自園給食を提供している 2 歳児クラスはセンターは給食を利用している。具材等大きいものは小さく切って提供している。	給食センター開設時から	1. 克服された	0 歳児の離乳食や 0・1 歳児の年齢や発達段階に合わせたもの、アレルギー児は代替食を用意している。2 歳児は具材を小さくして食べやすくしている。
	保育所 C	0・1 歳児クラスは自園で作った給食を提供している。 0 歳児クラスの離乳食は自園で作って提供している。 2 歳児クラスの大きい具材などはスプーンで小さくしている。	給食センター開設時より	1. 克服された	0 歳児の離乳食や、0・1 歳児の発達段階に合った給食を提供できている。また 2 歳児が食べやすいように具材を小さくしている。
	保育所 D	0.1 歳児の給食は保育園にて調理し提供している。 2 歳児クラスは個人の状況に合わせて具材をスプーン等で小さくしている。	給食センター開設時より	1. 克服された	離乳食の進み具合に応じて調理するため、個人の発達段階に合わせられる。 2 歳児も個人に応じて大きさを調整するので無理なく食べられる。
	保育所 E	0.1 歳児の給食は保育園にて調理し提供している。 食べやすい大きさに切ったり、量を調節している。	センター開設時より	1. 克服された	園側で個々に配慮した大きさや量にすることで、年齢にあった食事ができている。
坂井市	保育所 A	R2 より離乳食もアレルギー食も給食センターで対応している	平成 26 年	1. 克服された	中期、後期、完了期と硬さや食材を分けた離乳食を提供している。
	保育所 B	個々に合わせて量を加減する。	センター開始時	1. 克服された	園児が無理なく個々の適量に合わせて食事をするのができた。
市川三郷町	栄養士が職員会議に出席し保育園と確認している。		H30.7～	1. 克服された	保育園の先生と直接栄養士が話をし確認できるため、個別対応がしやすくなった。
富士河口湖町	個別の対応ができているため、困難はなし				

飛騨市	未満児が食べやすいように刻んでいる		外部搬入当初から	2. 克服されていない	給食センターでは刻み等未満児用の調理まではできないため
本巣市	大きい物は、調理ばさみで小さくしている。 年齢によって、豆など喉につまりそうなものはつぶしたり、小さくしている。		平成 21 年度（認定当初）	1. 克服された	個別に対応が必要な園児のみ、園において保育士が給食の除去や細断することで克服できている。
郡上市	保育所 A	自園調理している近隣の公立保育所のため問いのような問題はない	認定前より	3. 分からない	—
	保育所 B	保育士が園児が食べやすいように食材を細かくする等手を加えている。	認定前より	3. 分からない	—
神戸町	刻み食などで対応		H21. 7. 17～	1. 克服された	健康状態に応じた味付け、固さ、大きさを工夫することで食べやすく吞み込みやすい食事を提供することができた。
安八町	乳児が食べやすいように給食を細かくきざんだり、別に離乳食を購入したりしている。		平成 20 年度より	1. 克服された	月齢が低い園児でも無理なく食事をとれるようになった。
揖斐川町	月に 1 回の学校給食センター栄養士と調理員による給食検討会を実施 検食実施記録簿の実施と学校給食センターへの提出		不明	1. 克服された	現場の状態を給食検討会や検食実施記録にて直接学校給食センターの栄養士に知らせ、献立の改善を行うことができている。また、自園において、調理員が形状を整えることで、3 歳未満児の発達段階に対応させている（同町の 0 歳児対応の園では、調理員による再調理も行われている）。
	自園において、調理員が年齢に合わせて形状を整える		外部搬入開始当初から		
大野町	搬入にあたり、メニューやカロリー、アレルギー対応などについて打合せを実施		実施する都度	3. 分からない	—
北方町	担任が食べやすい形態に加工して提供している		当初から	3. 分からない	—
七宗町	保育所 A	月齢や個々の状況に合わせた 2 次調理を調理員が行っている	未満児受け入れ当初より	2. 克服されていない	乳児の入所が増えてきたことにより、授乳児や離乳食等の対応も個人差が大きく、その全てをセンターから来たメニューのみで対応するのは難しく、2 次調理の負担が大きくなってきた。
	保育所 B	保育園の給食室での二次調理	H25	1. 克服された	未満児用の給食を月齢に合わせ刻む、米をおじや状に調理するなどを行う。
白川町	給食の量を調整している		—	1. 克服された	個々の児童の発達段階に応じた対応ができている。

	食材の種類に応じて、きざんだり、つぶしたりするなど、食べやすい様に形態を工夫している		—	—
白川村	自園で調理ハサミを使って細かくしたりする。	H22	1. 克服された	食べやすくて克服された。
熱海市	年齢に応じた味付け、量などを工夫のうえ提供する。	H22. 4	1. 克服された	学校栄養士が献立を作成のうえ、保育園栄養士と連携を図る。
磐田市	委託業者による味付けやカットサイズの工夫	不明	1. 克服された	安心な給食提供が可能になった
安城市	搬入された食材を使って、刻んだり、味を薄めたり等発達に応じて作っている。	不明	1. 克服された	アレルギーをもった離乳食のお子さんについても、園で対応できるようになった。
	離乳食用のレトルトを準備している。	不明	1. 克服された	
西尾市	保育園、幼稚園の園児専用のこども給食センターでの外部搬入が始まり、発達段階に応じた（離乳食、アレルギー対応食）細やかな調理を実施します。	令和4年4月	1. 克服された	令和3年度までは、学校給食センター（小・中学校と同じ調理内容）からの外部搬入だったため発達段階に応じた（離乳食、アレルギー対応食）細やかな調理の対応が難しかった。
蒲郡市	窒息する恐れのある食材（球状のもの他）を使用の際は、半分に切るなどの対応をしている	2018年4月～	1. 克服された	窒息などの事故防止になった
常滑市	発達段階にあわせて保育士がつぶしたり刻んだりしている	不明	1. 克服された	発達段階にあわせたものを提供できる
稲沢市	離乳食が必要な乳児には柔らかく煮込んだ野菜の入ったスープで対応しているが、さらに個別に茶碗で細かくつぶすなど個々に応じ保育士が加減して食べさせている。	センター給食開始時	3. 分からない	—
	外部受注の白飯は、対応できないため、園でおかゆメーカーで用意している。			
日進市	離乳食などの発達段階に応じた給食を保温ジャーに入れ搬送	外部搬入開始当初から	3. 分からない	—
	搬出先施設の調理場で発達段階に応じたおやつを調理			
田原市	10ヶ月前の乳児に対しては、自園調理で対応	当初から	1. 克服された	給食を再加工することで、体調に合わせた給食を提供
	個々に合わせて給食の量を調整			
	園に調理師を配置し、きざんだりすりつぶしたりして食べやすいように調整			

清須市	米飯提供の時には、その子の食べることのできる硬さを調節して提供。		平成 26 年 4 月 1 日	1. 克服された	子どもの発達に合わせた安心安全な食事の提供
	献立が 0～1 歳児に適していない場合は、栄養士が別献立を作成し、保育園にて調理し提供。				
	子どもの発達段階に応じ、必要に応じて市販のレトルトを提供。				
	ミルクが必要な園児に対しその子に合わせ、保護者から事前に銘柄を聞き取り提供している。				
	徹底した衛生管理のもと、園務員（給食担当者）は一人一人に合わせ、刻んだり、すりつぶしたりして提供。				
北名古屋市	給食の量を調整している。		H20. 8	3. 分からない	－
	食材の種類や、きざんだり、つぶしたりする等食べやすいように形態を調整している。				
	味を薄くする等味付けを調整している。				
	団子や魚の小骨等窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている。				
みよし市	保育所 A	おかゆをつくる	20 年以上前から	3. 分からない	－
		納入された副食を刻みで対応			
	保育所 B	刻み、すりつぶしは園で対応	創立当初	3. 分からない	－
		おかゆは月齢に合わせて対応			
	保育所 C	給食室において刻みなど、業務員に個別対応をお願いしている	当初から	3. 分からない	－
	保育所 D	センターが調理した食品を、刻み調理している。	創立当初	1. 克服された	－
	保育所 E	刻み食	H30 年 4 月 1 日	1. 克服された	搬入後業務員による刻み食にしている
		初めて口にする食材の対応		3. 分からない	－
	保育所 F	刻み食	当初から	3. 分からない	－
		ご飯を柔らかく炊く（発達に合わせて調整）			

	保育所 G	米飯はおかゆにしている センターからきたものを刻み食にしている	S54～	3. 分からない	－
長久手市	離乳食の調理 給食の配膳時にスプーン等で口に入りやす大きさにして提供		事業開始時より	3. 分からない	－
東郷町	離乳食については各園で調理。		不明	3. 分からない	－
蟹江町	給食センターで調理しているので問題なし		業務開始時から	3. 分からない	－
阿久比町	各園にて子どもの発達に合わせ、刻み食等の対応をしている		－	1. 克服された	未満児に不適當と思われる食品については変更され食べやすくなった。
	食品に応じて園で刻み食にしたり、つぶして食べやすくしたりしている			3. 分からない	－
亀山市	搬入元と連絡を密にし、必要に応じて個別対応をしている。		導入当初から	1. 克服された	従来から問題は生じていない。
志摩市	保育所 A	保育所及び幼稚園専用の給食センターとして運営している。	H25 年 8 月	1. 克服された	学校給食センターで調理されていた給食と比較した場合、保育所及び幼稚園専用の給食センターとすることにより、献立や味付けなどが低年齢児に応じた給食を提供できるようになった。
	保育所 B		H26. 4	1. 克服された	－
	保育所 C		H19. 8	1. 克服された	学校給食センターで調理されていた給食と比較した場合、保育所及び幼稚園専用の給食センターとすることにより、献立や味付けなどが低年齢児に応じた給食を提供できるようになった。
	保育所 D		H21. 4	1. 克服された	学校給食センターで調理されていた給食と比較した場合、保育所及び幼稚園専用の給食センターとすることにより、献立や味付けなどが低年齢児に応じた給食を提供できるようになった。
	保育所 E		H21. 4	1. 克服された	学校給食センターで調理されていた給食と比較した場合、保育所及び幼稚園専用の給食センターとすることにより、献立や味付けなどが低年齢児に応じた給食を提供できるようになった。

栗東市	保育所 A	年度当初に、離乳の段階や使用可能な食材について保護者と懇談を行う。	平成 30 年 9 月	1. 克服された	離乳食は、給食センターでは対応がないので、幼児課管理栄養士と相談し献立を考えたり、園の調理師により食材の購入調理をしてもらっている。
		幼児課管理栄養士により、献立を作成し、園を通して保護者に配布している。			
		園の調理師による食材の購入と調理。 発達段階に合わせた、食材の形態			
栗東市	保育所 B	給食をスタートするにあたり、児童の状況を保護者から聞き取りを行う	平成 30 年 9 月	1. 克服された	離乳食使用食材一覧表にのっとして、子どもの状況を保護者から聞き取っている。担当課管理栄養士と情報共有のもと、離乳食調理指示をもらい調理員が調理を行っている。
		月齢の発達だけでなく個々の状態にあわせて調理形態の工夫を行っている。			
		初めて口にに入れる食材については、まずは家庭において経験をしていただいてから給食提供をしている。			
	保育所 C	個の発達段階、個の離乳食の進み具合に応じて、離乳食が必要な期間は、園内部での離乳食を調理して対応している。	平成 30 年 9 月	1. 克服された	個に応じた調理形態の準備ができ、子どもにとって無理のない食事の提供ができるようになった。
甲賀市	提供時に園児の様子を見て、食事介助の際に大きさの調整を行う		平成 30 年 12 月（認定当初より）	1. 克服された	当園は、2 歳児以降の園児受け入れであり、外部搬入事業所（保育所）は、0 歳児からの受け入れ（離乳食調理を実施）であるため、大半の給食は、当園の園児の発達段階に配慮された給食であるため、ほとんどが問題なく提供できているが、ごくまれに、園児の状況に応じて、介助者が提供時に食材の大きさを調整している。
高島市	保育所 A	離乳食の進み具合を、各担任から担当へ都度伝える	区域計画が認定された当初から	1. 克服された	当初からできている
		月一回の給食会議にて報告、相談 個別の細かな形状等については、搬入後園の調理師が対応することもある		2. 克服されていない	当初から連携が取れていたのに対応できているが、更に細かな対応を考えると、個別対応を園でおこなうことが必要であるため。

	保育所 B	給食会議を開催し、きめ細やかな提供ができるようにしている。 外部でできないところは、園の調理師が刻む等形状の配慮はしている。	区域計画が認定された当初から	1. 克服された	外部搬入事業者の栄養士に食事の状況を見に来ていただいたり、給食会議で議題にあげて意識をもっていただく。難しい形状については、園の調理師が刻む等して提供している。
柏原市		給食会社、施設課、管理栄養士、公立保育施設（4園）で毎月1回会議をして内容を検討	不明	1. 克服された	各園で意見を出し合い、3歳未満児が食べられる状況になってから献立に入れるようにした（こんにゃく、いかなど）
熊取町	保育所 A	給食担当員が離乳食の月例に合わせて、再調理している。	H21.3～	1. 克服された	個々に合わせて食事の形態を作ることができているため。
	保育所 B	副所長会で保育課の栄養士、外部搬入先の栄養士を交えて、毎月、給食献立打ち合わせ会議を行い、献立内容や味付け等の検討および給食内容の改善を行っている。また離乳食は、保育課の栄養士が献立を作成し、外部搬入されたアレルギー児食の食材を利用し、保育所で給食担当員が個々の発達段階に合わせて調理を行っている。 離乳食以外の3歳未満時の給食についても、咀嚼力が未熟な子どもなどに対して、外部搬入された給食を保護者の方と話しをしながら個々の成長に合わせて、きざむなどの対応を行っている。	—	1. 克服された	毎月の給食献立打ち合わせ会議の前には、各クラスの職員からも献立内容について意見集約をする中、完全に克服されたとはいかないが、徐々に改善されている。
	保育所 C	町の栄養士が初期・中期・後期メニューを立て、味付け前のアレルギー児食を利用したり野菜・缶詰・わかめなどを別購入して調理している。	0歳児保育を始めたときから	1. 克服された	克服されたというよりは、最初からそのようにしている。
	保育所 D	給食についての細かいやりとりは、月1回の給食献立打ち合わせ会議で行っている。 町の栄養士とのやりとりは頻繁に行い、センターへの要望もセンターの栄養士とのやりと	10年以上前	1. 克服された	離乳食や個別対応は、栄養士とのやりとりの後、保育所給食調理員が、さらに配慮しているので十分である。

		りの中で密に行うことができる。			
高野町	保護者に丁寧に説明し、理解をいただいている		外部搬入開始当初から	2. 克服されていない	小・中学校統一献立のため、まだ幼児には食べにくい物がときどきあり、子どもたちにとって完全に食べやすい給食とは言えない。
	保育士が食事補助の際に、かみ切れないものをスプーンで小さくしている			1. 克服された	保育士の工夫により、3歳未満の子どもが食べやすいものになった
	詰まらせる可能性のあるものは保育士があらかじめ取り除く				
	キムチ・ピリ辛風味とあるものは、辛みを抜いた味付けに変更を依頼している				
広川町	0・1歳児は自園給食のため、栄養士が園に常任しており、相談しながらすすめている。		H19年より	1. 克服された	離乳食や体調不良時など、栄養士に相談しその子にあった調理をしてくれる。担任と栄養士が話し合うことで、味や量等について献立に反映できている。
	月に1回給食会議を行い、担任や栄養士が給食について話し合っている。				
すさみ町	2歳児からの入所となっているので、離乳食は実施していない		開所当初より	1. 克服された	保護者、担任、調理員との連携を密にすることにより対応出来た。
	2歳児については、対応の必要な場合は個別に対応している			—	—
高梁市	保護者、給食センターと連絡を取り合い、個々に応じた対応をお願いする		—	1. 克服された	克服とまではいかないが、対応努力をしている。
真庭市	きざみなどが必要な場合の対応に、キッチンバサミを毎回つけてもらっている。		4月から	1. 克服された	キッチンバサミを使って、個別にカットでき、発達段階への配慮ができるようになった。
呉市	外部搬入担当者と月に1回献立会議を行っている		H17.7	3. 分からない	—
	外部搬入担当者と連携がとれており、必要な個別対応は出来ている				
東広島市	保育所 A	必要に応じて刻みをしている。	—	2. 克服されていない	刻むことで具材を小さくすることはできるが、硬いものを柔らかくすることができない。
	保育所 B	発達に合わせて刻んで提供	不明	2. 克服されていない	刻むことで食べられる物もあるが、中には刻んでも硬い物もあり汁などでふやかすこともある。また、未喫食の物は除去のみで代替食の提供ができない。
		未喫食の物は除去している			

	保育所 C	離乳時期の子どもについては、咀嚼状況に応じて、食材を刻み、提供している。	—	1. 克服された	咀嚼状況に合わせて、刻みの段階を調節（ごく刻み、荒刻み等）することで、個々に合った状態で提供できる。また、入所前に保護者と個別に面談することで、家庭での食事状況と同じように保育所でも対応できる。
		入所前に懇談をし、保育所で提供される食材を知らせている。（入所までに可能な限り食べてもらっておく）			
		未摂取の食材等については、除去して提供している。（1歳児）			
	保育所 D	新年度初日の給食食材の配慮についてのお願い	—	2. 克服されていない	給食センターの献立はおおよそ1年前から立案されているようで、すぐの対応は難しいようだ。1年後には対応していただけるのではと考えている。
		使用食材についてのお願い			
	保育所 E	大きい食品や固い食品は必要に応じてクッキングばさみや包丁で切る	不明	3. 分からない	—
	保育所 F	保護者と連携し、給食に使用する食材を入園までにできるだけ食べてもらう	入園前の聞き取り	1. 克服された	食べたことのない食材の除去をしなくてよい
		入園前確認により食事の状態を聞き取り、提供するご飯の状態を変えている	入園後給食開始時	1. 克服された	—
		刻み食の提供			刻み食を提供することで食べられるものが増え、子どもの必要栄養素、量の確保ができる
保育所 G	子ども園で刻みにして提供している	開園当初より	1. 克服された	年齢的に刻み食で対応できている	
保育所 H	個々に合わせて、食材をきざみ・粗みじんなどにして提供する	入園後	2. 克服されていない	給食センターで発達に応じた食材の対応（みじん・あらみじんなど）は不可能である	
保育所 I	未満には担任が（調理員）刻んだり食べやすくしている。	不明	1. 克服された	食べやすくなり子どもたちは食の体験が増えた。	
江田島市	保育士による給食の量の調整		平成 29 年度	3. 分からない	—
	保育士によるきざみ食等の対応				
安芸太田町	離乳食の実施		—	1. 克服された	それぞれの月例・年齢により、段階的な離乳食の提供等があり安心して、食事ができる。
	食材の変更（青魚→白身魚）				

	食材の形・大きさ鶏肉など調理後切る			
阿南市	本保育所の対象児は1～5歳児のため離乳食は行っていないが、4月当初は1歳児でも月齢が遅い子については、給食室へ連絡し、刻み食等対応をしてもらっている。(こまめに連絡を取り合って進めている。)	本保育所自体元よりセンター方式の給食である。	1. 克服された	こまめに連絡を取り合い、切り方を考えてくれる等子どもが食べやすいように対応してくれている。
那賀町	当園は1才からの入園であり、現場で個々に対応している 実際に調理した職員が運搬しているので、個別対応できている	H26.4～	3. 分からない —	—
美波町	配膳担当の職員に、3歳未満児の食事提供に係る業務をお願いし、園児の様子を見てもらいながら、担任等と話し合をし、個々の発達段階を把握してもらう。	R3年頃～	1. 克服された	配膳担当の職員が園児の食事に関する個々発達段階を把握することで、個別の対応がしやすくなった。
宇多津町	素材によって小さくカットしてもらう。	H19.4	1. 克服された	長い大きい素材のカットが行われるようになった。
粕屋町	学校給食センターと各園の配膳員で連携して対応 月1回の給食会議の実施	開園時 —	1. 克服された —	当初より個別対応していたため問題はなかった —
綾町	発達段階に応じた給食が提供	H19.4～	1. 克服された	保育者と調理者により毎月給食検討会を実施

Q30. 給食の外部搬入の導入に伴うアレルギー児への対応への取組（保育所の所長）

<ポイント>

保育士、保護者、かかりつけ医の連携の下、アレルギー調査書を保護者に提出してもらい、症状に応じて代替食を提供するなどの対応がとられている。

認定地方公共団体	取組内容	開始時期	課題の克服状況	克服状況の内容
清里町	保護者への聞き取り	H18年5月～	3. 分からない	—
湧別町	外部搬入業者で対応している。	町立保育所当初から	1. 克服された	保育所から外部搬入業者にアレルギーの情報を提供し、給食センターが代替食を用意している。
最上町	アレルギー調査書を保護者に提出してもらい、症状に応じて代替食を提供	H26年～	1. 克服された	事前にアレルギーを確認し、病院での検査を基に除去食や代替食を提供できるよう個

					別の食缶で配送されるため、食事提供への不安がなくなった
阿見町	食物アレルギーを持っている子どもには、除去で対応している 手作りおやつは、乳製品のアレルギーの子どもに配慮して、豆乳などを取り入れている。		—	3. 分からない	—
六合村 (現：中之条町)	医師の診断書を下に保護者・栄養士・園での話し合いで対応を決める		平成16年度	1. 克服された	一人一人の状態に応じて3者の共通理解の下、間違いなく実施している。
芝山町	保育所 A	アレルゲンに対する除去食の利用	H27.4～	1. 克服された	誤食等によるアレルギー反応を起こす児童がいない
	保育所 B	アレルゲンに対する除去食の利用	H27.4～	1. 克服された	誤食等によるアレルギー反応を起こす児童がいない
		離乳食を持参してもらう	不明		
	保育所 C	ハラル食の児童は食べられない食材の日は弁当を持参している	H31.4頃	1. 克服された	お弁当の持参により、食べられない食品が多くても必要な食事量と栄養の摂取ができている
横芝光町	保育所 B	保育士・保護者・かかりつけ医との連携	H29.4.1～	—	成長が著しい子供の心身の健全な発育、発達の観点から、不必要な食物除去がなされることのないよう医師の診断及び指示に基づく除去とし、診断書の提出を必須とした。また、定期的な見直しと確認を実施し、全保育士にも共通理解を図り対応。
		通常食との区別がつくよう容器の色を変え誤食が無い対策			
		アレルギー児が普通食を誤食しないよう2人以上での確認実施後提供			
		汁物は専用の保温ジャー容器使用			
大多喜町	家庭に、園指定のアレルギー外来受診報告書を提出してもらい、それに沿った代替食を準備する		平成16年度より	1. 克服された	アレルギーの状態、除去しなければいけない食品がはっきりし、代替食が作りやすくなった。管理指導表を提出してもらうことで、医師の支持もわかり、安心して給食の提供ができるようになった。
	家庭に、アレルギー管理指導票を提出してもらう		平成28年度より		
能美市	保育所 A	アレルギー児にはアレルギー食材を抜いた自園給食を提供している。	平成29年度から	1. 克服された	様々なアレルギー児に対して、アレルギー物質を含んだ食材を提供しないよう細やかな対応ができている。
	保育所 B	アレルギー児には除去食の提供や外部で作られたものも提供しない等作り手が責任を持	平成29年度から	1. 克服された	アレルギー児にはアレルゲンとなるものを排除し一人ひとりにあった食事の提供している。

		てるものを口にするようにしている。			
	保育所 C	アレルギー児にはアレルギー食材を抜いたもので自園で提供している。	平成 29 年度から	1. 克服された	個別に様々なアレルギー児に対応しており、アレルギー物質を含んだ食材を提供しないようにしている。
	保育所 D	アレルギー児には自園での調理とし、アレルギーの原因となる食材を除去したものを提供している。	—	1. 克服された	自園での調理となるため、アレルギー児に対する細やかな対応ができる。
	保育所 E	アレルギー児の代替食は自園が個別に除去食を作り提供している。	平成 29 年度より	1. 克服された	自園で除去食を提供することで、個々に応じた食事が安心安全の下にできている。
坂井市	保育所 A	アレルギー食は食器の色を変えている。	—	1. 克服された	誤食等のミスがない。
	保育所 B	アレルギー児への対応についてマニュアルがあり、対応が困難ということはない。	R2. 4～	1. 克服された	品数はアレルギー児も他の児と変わりなく、同じである。アレルギー児対応の代替食材をアレルギーのない児も食べることでアレルギー児の心の負担も減っているように思う。
		アレルギー児に提供する代替の食材が以前より豊富になった。	—		
		アレルギー児に提供する代替食材をアレルギーのない児にも取り入れる機会が増えた。			
市川三郷町	栄養士が職員会議に出席し保育園と確認している。		H30. 7～	1. 克服された	保育園の先生と直接栄養士が話をして確認できるため、個別対応がしやすくなった。
富士河口湖町	アレルギー児はいません				
飛騨市	給食センターで除去又は代替可能な物は対応してもらっている		外部搬入当初から	3. 分からない	—
本巣市	園において原因食品の除去		平成 21 年度（認定当初）	1. 克服された	原因食品の除去のみでよい園児に対しては、トレイを別にし、保育士が原因食品の除去を行うことで給食を提供。原因食品が使用されている料理を食べれない場合は、事前に保護者との話し合いにより代替食の持参により対応
	代替食の持参				
郡上市	保育所 A	自園調理している近隣の公立保育所のため、問いのような問題はない	認定前から	3. 分からない	—

	保育所 B	代替食で対応ができない場合は、保護者へお弁当の持参をお願いしている。	認定前から	2. 克服されていない	学校給食のため、アレルギー対応は学校と保護者・給食センターが主であり、園児のアレルギー対応には限界がある。お弁当を持参することで、園児が安全安心して食べることができる。
神戸町	除去食による対応		H21. 7. 17～	1. 克服された	アレルギー対応給食を別で調理することで対応
安八町	除去できるものについては除去したり、家庭から代替を持ってきてもらったりしている。		従来から	1. 克服された	アレルギー反応が出ることがなくなり、保育士も安心して食事を提供できるようになった。
揖斐川町	保護者の希望により、家庭より代替食の持参		外部搬入開始当初から	2. 克服されていない	学校給食センターからの搬入のため、アレルギー児食に対応していない
大野町	自園調理との併用運用		H29. 4. 1	1. 克服された	個々の園児の状態を考慮したメニューとすることができた。
北方町	給食の成分表や材料表を保護者に配布し、家庭と園、双方で確認		－	1. 克服された	確認のプロセスを踏むことで、誤食をなくす。
	一人一人、アレルギーチェック表の作成			－	
	給食を食べる前に複数人が、目で見確認				
七宗町	保育所 A	代替え食はなく、除去食のみで対応。除去できないものは提供なしとする。	4 月当初より	1. 克服された	保護者に毎月の献立内の除去希望をとり対応している。メニュー内容は変わらず、他児と偏見なく同様に参加できている。
	保育所 B	給食センターで原因物質の除去食を個別で用意。 保護者に献立を渡し、対象献立のチェックを共有し代替食が困難な場合は保護者が持参	H25	1. 克服された	給食センターと園・保護者での献立の共有で給食センターでの代替食、自宅で用意した代替食で問題なく進んでいる。
白川町	外部搬入業者が代替食を提供している。		－	1. 克服された	問題なく給食の提供が行われている。
	入所申し込みの際、保護者に記載させている。				
白川村	保育所職員と栄養士とのアレルギー児保護者との面談。		H22	2. 克服されていない	事故の防止等に改善はみられるが、代替食の提供は困難。
熱海市	保護者、保育園栄養士、保育士の連携		H22. 4	3. 分からない	－
磐田市	アレルギー対応児の食器の色変更		不明	1. 克服された	アレルギー対応の確実な実施と不安の解消
	アレルギー対応児の厨房での個別盛り付け				
安城市	家庭から代替食を持ってきてもらう。		不明	3. 分からない	－

	なるべくアレルギー物質のないものを発注するようにしている。			1. 克服された	アレルギー物質の少ないものを発注することで、代替食の必要な児童が減った。
西尾市	3歳未満児の主要 28 品目については、アレルギー対応食を提供していく予定である。		令和 4 年 4 月から	1. 克服された	令和 4 年 4 月からだが、今まではお弁当持参だったが、給食が提供できるようになった。
蒲都市	アレルギー反応のある原因物質が含まれる料理の無配膳対応		2018 年 4 月～	—	—
常滑市	家で食べたことのあるものしか提供しない		不明	3. 分からない	—
稲沢市	除去する食材を分類し、代替食を個別の専用容器に入れて提供している。		除去食が開始となった時点	1. 克服された	アレルギー児への除去食については、医師の指導表をもとに栄養士、保護者、園と面談・確認し、代替食を提供している。日々の献立は食材がすべて記入してある調理手配票にて配膳員、園長、担任など複数の目で確認しその都度チェックしている。
日進市	医師の指示に基づいた除去食を提供		外部搬入開始当初から	3. 分からない	—
田原市	給食センターは 28 品目についての除去食を行っている		H26. 4～	1. 克服された	事前に保護者と関係者（栄養士等）で打合せを行い、アレルギー管理指導表に基づいて提出された食物アレルギー対応申請書により食物アレルギー対応の認定を行い対応することができるようになった
清須市	主治医及びアレルギー専門医に受診後、保護者、栄養士、保育士の三者面談を実施し共通理解をする。		平成 26 年 4 月 1 日	1. 克服された	誤食、誤飲による事故を起こさないことを最優先に考え実施
	鶏卵、牛乳、小麦アレルギーの対応				
	ミルクアレルギー児への対応ミルクの提供				
	対応できないアレルギーについては持参				
北名古屋市	入所前の面談の際にアレルギー確認を行う。		H20. 8	3. 分からない	—
みよし市	保育所 A	アレルギー献立を除去	20 年以上まえから	3. 分からない	弁当持参の必要がなく、安全に食事を提供できる
		牛乳代替えとして豆乳を提供		1. 克服された	
		ヨーグルト・プリンのできかたでゼリーを提供			
	保育所 B	代替え食については、保護者に持参してもらっている	創立当初	3. 分からない	—

	保育所 C	代替食の持参のお願い	当初から	3. 分からない	—
		添加物においては代替食を用意し、提供している			
	保育所 D	給食食材の成分表をわたし、保護者に確認してもらう	当初から	1. 克服された	成分表は園と家庭での確認となるので、家庭や保育士のアレルギー食品への意識が高まり、誤食が減った
		弁当を持参してもらっている			
		添加物は代替品を用意している			
	保育所 E	園で対応できるものは代替えを準備し、準備できない場合は家庭より持参してもらっている	H30 年 4 月 1 日	3. 分からない	—
保育所 F	除去	当初から	3. 分からない	—	
	家庭への代替依頼				
保育所 G	食べられない献立があるときは、代替品を家庭から持ってきてもらう	S54～	3. 分からない	—	
あま市	アレルギーとなる食材の除去		不明	3. 分からない	—
長久手市	医師の診断に基づき、乳・卵を除去。		H25. 4～	3. 分からない	—
	医師の診断に基づく、代替え食の持参。				
東郷町	給食センターで除去食など対応できる範囲で対応。難しければ保護者にお弁当の持参をお願いします。		不明	3. 分からない	—
蟹江町	卵・乳の除去代替給食の実施		業務開始時から	1. 克服された	保育士が家庭と連携を取り、きめ細やかな対応ができるようになってきている
	おやつは個別対応				
阿久比町	乳、卵については除去食の提供		R3. 9～	1. 克服された	保護者と栄養士の面談があり、安心した食の提供につながっている。
	乳、卵以外については完全除去し、保護者持参としている		—	—	—
亀山市	未摂取の食物は提供しない。		導入当初から	1. 克服された	従来から問題は生じていない。
	医師の診断書に基づき、除去食や代替食を提供している。			—	—
	搬入元と連携を密にし、必要に応じて個別対応をしている。				

志摩市	保育所 A	アレルギー対応食についても給食センターで調理を行い、保育所では受け取りのみになるが、調理員を配置し、対応食に不備等がないか確認を行っている。	H20.4～	3. 分からない	—
	保育所 B		H26.4	3. 分からない	—
	保育所 C		H19.8	3. 分からない	—
	保育所 D		H21.4	3. 分からない	—
	保育所 E		H21.4	3. 分からない	—
栗東市	保育所 A	入園前に、アレルギー調査を行い除去の必要な子について把握する。	平成 30 年 9 月	1. 克服された	幼児課管理栄養士とも情報共有を図り、園児の最新の状況を把握している。
	保育所 B	入園内定の段階でアレルギー調査を行い、アレルギー児に対しての聞き取りをしている 生活管理票など医師の指示のもと代替食提供対応ができるよう準備をしている。	平成 30 年 9 月	1. 克服された	本市の担当課管理栄養士がチームとなり、子ども状況をふまえた安心安全な給食提供に努めてくれていること。そのための園と担当課管理栄養士の方々との密な連携として、いつでも何でも聞ける身近な存在であり、体制が位置づけされている。
		代替食メニュー作成は、給食センター配属並びに担当課管理栄養士がおこなっている。 初めて口にに入れる食材については、まずは家庭において経験をしていただいてから給食提供をしている。			
	保育所 C	離乳食対応児においては、対応するアレルギーを含めない食材を用いた献立で準備して食事を提供している。	平成 30 年 9 月	1. 克服された	安心して食事の提供ができるようになった。
		外部給食での対応児においては、事前にアレルギーを用いた食材を用いていないか職員、保護者共に確認し、該当献立においては、代替食を対応している。			
甲賀市	外部搬入事業所（保育所）と当園とで情報を共有を行い、連携しながら除去食または、代替食の提供を行っている。		平成 30 年 12 月（認定当初より）	1. 克服された	克服されたと回答しましたが、当初よりアレルギー対応を実施しており、特に課題には感じていません。
高島市	保育所 A	自園で町内二園のアレルギー対応食を調理し、提供している。	当初から	1. 克服された	自園でアレルギー対応食のみを調理することで、調理の際に混入の心配が軽減された

	保育所 B	3 歳未満児の食材について、まだ口にできていない物もあるので、まずは家庭で経験していただくようお願いしている。 管理表をもとに、代替食を提供している。	当初から	1. 克服された	外部搬入ではあるが、アレルギーの代替食を専任して提供して下さる施設があるため、きめ細やかな提供ができています。
柏原市	食物アレルギーの有無について毎年書面で調査回収、アレルギーのあるお子さんは医師の診断書を提出してもらう		不明	1. 克服された	適切に代替食が提供できるようになった
	次月の献立決定後代替えリストを保護者に配布し、保護者、担任、給食委員、事務所で確認後給食会社に代替え食の依頼			—	—
熊取町	アレルギー児食と児童食の 2 種類にしている。以前は卵、牛乳、小麦など除去する形をとっていたが、間違ふこともあり、危険なため、アレルゲンを除去したアレルギー児食 1 パターンにした。		平成 27 年頃	1. 克服された	アレルギー児食が 1 タイプになり、食器も色分けしているため、誤食がなくなった。
高野町	給食で乳・卵・大豆・小麦の除去食の提供あり		—	1. 克服された	個々の食物アレルギーへの対応ができています
	給食で除去・代替提供がない場合は、家庭から代替の食事を持参いただくよう協力をお願いしている。		H25 年（委託業者による調理になった頃）から		
広川町	アレルギー児には医師の指示書を提出してもらい、その指示に添った献立（代替え）を提供している。		H21 年頃より	3. 分からない	—
すさみ町	アレルギー児については、保育所が保護者と面談したうえで事業者と密に連絡を取り合っている。		開所当初より	1. 克服された	保護者、担任、調理員の連携を密にすることにより取り組めた。
高梁市	医師の診断書をもとに保護者、給食センターと面談を行い、個別の対応をお願いする		—	1. 克服された	克服されていないが、給食センターそれぞれが確認し、留意している。
呉市	月に 1 回の献立会議時にアレルギー食材の確認をし、除去食・代替食の検討を行っている		H17.7	3. 分からない	—
東広島市	保育所 A	アレルギー児の該当者なし	—	—	—
	保育所 B	保育所で除去できるものは除去して提供 除去が難しい物は家庭より持参	不明	2. 克服されていない	除去のみで代替食の提供がされていない。また、家庭より代替食を持参していただいた場合、提供時間まで冷蔵保存しそのままの状態を提供するため、カレーやシチュー

					など食べる時に冷たく油浮きしており、おいしく食べることができない。
	保育所 C	次の月の献立が出たら、アレルギー食材にチェックを入れたものをいったん保護者に持ち帰ってもらい、確認してもらう。チェックの入っている日は代替食を持って来てもらっている。	—	1. 克服された	保護者と密に連携をとっているので、（代替食持参）誤食などの間違いはない。手づくりおやつは、見た目の配慮等もしている。幼児などは喜んでいる。
		手作りおやつの日は、見た目がなるべく同じものになるような工夫をしている。（ホットケーキなら米粉を使う、ミルクゼリーなどは、豆乳、牛乳で2種類作る。など）		—	—
	保育所 D	市の規定様式の医師の食物アレルギー除去診断書に基づき食物除去を行っている 保護者に代替食を持参していただく	—	— 3. 分からない	—
	保育所 E	除去できる場合は除去をする メインのおかずがアレルギー物質の場合は家庭から代替食を持ってきてもらう	不明	3. 分からない 1. 克服された	— 家庭から持参してもらうことで、安心して食べることができ、誤食を防ぐことができる。
	保育所 F	入園前確認時にアレルギーの有無を聞き、医師の診断書の提出に沿ったアレルギー表の作成 アレルギーがあれば代替食	入園前に作成 入園後給食開始時	3. 分からない —	—
	保育所 G	代替食を保護者に持参してもらっている	開園当初より	1. 克服された	前日の声掛けなど保護者との連携をしっかりとっている
	保育所 H	アレルギーの該当なし	—	—	—
	保育所 I	入所時面談にて確認、担任、調理員、保護者の3者アレルギー会議を行う。	—	1. 克服された	3者会議を行うことで危険リスク回避ができています。
江田島市	入園申込時に健康状況表の提出を求める。	平成 16 年度	1. 克服された		

	アレルギー児には、医師の指示書の提出を求める。				保育施設給食センターから市内 5 の保育施設（全児童で約 450 人）に給食を提供している。 入園申込みのとき、保護者から「児童の健康状況表」を提出させ、アレルギー疾患状況を確認する。具体的な対応については、食物アレルギー対応マニュアルにより、園長、栄養士及び保護者が面談し、個別対応計画を作成した上で、共通認識を図り、除去食などで対応する。
	食物アレルギー児には、栄養士、保育士及び保護者で面談を実施する。				
	献立内容に応じて、弁当を持参させる。	平成 29 年度			
安芸太田町	医師の指示書により除去・代替	—	1. 克服された		医師の指示書に基づいての除去・代替であり、また保護者との相談の上の、提供なので安心して提供できる。
	対応ができないときは、保護者、調理場と相談の上、持参のお願い				
阿南市	保護者よりアレルギーの確認を行う	時期不明	1. 克服された		共通事項の保護者、保育所、給食室との話し合い及び絶対に一人では配膳しないように二人以上で声に出して確認する等を保護者に知らせておくことで、信頼関係を持ち、誤食もなく除去食が提供できている。
	医師の指示書もらう				
	保護者、保育所、給食室とアレルギー原因物質の共通理解及び対応についての話し合いを行う。 事前に献立表を保護者、保育所、給食室で互いにチェックしあう。毎日 FAX で確認、連絡している。除去食は名前入りのタッパーで個別に搬入している。	以前より行っていたが、話し合いの場を持つようになったのは 4 年前から			
那賀町	予め保護者からアレルギー調査を行い対応している	H26. 4	3. 分からない	—	
美波町	アレルギー児に対し生活管理指導表、アレルギー調査票等の提出してもらう。	令和元年から	1. 克服された		小規模園で園児数も少ないという利点もあり、検討会では保護者、担任、配膳担当等の職員などアレルギー児に関わる職員に入ってもらい共通理解するようにしたことで、日々のチェック体制もいろいろな方向からでき誤食等の防止につながった。また生活管理指導表を提出してもらうことで主治医からの指示が、園の方に伝わりやすく、検討会等で活用することで細やかな検討ができた。
	月 1 回程度、保護者とのアレルギー検討会を実施。	外部搬入になってから			
	日々の給食で、配膳する職員とクラス担任とでダブルチェックとを行う。	R2 年頃～			
粕屋町	除去食の提供	開園時	1. 克服された		給食センターと各園配膳員が連携し除去食の提供を行えている
	月 1 回の給食会議の実施	—	—	—	—

綾町	入所時に面談を実施	H19.4～	1. 克服された	入所時の個別面談やアレルギー検査を実施し、随時日常生活での状況を聞き取りしている。

Q3 1. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成31年4月改訂）における新たな取組の状況（保育所の所長）

<ポイント>

ガイドラインに沿った生活管理指導票の見直しや、アレルギー対応マニュアルの改定などの取組がみられる。

認定地方公共団体	取組状況		取組状況の内容、取組を行っていない理由
清里町	2. 新たな取組を行っていない		検討段階であるため
湧別町	1. 新たな取組を行った		保育所職員、給食センターでガイドラインの内容を共有し、適切な運用を図った。
最上町	1. 新たな取組を行った		献立立案の時点で、給食外部搬入事業者よりアレルギー児への使用食材をすべて書き出した個別シートのファイルを回覧することで、複数の目で確認できるようになった
阿見町	1. 新たな取組を行った		アレルギー指示書の見直しをし、改定をした。
六合村 (現：中之条町)	2. 新たな取組を行っていない		現在実施している内容で対応できているため。
芝山町	保育所 A	2. 新たな取組を行っていない	現状維持で支障がないため
	保育所 B	1. 新たな取組を行った	入所申請時の聞き取りを充実させ、直近のアレルギー検査結果の提出をお願いしている
	保育所 C	1. 新たな取組を行った	入所申請時に保護者との面談でアレルギー調査を実施、検査結果を提出してもらう
横芝光町	2. 新たな取組を行っていない		重篤なアレルギーの子がおらず、現状維持で十分な対応と判断した。
大多喜町	1. 新たな取組を行った		アレルギー管理指導票を新たなものにした。
能美市	保育所 A	1. 新たな取組を行った	能美市立全ての保育園で対応できる能美市アレルギー対応マニュアルを改定した。
	保育所 B	1. 新たな取組を行った	能美市で作成したアレルギーマニュアルに沿って食事の提供や保護者との対応を行っている。
	保育所 C	1. 新たな取組を行った	能美市立の全ての保育園で対応できる能美市アレルギー対応マニュアルを改正した。
	保育所 D	1. 新たな取組を行った	市内の全保育園共通のアレルギー対応マニュアルを改定した。
	保育所 E	1. 新たな取組を行った	能美市立全ての保育園で対応できる能美市アレルギー対応マニュアルを改定した。
坂井市	保育所 A	1. 新たな取組を行った	1 公立保育所における食物アレルギー対応マニュアルを令和2年に作成し、マニュアルに基づき、取り組んでいる。

	保育所 B	1. 新たな取組を行った	1 公立保育所における食物アレルギー対応マニュアルを令和 2 年に作成し、マニュアルに基づき、取り組んでいる。
市川三郷町		2. 新たな取組を行っていない	—
富士河口湖町		1. 新たな取組を行った	保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表を使用している
飛騨市		2. 新たな取組を行っていない	現在実施している内容で対応できているため。
本巣市		2. 新たな取組を行っていない	保育士へのエピペン使用に対する研修、危機管理マニュアルによる関係機関との連携体制、除去食の対応など従来から実施している。加えてアレルギー児によって、友達と同じ机で食べてよいのか、雑巾は共有していいのかなど、具体的に示してもらえよう、医師から園の管理表以外に意見をもらっている。
郡上市	保育所 A	1. 新たな取組を行った	園のマニュアルを見直した。
	保育所 B	1. 新たな取組を行った	ガイドラインに沿って生活管理指導表を作成し、「乳」のはいっていないものを保護者同意を得て提供した。
安八町		2. 新たな取組を行っていない	取組方法を検討中である。
揖斐川町		1. 新たな取組を行った	マニュアルの見直し
大野町		1. 新たな取組を行った	改訂内容を周知し、職員一人一人が理解することができるよう取り組んだ。
北方町		3. その他	これまでのアレルギー児への対応をしっかりと取り組み、安全な給食となるよう徹底していく
七宗町	保育所 A	2. 新たな取組を行っていない	今まで同様のやり方で支障がなかった。
	保育所 B	2. 新たな取組を行っていない	アレルギー対応に対する給食センター・保護者・園での共有システムがあり（保護者との調味料の確認、アレルギー確認書の提出、エピペン研修）特に新たな取り組みは行わなかった。
白川町		2. 新たな取組を行っていない	—
熱海市		2. 新たな取組を行っていない	これまでに該当の乳児がいなかったこともあり、新たな取り組みを行っていない。卵の除去などへの対応は可能であるが、アレルギー反応が激しくなることが想定される場合には、給食の提供は難しい。
磐田市		2. 新たな取組を行っていない	アレルギー対応は改訂前から実施をしているため、改訂を受けたうえでの新たな取り組みは行っていない。
安城市		2. 新たな取組を行っていない	以前から、アレルギー対応について体制を整え実施しているため、新たに取り組む内容がなかった。
西尾市		1. 新たな取組を行った	改訂されたアレルギー対応ガイドラインに沿って一部アレルギーマニュアルを変更した。生活管理指導票を見直した。
蒲郡市		1. 新たな取組を行った	生活管理指導表の内容の見直しを実施
常滑市		2. 新たな取組を行っていない	新たな取り組みを行わなくても、十分対応できているため

稲沢市	1. 新たな取組を行った		アレルギー除去食の提供について保護者には食物負荷試験をしていただくようお願いしている。
日進市	1. 新たな取組を行った		生活管理指導表、緊急時個別対応票の様式を改訂後様式に準ずるよう更新した。
田原市	2. 新たな取組を行っていない		給食センターが中心となって取り組んでいるため園独自で特別な取組は行っていない
清須市	1. 新たな取組を行った		食物アレルギーの対応にあたって、生活管理指導表と食物アレルギー対応希望申請・同意書の一部を改訂。
北名古屋市	1. 新たな取組を行った		新たな生活管理表に即したアレルギー対応を行うようになった。
みよし市	保育所 A	2. 新たな取組を行っていない	ガイドラインで提唱されている内容で可能なものは、すでに改善している
	保育所 B	2. 新たな取組を行っていない	—
	保育所 C	2. 新たな取組を行っていない	—
	保育所 D	2. 新たな取組を行っていない	—
	保育所 E	2. 新たな取組を行っていない	現状の対応しか今のところできないから
	保育所 F	1. 新たな取組を行った	管理表の見直し
	保育所 G	2. 新たな取組を行っていない	それまでも十分に対応できている
あま市	1. 新たな取組を行った		アレルギー対応マニュアルの見直し
長久手市	2. 新たな取組を行っていない		アレルギー食の少量ずつの摂取など、家庭でやることを考えているため。
東郷町	1. 新たな取組を行った		生活指導管理票により、所定の様式で医師に診断書を記入してもらい、園に提出してもらう。
蟹江町	2. 新たな取組を行っていない		今までも問題なく進めていた為
阿久比町	1. 新たな取組を行った		生活管理指導票の見直しと変更
亀山市	1. 新たな取組を行った		保護者、調理員、保育者の話し合いをより密に行った。
志摩市	1. 新たな取組を行った		給食での除去食を対応するために使用していた医師による指示書の様式を参考様式に変更する準備を行っている。
栗東市	保育所 A	1. 新たな取組を行った	幼児課管理栄養士により、説明を受け変更箇所を把握する。
	保育所 B	1. 新たな取組を行った	担当課管理栄養士より説明を受け、給食提供に関するマニュアルや生活管理表の見直しが図られている。

	保育所 C	1. 新たな取組を行った	給食提供に関する生活管理表やマニュアルが見直され、安全な食事の提供ができるようになった。
甲賀市		1. 新たな取組を行った	症状チェックシート等、症状が出た際の緊急時の対応の実践につながる部分を職員間にて情報共有を行った。
高島市	保育所 A	2. 新たな取組を行っていない	すでに対応できているため
	保育所 B	2. 新たな取組を行っていない	既に取り組んでいるので、新たな取組が必要ではない。
柏原市		2. 新たな取組を行っていない	今までの取り組みで特に問題がなかった為
熊取町		3. その他	生活管理表をガイドラインに合わせた。
高野町		2. 新たな取組を行っていない	現状の取り組みで対応できているから
広川町		1. 新たな取組を行った	これまでも医師による指示書により除去食を提供していたが、新たに「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を使用するようになった。
すさみ町		1. 新たな取組を行った	食物アレルギーとアナフィラキシーについての研修会の実施 食物アレルギー緊急時対応マニュアルの作成
高梁市		2. 新たな取組を行っていない	従来通りの取り組みをしている。
真庭市		2. 新たな取組を行っていない	アレルギー児がいないため。
呉市		1. 新たな取組を行った	月末に翌月の献立を見ながら、月別アレルギーチェック表及び個別の献立表を作成し、アレルギーチェックを保護者と保育士で話し合い、給食員と確認しながら誤食のないよう気をつけている
東広島市	保育所 A	3. その他	—
	保育所 B	2. 新たな取組を行っていない	新たな取り組みの必要性を感じなかった。
	保育所 C	1. 新たな取組を行った	より分かりやすいようにトレーの色を変えた（新調した）り、アレルギー診断書の再確認と、アレルギープレートを作り変えた。（クラスカラーの縁取りで、対象児の顔写真、名前、アレルギー食材記載） *誰が見てもわかるようにしている。毎回給食の際、トレーにカードをのせて提供。アレルギー児は個別（一人用）の机に座る。
	保育所 D	1. 新たな取組を行った	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参考にしながら、人的エラーを防ぐための改善を行った。
	保育所 E	2. 新たな取組を行っていない	今まで行っている取り組みを引き続き行う以外に方法がないと考えているから。
	保育所 F	1. 新たな取組を行った	ガイドラインのフローに沿って実施。入園前の保護者との連携、医師の診断書、旧の生活管理指導表に基づき個別の写真入りアレルギー表を作成し、色分けした食器で提供。給食の食材は月1回の給食会議で内容を検討する中、アレルゲンの把握を行っている。アレルギーを持つ子どもの登園・休園の確認と報告の実施。

	保育所 G	1. 新たな取組を行った	所属研修などで取り組んでいる
	保育所 H	2. 新たな取組を行っていない	今年度、アレルギー対応が必要な子どもが在籍していない為
	保育所 I	1. 新たな取組を行った	改正されたガイドラインの確認
江田島市	1. 新たな取組を行った	改定されたガイドラインの内容を現場においても、保育士、栄養士及び保護者の面談においても、反映させている。	
安芸太田町	1. 新たな取組を行った	医師に基づく指示書の提出と保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導票の提出のお願い。	
阿南市	2. 新たな取組を行っていない	以前と変わっていないため。	
那賀町	1. 新たな取組を行った	生活管理指導表の活用	
美波町	1. 新たな取組を行った	アレルギー児の生活管理指導表、アレルギー調査票等を保護者に提出してもらう。	
宇多津町	2. 新たな取組を行っていない	過去よりマニュアルに沿った対応を実施している。	
粕屋町	2. 新たな取組を行っていない	従来の取組で対応	
綾町	2. 新たな取組を行っていない	アレルギー対応として、改正前から細かく実施しているため。	

Q 3 2. 給食の外部搬入の導入に伴う体調不良児への対応への取組（保育所の所長）

<ポイント>

個々の児童に対して個別のメニュー変更ができないことから、量の調整や品目を除去するといった対応がとられている。

認定地方公共団体	取組内容	開始時期	課題の克服状況	克服状況の内容
清里町	保護者への聞き取り	H18 年 5 月～	3. 分からない	—
湧別町	体調不良児童は保育所に登所しないが、量の加減等は調理員で対応している。	町立保育所当初から	1. 克服された	保育士と調理員の連携により対応している。
最上町	胃腸炎や 37.5℃以上の発熱がある場合は出来るだけ家庭で過ごし、体調回復に努めてもらうよう、保護者に協力を求めている インフルエンザ等の 2 類感染症以上の疾病については、家族罹患の場合も出席停止としている	—	2. 克服されていない	体調不良で早退した翌日でも、朝は調子がいいと保護者が登園させるが、結局ぶり返して早退となるケースが多い。 給食提供が原因ではないが、保護者の働き方として、体調不良に対応できる職場環境にないのではないかと心配している。
		5～6 年前から		
阿見町	食材の大きさや固さを変えたりして調理している。	—	3. 分からない	—

六合村 (現：中之条町)	家庭と園との連絡帳や朝晩の送迎時に体調を確認し対応に当たる。		平成16年度	1. 克服された	幼児の体調管理は一番大切なことなので、担任だけでなく他の職員にも周知して進めてきた。体調に合わせた給食の提供はないが、本児の食べ具合やメニューを見て担任が配慮している。
芝山町	保育所B	やむを得ず対応する場合、個別で量の調整をする	不明	3. 分からない	—
	保育所C	やむを得ず対応する場合、個別で量の調整をする 保護者に連絡し対応を相談確認してから対応する	不明	1. 克服された —	個別対応により、迎までの間に少量だが水分や栄養が摂取できた
横芝光町	保育所B	食事の際は、個別に園児の様子を見ながら対応	H29.4.1～	1. 克服された	搬入業者では離乳食対応ができない為、レトルトの食品を搬入してくれている。本来なら離乳食メニューを作ってもらいたいが、幼稚園対応での業者の為いたしかたない。
		症状により量の加減をしたり除去して摂取しないよう配慮	—	1. 克服された	
大多喜町	給食、おやつメニュー、形状の一部変更		平成16年度より	1. 克服された	特に未満児は、体調により食材により刻みやご飯の硬さを変えたり、牛乳を控えたり、個々の体調に合わせた対応ができています。
能美市	保育所A	配膳時に量を減らしたり、品目を除去したりしている。	給食センター開設時から	1. 克服された	体調不良児に対して、食事の個別対応ができています。
	保育所B	配膳時に食事量を減らすなどの調整をしたり品目を除去している	給食センター開設時から	1. 克服された	体調不良児には個別に食事対応している
	保育所C	配膳時に量を減らしたり、品目を除去したりしている。	給食センター開設時より	1. 克服された	体調不良児に対して、個別の食事対応している。
	保育所D	体調に応じ、油物を避けたり量の調整をしたりし対応している。	—	1. 克服された	体調不良に対し食事への負担を軽減できる。
	保育所E	量を加減する。	センター開設時より	1. 克服された	個別に配慮することで、体調不良児の家庭との連携、信頼関係に繋がっている。
		症状に応じて控えた方がよい食材を取り除く。	センター開設時より	1. 克服された	
坂井市	保育所A	体調に合わせて量の加減、油ものをひかえるなど	—	3. 分からない	—
	保育所B	給食の量を減らす。	保育所開所時	1. 克服された	保育者全員が同じように取り組むことができた。
		体調を保護者から聞き取りし、食べない方がよいメニューは食べさせないようにする。	保育所開所時	1. 克服された	

富士河口湖町	量の調整		—	—	—
	困難なし				
飛騨市	体調不良時は帰宅させているので給食は食べていない		外部搬入当初から	3. 分からない	—
本巣市	各園で必要な園児に対し除去食などの対応		平成 21 年度（認定当初）	1. 克服された	体調不良の症状にもよるが、例えば下痢症状等がみられる場合は牛乳や消火の悪いものは喫食を控えるよう配慮している。
郡上市	保育所 A	保育士が園児の体調にあわせ、給食の量を加減する等の対応をしている	認定前から	3. 分からない	—
	保育所 B	保育士が園児の体調にあわせ、給食の量を加減したり別の代替食を用意する等の対応をしている	—	3. 分からない	—
神戸町	各園において養護教諭や保育士が対応		H21. 7. 17～	3. 分からない	—
安八町	園と保護者が連絡を取り合い、量の加減や除去など、個別に対応している。		従来から	1. 克服された	家庭の話を聞くことで、個々に合った対応ができるようになった。
揖斐川町	量の加減や品目の除去		外部搬入開始当初から	2. 克服されていない	学校給食センターからの搬入という事もあり、様々な体調不良に対しての献立変更など、個別対応はできない
大野町	自園調理との併用運用		H29. 4. 1	3. 分からない	—
北方町	保護者へ連絡をして、迎えを依頼している。		—	1. 克服された	体調においては、一人一人違う。看護師がいないので、判断に難しいところもあるので、保護者に迎えを依頼している。
七宗町	保育所 A	園児数も少ないため個別に対応することは可能	4 月当初より	1. 克服された	体調不良児の把握を朝の送迎時に保護者より確認し担任が対応し、園児把握簿に記載し職員全体も把握できるようにしている。
	保育所 B	量を減らす、食べやすいものだけにする等、体調に合わせ個別に対応している	開園以来	1. 克服された	体調不良児の状態によって対応できている。
白川町	量の加減や変更を行っている。		—	3. 分からない	—
熱海市	保護者と保育園栄養士、保育士の連携		H22. 4	1. 克服された	人数が少ないこともあり、保護者と保育士が症状や状況を十分に確認している。
磐田市	委託事業者と園との密な連携		不明	3. 分からない	—
安城市	出来る範囲で対応している。		不明	3. 分からない	—

西尾市	園児の体調を常に確認するとともに保護者との連絡を密にしている。アレルギーを持った園児は個票を作成し対応している。		10年以上前から行っている。	1. 克服された	個票で管理することになり、事故防止に繋がっている。
蒲郡市	市としては、マニュアルなどの作成はしておらず、各園ごとに状況によって対応をしている		2018 年 4 月～	—	—
常滑市	体調に合わせて量を調節している		不明	1. 克服された	子どもの体調に合わせて給食を提供で来ている
稲沢市	食事の配膳は保育士が行うため困難とは思わない。子の状況に応じ対応できる。		—	1. 克服された	体調不良児には無理に食べさせず、保護者に連絡している。また、日々の様子から、保育士が量の加減をしながら様子を見ることができている。
日進市	症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う		外部搬入開始当初から	3. 分からない	—
田原市	園に調理師を配置し、柔らかくするなど個々に合わせた調整を行う		当初から	1. 克服された	調理師を配置し給食を再加工することで、体調に合わせた給食を提供することができる
清須市	保護者の申し出や本人の体調を把握し、必要に応じて量を調節している。		—	3. 分からない	—
北名古屋市	保育所に給食が届いてから、個別に量の加減や特定に品目の除去等を行っている。		H20. 8	3. 分からない	—
みよし市	保育所 A	おかゆの提供	20年以上まえから	3. 分からない	—
		牛乳、油物の除去			
	保育所 B	必要に応じ、量の加減、品目の除去を行っている	創立当初	3. 分からない	—
	保育所 C	担任が配膳時に量の加減や除去をしている	当初から	3. 分からない	—
	保育所 D	量の加減や品目の除去	創立当初	3. 分からない	—
	保育所 E	配膳の量を加減する	H30 年 4 月 1 日	3. 分からない	—
		軟飯等を準備する			
	保育所 F	保育士が子どもの状況を見ながら配膳する品や量の調整をしている	当初から	3. 分からない	—
保育所 G	食べられる量だけ食べさせる	S54～	3. 分からない	—	
	おなかの調子が悪い子は牛乳をやめておく				

あま市	保護者の申し出等により献立の品目の除去、量を減らすなどしている		不明	3. 分からない	—
長久手市	園児の体調を考慮し、摂取する食品を決めている。		事業開始時より	3. 分からない	—
東郷町	必要に応じて各園で除去。		不明	3. 分からない	—
蟹江町	担任保育士が個別に対応している		業務開始時から	1. 克服された	保育士が家庭と連携を取り、きめ細やかな対応ができるようになってきている
阿久比町	クラス担任が保護者と連絡を取り合い、行っている		—	3. 分からない	—
亀山市	症状に応じて、量の加減や品目の除去または変更などを行っている。		導入当初から	1. 克服された	従来から問題は生じていない。
栗東市	保育所 A	体調不良児の把握を行う。	平成 30 年 9 月	1. 克服された	一人一人の体調を考慮した量の加減や品目の除去は、保護者からの申し出により、担任が対応することとしている。
		保護者からの申し出により、接種可能な食材等を聴き取っている。			
		保護者の申し出により接種不可能な食材については、除去している。			
	保育所 B	毎日の健康チェック、園と保護者とのやり取りである連絡帳を活用して、家庭での児童様子を平成 30 年 9 月知る	平成 30 年 9 月	1. 克服された	健康チェック後、クラス担任、看護師、調理員とが情報共有をして対応にあたっている。
		健康状態に応じて量の加減と、おかずそのものの除去をしている。		2. 克服されていない	おかずそのものの除去は行えても、代替食の提供はできていない。
保育所 C	保護者との連携のもと、その時々症状によって、保育者が保育室にて量の加減等を行っている。	平成 30 年 9 月	1. 克服された	クラス担任、調理師等で十分に園児の情報を共有して対応している。	
甲賀市	量の調節		平成 30 年 12 月（認定当初より）	1. 克服された	克服するという観点ではなく、保育の中で体調不良児だけでなく、全園児への配慮事項として個々に合わせた対応を行っており、困難とは考えていない。
	食材の選択（消化に負担がかかるものを取捨選択）				
高島市	保育所 A	担任が調理師と共有し、量の加減など可能なことは、調理師が行う	当初より	1. 克服された	当初より行っている

		品目の除去については、可能なものは行うが変更には対応していない		2. 克服されていない	体調不良の程度にもよるが、病児食対応はない。 出来得る対応は、園内での盛り付け量や除去（盛り付けない）形状の変更（カット、つぶすなど）のみしている。
	保育所 B	体調やその変化を把握している担当保育士や調理員が、個別対応を行っている。	当初より	1. 克服された	保護者と園が子どもの体調について共通理解を行い、体調に合わせた給食提供ができるように努めている。
柏原市	普通食が食べられない体調の時は基本登所できない状況と思われます、量は加減して提供		不明	1. 克服された	量については加減しますが、普通食が食べられない子どもは基本お休みのため
	歯の打撲などにより、前歯で物が噛めない場合は食材を細かく刻んで提供する			—	—
熊取町	胃腸を壊している場合は油物を減らしたり、ご飯を柔らかく作り直したりしている。		—	1. 克服された	胃腸を壊している場合は油物を減らしたり、ご飯を柔らかく作り直したりしている。
高野町	食事の量を減らす		平成 19 年外部搬入になってから	3. 分からない	—
広川町	体調に応じ油物を省いたり、おかゆを炊いたりし対応している。		開園当時 (H19) より	3. 分からない	—
すさみ町	保護者から体調不良の連絡を受けた場合、調理師と密に連絡を取り合ったうえで担任が除去している		開所当初より	1. 克服された	保護者、担任、調理員の連携を密にすることにより取り組めた。
高梁市	個々の体調に合わせ食事の量等を調節している		—	3. 分からない	—
真庭市	配膳は本園にて行うため、配膳する時に量の加減を対応している。		4 月から	1. 克服された	体調不良の時などには、量を加減して配膳することで、対応できている。
呉市	体調不良児が出た場合には搬入元と連絡を取り、品目の除去や変更などきめ細かい対応を行っている		—	3. 分からない	—
	配膳時、体調不良の症状により、量の加減などの対応をしている			—	
東広島市	保育所 A	個々の体調に合わせて消化の悪いものを除いたり、水分補給をしたりしている。	—	1. 克服された	基本的に体調不良児の預かりはできないので、保護者の迎えまでの間に悪化しないような対応はできていると思う。
	保育所 B	症状により除去したり量の加減をしている	不明	2. 克服されていない	代替食の提供がないため、症状によっては食べられる物がなかったり、食べられる物も限られて単品の提供のみのこともある

	保育所 C	体調不良児は、基本欠席している。登所後体調が悪くなった場合は、給食は食べれそうなものだけ食べる（水分補給と果物だけとか）	—	2. 克服されていない	症状により、量の加減等はあるが、メニューの変更は行っていない。保育所は、体調が悪い場合は、保護者に連絡して可能な限りお迎えに来ていただいている。
	保育所 D	その日のメニューの中で、食べやすい食材を選び提供する。 自所で炊いているご飯をおかゆにするなどで対応	—	2. 克服されていない 1. 克服された	体調の症状による量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難。 給食調理員と連携しながら、個々の状況に合わせた主食を提供。
	保育所 E	量の加減をする。 品目の除去（油物、果物など）をしている。	不明	3. 分からない	—
	保育所 F	コロナ禍なので体調不良の時は基本、保護者に連絡し迎えに来てもらっている。 消化の悪いものを除去し、対応できるものは消化・口当たりの良い物に代替える	—	1. 克服された 3. 分からない	代替え食がない場合、食欲がない状態ならば、体力の消耗も激しいので迎えに来てもらい家庭でゆっくり休養してもらえらる。
	保育所 G	牛乳をお茶に変更したり、量の加減や除去など	開園当初より	1. 克服された	子ども園内で、できる対応はすべて行っている
	保育所 I	消化の良い物を摂取している。	不明	1. 克服された	体調不良児への対応でできることを行い、保護者からの信頼を受けている。
江田島市	食事の際における量の加減、品目の除去 症状によっては、帰宅させる。		平成 29 年度	3. 分からない	—
安芸太田町	体調により食事の量の加減		当初	3. 分からない	—
阿南市	給食室より食缶に入ってくるので、各クラス担任が配慮するため、一人一人に合わせた量等の対応をしている。		以前よりずっとである	3. 分からない	—
那賀町	子どもの体調に応じて担当栄養士と相談して個別に対応している		H26. 4～	3. 分からない	—
美波町	登園時に保護者との聞き取りをしながら園でできる対応について知らせる。		—	1. 克服された	園児が体調不良の場合に、園でできる対応を具体的に知らせておき（量の加減、消化の悪い物は除く、牛乳はお茶にかえる等）保護者のニーズと、園での対応の調整をしていくことで。
宇多津町	過去よりマニュアルに沿った対応を実施している。		H19. 4	3. 分からない	—

粕屋町	学校給食センターと各園の配膳員で連携して対応	開園時	1. 克服された	食事の個別対応ができた
	月1回の給食会議の実施	—	—	—
綾町	お便り帳や登所児に保護者に確認	H19.4～	1. 克服された	前日から体調不良児については、お便り帳や登所児に保護者確認を行っている。

Q33. 保育所において調理・加工する場合の衛生上の課題（保育所の所長）

<給食搬入後、改めて保育所で調理・加工している保育所のみ回答>

<ポイント>

衛生管理チェックリストの作成など衛生管理を徹底することにより、回答のあったほぼ全ての保育所において、「課題は生じていない」となっている。

	1. 課題が生じている	2. 課題は生じていない
保育所数 ※（ ）は、地方公共団体数	1（1）	48（24）
認定地方公共団体 ※（ ）は、調査対象保育所数	東広島市（1）	湧別町（4）、阿見町（3）、中之条町（1）、飛騨市（1）、本巣市（1）、安八町（1）、揖斐川町（1）、北方町（1）、七宗町（1）、白川村（2）、安城市（1）、日進市（2）、清須市（1）、みよし市（7）、蟹江町（1）、志摩市（5）、栗東市（3）、高島市（1）、柏原市（1）、熊取町（4）、広川町（1）、江田島市（3）、那賀町（1）、粕屋町（1）

<管理衛生上の課題が生じていない理由等>

<個別の回答 ・湧別町 ・阿見町 ・飛騨市	保育所 A 保育所 B	外部搬入された後は、保育所調理員が対応しているため 衛生管理を徹底している。調理器具を食材に応じて替えている（まな板・包丁など） 日々の健康チェックと月一回の保菌検査をしている栄養士・調理員が所内の調理室で調理を担当している。また、衛生管理の徹底をしている。 調理器具を替える。まな板・包丁を食材により替えている。 調理員が使い捨て手袋を使用し、専用の包丁、まな板で刻み食を作っている

・本巢市		作業にあたる保育士への手袋の着用、食材を細かくする際は殺菌された調理ばさみ等を使用している。
・安八町		調理室や調理器具など、こまめに消毒を行って清潔を保つようにしており、特に課題はない。
・揖斐川町		調理器具や食器の消毒・給食日常点検表（検収簿・施設設備・調理員）の記録・調理員の検便・調理員の年1回の衛生講習会参加・給食マニュアルによる衛生管理の徹底
・北方町		保護者に対応していただいている。
・七宗町	保育所 B	衛生管理のチェックリストを作成しており、自園給食時と変わらない衛生体制を維持している。
・白川村		ハサミをつかうのみで、衛生管理上の課題は生じていない。
・安城市		各園の調理室で衛生管理上の体制、整備を整えて行っているため、特に課題はない。
・清須市		代替食の搬入された後、改めて保育所において調理・加工していない為。
・みよし市	保育所 A	給食日常点検票により手順、衛生面等マニュアルがきちんとされており、確認体制もしっかりとしている。
	保育所 B	給食日常点検票により手順、衛生面等マニュアルがきちんとされており、確認体制もしっかりとしている。
	保育所 C	マニュアルを作成し、それ沿って実施しているため
	保育所 D	マニュアルが作成されており、それにそって行っているから。
	保育所 E	毎年2回の担当職員の研修を実施。給食衛生管理マニュアルに沿ってチェック表を作成し確認を行っている。
	保育所 F	給食日常点検票により手順、衛生面等マニュアルがきちんと作られており、確認体制も整えられている。
	保育所 G	栄養士作成の日常安全点検票に基づいて、しっかり対応している
・蟹江町		給食センターで個別の調理・対応を行っているので問題なし

・ 志摩市		保育所及び幼稚園専用の公立の給食センターにて調理されていることから、既に低年齢児に対応した給食となっている。また、保育所にも調理員及び調理施設が整備されていることから、調理・加工が必要な場合においても衛生管理上の問題は発生していない。
・ 栗東市	保育所 A 保育所 B 保育所 C	徹底した消毒や物品の管理体制が管理栄養士指導の下、しっかりとできている。 代替食は、誰が見てもすぐに対応できるよう専用の容器にて、代替食が搬入されている。搬入される代替食は、卵と乳のみで、その他の食材によるアレルギー児への対応は、センター並びに担当課管理栄養士より献立指示により、園にて調理員が調理している。 食物アレルギー除去食（卵・乳）についてはセンターで対応できており、代替食等の個別対応については園の調理師等が対応している。
・ 高島市	保育所 A 保育所 B	自園でアレルギー対応食の調理を行っているため、必要な衛生管理はすべて行っている 保育所でアレルギー対応食の調理を行っているため、必要な衛生管理はすべて行っている
・ 柏原市		加熱後、あえる、お汁やどんぶりを加熱して、卵を入れるなど調理加工するものが限られているため
・ 熊取町	保育所 B 保育所 C 保育所 D	外部搬入されたアレルギー児食の食材から離乳食を調理する際、給食担当員は、常に衛生管理についても徹底しており適切に対応している。 消毒を徹底している。（調理器具や洗剤スポンジなど、アレルギー児とは別にしている） 衛生管理は徹底して行っている。アレルギー対応の食事に手を加える場合は、児童食用と違う食器、スポンジ（洗浄用）を使用。他も全て滅菌済みの物を使用している。
・ 広川町		0・1歳児は自園で給食調理しているため
・ 江田島市		保育士がきざみ食の対応を行うことがあるが、消毒や検便の実施等により、衛生面に配慮している。

・那賀町		職員の検便や調理室の衛生検査、水質検査等を定期的実施している
・粕屋町		配膳室を整備し配膳員を配置しているため

Q34. 保育所において調理・加工する場合の保育士の業務負担の増大（保育所の所長）

<給食搬入後、改めて保育所で調理・加工している保育所のみ回答>

<ポイント>

調理員が対応していることなどから、回答のあった約9割の保育所において、「保育士の負担の増大は生じていない」となっている。

	1. 負担の増大が生じている	2. 負担の増大は生じていない
保育所数 ※（ ）は、地方公共団体数	3（3）	29（14）
認定地方公共団体 ※（ ）は、調査対象保育所数	飛騨市(1)、本巣市(1)、北方町(1)	湧別町(4)、阿見町(3)、中之条町(1)、安八町(1)、揖斐川町(1)、七宗町(1)、安城市(1)、みよし市(7)、栗東市(3)、高島市(1)、柏原市(1)、広川町(1)、江田島市(3)、粕屋町(1)

<保育士の業務負担が生じていない理由等>

<個別の回答> ・湧別町 ・阿見町 ・安八町 ・揖斐川町 ・七宗町	保育所 B	外部搬入された後は、保育所調理員が対応しているため 保育所で除去できるため 包丁で食材を細かく刻む程度にとどまり、大掛かりな調理や加工は行っていないため。 調理員が在籍しているため 給食室を保有しており、調理員が常駐しているため負担はない。

・安城市		調理室に保育士以外の人員が配置されているため、保育士の業務が増えていることはない。
・みよし市	保育所 A 保育所 B 保育所 C 保育所 D 保育所 E 保育所 F 保育所 G	業務員により搬入後の体制が整えられているため 保育士ではなく業務員（調理員）が対応 業務員にお願いしているので、保育士の負担は増加していない 調理員（業務員）が担当しているから。 搬入後、給食室にて業務員が刻み等の加工をしてくれている。アレルギー食についても業務員と保育士と確認している。 業務員により搬入後の体制が整えられているため 業務員が配置されている
・栗東市	保育所 A 保育所 B 保育所 C	給食が搬入された後、保育士が調理・加工することがなく、調理・加工に関してはすべて調理師が行っている。 アレルギー児の状況は、まずは全職員で周知を行っている。その日に誰が代替食なのか、毎朝朝礼にて確認をおこなう。センターから専用の容器で搬入された後、専用のトレイに対象児の名前とアレルギー物質名が表記されたカードに代替食をのせて本児のもとに運ばれる。その際も誰が誰に渡したかの確認をおこなっている。 配膳は、対象児を一番に配膳する等の手順のもと毎日の給食を提供している。何をどのように提供していくのかの流れをきめていることで、保育者負担を軽減している。 園児の情報は園の職員で情報共有を図っており、搬入から配膳にいたるまで、特定の職員に負担が偏ることなく食事提供できる体制が整っている。
・高島市	保育所 A 保育所 B	自園の調理師（アレルギー食調理）が対応することが多いため、保育士の個別対応は少ない。 アレルギー食のみ別で調理しており、調理員もいるため軽減されている。
・柏原市		負担が大きい場合は、毎月の給食委員会で検討し改善しているため
・広川町		調理員がおり、0・1歳児の調理を行ってくれるため。

・江田島市		きざみ食等の対応に限られた数であること、給食の配膳の一環として行っていることから、負担の増大とまでは言えない。
・粕屋町		配膳員を配置しているため

Q35. 食物アレルギー児や体調不良児に対するきめ細やかな対応（保育所の所長）

<ポイント>

回答のあった約7割の保育所において、「一部保育所が対応している」となっている。「すべて外部搬入事業者が対応している」とする保育所（約3割）については、保育所から外部搬入事業者へのアレルギー対応児童にかかる情報提供や、対応可能な搬入事業者を選定したことにより対応可能となったとの回答となっている。

	1. すべて外部搬入事業者が対応している	2. 一部保育所が対応している
保育所数 ※（ ）は、地方公共団体数	28（25）	62（37）
認定地方公共団体 ※（ ）は、調査対象保育所数	湧別町(4)、最上町(1)、中之条町(1)、芝山町(1)、大多喜町(1)、坂井市(1)、富士河口湖町(1)、郡上市(1)、神戸町(1)、大野町(1)、磐田市(1)、西尾市(1)、稲沢市(1)、清須市(1)、東郷町(1)、蟹江町(1)、志摩市(1)、栗東市(1)、甲賀市(1)、すさみ町(1)、高梁市(1)、呉市(1)、那賀町(1)、宇多津町(1)、綾町(1)	清里町(2)、芝山町(2)、横芝光町(1)、能美市(5)、坂井市(1)、飛騨市(1)、本巣市(1)、郡上市(1)、安八町(1)、揖斐川町(1)、北方町(1)、七宗町(1)、白川町(1)、白川村(2)、熱海市(1)、安城市(1)、常滑市(1)、日進市(2)、田原市(1)、北名古屋市(1)、みよし市(7)、あま市(1)、長久手市(1)、阿久比町(1)、亀山市(1)、栗東市(2)、高島市(2)、柏原市(1)、高野町(1)、広川町(1)、真庭市(1)、東広島市(8)、江田島市(3)、安芸太田町(1)、阿南市(1)、美波町(1)、粕屋町(1)

<すべて外部搬入事業者が対応できる理由>

<個別の回答>		
・湧別町		保育所からアレルギー対応児童に対しての情報を提供している

・最上町	保育所 B	施設内に調理場がなく、給食外部搬入事業者から代替食・除去食共に管理栄養士による指示書を添付した個人の食缶で配送されるため
・中之条町		体調不良児の対応はできていません。食物アレルギー児については可能な範囲での対応になっている。毎月の給食献立会議などで密に情報交換していることが大事になっている。
・芝山町		原則として保育所で調理は行っておらず、対応可能な事業者を選定したため
・坂井市		センターが新しくなり、アレルギー児への対応ができる施設になったため。
・富士河口湖町		月齢に応じた個々の対応ができています。
・郡上市		保育所で調理をしているため、園児食のみの調理だから。
・神戸町		給食センターで一括して管理。情報共有体制の構築。
・大野町		事前に代替食や除去食が必要な園児の状況を詳細に伝え、メニューの考案から試食、カロリー計算に至るまで、事業者による提案をもとに、施設長や担当課を交えて綿密に協議することができているため。
・磐田市		可能なものは代替食での提供、アレルギー対応児の食器の色分け 業者選定時にプロポで提案を受け業者選定しているため
・西尾市		保育園、幼稚園の園児専用のこども給食センターでの外部搬入が始まり、発達段階に応じた（離乳食、アレルギー対応食）細やかな調理を実施します。
・稲沢市		除去が必要な 6 保育園すべての児について給食センターで一括管理し、代替食を個別に個別容器にて提供できている。また、できるだけアレルギー児も食べられる食材を使ったメニューで献立作成されている。

・ 清須市	保育所 A	食物アレルギー児の対応は、給食センターが行っている。
・ 東郷町		アレルギー物質を含む食材の使用を少なくする等
・ 蟹江町		町立保育所の給食センターであり、検討会や会議などで連携を取り合っているため。
・ 志摩市		保育所及び幼稚園専用の公立の給食センターにて調理されているため。
・ 栗東市		以前は、除去対象品がある場合、食品自体食べられなかったが、今は卵と乳は除去の対応をしてもらっている。献立から1品少なくなることはない。
・ 甲賀市		外部搬入事業所（保育所）は、0歳児からの受け入れ（離乳食調理を実施）及び、アレルギー対応食の提供を実施している園であるため。
・ すさみ町		保護者、保育士、調理員と密に連絡を取り合って対応できている。また、配送から回収まで担当職員が保育所に待機していて対応している。
・ 高梁市		学校給食センターであるが、保育園・こども園の担当の栄養士がいるため、細やかな配慮をしてくれている。（体調不良児への対応はなし）
・ 呉市		搬入元が同じ公立保育所なので従来から代替食、調理形態の工夫等の対応をしている
・ 那賀町		実際に調理した調理員が搬送しているため対応が可能
・ 宇多津町		年4回の献立委員会で意見交換、まちがいのないよう受け入れ時、担任と2段階でチェックしている。

・綾町		別の公立保育所内での調理し提供している。
＜一部保育所が対応している場合＞		
・清里町		アレルギー児の個別把握は外部搬入業者では困難であるため、保育所から保護者への聞き取りなどにより対応を行っている。
・芝山町	保育所 B 保育所 C	保育中に体調不良となった児童で食事をする場合、その時の体調にあわせ都度量を加減している 児童の咀嚼の状況や年齢に応じ刻みなどで大きさなどを調整する
・横芝光町	保育所 B	代替食の提供や調理形態の工夫など、食物アレルギーに関することは外部搬入業者が行っているが、体調不良児への対応はしていない。給食は配送形式なので、体調不良児に対する対応は保育所サイドにて行っている。 対応方法は、回答欄 3 2－3 に準ずる。
・大多喜町		外部搬入元が同じ町立の保育園で、同じ栄養士、調理員なので、連携が取りやすく、その都度電話連絡をしたり、定期的に栄養士に訪問してもらったりすることができている。
・能美市	保育所 A 保育所 B 保育所 C 保育所 D 保育所 E	様々なアレルギー児がいる中、給食センターでそれらのアレルギー除去食に対応することが困難な為、アレルギー児に対して自園給食を提供している。 給食センターでは様々なアレルギー児の代替食の提供は難しいので自園でアレルギー児を把握しているので代替食を提供している。 様々なアレルギー児がいる中、給食センターでは個別のアレルギー児の除去食に対応するのは困難なため、アレルギー児に対しては自園給食を提供している。 給食センターでは保育園以外に学校給食も対応しており、様々なアレルギー児への個々の対応は困難のため、保育園にて調理師対応している。 給食センターでは保育園以外に学校給食も対応しており、様々なアレルギー児への個々の対応は困難である。

・坂井市	保育所 A	園の調理室で食べやすいように刻み食を作っている。給食センターでは人員不足や専用調理場所がなく対応ができないため
・飛騨市		作業にあたる保育士への手袋の着用、食材を細かくする際は殺菌された調理ばさみ等を使用している。
・本巣市		作業にあたる保育士への手袋の着用、食材を細かくする際は殺菌された調理ばさみ等を使用している。
・郡上市	保育所 B	園児が食べにくい食材の場合は、麺類を切ったり、肉を細かく切っている。 学校給食を提供しているため、保育園児用に調理方法を工夫するということは難しい。
・安八町		アレルギーの原因となる食材や調味料が使用されているものは除去したり、家庭から代替を持ってきてもらったりしている。給食センターでは一度に大量の調理を行っており、除去や代替の提供はできないため。
・揖斐川町		子どもの姿を把握しているのは担任なので、担任が一人一人に沿った対応をしている。
・大野町		事前に代替食や除去食が必要な園児の状況を詳細に伝え、メニューの考案から試食、カロリー計算に至るまで、事業者による提案をもとに、施設長や担当課を交えて綿密に協議することができているため。
・七宗町	保育所 A	体調不良児については園で行っている。常態的な体調不良児はおらず、療養食については現在はないが、診断書の提出により可能な限り対応を給食センターと打ち合わせ対応する。
・白川町		食材の種類（繊維の多い食材等）や、きざんだり、つぶしたりするなど、食べやすい様に形態を調整している。 外部搬入業者では町内の給食を一括で提供しているため。

・ 白川村		代替食が準備できない場合は、保護者持ち込みのものを園で管理し対応している。外部搬入業者も園もすべて個別に対応すること自体は複雑化し事故につながりやすいため対応できない。
・ 熱海市		体調不良児には、症状により量の加減や個別の対応をしているため。
・ 安城市		アレルギー児の代替食については、家庭から持ってきてもらっている。体調不良に対する対応については、体調に応じて配膳量を加減したり、牛乳をやめたり等対応している。
・ 常滑市		特定の食物を取り除くなどしている。アレルギー源を確実に除去するため、保育所で除去の作業を行っている
・ 日進市		体調不良児に対し、症状により量の加減や消化の悪いものを除去するなどを保育士で行っている。外部搬入事業者の調理設備及び人員上の制限と、搬送にかかる時間的な制約により対応が難しい。
・ 田原市		個々に応じて食を提供するための給食の再加工や量の調整。(保護者からの聞き取りや園児のその日の状況に応じた対応等。) 外部搬入事業者で対応しない理由：園に搬入されてからの最終調整であり、園で対応するよう園からの通知にも明記されていることから園で対応している。
・ 北名古屋市		体調不良児について、当日にしか状況を把握することができないため、食事の量等を保育所で調整する。
・ みよし市	保育所 A	乳児のための刻み対応、おかゆ対応
	保育所 B	3歳未満児の刻み、すりつぶし等は園で行っている
	保育所 C	3歳未満児で食材が大きい場合など、刻んでもらっている。 それぞれ個別対応になるため。外部搬入の事業者では難しい
	保育所 D	年齢に合わせた刻みを行っている
	保育所 E	食材の大きさや硬さ等の加工刻みにする等行っている
	保育所 F	

	保育所 G	発達年齢に合わせて、食材の大きさを配慮し刻み食にしている。ご飯は、発達に合わせ 3 分がゆ、5 分がゆのように濃度を変えている。 学校給食を兼ねているため、時間的・施設の等様々な面で難しいのではないかと思います。 園で発注する牛乳を豆乳に変えたり、ヨーグルトの代わりにゼリーを用意したりしている。また、誕生会ケーキは園で発注するが、アレルギーの子はアレルギー対応ケーキを発注
・ あま市		食材そのものの除去で足りる場合は除去を行っている。
・ 長久手市		おやつについては、保護者と相談の上アレルギーにより除去のものを提供。保育園が保護者と直接やりとりすることで、保護者との意思疎通が実施しやすいため。
・ 阿久比町		ひとりひとりの子どもの状況に応じ保育士が細かく刻むことがある。
		子どもの状況については都度都度変わっているため、そこまでの対応はできないため。
・ 亀山市		症状に応じて、量の加減や品目の除去または変更などを行っている。 外部搬入事業者が代替や調理形態を工夫したうえで、自園でより細やかな対応する方が適切であるため。
・ 栗東市	保育所 B	食物アレルギー除去食（卵・乳）についてはセンターで対応できているが、急な体調不良児への対応は、家庭からの連絡を受け、本児の体調を担当、看護師らが確認してから対応をしている。
	保育所 C	大きめにカットされている食材において、一口大の大きさにカットして提供している。
・ 高島市	保育所 A	町内二園のアレルギー対応全般を、当園で行っている。
	保育所 B	外部施設では、通常食とアレルギー食の調理の場を分けることが難しい。アレルギーが多岐に渡る。 3 歳未満児の離乳食や食事状況は、個人差がかなりあるので、一律の食材の大きさや形状には無理がある。また、外部搬入事業者と連携を図るものの、個別配慮は難しいので、園での対応となっている。
・ 柏原市		食材が大きい場合に保育所で切ってから配膳する

・熊取町	保育所 A	体調不良児については、その日の体調によるため、事前をお願いすることができないため。
	保育所 B	子どもの症状（歯の治療で硬いものが噛めないなど）により、保護者と話をして量の加減や、きざむ、品目の除去などを行うことがある。
	保育所 C	搬入後、食缶から一部離乳食に取り分けたり刻んだりして、再調理をしている。また、アレルギー児と 0、1 歳時については、給食担当員が給食室で食器に配膳して保育室に運んでいる。
	保育所 D	離乳食で利用する食材を使用する場合もある。 稀に、下痢・嘔吐等の子どもに対して、当日の給食が油っこかったり、消化のよくない物の場合に使用することがある。
・高野町		アレルギーのある児童への対応は、保護者・保育士・給食関係者を交えて対応を検討している。
・広川町		自園で 0・1 歳児用の給食調理をしているため、アレルギー児の代替食は園で調理している。外部搬入事業者は町内の小・中学校分の給食調理を行っており、アレルギー児の代替食まで調理できない。
・真庭市		アレルギー児はいないため、代替食の対応はない。また、体調不良等に対する調理形態の工夫については、本園で配膳するので、本園で量の加減をし対応している。それ以外の細やかな対応（食材の変更など）はできていない。
・東広島市	保育所 B	発達に合わせて刻む、未喫食の場合は除去、アレルギー児は除去や家庭からの代替食持参など行っている。対応できない理由は不明。
	保育所 C	基本、幼児も乳児も同じものが搬入されるので、乳児に関しては、刻むなどの対応をしている。（搬入されたものに手を加えることはできないので、刻むくらいしかできない。）
	保育所 D	体調不良児へは、保育所から提供する主食のみの配慮しかできません。 アレルギー児には、給食センターからいただく詳細献立表を基に除去する食材を保育所と家庭とで確認しています。除去が必要な日は代替食を持参していただいている。
	保育所 E	すべて保育所で対応している。

	保育所 F	子どもの個人的な情報までは伝えることはできない。
	保育所 G	水分補給とおかゆとスープ（具は畑の収穫物がある時のみ）の提供。給食センターでは保育施設のアレルギー食を作っていないため
	保育所 H	食物アレルギー児の対応、1歳児への対応は調理員が行っている
	保育所 I	診断書を基準とし、月末に保護者と次月のメニュー等を確認。除去できるものは除去。アレルギー対象の食材がほとんどの場合は、家庭から代替食を持参していただく。 センターでは、対応していない為
		センター対応にはなっていないため。保育所現場での対応で行うようになっている。
・江田島市		発達段階に応じたきざみ食等の対応、アレルギーに応じた除去食を行っている。栄養士に献立表をチェックをしてもらい、その献立だけ自宅から代用食の弁当を持参させる。外部搬入事業者は、設備的にも時間的にも人的にも、対応できるだけの環境にない。
・安芸太田町		個々の子供の体調については、現場での判断が必要である。そのため、食材が大きければ切ったり、食欲がなければ加減をしたりすることが必要なため。そのほかのことは、連携を取り合って対応している。
・阿南市		食物アレルギー児には、搬入された個別の給食を職員2人以上で配膳、配付の対応をしている。体調不良時には、各クラス担任が配膳の時に量等加減して対応している。 保護者と話をする機会もなく、子どもの状態も分かりにくく、保育所が間に対応する必要があるので対応できないと思う。
・美波町		アレルギー児に対しては牛乳をお茶または豆乳にかえる等の代替え、後から配膳する個々のアレルギー原因物質の除去。体調不良児には、量の加減、消化の悪い物の除去、お茶等の代替え等の対応をしている。配膳は園でしているなので、特に体調不良児は、その方が対応しやすい。
・粕屋町		アレルギー除去食の準備は給食センターでしているが、対象児童の管理や配膳は各園の配膳員と保育士で行っている。

Q36. 食育への対応について、自園調理を行う保育所より外部搬入を行う保育所の方が、取り組み割合が低くなっているとの指摘があります。貴保育所では、これらの点について、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。（保育所の所長への質問）

＜ポイント＞

自園での野菜栽培や調理、食育講話の実施などの取組がみられる。また、給食センター訪問による調理現場の見学などを行っている保育所もみられる。

認定地方公共団体	取組内容		課題の克服状況	克服状況の内容
清里町	外部搬入を行っている		3. 分からない	－
湧別町	外部搬入業者で取組はしている。		1. 克服された	季節にあった地域の食材を使って給食が出ている。
最上町	年間行事の中でクッキング活動を計画実施している		1. 克服された	普段は経験できない調理の様子を身近で見たり、簡単な作業を手伝うなどして、野菜の感触や調理中の匂いを感じられること
	以上児による畑活動に参加させてもらっている			
阿見町	畑で野菜作り		3. 分からない	－
	絵本・紙芝居等で食育について周知。			
	クッキング			
六合村 (現：中之条町)	幼稚園児の長期休業中に自園調理してもらう。		1. 克服された	自園調理のもつ良さ、調理員さんと触れ合える、温かいままで食べられる、充滿してくる臭いで今日の献立を感じる、手作りのおやつが食べられる。これらを長期休業中は体験できている。
芝山町	保育所 A	野菜の栽培	3. 分からない	－
	保育所 B	野菜の栽培	1. 克服された	自分たちで育てることで野菜に対して興味、関心、収穫の喜びを感じることができた
	保育所 C	野菜の栽培し、食べている 栽培している野菜の絵を描き、野菜の話を する	1. 克服された	好き嫌いが減り、野菜のおいしさを知ることができた。食への関心が持てるようになった。
横芝光町	保育所 B	年間計画のもと食育活動を実施	1. 克服された	食育活動を年間計画として保育の中に大きく取り入れ、野菜を育てる過程から関わることで栽培の大変さを知り、食物への関心を持たせることを目的としている。その経験の中から、自分たちで育てたことによって本来野菜が苦手な子ども食べれるようになった
		園庭の畑にて季節の野菜を栽培		
		収穫した野菜を活用し子どもクッキングを実施		
		食物の体への働き、栄養素に関することを 保育活動の中で周知		

				た。外部搬入を行なう保育所でも、取り組み方ひとつで食育活動は十分できると思われる。
大多喜町	自園での野菜栽培や調理		1. 克服された	子ども達が、食物を作る大変さ、作ってくれる人への感謝を感じることができている。いろいろな食材に興味を持ち、よく食べるようになってきた。
	地域の方に協力していただいたの体験活動（田植え、稲刈り、芋掘り、筍掘り、大根抜き、投網見学、牧場見学など）		—	
	給食に使用されている食材の食品群分け（3色）			
能美市	保育所 A	給食の玄関展示	1. 克服された	十分な食育活動ができている。
		保育園の畑で様々な野菜の栽培体験		
		食材の栄養素などについて分かりやすく子どもに伝えている。		
		簡単なクッキング体験		
		地元の食材に直接触れる体験		
	保育所 B	玄関先で給食掲示をしている	1. 克服された	コロナ禍の中なので従来のようなクッキングは出来なかったが知識や体験的な食育活動は行えた
		夏野菜を畑やプランターで作って自園で調理している		
		旬の食べ物や栄養について食育の会で話している		
		地域の農園で収穫体験をしている		
		フルーツをトッピングしたり、ラップおにぎりなどプチクッキングをしている		
	保育所 C	玄関にて給食センター・自園を展示	1. 克服された	能美市保育園や各園で十分な食育活動ができている。
		保育園の畑で様々な野菜づくり体験		
		食育の日の集いでなどで食材の栄養素を伝える。		
		地元の食材を直接収穫する体験衛生管理は徹底して行っている。アレルギー対応の食事に手を加える場合は、児童食用と違う食器、スポンジ（洗浄用）を使用。他も全て滅菌済みの物を使用している。		
	保育所 D	フードボックスにて給食の提示	1. 克服された	十分に食育活動を行っているが、更に食材に興味を持ったり食べようとする意欲が持てたりした。
		食材の栄養について知る機会を持つ	—	

		保育園にて野菜の栽培体験	1. 克服された	食育に関して興味を持てるような取り組みは常日頃から実施している。特に野菜の生長を通しての体験がたくさんできた。
		県の保育士会作成の食材図鑑の活用		
	保育所 E	自園の畑やプランターで野菜の栽培、また地域の農家で収穫体験を行っている。		
		食材の簡単な調理工程を手伝う。皮むきや野菜を洗うなど。		
		食材の簡単な調理工程を手伝う。皮むきや野菜を洗うなど。		
		混ぜる、トッピング、ラップでおにぎりなど mini クッキングを行っている。		
		フードボックス、レシピを提供、また献立紹介や挨拶の当番活動など。		
坂井市	保育所 A	展示食	3. 分からない	—
		担当課からの食に関するポスターの掲示		
	保育所 B	簡単な調理のできる範囲のクッキングをしている。	1. 克服された	子ども達が食に関して興味・関心を持てる機会が増えた。
		献立を利用して食材に興味をもてるように指導している。当番が献立を紹介するとか、栄養素の分類をするとか。		
		野菜を栽培する。収穫を体験する。		
市川三郷町	公立保育所において同一栄養士・調理員で調理等を行っているため、食育への取り組み割合が低くなるということはない。		1. 克服された	園と栄養士が連携を図っているため、自園調理とほぼ変わらない取り組みができるようになった。
富士河口湖町	保育士による食育活動		—	—
	栄養士による食育活動園（園児に対しパン作り教室などを実施している）			
	同じ町立保育所からの搬入のため取り組みが低くない			
飛騨市	園の畑で野菜を作って食育クッキングで食している		3. 分からない	—
本巣市	ふるさと食材の日の実施		1. 克服された	取組 1 は学校給食センターの取組であり、給食食材に県産や地元産食材を使用したおかずを提供し、地産地消及びふるさとの食材を知る機会を提供し食育の推

	キッズキッチン事業の実施			進が図れている。取組 2 は園での取組として地域の農業委員の協力により、野菜等の栽培から収穫までを体験することで食に対するありがたみ等を考える機会としている。
郡上市	保育所 A	畑で育てた野菜でクッキングをしたり、月 1 回食育の講和をしている。	1. 克服された	自分たちで育てた野菜を調理し食すことで、子どもたちが食に対して関心を持つようになった。
	保育所 B	園独自で食育を実施し、畑で野菜を育てたりしている。	1. 克服された	畑でとれた野菜をおやつで食べたことで、子どもたちが食に興味を持ってくれるようになった。
神戸町	献立表における地元産の表示		1. 克服された	献立表に記載することにより保護者や子どもにその認識が深まった。
安八町	食育教材を使って献立に使われている食材や調味料を園児に知らせ、食に興味を持てるようにしている。		1. 克服された	園児の食への興味が増し、苦手な食材でも食べられるようになった。
揖斐川町	町保育研究会において食育指導の研究と各園での食育指導の実施		2. 克服されていない	学校給食センター利用の前は、自園給食であったため、食育が身近にあった。揖斐川町の保育研究会にて食育を取り上げることで、保育士の意識が高まり、保育の中に食育が浸透している。
	手作りおやつやチャイルドクッキングの実施		3. 分からない	—
	自園の菜園活動の実施及び地域の農園見学や収穫体験実施			
	学校給食センターの栄養士来園と学校給食センター見学 保護者の給食参観や食育だよりの配布による食育啓発			
大野町	自園調理との併用運用		3. 分からない	—
北方町	季節の野菜の栽培・収穫		1. 克服された	野菜の栽培・収穫を通じて、食への興味が深まった。メニュー紹介や、食育だよりの配布を通じて、食に関して家庭でも話題にしていただける機会を作れた。
	栄養士さんからの栄養指導			
	食育の日にメニュー紹介（実際の給食献立を写真にて紹介			
	食育だよりの配布 月に 1 度のクッキング（コロナ禍で、R 2、R 3 は十分に実施できず。			
七宗町	保育所 A	園児に対し、食育に関する集会を隔月行っている。	1. 克服された	好き嫌いを無くすきっかけになったり、食への関心も高まってきた。 作って食べる楽しみも味わうことができた。
		保護者へ食育だよりを隔月発行している。		
		今日の献立を給食を食べる前に当番が紹介		

		畑で作物を収穫し、クッキングをして食べる。		
	保育所 B	農園での収穫野菜をおやつに調理又は給食に添える。 園児のクッキングをおやつで食べる。	1. 克服された	子どもたちが農園の野菜の育生、収穫、調理、食べるまでを体験する事で食育ができたが食農体験としては十分ではない。
熱海市	保育園から中学校まで同じ献立		1. 克服された	保育所と小中学校が連携して食育に取り組んでいる。
	園庭での野菜栽培・収穫		—	—
	栽培野菜を使ったクッキング			
	野菜の観察画・スタンプ遊び等の制作活動			
磐田市	委託事業者による食育の実施		1. 克服された	委託事業者による積極的な食育の実施により、自園調理の園と同水準の食育が実施できている
安城市	子どもと一緒に野菜を育てたり、調理したりして食育活動をしている。		1. 克服された	保育の中で、様々な方法で食育年間計画に基づき、子どもたちに食育指導を行っている。
	絵本や紙芝居等を通じて食育指導をしている。			
	栄養士が各園を巡回し食育指導を行っている。			
	園だよりやクラスだより等で食育について掲載している。			
西尾市	取り組み割合が低くならないよう全て委託ではなく、保育士が検食等するとともに毎日確認をしている。		1. 克服された	保育士が食品の発注等の内容を連絡を密にし園長が必ず検食等をし安全安心を心がけている。
蒲郡市	地元の食材を使用する		1. 克服された	献立表に記載してある地元の食材を担当が子どもに伝えることで食に興味を持たせる
常滑市	園庭で野菜を育てている		3. 分からない	—
稲沢市	園内で野菜を作ったり、今はコロナ禍で中止しているがクッキングをして食育指導を行っている。		1. 克服された	子どもたちが園内で野菜を栽培することで、野菜に興味関心を持ち、苦手な野菜が食べられるようになった。また、食物の栄養についての指導から食べるものへの意識が高まった。
	栄養士が来園し園児への食育指導を行っている。			
日進市	野菜作りや旬の野菜に触れる機会を設ける		3. 分からない	—
	クッキング保育の機会を設ける			
	行事食・郷土食の提供			
	地元産野菜の使用等食材の調達に配慮			
	保育所等と事業者で構成する定期的な連絡会を設ける			

田原市	地元産等、食材の選び方に配慮している		1. 克服された	地域の食材を給食として提供することで乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことができ、農業産出額全国有数の地域に対する誇りや愛着を育む取組ができている。
	食に関心を持つよう、バイキング給食やセレクト給食などを実施		—	—
清須市	保育園で野菜を育てたり、園庭の果実の生長を観察している。		1. 克服された	園児だけでなく、その保護者にも意識してもらえるように啓蒙している。
	図鑑やイラスト、パネルシアターなどの視聴覚教材を利用し知らせている。			
	毎月 19 日を食育の日として取り組み、保護者にも掲示等で知らせている。			
	例年、保育園での取り組みを市主催の「食育まつり」でもブースを設置し食育の取り組みを紹介したり、食育にちなんだ遊びを提供している。(コロナ禍で中止)			
	本日の給食とおやつの展示			
北名古屋市	調理保育を行う機会を定期的に設けている。		3. 分からない	—
	季節に応じた行事食の提供を要望する。			
	地元食材を選定するよう要望する。			
みよし市	保育所 A	畑作り、収穫、洗う、調理、食す体験	1. 克服された	野菜の成長や収穫、調理を体験することで、食物への関心が高まっている。
	保育所 B	子供たちが収穫した野菜等は、自園で調理し、食べている	3. 分からない	—
	保育所 C	野菜を栽培し、収穫したものを調理してもらって食べる	1. 克服された	子どもたちの興味、関心が増えた
		各年齢にあった食育指導(紙芝居、パネルシアター等)		
	行事にちなんだ行事食の紹介など			
	保育所 D	野菜を育てる	1. 克服された	子どもの食材や献立に対する意識が高まった
		伝統食を園で調理		
毎日の給食で使用する食材や献立の紹介				
保育所 E	実際の食材を子どもと一緒に調理する等はないが、視覚的な教材を利用して行っている	3. 分からない	—	

		栄養士による給食だより等を利用して 保護者に発信している 献立に記載されている内容を子どもた ちにわかりやすく説明されている 毎日の献立を実際に配膳して掲示して いる 子どもたちと一緒に野菜等の栽培を行 っている		
	保育所 F	野菜の栽培 食育の指導 食育だより	3. 分からない	—
	保育所 G	子どもたちが栽培したものを自分たち で収穫し、業務員に調理してもらい味 わう おもちつき、おこしもん作り等地域の 伝統的な食べ物を作る経験をする	3. 分からない	—
あま市	毎月、食育に関するお便りを発行し啓発をおこなっている。		3. 分からない	—
長久手市	栄養士による食育活動の実施。		1. 克服された	給食センターの栄養士が各保育園を訪問し、食育活動を実施することにより、食に関する情報の提供を行っている。
東郷町	各園で食育の実施		3. 分からない	—
蟹江町	栄養士による栄養素や箸指導 野菜の栽培 視聴覚教材を使った指導 食育計画の改善		1. 克服された	給食センターの栄養士と連携を取っている
阿久比町	地域の農家の方と一緒に野菜を植え収穫を楽しむ。 栄養士による食育の話を聞く機会を作る。 クラスの遊びの中で食育活動を入れる。		1. 克服された	食育全般に対して保育士の意識が変わってきている。
亀山市	園で収穫する季節の野菜等で食育を行っている。		1. 克服された	子どもたちが野菜を持ち帰り、保護者と調理や食事や会話を楽しむことで、食育がてきている。

志摩市	自園調理を行う施設の献立についても幼保給食センターの栄養士が作成した献立を使用し、市内全ての保育所が同一の献立になっている。		1. 克服された	統一献立に「しまっこ給食」として地場産物を特に取り入れた給食を定期的の実施し、地元の食材について学ぶ機会を平等に取り入れている。
栗東市	保育所 A	栽培物を通して、保育者と一緒に育てたものをありがたくいただく。	1. 克服された	栽培活動や行事食等を通して園児の食への関わりの機会が増えた。
		絵本やペープサートにより栄養や食品について知る。		
		行事食の献立があるので、〇〇には△△を食べるんだよと具体的に知らせている。		
	保育所 B	毎日の児童の食事の状況をみて、クラス担任が対応を行っている（声かけ等）	1. 克服された	児童一人一人の食に応じた個別なかかわり、クラス活動の中での取り組みや地域や関係機関の協力を得ての栽培活動、食に携わっている職員と児童とのふれあい等
		食べ物への関心を引き出す取り組みとして、給食に使われている食材をペープサート等の手作り教材を使って児童に知らせている。		
		食べ物への関心を引き出す取り組みとして、栽培活動を取り入れている。未満児については保育者が栽培をしている様子を見せている。今年度は地域の方や農業関係者の協力を得て栽培指導をもらって取り組んだ。		
保育所 C	クッキング活動は感染症により現在できないが、作る過程を児童に見せて知らせている。園の調理員とのふれあいを取り入れている。	1. 克服された	子どもが苦手とする食材への関心がもてたり、食事が楽しいものとなってきている。	
	栽培活動			
	行事食の提供			
	クッキング活動			
甲賀市		給食だよりの発送	1. 克服された	克服するという言葉では回答は難しいですが、食育に取り組むのは様々な方法があると思いますので、できることを積極的に進めています。
		調理するという面での食育は難しいが、絵本等で食に関心が高まるようにしている	1. 克服された	
		栽培活動を行っている。		
甲賀市		献立表を子どもと一緒に確認し、楽しみにできるようにしている。	1. 克服された	

高島市	保育所 A	保育室や地域のセンターの調理室などで、収穫したものを使って調理体験する 食育は、実際に食べたり、調理したりすることだけではないと考えている	1. 克服された	取り組みとして、日常の保育の中で実践できている
	保育所 B	自園調理と変わらず取り組んでいる。	3. 分からない	－
柏原市	保育所の畑やプランターで季節の野菜を子どもたちと育てる		1. 克服された	食に興味を持つようになった。嫌いなものでも食べられるようになった。
	収穫したものを子どもたちと食べる			
熊取町	保育所 A	保育課の栄養士が月 1 回、食育指導を行っている。	1. 克服された	栄養士が食育や体のしくみを伝えてくれ、喫食状況もみてくれる。また、手作りおやつにおいては温かいものは温かく、冷たいものは冷えた状態で提供してくれる。
	保育所 B	食育への対応については、毎月、保育課の栄養士による食育指導（4.5 歳児）を実施している。	1. 克服された	以前からも食育の取り組みを行っていたが、公立保育所共通の食育計画を定期的に見直したり、各保育所で様々な菜園活動を通して食について学び、一緒に活動する機会も増えたことで、より食育への取り組みが活発になったように感じる。
		日頃から公立保育所共通の食育計画に基づき、各クラスの担任より、年齢に応じて、給食時および絵本などを活用して食育についても子どもたちに話をしたり、一緒に考えたりしている。		
		各クラスで菜園活動を通して食育への取り組みを行っている。		
	保育所 C	町の栄養士が来所して、4.5 歳児に食育の話をしてきている。	1. 克服された	子どもたちが栄養について興味、関心を持っている。
		給食やおやつの様子も見て、指導してくれている。 正職員も同じ給食を食べ、おいしさを共有している。（コロナの影響で今は別に食事をしている）		
保育所 D	1 ヶ月に 1 回、本町の栄養士が 4.5 歳児に対して食についての話をする時間を持っている。 各担任が、今日の献立について毎日話をすること等を続けることで、食に対する興味を持たせている。	1. 克服された	特に、取り組む割合は低いとは感じていないが、自園で調理している場合のように、出来上がり前に匂ってきて期待を感じる場面は少ない。	

		コロナが流行するまでは、保育士も一緒に食事をする事で、共感することも多くあった。		
広川町	自園で0・1歳児の調理をしているので、園で作った野菜を調理してもらったり、子ども達が切った材料で給食にしてもらったりしている。また、同じ献立なので、調理のにおいを感じ、給食を楽しみにしている。		1. 克服された	自分たちが育てた野菜を食べることで、食に興味・関心を持つようになった。
すさみ町	保育所間で連携をとり取り組んでいる。		1. 克服された	保育所間で連携を密にすることにより取り組めた。
高梁市	年長児が野菜を栽培・収穫している姿を見たり、野菜の成長を見たりしている		2. 克服されていない	栄養士、調理員とのかかわりは全くもてない。また、保護者支援として、離乳食等の十分な食事の指導ができてにくい。
真庭市	保育室で保育者が行える食育活動に取り組んでいる。		2. 克服されていない	調理室を使えたり、調理員がいたりすれば、もっと様々な食育活動ができる。
呉市	食育への対応が低くなってはいない		—	—
東広島市	保育所 A	保育所の畑で栽培・収穫した野菜を使ってクッキングをしている。	3. 分からない	—
		毎日の献立の三食分けを子ども達がしている。		
	保育所 B	野菜の栽培活動を通して食材に関心を持たせ、収穫した野菜を使ってクッキングをしている。	3. 分からない	—
	保育所 C	自所給食施設よりは栽培も控えているが、季節の野菜は必ず植えるようにしている。	3. 分からない	—
		献立を見ながら、カレークッキングやおやつクッキングを行っている。	—	
		一度にたくさんは作れないが、クラスごとに収穫した野菜を調理してもらい食べる。		
保育所 D	野菜などの栽培を通し、子どもたちが育てた野菜を給食調理員が調理し給食時に提供している。	1. 克服された	保育所内ででき範囲内での食育への対応はしている。	
保育所 E	毎月市から紹介がある食育絵本を調理員が子どもに読み聞かせている。	1. 克服された	食育は保育所の工夫次第で様々な取り組みができるので、調理員と相談しながら新しいことにも取り組むことができている。	
	野菜の栽培やクッキングなど本物に触れたり、味わったりする経験に取り組んでいる。			

		毎月給食センターから紹介がある「献立に関するコメント」を保護者に配信している。		
	保育所 F	栽培した収穫物を使ってのクッキングの機会を多く取り入れている	1. 克服された	食材を育てる大変さや収穫の喜び、クッキングの楽しさや大変さ、においをかいで食欲がわくことなど教育と食の結びつきを実体験できていること
	保育所 G	子ども園で野菜を育てクッキングを行う	1. 克服された	年に何回かクッキングを行うことで食育体験を行っているから
	保育所 H	栽培活動を通して、クッキングをすることで食への関心を深める	3. 分からない	－
		とうもろこしやソラマメなど季節の野菜をおやつで提供する時は、子どもが皮むきをする		
		3色分け		
	保育所 I	栽培活動で季節の野菜などでクッキングを行う食育活動をしている	1. 克服された	本物を知ること、触ったり、においをかいだりすることで食育を行っている。
江田島市	外部搬入事業者との連絡会議		3. 分からない	－
	農園での野菜づくり		1. 克服された	実際に食材を手にする機会が増えたことで、園児の食への関心が高まった。
	季節に応じた行事食			
安芸太田町	離乳食食材チェック表の使用		1. 克服された	いろいろな情報を共有できているので安心して提供できる。
	手配書の確認		－	－
	栄養士・園長で連携を密にとる			
	アレルギー食の確認会議を担任・配膳担当者・園長でもつ			
阿南市	園で栽培した物を使ってクッキングを行ったり、季節ごとの行事食に取り組んで楽しんでいる。		1. 克服された	クッキングの様子を当日ホワイトボードにて各クラスに知らせたり、写真を撮ったりドキュメンテーションを作り、保護者へ啓発することで様子が伝わるため、外部搬入について否定的な意見はない。
那賀町	調理員が搬送・配膳しているため関わりが持てる		3. 分からない	－
美波町	搬入先のこども園と交流活動を行っているので、その際に、調理場面を見せる、調理員と簡単なあいさつや会話を交わすといった関わりをもつなどして、園児が給食に対して興味や関心、また感謝の気持ちがもてるようにしている。		1. 克服された	－

	栽培活動を通して食材に目を向け、食事との関係が結びつくようにしている。	3. 分からない	—
	園外活動で、地元の食材、旬の食材等に目を向け興味関心がもてるようにしている。		
	配膳方法を工夫して、園庭や園外での食事など普段と違った食事の形態をとり園児が楽しみながら食事ができるようにしている。		
宇多津町	宇多津町公立保育所における食育に関する運営方針に従っている	1. 克服された	当初より「宇多津町公立保育所における食育に関する運営方針～輝くうたづっ子に～安全・安心な食事を通して」に従って適切に食育している。
粕屋町	親子料理教室の実施	3. 分からない	—
綾町	町内の公立保育所で調理し、搬入しているので問題なし。	3. 分からない	—
＜給食の外部搬入導入により、新たに始めた食育活動＞			
＜個別の回答＞			
・湧別町	保育所 B	季節にあった地域の食材を使用している。	
・最上町		給食センター訪問による調理現場の見学（以上児の親子行事）	
・横芝光町		本保育所は外部搬入導入以前より食育活動には力を入れ取り組んでいるため改めて導入を機会にということはない。	
・揖斐川町	保育所 A	学校給食センターの栄養士来園 学校給食センター見学 献立の幅が広がったことで、食材（地場産など）や郷土食への興味関心がもたせられる 就学後も同じ給食内容という事で、幼小中の食育活動の連携が取りやすい（0歳から15歳まで）	
・七宗町	保育所 F	給食センターより今日の献立のポイントや行事食などは意味なども連絡がくるので、それを子どもたちにも紹介している。	
・蒲郡市		- 子ども達に人気のメニューの作り方を給食センターのホームページから印刷し、掲示し、食に興味を持てるようにしている。 - 地元の食材が使われている献立があるので、地元の特産品を知らせる機会を持つようにしている。	
・みよし市		給食センターへの見学、管理栄養士による食育指導	

・あま市		給食センターに配属の栄養士が巡回指導を行うとともに、園児が給食センターへ見学に出かけ、食に関する講和を聴く。
・高島市		施設訪問に行き、調理されている様子を見せていただいたり、説明を聞かせていただいたりしている。また、訪問時には子ども達が感謝の気持ちを伝える機会を設けている。
・熊取町	保育所 A	保育課の栄養士が月 1 回、食育指導を行っている。
・真庭市		栽培した野菜を使った保育室でのクッキングを重視するようになった。
・東広島市	保育所 C	(以前からあったと思うのですが) 郷土料理や季節の料理が時に出るので、それにまつわる話や、食材の紹介などもするようにした。 (ただ、料理によっては乳幼児に「」は食べにくいものも多々ある。例えば、くわいのからあげ、かす汁、美酒鍋など)
	保育所 D	保育所内での畑で季節の野菜を育て、給食調理員に調理していたり、クッキングをして子ども自身が作る体験を通して、育てる楽しさ、調理して食べる喜びを感じられるようにしている。
	保育所 E	給食センターの献立の中に、郷土料理や世界の料理、また「ひろしま給食の優秀レシピ賞」や「ひろしま 100 万食プロジェクト」の料理などもある。子どもや職員の視野が広がり、食に対する意欲につながっている。また、保護者に毎日献立の紹介をしているので給食に興味をもつきっかけとなっている。
	保育所 F	・栽培と収穫 ・旬のものを使ったクッキング ・給食センターの見学 ・給食の中に出てくる給食食材をさがして分別(三食栄養分け)
	保育所 G	学校給食センターへの見学及び栄養士さんによる話を聞く
・江田島市		手づくりおやつを提供
・安芸太田町		コロナ禍にありなかなかできない事情があるが、今年度は、畑で育てた小松菜を給食の食材として使っていただき、食育活動へつながった。
・美波町		配膳方法を工夫することで、園外活動の中に食事を入れるなど、普段とは違った食事形態がとりやすくなった。(小規模園だからと言うこともあると思う)
・宇多津町		ぱくぱく通信による保護者啓発 収穫した野菜で作るクッキング活動や食育についてのお話
・粕屋町		親子料理教室(コロナのため昨年・今年未実施)

＜給食の外部搬入同により、できなくなった食育活動＞		
＜個別の回答＞		
・芝山町	保育所 C	野菜作りをしながらそれぞれの野菜の栄養素を児童に伝えた
・能美市	保育所 C	給食センターで皆の給食を作っていることを、給食センターの方に年長児が散歩のときに話を聞いたりできた。
・坂井市	保育所 B	栽培しない野菜を使用しての調理活動はできない。
・揖斐川町		五感を豊かにする食育活動（菜園活動で収穫した野菜を給食のメニューに活かす 実際にその日の給食に使用する食材や調理の様子を見て、匂いを嗅ぎ、調理したての物を食べること 等）
・七宗町	保育所 A	給食センターより今日の献立のポイントや行事食などは意味なども連絡がくるので、それを子どもたちにも紹介している。
	保育所 B	36-3の回答と重複するが、子どもたちが農園の野菜の育生、収穫、調理、食べるまでを体験する事で食育ができたが食農体験としては十分ではない。
・稲沢市		クッキングを実施するにあたり、本来給食室にある調理器具（鍋、コンロ、オーブンなど）の不足から、作る献立に限界がある。
・田原市		乳幼児期から学童期まで一貫した食育の取組を行うことができるようになった。
・みよし市	保育所 E	36-2の質問について、自分が記憶にあるところでは学校給食センターからの搬入しかわからないため、選択肢が3になった。 食育活動は、外部搬入になったからというより、保育所における指導監査にて衛生管理面での指導があったことが大きいと思う。
・志摩市	保育所 A, C, D, E, F	施設の子どもたちが育てた野菜などを給食に使用することができなくなった。
・甲賀市		調理室（調理の様子）の見学
・高島市		調理時のにおい等を感じたり気付いたりする機会が難しく、残念である。
・高梁市		・栄養士、調理員からの専門的な食育指導が十分出来にくくなる。 ・栄養士、調理員とのかかわりが全く子ども達とない。 ・栽培した野菜を給食に入れてもらうことが出来ない。
・真庭市		園児が保育園で栽培した野菜を使った給食の提供はできなくなった。

・ 東広島市 ・ 美波町	保育所 F 保育所 H	・ 給食調理中のおいをかぐことや食材が切れる音や調理の音を聴くこと、食材を触ること（食事を五感を使って楽しむうちの３つの活動）が難しい 食育活動ができないわけではないが、センター給食が決定してからでないとクッキング計画等が立てられない難しさがある 調理をしていく段階での食材の香り、調理している様子、できたての物を食するといった経験が少なかった。

Q 3 7. 特定事業における適用の要件や手続きの問題（保育所の所長）

<個別の回答>

- ・江田島市 本特定事業の認定を受けて 10 年以上経過しており、この制度が標準的なものになってもよいのではないかとと思われる。

Q 3 8. 更なる規制緩和の提案（保育所の所長）

<個別の回答>

- ・みよし市 保育所 F 自園で栽培した食材等を利用し、児童との調理経験

Q 3 9. 給食を外部搬入することで生じている効果等（保育士）

<ポイント>

地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後も食べ慣れた給食が食べられる、3 歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答があった。

<個別の回答>

●効果 ・清里町 ・湧別町 ・最上町 ・阿見町		・保育所運営の効率化が図られている ・親と子どもで食の重要性を見直す機会の提供が可能となる
	保育所 A 保育所 B 保育所 C	調理の手間がはぶける。必要最低限の調理員数で良い。 ・様々なメニューを知ることができ食の幅が広がる。 ・地域の食材を食べる事ができ、季節感を感じる。 ・メニューによっては味の濃い時がある。 ・季節や地域の食材が豊富である。 ・調理の手間がはぶける。必要最低限の調理員数で良い。
	保育所 D	・未満児の段階から給食の味に慣れることができる ・食材が固いメニューは残食が多くなりやすい ・地産地消メニューにより、地元の食材を口にする機会が多い ・様々な土地のメニューを献立に組み込んでいるので、色々な味覚に触れられる（たまに食べにくそうにしていることもあるが）
	保育所 A	・色々なメニューや食材が食べられる。 ・一定量が用意されているので、おかわりなど量の調整ができる。 ・学校給食も同じなので、就学後も食べ慣れた給食が食べられる。 ・限られたスペースの中で、大人数の給食を作るのは時間等がかかるので、外部搬入をすることで業務が軽減される。 ・加算食（3 歳未満）を作る時間にあてられる。 ・搬入後、配膳するだけですむ。
	保育所 B 保育所 C	・所外保育等で給食センターへ行き、調理について話を聞き食育につながる事ができる。栄養士によってバランスの取れた食事を安心、安全に食べられる。 ・子どもたちや保育士の声を取り入れて献立を考えてくれる。 ・阿見特産のヤーコン等の野菜を食べられる良い機会になっていると思う。歯ごたえのある食事ができることもあるので、噛む力が養われると思う。 ・大人数の給食を一度に作るのととてもおいしい。 ・様々な食材が食べられる。調理師が少人数で済む。 ・1つのメニューにたくさんの食材が工夫して入っている為、苦手な食材でも他のものと一緒に食べることができている。 ・学校給食と同様のものを食べている為、就学した際に戸惑わない。 ・一日の献立で多くの食材が使われ摂取する事ができる。

・中之条町		小・中学校との関わりや繋がりが深い地域なので、お兄さんお姉さんと同じ物が食べられるという喜びや共通の話題にもなるのは良いことだと思う。同じ盛り付けを経験することで、入学してからも戸惑うことなく準備したり食べたりすることができる。
・芝山町	保育所 A	年齢などに合わせ刻み対応などを行っているため、現在のところ不便は感じていない
	保育所 C	多くの食材を摂取できるようになった
・大多喜町		・平成16年度以前は、町給食センターからの搬入だったので、離乳食、未満児食などへの対応が限られていたが、平成16年にみつば保育園が開園し、保育園独自の給食が作られるようになってからは、離乳食、未満児食、アレルギー児への代替食など、細かな対応ができるようになったと思う。 ・若手職員が多いので、ほとんどの職員が採用時から現在の対応になっている。
・坂井市		・アレルギー児の分をしっかりと分類されているので安心して児に提供できる。
・富士河口湖町		人件費、維持費削減
・飛騨市		・地産地消の取り組みの推進
・本巣市		・地元の食材を食べることができる食育効果 ・幼稚園（保育園）、小学校、中学校と同じメニューなので、家庭において同じ話題で話ができる
・郡上市		栄養士や調理員を雇用しなくてもいいため、経費削減につながっている。
・神戸町		給食の質や安全性が向上した
・安八町		給食を作っている給食センターへの興味や感謝の気持ちを持ち、食育活動にも活かせるようにしている。
・揖斐川町		・様々な食事（外国・他県・地方・文化）が味わえる ・味が安定している ・決まった時間に届くので、同じ時間に食べられる ・バランスの取れた献立で、様々な野菜が多く使っているため、野菜好きの子が多くなってきた
・大野町		・外部搬入よりも、自園調理の方が安心感がある（食材や調理方法が容易に把握できる）。 ・何らかのトラブルで自園調理ができない場合があるため、外部搬入は必要である。 ・外部搬入がなかったとしても、設備さえ整えれば自園調理だけでも運用可能と感じる。
・北方町		北方町は、町内の給食調理場から各施設へ配送してもらっています。保育園、幼稚園、小学校、中学校が同じメニューです。（魚は、幼児でも食べやすいものに変えてもらっていたりします。）連携が取れているので、学校へ行ってからも、抵抗なく給食の時間を楽しめているようです。和食・養殖・中華などバラエティにとんだメニューです。
・七宗町	保育所 A	小中学校と同じ献立により、兄弟関係で統一できるため話題の共有が出来る。
	保育所 B	小中学校と同じ献立であるため、1年生スタート時に不安がない。大量発注のため多様な食材を広範囲の業者より購入が可能。

・白川町		・子どもたちに安心して食事の提供ができる。 ・決まった時間に食べさせられる。（遅れることがない） ・保育に専念できる。 ・保護者の方に安心感を持っていただける。
・白川村		自園調理員を確保しなくてよいため、人間的な余裕が生まれる。
・熱海市		保育園在園中から同じ給食を食べることにより給食に慣れ、年齢を経て小学校へ行っても食べることに慣れ親しむことができる。
・磐田市		・個々の子どもの食べ具合（食べ方）により、対応していただき助かります。（食材の大きさ、食器の数を増やすなど） ・食事の時、食べ具合などの様子を見に来てくれて親しみやすく、相談しやすい存在。
・安城市		多彩な食材を取り入れた献立が提供されていると思う。 メニューに偏りがなく、豊富である。
・西尾市		衛生管理が重質しているので安全安心である。離乳食、アレルギー食対応食が始まるため年齢に応じた給食が提供できるメリットがある。メニューが充実している。地元の食材を活用するため地産地消につながる。
・蒲郡市	保育所 A	・幼児と同じ献立で同じ食器を使っているので、3歳児への進級時、移行がスムーズである。 ・兄弟で同じ献立であるので、家庭内でのコミュニケーションが取りやすい。
	保育所 B	・色々な食材があり、歯ごたえや大きさ硬さも様々なため子ども達がよく噛んで食べることが身についている
・常滑市		兄弟で給食について共通の話題ができる
・稲沢市		保温力がある食缶なので、温かいものを食べられる。 決まった時間に搬入されるため時間にロスがない。 配膳員が配膳できる。
・田原市		・地域の食材を使い安全・安心に配慮した栄養バランスの良いメニューや郷土料理を提供することができている。 ・地域に対する誇りや愛着を育む食育や地産地消の促進を図ることができている。 ・園の給食提供に対して合理化が図られている。 ・保育所や認定こども園、児童発達支援センター、小中学校、新給食センター等が連携して食育に取り組むことができている。 ・給食に地域の食材を活用することで、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむ環境を整え、地産地消の促進につなげることで来ている。 ・乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことにより、農業の盛んな地域に対する誇りや愛着を育むことができている。 ・学校給食サービスが一元調理することで、材料費、人件費、光熱水道費等、給食の調理に係る経費を節減することで、多様な保育ニーズに対応することができている。 ・食衛生面に対する安心感がある。
・清須市		・安心安全な給食の提供 ・温かい食事の提供
・北名古屋		・調理の負担が軽減されている。 ・調理にかけなければならない時間を保育に充てることができる。
・みよし市	保育所 A	大量の食事を作るためか、おいしく感じる。自園の業務員の業務負担軽減。人件費削減。光熱費削減。衛生管理を徹底されているため、安心感がある。

・あま市	保育所 B	就職した時点で外部搬入だったため、比べられずよくわからない。
	保育所 C	・献立が豊か
	保育所 D	・おいしい
	保育所 E	・給食室の衛生管理がしやすい
		・献立が豊か
・長久手市		・小学校と同じメニューなので、進級するとき給食に抵抗が少ない
		・自園だと作る量が少ないが、センターで作ると大量になり、味がおいしい
・東郷町		大量調理によりおいしいと思う。珍しい献立で楽しく食事ができる。
		・献立のレパートリーが豊富である。
・蟹江町		・幼児用に独自の献立を作成してもらえる。
		七草がゆなど季節の食事の提供。
・阿久比町		地域の味を継承している。
		栄養士による市内で一貫した食育の実施。
・志摩市		・アレルギー食の対応について、以前より対応がきめ細くなり、アレルギー食材を使用しないメニューの工夫や季節感、地産地消も取り入れているので、大変良い。
		・自園調理にしろセンター提供にしろ、メリット、デメリットはあると思いますが、センター提供であれば、保育園での調理員などの人員確保は必要ないかなと思います。1食安価で有難い。地産地消の食材や国産の食材を使用していただき、安心安全。
・亀山市		・コロナ禍により、現在は実施できていないが、給食センターの見学等で、子どもたちが食べるものがどのように調理されて、配送されるかを学ぶ機会がある。
		・栄養士や調理員が園を訪問し、食育に関する指導の提供がある。保育士と連携をとってできていることも良い。
・志摩市		・園で調理するより、衛生的に安全。センターにすることで栄養士による管理がどの園も同じになる。
		・○保育園内に調理場を確保しなくてよい
・志摩市		○保育園ごとの調理員の配置が不要
		○保護者の弁当作りの手間が省ける
・志摩市		○町内の全保育園が同じ味、栄養バランスのよい給食が食べられる
		栄養士の食育指導もしてもらえる など保育園にとっては良いこと色々あります。
・志摩市		センターにとっては、安価に食材の大量購入ができる、調理スペースの広さがあって作業効率がよい。
		・各園で調理の場や栄養士、調理員を確保しなくても一括でセンターでやっていただける。
・志摩市		・衛生管理もセンターで管理していただける。
		栄養士が立案した献立に基づき調理されている点
・志摩市		・メニューが多い。
		・食材を一括購入することでコストが削減される。
・志摩市		・アレルギー児への対応が統一されており、外部・園・保護者の連携が取れている。
		・幼児期から一貫しているので、味に慣れていく。
・志摩市		・幼保小中と同じ給食を食べることで、兄弟間で共通の話題になる。
		・アレルギーの確認を多くの人の目でできるので、ミスを防げる。
・志摩市		・地域の食べ物を使ったメニューが出ることで食への関心がもてる。
		経費の削減。
・志摩市	保育所 A	・人件費削減・食品の大量発注による経費削減
	保育所 B	・安心で安全な給食を提供してもらえる。特に、離乳食、アレルギー職を安心安全に提供してもらっている。(自所調理の場合複数のアレ

		ルギー食を動線を交わらず調理するのは困難になるため安全性が保てない) ・幼児期から小、中学校まで一貫した「食育」が可能（メニューで地産地消も学べる） ・献立メニューの多様化 ・人件費の削減
	保育所 C	・おいしいので、ありがたい。 ・市内各施設の給食の質が均一になる。 ・正規職員の調理員が減少する中、外部搬入なら調理員の作業手順や事務が削減する。自園調理よりも休暇が取りやすい。
	保育所 D	・メニューについては、毎月会議で検討しているので栄養士と連携できている。
	保育所 E	・献立に関しては栄養士さんとの会議で意見を聞いてもらっている。季節に合わせたものや地元の食材の取り入れが食育につながっている。 ・献立の種類も多いと感じる。 ・センターからの搬入であるが、あたたかい状態で食べることができる。個別の対応については、できる範囲で調理員にしてもらっている。
・栗東市	保育所 A	・その時期（季節）にあった食材、献立を考えてくださっているので、子どもたちに食について話ができる。 ・いろんな味付けがあり、いろんな食材にも触れられる。 ・家庭での濃い味付けに慣れているので、給食も進んでいる。 ・食材が大きく切つてあるので噛む力が付く。 ・魚に骨があることを知らせることができる。
	保育所 B	本市は、就学前から小学校、中学校までの児童に発達に応じた安心安全な給食を目指し提供をしてもらっている。バランスのとれた食事内容、地域の食材を使つての給食、また季節に応じて旬の物を提供する等、様々な食材を利用してくれている。アレルギー児への対応もセンターにおいては、卵と乳のみではあるが代替食の提供を専用の容器により搬入してくれている。
	保育所 C	・いろいろな食材が取り入れられている。 ・多様な献立が準備されている。 ・温かい食事が提供できている。 ・衛生管理がしっかりとされている。 ・午前・午後おやつ準備がスムーズである。 ・市内どの園も同じメニューが提供される。
・甲賀市		・外部搬入であっても、温かい給食が食べられる。 ・様々な食材を食べることができる。 ・職員の負担軽減、人員の削減。
・高島市	保育所 A	一般食は外部搬入、アレルギー対応食は指定園内で調理することにより、安全な提供が保障されている。
	保育所 B	・様々な園や学校や施設と給食について課題等を共有できる。
・柏原市		・園での調理がほぼ無い為、感染がほぼない ・調理の時間がかからない ・大規模な調理設備がいない
・熊取町	保育所 A	材料の無駄が少なく、色々な材料を使用してもらえらる。
	保育所 B	米飯など、大量に調理することで美味しい。
	保育所 C	なし（予算は高くつくが、やはり自園給食が望ましいと思う） いろいろな食材を利用し、幅広い献立を提供することができるのと同時に、児童のカロリー計算のもと、充実した栄養管理が図られていると思う。
	保育所 D	給食組合の栄養士が献立を立てている。それをもとに会議をするが、1から作成しなくてよい分、時間は短くて済む。

・ 広川町		・ センターで作った給食を小さい頃から食べられるというのは、早くから味やメニューに慣れることができ、小学校での給食にも無理なく移行できると思われる。 ・ 上に兄弟がいると、同じ給食について共通話題もできる。 ・ 親にとっても夕食メニューを考えやすい。 ・ いろいろな食材や味付けを口にすることができる。
・ すさみ町		共同調理場から給食を外部搬入することにより、保育所運営の合理化を図るとともに、一貫した食育の指導が行えた。
・ 高梁市		・ 給食を搬入してくださる方との交流ができる（あいさつをしたり、お礼を伝えたり） ・ 離乳食やアレルギーなど個別の対応をしてくださっているのがありがたい
・ 真庭市		コスト的には、安価になったのかもしれない。
・ 呉市		・ 温かいもの、冷たいものの保温 ・ 保冷がきちんと管理されていて、温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べられている ・ 配送時に外部搬入職員と直接話が出来るので、連携がとれている
・ 東広島市	保育所 A	外国のメニューが出ることで他の国に興味を持つことができる。
	保育所 B	小学校も外部搬入の給食を提供しており、低年齢のころからほぼ同じ材料や献立を食しているので、給食に関して抵抗が少ない。
	保育所 C	・ 家庭ではなかなか味わうことができない食材に触れ、味わうことができる。 ・ 外国の料理や、地域別の郷土料理などに触れることができる。
	保育所 D	・ 自所給食では提供されない食材に触れることができる。旬の食材を毎日食べることができ、栄養のバランスが考えられている。 ・ 衛生面の管理が徹底されている。安心安全に給食を子どもたちに提供できる。 ・ 給食の配送車に親しみをもち、給食配送にも携わって下さる方への感謝の気持ちも育っている。 ・ メニューのレパートリーが豊富である。
	保育所 E	・ 郷土料理や外国の料理など、普段味わう機会がない食材や献立がある。 ・ 小学校と同じ給食センターなので、小学校に進学した時に味に馴染みがある。
	保育所 F	・ 給食費（賄い材料費）が安く抑えられる・いろいろな食材（珍しい食材も含む）が味わうことができる・地産地消ができる ・ 釜が大きく熱量があるため具沢山で煮込みメニューがおいしい
	保育所 I	・ 多国籍、地域のメニューがあり食の経験が広がった。また、野菜を沢山使用してあり美味しい味付けです。 ・ 将来を担う子どもたちの体の成長を考えてくださっていることを嬉しく思う。
・ 江田島市	保育所 A	地元の食材があると、園児に野菜づくりの話などに関連付けた保育ができる。 季節ごとの食材を使えるのがよい。 保育に集中する時間が持てる。 保育施設用の給食に特化することで、効率的である。 多くの献立が楽しめる。 保育施設専用の調理場なので、園の希望を伝えやすいし、反映されやすい。 栄養士に献立を作ってもらえるので、栄養管理の面から、園児の成長にとってよい。
	保育所 B	調理において、衛生的で安心できる。 地元食材や季節の食材が提供されるので、地元への愛着や季節感を感じながらの保育ができて大変よい。

・阿南市 ・那賀町 ・美波町 ・宇多津町 ・綾町	保育所 C	「食」は園児も関心があり、栄養士からの情報を有効に保育に役立てられる。 栄養士が作成した献立であり、その内容を保護者に伝えることができて、好き嫌いに悩む保護者の相談に乗ることができた。 一元的に調理を任せられるので、保育に専念できる。 保育施設専用の調理場なので、経済的かつ効率的である。 季節ごとのメニューが多く、季節の行事と絡めて保育ができる。 調理を気にしなくてよいので、子どもに関わる時間が増えた。 ある園児の話だが、地元の産品を扱うことで、園児の父親の仕事の話になり、野菜をつくる父親の仕事に誇りを感じることもできた。 現在はコロナ禍で黙食だが、コロナ前は食を通じた話を園児に聞かせながら、食材の有難さを感じる時間を持つことができていた。 保育施設専用の調理を行うため、効率がよいと思う。 ・食缶にて運ばれてくるが食材も温かい ・冷たいこともなく温かい給食を食べている ・個々に応じた量の配膳ができる ・個別対応しやすい ・特に不便を感じない 自園調理とは違った給食車が来た楽しみがあり、昼時間のメリハリになっている。 調理員は同じ調理員であり、何も問題はない。保護者からの苦情も特にない。 実際調理した調理員が給食を運んでいるため、メニュー説明なども円滑である。 調理員が配膳や片付け、おやつ調理もしているので何も問題は無い。 人員の削減。 ・アレルギー児用の除去食など徹底した中で作られているので、安全に食べられていると思う。 ・宇多津町の公立の学校給食をすべて担っているため衛生管理等が徹底されていると思う。 ・アレルギーに関しても幅広く対応できていると思う。アレルギー除去食など対応できるようになった。アレルギー児のことをよく考えて搬送してくださっていると思う。 ・地元産の食材を使う為、安心安全である。 ・生産者からも喜ばれている。 ・各保育園で同じ給食が食べられていることはよいことだ。 ・発達段階に応じた給食が提供できている。 ・特になし
●お気づきの点 ・最上町 ・阿見町	保育所 A 保育所 B	・食材を大量購入しているのか、メニュー内容が似ていることが多い ・配膳後に、キッチンバサミで食べやすい大きさに切る必要がある ・汁物は取り分ける人によって量に差があり、足りなくなることもあった ・保育所だけでは導入しにくい機械等があり、危険のないように点検してもらえるので安心できる。 ・食材・食品の品質管理が徹底している。 ・味付けや大きさが、子どもたちに合わないことがある。 ・異物混入があった時に、原因特定が難しくなる。 ・アレルギー児の対応が難しい。 ・温かいまま提供できる。 ・衛生面・安全面において安心。

		・地域の特産物を取り入れた献立も考えてくれるので、子どもたちは楽しみにしています。 ・市内の保育所と小学校が同じメニューなので、進学した時に食に関して戸惑いがないのではないかと思います。 ・0歳児には合わない食材（イカ）や味の濃さが合わないことがある。 ・アレルギーには除去で対応しているが、食材の成分が溶け出していないか心配になる。 ・3歳未満児が食べにくい食材（豆・こんにゃく等）が多いと感じる。 ・3歳未満児に対しては、味が濃い、辛い、酸っぱいと感じる事がある。 ・温かい食事が食べられる。
・中之条町	保育所 C	小・中学校と同じメニューなので、年齢が低くなるにつれてきざみなどの対応は難しくなると感じる。 汁物などは、熱すぎず、丁度いい温度で食べることができる。 生野菜が出されていないので、1・2歳児でも芯なども柔らかく食べやすい。
・芝山町	保育所 A 保育所 B 保育所 C	配達の遅延などで食事時間のズレが生じてしまう 食育に関し、材料や調理に関して触れる機会が少ない 温かいおかずの提供ができない（汁物を除く） 外部搬入担当者が、味や食材等についての保育所の意見を聞き取り入れてくれることをうれしく思う
・横芝光町		・離乳食の対応が十分でない（1歳4か月のベビーフード3品が交互のため職の幅がない） ・2歳児食の品目、副食の量が少ない。 ・加工されたものがほとんどであり、手作り感がない。 ・配送時間が遅いのももう少し早くしてほしい。（日によっては未満児クラスの保育の流れに支障が出ることがある。） ・年齢別栄養給与目標量にばらつきがある。（ビタミン・カルシウム不足）
・大多喜町		・外部搬入といっても、当園の場合は、同じ町の保育園で作られていて、栄養士も同じなので特に大きな問題点はみられない。
・能美市	保育所 E	・メニューによっては大きさや硬さが年齢にあっていない。 ・先割れスプーンは大きくて食べにくい場合がある。
・坂井市		・1度にたくさん量を作ることができるメリットがある反面、レトルトや冷凍食品が多い。 ・園の行事に合わせて献立を変更することができない。
・飛騨市		・離乳食の対応が難しい ・乳幼児には無理な献立もある ・アレルギー児への個別対応が困難
・本巢市		・配送時間が決められたいるため、時間に追われることがある。 ・幼児園用に大きさ、固さに配慮されているが、3歳未満児用にももう少し配慮されると良い。 ・アレルギー食への対応がなされると良い。
・郡上市	保育所 A 保育所 B	アレルギー対応食の提供がしてもらえるので安心。 夏季期間は、搬入事業者が他の園も請け負っているため、給食の回収時間が早くなり大変なときがある。 学校給食用のため、園児用に食材を細かくしたり、柔らかくする必要がある。 アレルギー対応食の提供が十分でない。 献立のバランスがいい。

・安八町		給食センターの見学など、給食センターについて知る機会が増えると、より身近なものに感じ、興味も増すと思う。
・揖斐川町		・五感への刺激はあまりない ・アレルギーを持っている子に対しての対応が難しい ・年齢に応じた対応など、現場の声が届けきれないところがある ・未満児対応メニューとされているが、中学生まで基本同じメニューなので、乳幼児には向かないメニューがある ・出来たてではないので、部屋に届くころには、冷めていたり、肉の油が浮いていたり固まっていたりする
・大野町		・外部搬入だと、使用食材など把握が難しい。 ・大都市であれば対象園児も多く外部搬入も善いと思うが、当町は対象人数が少ないため、自園調理だけでもいいと感じる。
・七宗町	保育所 A 保育所 B	未満児には味付けや食材など与えにくいものもある。 未満児には刻み等の二次調理が必要。辛みなど味が保育園児向きでない日がある。保育園の調理員の人数が減ったため手作りおやつ回数が減った。
・磐田市		・子どもたちが喜ぶ幅広いメニューが提供される。 ・保護者啓発がされている。
・安城市		センターでの調理となるので、園の負担が少ない。 離乳食の提供については、食べられないメニューの時もあるため、園で対応となる。
・蒲郡市	保育所 B	・食べやすくするための配慮は多少は必要だが、3歳以上児と同じ給食に慣れておいしく食べている ・メニューにタコのから揚げ、ミニトマト等がある場合は、カットする等の配慮が必要で、そのまま出せない場合がある
・稲沢市		調理過程のにおい（だし、揚げ物など）がないため、子どもたちが調理をする過程に関心を持ったり、食材を見たりすることが難しい。 食缶の中で食材が煮えすぎてしまい、食べるころには柔らかすぎず噛まないでも飲み込めるくらいのももある。 乳児も0歳児を除いて基本幼児と同じメニューである。すべての年齢児が食べるため、食材は細かく切ってある。ある程度、年齢に応じて硬さの調節ができるとよいと思う。
・田原市		・地元野菜、また地元の食材を使った給食をバランスよく提供してくれる。 ・食育について、伝えやすい。 ・一元調理をすることで、経費の節減になるというメリットもあるし、材料等も管理栄養士、保、小、中の職員、保護者等の意見を取り入れて考えられていることに対しては称賛できる。 ・田原市全ての保育所の給食を共通してセンターで作ることで、子どもたちが小学校、中学校に行っても慣れ親しんだ給食を食べることができると共に保育所が違っても同じ給食を食べていることから共通の話題にできる。
・みよし市	保育所 E	献立が幼児以上の対象になりがち。搬入、回収時間の融通が利かないので、時間に追われることがある。
・東郷町		・アレルギーに関しては、細やかなアレルギー食の対応の難しさがある ・センターでの調理もとてもありがたいが、子どもの発達場としては児園での調理を希望。
・蟹江町		自園調理だと良いと思います

・阿久比町		離乳食への個別対応が困難
・亀山市		外部搬入でも問題なく、対応ができています。
・志摩市	保育所 B	・何年たっても献立メニューが改新されない。 ・保育士が意見を記載しても栄養士に聞き入れてもらえない状況。 ・子どもたちが栽培した野菜を、食材に利用してもらいにくく”食育”にならない状況の園もある。
	保育所 C	・子どもたちが自分たちの食べるものを調理をしてもらっている姿や、匂いなど感じる事ができない環境になってしまった園もある。 ・大雪の日、道路事情が悪くなかなか給食が届かなかったことがある。こんな時に不便だと思った。 ・外部搬入の場合、調理員さんの給食を作っている姿が見えないことや、調理の匂いや音など五感で感じられないのが課題である。
	保育所 D	・給食を調理する匂いがしてこない
	保育所 E	・調理している姿が見えない、匂いがしないことは残念に思う。
・栗東市	保育所 A	大きくて食べづらく感じることもある。（刻んで提供している）
	保育所 B	子ども自身が扱いやすくまた身体の発達を促す道具が使用できると保育の中でも指導もしやすいのだが、施設の衛生管理や業務等により発達に応じた食器や道具の使用が不可能な点が課題に感じる。
	保育所 C	・食器の返却時間が決まっており、時間に追われる時がある。 ・各年齢における味付けの微調整が難しい。
・高島市	保育所 A	・自園調理の方が子どもの姿が伝わりやすいように感じる。 ・「もう少し小さく切ってほしい」などの要望が出た時に、自園調理であれば具体的に伝えられたり、見に来てもらうことですぐ対応してもらえるが、外部であるとその現場の声が届きにくく、対応に遅れが出るなど、機会を逃したりすぐに様子を見れず、伝えたいことが言葉だけでは伝わりにくいことがある。 ・調理から食べるまでの時間や、調理場内の調理やローテーションの加減からか、午後の手作りおやつが全くできないことが子どもの食の豊かさを実感できないし残念である。 ・当園はアレルギー食の調理をしているので、調理の様子やにおいなど感じる事ができるが、搬入のみでは食に関する五感が働かないので環境としては自園調理が良いと感じている。
	保育所 B	・栄養士や調理師とすぐにやりとりができない。 ・園で育てて収穫した野菜等がすぐには使ってもらえず残念である。 ・自園給食だと作っている時のにおい等も楽しめるが、外部搬入だと難しい。
・柏原市		・制約がある為、メニューが限られる
・熊取町	保育所 C	外部搬入のため、調理後すぐの提供が難しいと感じる。
・高野町		・給食の時間中、給食センターの係員が不在で、食材や調理方法について聞くことができない。 ・皿やスプーンの追加が必要な場合があるが、追加配布はしてもらえない。
・真庭市		・園の行事に合わせたメニューができにくくなった。 ・調理する姿を見たりごはんができる匂いを嗅いだりすることがなくなり食に対する気持ちが育ちにくくなった。 ・朝のおやつが市販の物になった。 ・食材の量や数など急な対応ができない。 ・作りたての温かい食事でなくなった。 ・手のかかるメニューがなくなった。

・ 東広島市	保育所 B	低年齢児に合わせた対応（献立、調理形態など）ではないので、食事中は子どもの様子により一層気を付けて保育する必要がある。 ・ 自所給食であれば、午前中の活動においても時折給食室からいい匂いがしてきて、子どもたちは食べることへの期待や五感を刺激され、空腹を感じてくるが 外部搬入ではそれが無い。 ・ 日によって量の差がある。（少なすぎる、多すぎる） ・ 自所の方が、食育活動は進めやすい。（給食室と直に連携が取れるので） ・ 感想や感謝の気持ちを作っている人に直接伝えることが出来れば、子どもたちも自然に感謝の気持ちとかがより身につくと感じる。 ・ 自所だと、直接調理員さんが、クラスにも来てくださり、今日の献立について話してくれたりするので、子どもたちもがんばって食べようとする気持ちや食に対する関心度も高いと感じる。 ・ 保育所入所児の年齢にあった食材や、食材の切り方、味付けなどにご配慮いただけるとより安心安全な給食提供の保障ができる。 ・ アレルギー食提供にも配慮いただけると、児の食への保障が大きくなる。 ・ 小中学校と同じ給食センターなので仕方ないと思うが、自園調理の保育所より食材の種類が多いので、低年齢児が食べたことがない食材がでることがある。その場合はあらかじめ、保護者と連携して家庭でも食べてもらうようお願いしているので、ひと手間必要である。 ・ 魚の骨が入っている時に配慮が必要である。魚のチャウダーなどは骨を調べるのが大変だった。 ・ 五感を使った食育が難しいです。 ・ 子どもの食に対しては自所給食の方が感性が豊かになると思う ・ 基本的に 1 歳半までの子どもの喫食が望ましくない食材（エビ・イカ・タコなど）を使用するのは配慮してほしい。（献立の基本が小学校であるため、乳児に向かない食材が使用されていることがある） ・ 魚のフライが固かったりすることがあるので調理の改善点はお願いしている。 ・ 幼児向きの調理を考え、配慮されてきていると思うが今後も連携をし考えてもらいたい。 ・ 材料が大きいことがあるが保育所で切ったりきざみ、対応している。 ・ 安全に衛生的に考えられ調理していただき感謝している。
	保育所 C	
	保育所 D	
	保育所 E	
	保育所 F	
	保育所 G	
	保育所 H	
	保育所 I	
・ 江田島市	保育所 A	園児のことを思うと、外部搬入前に比べて、メリットの方が圧倒的に多い。 ・ 外部搬入前は、保育と調理の両方に気を取られていたが、現在は、保育に集中できるようになった。 ・ 外部搬入により、園の負担が減り、保育の面でプラスになったのではないかと。
	保育所 B	
	保育所 C	
・ 阿南市		・ 毎日の搬入時間の記入 ・ 必ず何事もなくその時間に届けなければならないという責任もあり大変だと思う ・ 自演調理でないので給食室が身近に感じにくい
。 美波町		調理をしている様子がわからないので作ってくれているという実感がない。
・ 宇多津町		・ 異物が混入していた時など、すぐに連絡が取りづらい。 ・ できたてではないと感じる。 ・ 外部搬入で直接子どもが食べている姿など見えないので、実際の子どもたちの声などが届けにくい。
・ 粕屋町		運搬することにより献立の制限があると思う 運搬に時間がかかることがある

Q40. 給食を外部搬入することについての感想や気づきの点等（保護者）

<ポイント>

バランスが良いメニューなので良い、家ではなかなか作らない料理や（郷土料理等）栄養の計算された献立を食べられる、子どもが苦手なものでも食べられることが助かっているとの回答があった。また、アレルギーフリーのメニューが増えること、別メニューの用意があると有り難いとする意見がある一方、アレルギーに対応してくれて助かっているとの意見もあった。

<個別の回答>

●お気づきの点

清里町

湧別町

保育所 A

保育所 B
保育所 C

最上町

阿見町

保育所 A

・食べ残しが少なくなった点

・たくさんおかわりして食べているようなので満足できている。
・バランスが良いメニューなので良い。子どもも美味しいと言っている。
・よくおかわりする話をする。子どもは楽しみにしている。
・家ではあまり食べないおかずも給食ではきちんと食べている様で子どもも美味しいと言っていた。
・特にありません。いつも美味しいと言っている。
・いつもおいしく食べ満足していると思う。魚メニューも多く良い。
・毎日給食美味しかった、野菜も食べたよと嬉しそう。

・0歳児については栄養士と相談のうえ、月齢に合わせて形状や量を調整されていることが助かる。
・アレルギー児に関しても代替食、除去食でも美味しく頂けることがありがたい。
・おやつも市販のものだけでなく、手作りのものを食べられることが嬉しい。
・地産地消メニューや行事にあわせたメニューがあったり、楽しく食事ができるような献立となっており楽しく食事出来ていると思う。
・毎日の連絡ノートで食べたかどうかを見ると、家では食べないものも食べているように思う。

・家ではなかなか地域の食材などと意識せず作るが、給食では地域の物がたくさん使われているイメージ。
・家とは違った調理方法や食材が食べられるのはよい。
・給食全体の味付けについて、丁度よくおいしく食べられている。家では好き嫌いの野菜を給食ではちゃんと食べているようで、肉・魚も美味しいと言っている。
・給食は残さず毎日完食してくるが、野菜についてはたまに大きくて食べづらいものもある。
・バランスのとれた献立、野菜が食べられる献立というのが、親としては参考になる。
・納豆の出る日が増えるとうい。
・0歳児クラスの給食提供では、その日ごとに食べられる食材をチェックしていたが、中期・後期・完了ごとのチェック表があるとよいと思う。
・子どもはハンバーグ・カレー・コロケ・スープ・お魚が好きで、特に茨城いっばいかきたま汁ときのみそ汁はおいしかったと言っていた。ただしごぼうサラダは少し苦手と言っていた。
・保育所の献立表を朝見している時、フルーツのヨーグルトを見つけると、とてもうれしそうにしていた。
・おかわりの量が多く、満足するまで食べることができているようで、うれしく思う。

保育所 B

- ・季節の行事食や子どもが喜ぶデザートが多く、嬉しそうに食べている姿が想像できる（アイス・果実盛り・クリスマスケーキなど）
- ・家ではなかなか作らない料理（郷土料理や揚げ物等）や、栄養の計算された献立を食べられる事や、子どもが苦手なものでも食べられる事がとても助かっている。
- ・家ではあいさつ（いただきます）が言えなかった事があったが、最近では自分から言う事も増えたのは、給食で毎行っているからかと思う。しつけの面でも助かる。
- ・年齢にあった離乳食（きざみ方や大きさ）にも対応して頂き、ありがたかった。
- ・家では野菜を食べないのに、給食だと毎日完食なので、楽しく食事ができているんだと安心している。
- ・主食・副食のバランスが良く、さらに未満児の子どもたちは加算食で栄養がしっかりとれている。
- ・家ではあまり食べられない食材・料理があり、子どもたちが楽しみにしている。
- ・週1回程度麺の日があるとうれしい。
- ・産地の物を使っているメニューもわかりやすい。
- ・家では食べない物でも、給食だとおいしく食べて帰ってくる。
- ・カレー・サラダ・甘辛揚げが人気がある。
- ・子どもに人気のメニューは給食日よりなどにレシピなどを掲示してもらえると嬉しい。
- ・郷土料理や世界の国々の料理を出してくれるため、様々な国の雰囲気や食を通して感じることができる。

保育所 C

- ・地域の食材を取り入れていて興味を持つことが出来ているのでありがたい。
- ・レパートリーが沢山あり、いつも美味しかったと子どもが教えてくれる。
- ・保育所内にボードに献立が書き出されている為、分かりやすい。献立だけでなく迎えに行った際に実物もケースに入れてあったり写真にしたりして、今日食べたものの振り返りができるとありがたい。
- ・季節や行事等によって旬のメニューの提供がされてます。
- ・子どもがアレルギー持ちの為、献立表以外の成分表（材料等が記載）も見るが、「このメニューはこういう材料で作られているんだ」と、料理の手本にする事がある。
- ・子どもはまだ小さい為給食の感想を言いませんが、毎日美味しく食べているようです。（上の子は、同じ保育所で給食が好きでした）
- ・子どもが卵と牛乳アレルギーです。アレルギーがある献立の時は家から持参して対応していただいています。もう少しアレルギーフリーのメニューが増えたり、別メニューの用意（有料でも）があるとありがたい。
- ・バランスの良い献立なので、家庭ではなかなか取れない食材や栄養を考えてくれて助かっている。
- ・実際の食べている所がわからないので、実際の給食やどの位の量を食べているのかを保護者としては知りたいところです。写真などの掲載があると嬉しい。
- ・新年度の時期やお盆や年末年始においても、もう少し給食の実施をしていただけると助かる。
- ・皆が比較的好きじゃない食べ物のレシピ等を月に一つ位教えて頂けたら嬉しい。
- ・子どもから毎日「今日の給食なんだろう？」と、日々楽しみにしている発言が聞かれ、美味しかったという事がほとんどである。
- ・地場産の食材を使うなど工夫されていると感じる。人気のメニューや旬の食材を使うなど、毎月の献立表の隅っこなどに紹介して頂けたら嬉しい。

六合村 (現：中之条町)		地元の食材も活用し、様々なメニューもとり入れていると思います。ご飯やパンの他にももう少し主食の種類を増やしてもらいたい。
芝山町	保育所 C	食材がカラフル 子どもが好みそうなものがおかずに入っている
横芝光町		・デザートフルーツが缶詰の割合が多く、生のフルーツの提供を多くしてほしい。 ・もう少し地産地消の食材を取り入れてほしい。
大多喜町		・子どもが、毎日、給食やおやつを楽しみにし、献立表をチェックしている。 ・家では、野菜や苦手な食べ物は食べようとしないが、園の給食はよく食べているようだ。 ・離乳食も月齢や食べ方に合わせて進めてくれるので、助かっている。 ・どんなものを食べさせたら良いか、参考になる。 ・手作りおやつなどもあって、子ども達はおやつも楽しみにしている。
能美市		外部搬入方式、自園調理の双方ともにメリットがあり、どちらが良いとは言えない。
坂井市		一人当たりの量も決められていると思うので食べすぎたりすることがなさそう。 子どもは自分の好きなメニューや好みの味が出た時には「〇〇がおいしかった」と言ってくれ、そこから食に興味がつながる時もある。
恵那市		・アレルギーの対応について、給食センターでは限界があり、一部おかず持参となっている ・発達段階に応じた食の提供など個別対応ができない
本巣市		・「今日は〇〇が出て美味しかったよ」という声を聞きます。ふると食材を使った給食もあるので食育にもつながると思います。 ・家では食べない野菜を食べたり、様々な料理を食べることができると、栄養面やレパートリーの面で保護者目線でとても感謝します。 ・偏食があり心配していたが、給食でいろんな食べ物と出会い自宅で何でも食べれるようになった。
郡上市	保育所 B	給食メニューが園児対応でないときがある。 揚げ物等カロリーが気になる時がある。 アレルギー対応ができないと、他のお友達と同じ物を食べることができない
神戸町		子どもは今の給食に満足している。
安八町		子どもの健康や好みを考えたメニューを考えていただき、子どもも給食を楽しみにしているので感謝している。
揖斐川町		・給食で何を食べたかと聞くと、「忘れた」と言っている ・給食のことを聞けば、食べたものを教えてくれる ・野菜が苦手であったが、給食では食べることができているようで驚きました。家でも少しずつ「やさいたべれるよ」と食べて見せてくれるので、給食のおかげであると思う ・昼食を食べさせてもらっていること自体ありがたい
大野町		・子どもにあったメニューでありがたい。 ・自園調理が主なので安心感がある。

北方町		家庭では準備が難しいものも給食では出してもらっているので、いいと思う。 ・味噌汁にしても、いろいろな味噌の味が楽しめている。 ・子どもが「給食、おいしいよ。」といつも言う。 ・嫌いなものが多かったのに、いろいろなものが食べれるようになってきた。
七宗町	保育所 A 保育所 B	小中学校が一緒に献立なので仕方ないが、小さい子に合ったメニューではないと思われるものもある。 メニューや栄養などを考えていただけてありがたい。カレーなどの味付けが保育園児に向いてないようで子どもから辛かった等といわれることがある。
白川町		・家では食べない野菜等も保育園では食べてくれる。 ・メニューが多様である。 ・地元産野菜の使用も多いので安心。 ・給食だよりを楽しみにしている。 ・アレルギー食対応もあり安心している。
白川村		学校と同じくしっかりと考えられていることに安心感がある。
磐田市		・食物アレルギーに代替え食を作っていただきとても感謝しています。 ・バランスのとれた食事、栄養のあるおやつで助かります。 ・家では好き嫌いがはっきりとしています、給食はしっかり食べていると伺っているので、大好きなんだろうと思います。 ・メニューを参考にさせていただいています。 ・地産地消のものを使っていてよいと思います。 ・腹持ちの良いものが用意されていてありがたいです。 ・迎える時にいつもディスプレイをたのしそうに指さして見せてくれるので、本人も、給食、おやつが好きなのだと思います。
安城市		・家では好き嫌いの多い子どもも、給食はしっかりと食べられているようで助かっている。 ・栄養バランスが考えられている。 ・美味しそうでよい。 ・和、洋、中と献立が豊富。
西尾市		量の調整がされてない。急な欠席対応が難しいため、食品ロスが出やすい
蒲郡市	保育所 A 保育所 B	・家庭では食べないものも、給食では食べているので味付けが工夫されていて良いと思う。 ・季節の果物や地元の食材も取り入れられていて良いと思う。 ・兄弟で同じ給食を食べられるので兄（姉）と給食について話題を共有できるのでありがたい ・担任保育士が、個々に合わせて対応してくれているようで、食べられるものが増えてありがたい ・2歳児が食べるサイズより大きいものがあつたとしてもかぶりつく、かじる経験をすることはよいと感じる
常滑市		バランスのとれたメニューだと思う。
稲沢市		アレルギー児へは、個々のポットで対応してあり、ありがたい。 栄養バランスが考えられていて大変良い。 家庭では使わないような食材が取り入れてある。 薄味で食材の素朴な味付けが体にも良いと思う。 給食が楽しみで、毎日献立表を確認している。 家庭では作られないようなメニューも多くあり、参考になる。

田原市	三食のうち一食でも栄養豊富な食材を使ってあるため、健康にも良いと思う。 ・地産地消で地元の食材が多く使われていて安心感がある。 ・地元のウナギが給食に出たときは、とてもおいしかったと子どもが非常に喜んでいた。 ・行事食や郷土料理が取り入れられており、季節を感じることができる。 ・食わず嫌い、気分がむらがある子に野菜のマリネは好評でした。 ・家庭ではあまり作らないような料理、使わない食材が用いられていて良いと思う。
清須市	・0.1歳児はわざわざ別メニューで対応してくれると知って驚いた。 ・子どもが「（給食が）おいしかった」展示を見ながら教えてくれる。 ・なかなか家庭ではたくさんの野菜を使った料理ができないから、給食で食べてくれるのでありがたい。 ・アレルギー対応してくれるのでありがたい。アレルギーの献立も別でもらえるので安心。 ・野菜が食べられるようになった。
北名古屋市	・毎日おいしく食べている。 ・品数、量が充実している。 ・行事食があり季節を感じることができる。
みよし市	・給食があるため負担がなく、ご飯もおもしろ
あま市	・アレルギー対応について、きめ細かい対応が難しい。 ・代替食の対応がない。
長久手市	給食どうだったか聞くといつもおいしかったと答える。 キノコなど普段家では、食べたがらないものも保育園の給食では食べる。
東郷町	・家では好き嫌いを言って食べない食材も、給食では食べることができているので驚きとうれしく思う。 ・家では作らないような献立で、いろいろ食べることができて有難い。 ・家では給食の話を良くしてくれる。 ・アレルギーに対応してくれて助かっている。 ・子どもは、「給食おいしい」と言ってます。家では偏ったものばかり食べるが連絡帳を見ていると園では色々食べてるようである。献立表だけではどんな料理がどれくらいの量あるのかわからないので知りたい。（←対応考え中） 子どもの感想 ・保育園の給食はおいしい ・おかわりして食べられる 保護者の意見 ・小食で好き嫌いも多く、特に野菜類は家でほとんど食べないが、給食で「食べた！」「おかわりした！」と聞くので嬉しい。 ・給食があるのはありがたく、家では食べられないものも食べて帰ってくるので良い。 ・和風が多いイメージで考えるのも大変そう。 ・子どもの反応として、凄く喜ぶとかいう反応ではないけれど、良いかと思う。
蟹江町	小学校とメニューが同じなので、就学後も給食に関しての心配がない。 栄養のバランスがとれていると思うので、普段なかなか作る事がないものも給食で食べられていると思う。

阿久比町		・夕飯と献立が被らないようにしている。 ・季節に合った献立（節分、バレンタインなど）が提供されて工夫されている。 ・野菜を多く取り入れてくれていてありがたい。 ・家庭では作らないもの（卵の花、ひじきなど）がある。 ・家庭で今日の給食が話題になる。
亀山市		栄養のバランスがよい献立である。 子どもの好みに合ったメニューである。 献立がバラエティーに富んでいる。 行事食がよく考えられている。
志摩市	保育所 A	・家では提供しない野菜がでるので嬉しい。 ・給食を食べさせてもらうことが嬉しい。 ・離乳食対応など丁寧に対応してくれる。 ・子どもは家の料理よりよく食べる。給食はおいしいと子どもは言う。
	保育所 C	・給食では、いろいろな食材がでるので、苦手な食べ物も食べれるようになった。 ・離乳食を完了していなかったのが心配だったが、よく食べているので安心している。 ・アレルギーがあるが、こんなに丁寧に対応してくれるのでありがたい。
	保育所 D	・いろいろな種類の野菜を出してくれるので、ありがたいと思う。家だと偏る。 ・苦手なものでも、給食なら食べるので驚きです。 ・もっと家では量を食べるのですが…でも規定量なんですよ。 ・給食の様子をよく知らせてくれている。 ・好きなメニューの紹介を手紙で配布してくれるのでありがたい。
	保育所 E	・写真展示があるのでわかりやすい。 ・写真掲示がわかりやすい。 ・給食のたよりにレシピを記載されていることで、子どもが話す献立のことがわかり、家庭でも作ることができる。 ・しまみっけの給食では地元の食材を使っていることがわかり、食材への興味につながる。
栗東市	保育所 A	・給食参観がないのでどんなものを食べているのわからない。 ・子どもはほとんど毎日完食しておかわりもしているようで、きつととてもおいしんだろうと思う。
	保育所 B	・家で給食の話をするのがなく、わかりません。 ・様々な食材、栄養バランスも考えて献立をたててくださっているのが安心しています。 ・家では、なかなか色々な食材を使うのが難しいので、毎日いろんな種類の食材を使用した様々なメニューが食べることができ嬉しく思っています。 ・アレルギーの対応がしっかり出来ている。子どももおいしいと楽しみにしていると思います。 ・普段食べないような味付けや季節に応じた食品が食べられるのが良いと思います。 ・いろいろな食材が使われているところ、栄養バランスが確保できている。 ・家で作らないような魚の献立が多く有難いです。 ・バランスが良いと思います。仕事で毎日バランスの良い食事が作れないので助かっています。 ・栄養バランスが考えられているところ。 ・栄養バランスの良い食事を提供していただける（私が作ると偏って内容もワンパターン化してしまうので） ・家庭では作りにくいメニューをたくさんの種類用意してくださり、色々な素材や味覚に触れることができる。

		・保育園での給食はしっかりと完食しているようですし、自宅のご飯よりも食べているくらいなので有難いです。 ・バランスのよいメニュー、栗東食材の日など地元の食材を使った日がある事。 ・レパートリーも多く栄養面もしっかり考えられていると思います。 ・今まではあまり食べない子が、給食はいつも完食しているので、とてもありがたいです。 ・給食ですと、嫌いな野菜も食べてくれます。おいしく調理してくださっているのだと思います。 ・子どもがどの量を口にしているのかわからない。その日の給食の写真でもあればわかりやすい。 ・可能であればその日に食べた給食の写真や実物など迎えに行ったときに見れると良いなと思います。 ・コロナ禍で今ではできないでしょうが、親子給食のような事ができるようにしてほしい。（保護者の回答より）
甲賀市		・家では食べないものも、園では食べているようでありがたい。 ・様々なメニューがあり、家では偏った味付けになるので、色々な味に触れさせてもらっている。 ・アレルギー対応もしていただき感謝している。等の意見が寄せられている。
高島市	保育所 A	・子どもの成長に合わせて作ってくださっているため、喜んでよく食べているようです。・年齢や子どもの状態に合わせた状態(大きさなど)で提供してもらいしっかり食べられる。 ・食事が楽しみになっている。家では食べなくても園では食べる。ほかの子が食べているのを見て勇気づけられたり、先生に褒められ嬉しいと言っている。 ・お誕生会のメニューなどよく考えられている。 ・(アレルギー児)アレルギーのないお子さんのメニューと極力同じ内容でご用意いただいているのもありがたい。 ・いろいろな食材を使って、季節の感じられるメニューで、食育の面でも非常に助かっています。 ・魚料理がもう少し増えるといい。 ・献立表を見て「これはどんな料理か」わからない時がある。 ・子どもの様子などが、次回のメニューを考えるとときに反映されているか気になります。園と給食センターとで毎月会議のようなものがあるのでしょうか？
	保育所 B	・家では全く手をつけない野菜を、給食では毎日おかわりをして食べてくれているようなので、嬉しく思っています。 ・いつもバランスのよい食事を提供してくださり大変満足しています。 ・家庭ではすぐに準備できないような献立に、親は助けられています。 ・家では全く食べてくれないメニューでも、給食なら完食やおかわりをしていて助かっています。 ・小さくカットされて食べやすいようで、家でも「切ってほしい」と言っています。
柏原市		・おいしい・展示をみておいしそうと思う ・野菜が多い ・子どもの好きなメインのものは量が少なく感じる ・保育所では嫌いなもの
熊取町	保育所 A	子供達は、給食を「おいしい」「おかわりしたよ」と毎日言っている。 家では食べムラがある時もあり栄養面が心配な時もあるが、給食をしっかり食べてくれているので安心である。

高野町	保育所 B	毎月の給食便りを見ると、栄養面をきちんと管理されていると思う。 先生方が上手に声をかけてくださっていると思う。 家では好き嫌いがあり食べないものもあるが、保育所では保育士さん達の努力で少しでも食べてもらおうとして下さっていると聞くので安心している。 子供達は、給食が大好きである。 とんかつなどは、担任の先生が一人一人に合わせてカットしてくれているので安心している。 毎日、給食を置いてくれているので、これはどんな味かと考えるのも、子供と会話をするのも楽しい。 家庭では、なかなか毎日栄養バランスを考えて作るのは大変なので給食は有難い。 保育所玄関に置いてあるものを毎日紹介して、今日はこれとこれをおかわりしたと嬉しそうにしている。 家では絶対に食べないようなメニュー（野菜、煮物など）を給食では食べてきてくれる。そのため、栄養バランスが給食で取れるので大変助かっている。 子どもたちが好きな食事の時に「おいしかった」「おかわりした」と言っていることもあれば、「今日は野菜ばかりだった」と残念がっていることもある。 保育所の玄関に本日の給食を提示してくれているので、子どもたちが毎日何を食べているのかがわかるのでよいと思う。 自園調理ではないとのだが、先生方、給食員の方の日々の気配り、現場の子どもたちへの細やかな対応からくる努力によって、バランスよく、おいしいものを出していただいている印象である。 家では食べないものも、園では食べているという話をよく聞く。 自園だからよい悪いという話ではなく、どれも子どもたちのことを考え続けて運営するという熊取町の保育現場のレベルの高さ（歴史、人が育っていて意識が高い）からくる結果かと感じている。 給食の展示方法を写真にしてホームページなどで確認できるようにしてほしいなどの声もアンケートなどで見かけたが、現場優先で人手を回しているので仕方がないかと思う。 おやつは市販のものではなく、もう少し給食よりだったり、子どもたちと手作りしたりなどがあるとよいなと思うことがある。今の現場によい形で自園調理であったり、保育所が良い方向へ成長するとよいと思う。 「子供中心の保育理念」「しっかりと子どもと向き合う」という、できそうでできないこれらを毎日実践して下さる先生方のお陰で、熊取町の子どもたちは、のびのびとよい笑顔で大人に見守られ、町の未来は明るいと思わされることも多いが、この理念を忘れず、今後も給食においても、どのような形であれ提供して下さることを願う。 「給食で栄養をとっている」というのは保護者がよく口にしている言葉で、頼りすぎてはいけないと思うが、助かっていることは事実である。 今日の給食は何かを食べたのかと聞くと、「お肉、ほうれん草、いっぱい食べた。おかわりもした。」と、満足げに話してくれ、美味しくなかったとは一度も聞いたことがない。 家のご飯はよく残すが、給食はいつもおかわりしている。今日はこれをおかわりしたと聞くのが楽しみである。 野菜は普段はあまり食べないが、給食はいつも「全部食べれたよ」と言ってくれるので助かっている。 おかわりもしているみたいなので、おいしいのが伝わってきている。
	保育所 C	・どんな感じで食べているのか見たことがないのでわからない。 ・おやつに市販のスナック菓子はやめて、手作りのおやつかふかし芋やおにぎり等を増やしてほしい。

		・果物や野菜等を工夫したおやつが提供されるとよいと思う。 ・子どもが給食が嫌と言うことがしばしばある。 ・1歳児から5歳児まで同じおやつの内容で良いのか？
広川町		・栄養のバランスを考えたメニューなので助かる。 ・家庭とは違った味を経験できる。 ・みんなで食べるとおいしさを感じられ、食事マナー等も学べる。
すさみ町		・同じ町内からの配送で、出来立てを温かいうちに提供してもらっているのがありがたい ・子どもはおいしいと言っている
高梁市		・給食でいろいろなものを食べることができるのでありがたい ・苦手な野菜も少しずつ食べるようになった ・友達と一緒に喜んで給食を食べることができている。
真庭市		変わらず、毎日完食している。
呉市		・アレルギー食材のチェック、代替食の対応など細かい対応をしてもらっている ・子どもが家に帰ってきて「今日の給食美味しかったよ」って嬉しそうに話してくれる
東広島市		野菜を食べられるようになった、おいしい、今日〇〇を食べた、等の話をしている。また、保育施設より、おかわりをしている、家では食べない野菜を食べている等の話を担任から聞いている。その他、気づきの点としては、栄養満点な給食に感謝、添加物が気になる、子どもたちの健やかな心と体に配慮してほしい、家では何でもたべるが給食で好き嫌いがあるのか聞きたい等がありました。
江田島市	保育所 A	季節の食材が多く、園での野菜づくりと重なる食材もあり、給食を楽しみにしている。 家にいるときよりも、よく食べているようだ。 皆と一緒に食べることで、嫌いなものが平気になった。 切り方の工夫ひとつで、嫌いなものがなくなったので、役立てていきたい。
	保育所 B	献立がとても多い。 子どもは、手づくりおやつの日を楽しみにしている。 コスパがよい。 献立を見て、季節感を感じられる。 せっかく島にいるのだから、地産地消をもっと進めていけたらよい。
	保育所 C	地元の野菜などを知ることができた。 低価格で質の高い給食を提供してもらっていると思います。 毎日、給食の時間が待ち遠しいようです。 アレルギーなどのきめ細かい対応ができるようになると、助かります。
安芸太田町		・4月頃は、子どもが食べやすいように小さく切ってくれる等対応してくれてありがたかった。 ・展示食を指差し、「食べたよ」「おいしかったよ」等と話してくれる。 ・特に気にならない。 ・子どもは、おいしいと言っている。 ・自分たちが子どもの時通っていた頃よりずっとセンター方式だったので何も思わない。
阿南市		入園前から外部搬入となっているので比較できない

美波町		搬入元の園から転園したが、同じ園で作っているので何も変わらない おやつもあるし、問題は無い 給食はありがたい 毎日のことなありがたい。 野菜類がたくさんとれる。 特になし。
宇多津町		・アレルギー児用のメニュー表がいただけるので確認ができ安心しています。新しい素材使用時も確認していただけている。 ・毎日、家に帰ってくるとおいしかったよ「〇〇食べたよ」と言ってくれる事が多いです。野菜や肉をスムーズに食べているみたい。なかなか毎日取れない栄養素も保育園の食事で摂取できていると思います。 ・薄味な気もしましたが、我々大人が濃い味を好むからかも。食事はバランスがよく、家ではたべないであろう食材もがんばって食べてくれていました。メニュー表も別にいただき詳しく記入していただいているので安心します。 ・試食会があつていい。おいしいと思います。 ・家では食べなかったり、口に入れても出したりしますが、給食は毎日残さず食べているようなので味もやわらかさ、大きさちょうど良いのだと思います。
綾町		・入所時に食物アレルギー等について相談しているので安心。 ・残さず食べている姿を見て親として安心です。 ・地元産の食材を使うので安心安全
●良くなった点		
清里町		・アレルギー対応が可能になった点 ・地産地消の食育が可能となった点
最上町		・自園調理時の給食は食べさせたことがないので、比較することが出来ません。 ・他の回答も同様。 ・わからない
芝山町	保育所 C	見た目がよくなり子どもたちの食べる意欲が出た ・お弁当形式のスタイルなので子供たちが食べやすい。 ・メニューが豊富 ・お盆の間と年始の 1～2 日を除いて年間提供があるので助かる。
横芝光町		
大多喜町		・入園時から今のような対応をしてくれているので、安心している。
能美市		保育園と小学校が同一の給食を食することで、家庭においても共通の話題が生まれる。
郡上市	保育所 B	仕事をしているので、保育園で給食を提供してもらえることはありがたい。
神戸町		メニューが豊富。コストが削減された。
揖斐川町		外部搬入（学校給食センター）の給食が当たり前であると思っていたので、これといっていない

大野町		・自園調理を主として実施して頂いているためその方が良いと思うが、何らかのトラブルでお弁当などの搬入体制も整えてもらっていることはありがたい。
七宗町	保育所 A	兄弟で同じメニューのものを食べているので、夕飯の献立と重ならなくて助かる。
熱海市		祖母の話では、夏休中は弁当持参となっていた時期もあったため、現在では夏休みにも給食の対応をしてくれるためありがたい。
西尾市		地産地消を推進しており、経済の活性化に繋がっている。
稲沢市		野菜が中心で材料も多くあり、家では食べないものも保育園では食べていることに驚く。 自園では作ることが難しいスチームを使った食材は味もよく美味しい。
田原市		・給食費が安くて助かる。 ・慣れてしまえば、自園もセンターも違いはない。 ・栄養士の管理の元、調理が行われており、味の管理もされていて良い。 ・1ヶ所で作ることによって園の負担が減る分子どもに係ることができる。 ・どこの保育所でも同じ味が食べられる（差が出ない）
志摩市	保育所 B	・「しまみつけごはん」の日が楽しみで、よくお友だちと話をしながら食べています。お手紙も家庭でよく見ていて”食育”になっています。 ・「これは何?」「この魚は何ていう名前?」など毎回楽しみに待っている姿があります。 ・給食メニューを「今日は何?」と他のしみに見えています。パンの日、ごはんの日などたくさんのメニューがあり、様々な食品を食べられて学べることも多いです。
栗東市	保育所 A	・魚や野菜など家ではなかなか食べてくれないものを栄養たっぷりで食べさせてくれること。 ・栄養管理された食事がとれる。 ・園での給食がいつもおいしく、子どもたちからも「今日は○○やった」との声。 ・栄養面に考慮し、おいしい給食をありがとうございます。 ・献立表を見るとたくさんの食材と品数の給食を食べていると感じます。小学校でも同じものを食べることになるので、小さいうちから同じものを食べてなじみのあるものなので、すんなりと受け入れられると思います。・おいしく食べているようです。 ・栗東食材の日があるところ。できるだけ地産地消を進めて、子どもたちが生産者に感謝したり食育につながる機会を増やしていただけたら嬉しいです。
	保育所 C	・子どもが「おいしい」と言っている。 ・いろいろな食材を使われていて、調理の味付けも毎日違うのでいいと思う。 ・家では、バランスを考えていないので、バランス良く栄養も考えてくれているので嬉しい。 ・バランスを考えていろいろなものを提供してくれる。 ・魚や肉など偏らないようなメニューで野菜もいろいろな野菜が使われていて、とても良いと思う。
熊取町	保育所 A	健康に気を付けて、旬の食べ物などを使ってもらえて有難いと思う。 メニューが豊富で、毎日完食している。

		家では偏食の子供が毎日間食しているので、内容や味、大きさ、柔らかさ等、年齢を考えて適したものを提供してくださっていると感じている。 品数が多く、色々な食材を食べられるので助かっている。 外部搬入でも、衛生面や安全面に配慮して下さっており、現状、食に関して子供が体調を崩すことはないので、安心して保育所に預けている。 家では、なかなか作れないようなおかずも提供されている。 見た目よりも味付けがしっかりしていて美味しい。 健康に気を付けて、旬の食べ物などを使ってもらえて有難いと思う。 メニューが豊富で、毎日完食している。 家では偏食の子供が毎日間食しているので、内容や味、大きさ、柔らかさ等、年齢を考えて適したものを提供してくださっていると感じている。 品数が多く、色々な食材を食べられるので助かっている。 外部搬入でも、衛生面や安全面に配慮して下さっており、現状、食に関して子供が体調を崩すことはないので、安心して保育所に預けている。 家では、なかなか作れないようなおかずも提供されている。 見た目よりも味付けがしっかりしていて美味しい。 栄養面・カロリー・バランスなどが考えられていてよい。 味も濃すぎず、安心である。 今後も栄養バランスを考えたメニューでお願いしたい。 給食の試食会に一度参加したが美味しかった。 子どもも好きそうな味付けだと感じた。 とても栄養バランスを考えてくれているメニューだと思う。 家ではなかなか作ることができないおかずもあるので、嬉しく思っている。
高野町	保育所 B	
	保育所 C	
	保育所 D	
広川町		・家では出さないメニューがあり、好き嫌い無くなったように感じる。 ・地域の食材を使うことや、子どもたちが育てた野菜を届けると使ってもらえ、食育として、とても良い。
江田島市	保育所 A	
	保育所 C	
宇多津町		・小中学校も給食なので、早い時期から給食に慣れる。 ・夕食の献立が立てやすい。 ・衛生面の設備が整っている ・兄弟で同じメニューを食べ話題になる。
綾町		保護者の負担が少なくてよい。 保育施設専用ということで、間違いもなく、安心できる。 献立のメニューがたくさんある。 季節に応じた食材が多く、私の方が勉強になる。 自園調理のときを知らませんが、保育施設専用の調理法は、普通に考えて、効率のよいやり方だと思います。
●悪くなった点		
最上町		・自園調理時の給食は食べさせたことがないので、比較することが出来ません。 ・他の回答も同様。 ・わからない

横芝光町		・3歳未満児に汁物の提供がない ・シチュー、カレーがお弁当箱の中に入っているため冷たい。
坂井市		センター調理だと多くの人数分を作るので冷凍食品やレトルトに頼る頻度も多くなると思うので、心配な面もある。
神戸町		食に対して豊かな時代なので、カロリー計算も大切ですが、見た目や味など子どもたちが喜ぶメニューを考えた方がいいと思います。調理員さんが給食を調理している時のにおいを嗅ぐ、嗅覚を養うことも大切だと思う。
揖斐川町		外部搬入（学校給食センター）の給食が当たり前であると思っていたので、これとってない
大野町		・自園調理の方がよい。
七宗町	保育所 A	小さい子にも合った献立じゃなかったり、2次調理もしにくいメニューもあったりで、食べられるだろうかと不安になることもある。
稲沢市		麺類はどうしても食缶の中で伸びてしまい、特にパスタは柔らかくなりすぎ切れてしまう。 センターから運ばれる食缶の個数が決められているため、メニューの応用が難しい場合がある。
田原市		・調理している姿を見ることができない。 ・汁物などがぬるい。 ・温かく、出来立てが食べられないイメージ。 ・調理員んさんが実際に子どもたちの様子・反応を見られない。 ・子どもたちに作っているところを見せられない。 ・給食が出来上がるまでの美味しい香りが楽しめないことによって、「給食の時間までもうすぐ」「早く食べたい」のわくわく感が少ない印象がある。
蟹江町		温度管理が心配
栗東市	保育所 A 保育所 B	・給食の見本はありますか？どのくらいの量、食材の大きさなどが見たいです。ネットで写真だけでも見れたらと思います。 ・子ども達が作られるところを見られる自園方式が望ましい。搬入方式であっても一部は園で作る等の工夫をしていただけるとありがたいです。 作ってくださる方の姿を見るのと、運ばれてくるのでは、子どもたちの“いただく”という意識がちがってくると思います（おやつ等は園で調理している）。 （保護者の回答です） ・毎日米飯であるため、パン類や麺類なども練習になり、変化があるので取り入れてほしい。 ※当市は全園完全米飯です。
柏原市		（自演調理の園から転園されてきたかたの意見） ・前の園は豪華だった
熊取町	保育所 A 保育所 B 保育所 C	メニューのレパートリーが、もう少し増えたらよいのと思う。毎月ぐるぐる回っているだけな気がするのが少し気になる。お友達と机を囲んで食べられる環境が食を促す一面があると思うので、アレルギー食のお子さんも一緒に食べられる機会がもっと多ければよいと思う。（できれば、全てアレルギー対応になり、それが普通になればよいと思う） 0歳児、1歳児の離乳食やきざみ食は、どのようなものなのかを見たことがないので気になる。

高野町	保育所 D	アスパラが硬いと言っており、筋が残っているようである。子どもの歯では噛み切るのが難しいようなので、それだけが唯一の難点だと思う。 おでんや竹輪の磯辺揚げなど月に 2 回同じものが毎月出るのが気になる。（特に練り物が苦手のため） もう少し旬のものが出ればよいと感じる。 せっかくなので、いろんな種類のメニューがあればよいと思う。 地元産の野菜の日などがあると食育によいと思うが、地元産の野菜も入っていたりするのか、国産かどうか少し気になる。 衛生面や、異物混入、食中毒などが気になる。 給食がどのように運ばれてきて、どう配膳されているか、配膳される前にチェックがあるのか、食器の管理など、給食センター側の衛生面が気になる。
広川町		・給食センターが 1 つで中学 3 年生までが同じ給食で、食材、味付け等に不安がある。 ・キムチチャーハンやチゲ風など、小さい子どもには無理です。 ・配布される献立表を見て、食べられるのか？と感じるメニューがある。 ・食事の一貫としてのおやつを提供してください。 ・チョコレートを食べさせていない家庭の子どもが園で味を覚えてしまうなどおやつに問題がある。
真庭市		・温かい食事がさめてしまう。 ・多量の調理をしているため、食中毒などがあると被害が大きくなる。
江田島市	保育所 A	朝のおやつが、毎日、既製品になったことが残念。
宇多津町		悪いとまでは言わないが、調理している姿を見れたら、よりよい。 ・否定的な意見はありませんでした。現状のままで問題ないとの事。 p

Q 4 1. 給食の外部搬入の導入に伴う発達段階に応じた必要な個別の対応への取組（外部搬入事業所）

<ポイント>

ご飯の量を少なくする、食材の大きさや固さの調整、アレルギー食材を含まない調味料の剪定などの取組がみられる。なお、個別の対応は保育所側で対応としている自治体もあった。

認定地方公共団体	取組内容	開始時期	課題の克服状況	克服状況の内容
清里町	離乳食のチェック表の配布による個別対応	H18 年 5 月～	3. 分からない	—
湧別町	保育所側で対応	H20. 8	3. 分からない	※保育所側の対応のため「3」とした
最上町	3歳未満児についてはごはん量と副菜を以上児より数量を少なくし、魚も骨ごと食べられるものにしています。	平成 22 年～	3. 分からない	—
	今年度から 1 歳児については主菜や副菜を食べやすい大きさにカットしています。	令和 3 年～		
阿見町	取り組みはしていない（各保育所で対応しているため）	—	—	—
大多喜町	給食会議等で搬入元の栄養士と情報を共有する。	平成 16 年～	1. 克服された	離乳食の進行状況を搬入元と保育園、家庭において共有し、発達段階に応じて個別に対応できるようになった。
	入園時に、離乳食について保護者と面談を行う。	平成 25 年～		
坂井市	園児の発達段階にあった食材の大きさや固さの調整。	提供開始時より	3. 分からない	—
	味覚の発達段階であるため、天然だしを使い食材の旨味が引き立つような味つけ。 月齢にあった食材の形態・形状の離乳食の提供。	R2. 4 月より		
富士河口湖町	月齢に合わせた個別の対応。困難なし	—	—	—
飛騨市	食べにくい食材の変更や切り方を小さくしている	H15	1. 克服された	以前は学校と同じものを提供していたが、保育園と学校とを別釜で作るなど園児用の献立が作成できるようになった
	アレルギー食材を含まない調味料の剪定			
	学校と保育園を別釜で作り薄味に仕上げている		2. 克服されていない	1 歳未満児における離乳食には対応できていない。保育所で刻み食にて対応
	保育所にて刻み食の対応			

本巣市	幼児園用に野菜などの食材を小さく切る、しっかり煮込むなど調理の工夫を行っている。		給食センター開設当初より	2. 克服されていない	学校とほぼ同一メニューのため、根本的な個別対応は難しい。幼児園用にはカレー粉ではなくカレーアロマの使用や、キムチは使用せず別のメニューにするなど食材の変更は行っている。
	スパイス等刺激のあるものは使用を控えるなど配慮している。			—	—
	各園にて、3歳未満児用にひと口大にカットするなどに対応していただいている。			—	—
郡上市	保育所 A	園児食のみを調理しているため柔軟な対応ができる。	認定前から	3. 分からない	—
	保育所 B	代替食提供ができない場合は、園へお弁当をお願いする。	認定前から	2. 克服されていない	学校給食のため、3歳未満児の個別対応が難しい。
神戸町	刻み食・食材変更などで対応		H21. 7. 17～	1. 克服された	未満児の月齢に応じた味付け、固さ、大きさを工夫することで食べやすく呑み込みやすい食事を提供することができた。
安八町	給食センターでは 3 歳未満児対応の取り組みは行っていない。		—	3. 分からない	—
大野町	町担当課や園長様との綿密な打合せ		その都度	1. 克服された	町や園からの情報をもとにメニューを決め、試食をして頂いた上で採用をしている。その結果、個々の園児の状況にも柔軟に対応させて頂いている。どうしても対応が困難な場合は、個別で町に相談させて頂いている。
北方町	担任が食べやすい形態に加工して提供する		当初から	3. 分からない	—
七宗町	離乳食については、すべての対応ができないため、二次調理や一部持参としている		未満児受け入れ当初から	2. 克服されていない	未満児食、離乳食は、受入れ人数の増加に伴い月齢や個々の発達状況に応じて、二次調理の負担が大きくなっている
熱海市	学校栄養士の指示のもと、年齢に応じた味付け、量などを工夫のうえ提供する。		H22. 4	1. 克服された	学校栄養士が献立を作成のうえ、保育園栄養士と連携を図るり、喫食率の向上へつなげている。
	材料の刻み方や出来上がり硬さ等の工夫				
磐田市	積極的に未満児クラスへのミールラウンドを実施し、毎日給食を食べる様子などを確認している。離乳については食事を始める際に先生と通してお母さんから現在の喫食の進み方や食材の大きさ、食材の確認・把握をしてから給食提供している。変		—	1. 克服された	先生や園児とのコミュニケーションが深まり「こうしてほしい」という要望をお互い伝えやすく受けやすくなった。ミールラウンドにて食材の大きさ、硬さなどの調整を厨房でも把握している。

	更の際は、都度担任の先生と話を決めて決めている。			
安城市	園専用の給食センターでの調理を実施している。 園児が無理なく食べることができる献立を提供している。	不明	1. 克服された	食材購入時に小中学校が使用する食材を、都合によっては変更することができるようになり、園児に合わせた食材を購入し、都合の良い献立を提供できるようになった。
西尾市	発達段階に応じた(離乳食、アレルギー対応食) 細やかな調理の対応が難しいが、専用の調理室及び機材を活用し安心安全な対応食を提供していく。	令和4年4月	1. 克服された	令和3年度までは、学校給食センター(小・中学校と同じ調理内容)からの外部搬入だったため発達段階に応じた(離乳食、アレルギー対応食) 細やかな調理の対応が難しかった点が克服された。
蒲郡市	3才未満児への個別対応はセンターとしてはやっていない。	—	—	—
常滑市	発達にあわせて刻んだり、つぶしたりしている	不明	3. 分からない	—
稲沢市	各保育園でキッチンバサミやブレンダー等を使用して配膳員・保育士が給食対応を行っている。 おかゆや野菜のくたくた煮(スープ)を別途調理している	開園当初から	1. 克服された	保育士が園児の発達状況に併せて対応することができている。
日進市	離乳食などの発達段階に応じた給食を保温ジャーに入れ搬送 搬出先施設の調理場で発達段階に応じたおやつを調理	外部搬入開始当初から	3. 分からない	—
田原市	事業所での対応は行っていない。	—	3. 分からない	—
清須市	給食センターで調理した給食を保育園にておかずを刻む。 揚げ物、カレー等低年齢の園児の給食として適していない献立については保育園にて別の給食を調理している。 主食のごはんは保育園にて「軟飯」「おかゆ」を調理している。 保育園での調理で対応できない場合は市販のベビーフードを活用する。	平成26年9月	1. 克服された	Q41-1の取り組みを実施することにより、園児の発達段階に応じた個別対応の給食を提供することができます。
北名古屋	給食の量を調整している。 食材の種類や、きざんだり、つぶしたりする等食べやすいように形態を調整している。	H20.8	3. 分からない	—

	味を薄くする等味付けを調整している。			
	団子や魚の小骨等窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている。			
みよし市	搬入された給食を園で発達段階に合わせて刻むなど	当初より	1. 克服された	給食センターで対応しきれない部分は園でカバーすることにより個別の対応を図っている
あま市	味付け、食材の大きさ、固さ、量などの調整	不明	3. 分からない	—
長久手市	離乳食は各園で調理を行っている	事業開始時より	3. 分からない	—
東郷町	離乳食については各園で調理	不明	3. 分からない	—
蟹江町	離乳食は中期、後期食の提供 1～2 歳児は乳児食の提供	業務開始時より	1. 克服された	保育所と連携を取り、段階を踏まえて給食を提供している。
阿久比町	特に取り組んでいない	—	2. 克服されてない	保育園・小学校・中学校の給食を調理する共同調理場のため、保育園児の年齢に対応した個別の配慮が困難なため克服できない。しかし、3 歳未満児も含めて園児の誤嚥に配慮できる+G42:V42 よう、献立によっては小・中学校に使用する食材を一部変更するなどの配慮をしている。
亀山市	外部搬出保育園との密なる連携搬入先と密に連絡を取り合い、必要に応じて個別対応を行っている。	導入当初から	1. 克服された	従来から問題は生じていない。
志摩市	保育所及び幼稚園専用の給食センターとして運営している	H25. 8	1. 克服された	学校給食センターで調理されていた給食と比較した場合、保育所及び幼稚園専用の給食センターとすることにより、献立や味付けなどが低年齢児に応じた給食を提供できるようになった。
栗東市	保育所向けの献立の展開 保育所向けの調理方法	平成 30 年 9 月	1. 克服された	3 歳未満児が食べにくい食材の代替を行うほか、形態や味付け（薄味）などの調理方法においても工夫を行った。
甲賀市	使用食材への配慮 食材の大きさへの配慮 食材の硬さへの配慮 味付けへの配慮	平成 30 年 12 月（認定当初より）	1. 克服された	克服されたと回答しましたが、当初より 0 歳児（離乳食）からの給食の提供をしているため、特に課題として考えていません。

高島市	毎月給食会議を開催し、園職員と直接話し合い、3才未満児等の個別対応などを行っている。	当初から	3. 分からない	—
柏原市	月に一度の給食会議にて市や園からの意見を頂き行っている。	2019 年 4 月	3. 分からない	—
熊取町	アレルギー児食を納品し、それを利用して、保育所内調理室で保育所調理員が離乳食を調理している	昭和 59 年より	1. 克服された	アレルギー児食は特定原材料 7 品目およびごまを使用していないため、離乳食材料として提供可能
高野町	今年を対象者がいないが、対象者がいる場合は対応可能。	H30 年から	1. 克服された	アレルギー児への対応は保護者⇄保育士⇄給食センターの相互体制で対応を検討し、個別対応の体制を作っている。
	当園では 0 歳児保育の受け入れを行っていないが、離乳食への体制は持ち合わせていない。また、発達段階に配慮した対応も困難である。		2. 克服されていない	離乳食や年齢、発達段階に配慮した給食の提供が困難な理由としては、給食センターの調理スペースや設備、調理員の配置体制が整っていないことが挙げられる。今後、新しい給食センターの建設に併せ、給食の提供体制について行政と協議を行う。
広川町	0・1 歳児については、保育所での調理としている	H19 より	3. 分からない	—
すさみ町	2 歳児からの入所となっているので、離乳食は実施していない	—	—	—
	2 歳児については、対応の必要な場合は個別に対応している	開始当初より	1. 克服された	連携を取ることで対応出来た。
高梁市	特に 3 歳未満児の離乳食については、個別にどのような食事を摂取しているか等の状態を聴取し、発育状態に合わせた切り方や調理方法等の対応を行っている。	平成 20 年	1. 克服された	個別の対応を行うことにより、それぞれの園児に適した給食の提供ができる。
	3 歳児未満の主菜やデザートについては、形態によって摂食困難と判断した場合、代替のものを提供することもある。		—	—
真庭市	前もって 3 歳未満児の情報交換を行い、把握しておく。	R 3, 4, 1	1. 克服された	はさみを入れて送るようにしたことで、個々に応じた大きさを提供できるようになった。
	はさみを入れて送るようにしている。食べる時に大きさを調整してもらう。	R 3, 9 ~		
呉市	外部搬入事業所であり、同じ公立保育所でもあるので必要な個別の対応も従来から搬入先の保育所へも行っている	—	3. 分からない	—

江田島市	離乳食対応のための改修工事	平成 28 年度	1. 克服された	従前では提供できなかった離乳食を提供可能になった。ただし、細かい個別対応とまではいかない。
安芸太田町	離乳食を実施している	当初	3. 分からない	—
	食材の変更（例：鮎⇒三未鮭）			
	食材の形 鶏肉等調理後切る			
阿南市	3 歳未満児については、小さく切るなどして食べやすくして提供している。	時期不明	1. 克服された	食べやすくなった。
那賀町	実際に調理した調理員が搬送するため問題ない	H26. 4～	3. 分からない	—
美波町	外部搬入方式による給食は、1 歳児から実施することとし、年齢に応じて味付けや大きさ、固さ量など変えて提供する。	平成 26 年 1 月	3. 分からない	—
宇多津町	食材の切り方を小さめとする。	H19	1. 克服された	残食率が低下した
	幼稚園と比較し、食べやすい食材を選択し、調理する。			
粕屋町	学校給食センターと各園の配膳員で連携して対応	—	1. 克服された	当初より個別対応していたため問題はなかった
	月 1 回の給食会議の実施		—	—
綾町	発達段階に応じた給食が提供	H19. 4～	1. 克服された	保育者と調理者により毎月給食検討会を実施

Q 4 2. 給食の外部搬入の導入に伴うアレルギー児への対応への取組（外部搬入事業所）

<ポイント>

食物アレルギー無の食材・調味料の活用、生活管理指導票の提出を求める、代替食の提供をするなどの取組がみられる。

認定地方公共団体	取組内容	開始時期	課題の克服状況	克服状況の内容
清里町	保護者への聞き取り	H18 年 5 月～	3. 分からない	—
湧別町	代替食を提供しているが、対応が難しいものについては持参してもらっている。	H20. 8	1. 克服された	ガイドラインを活用しアレルギー児童の保護者と保育所とで事前に調整し、情報を共有した上で代替食を提供している。
最上町	入園前に食物アレルギー有無の調査を行い、申込がある場合には病院にて検査をし	平成 25 年～	3. 分からない	—

	てもらい、検査結果の写しと生活管理指導表を提出依頼しています。 食物アレルギーを持つ園児の保護者・給食主任・保育担任・幼児教育課担当者・栄養士にて面談を行っています。 食物アレルギーが多岐にわたる場合、又は油の共有や調味料まで除去食や代替食が必要な場合には対応が難しい為、一部お弁当を持参して頂いています。 除去食の種類・回数を減らすため、全体で食物アレルギー無の食材・調味料等を使用しています。例)ノンエッグマヨネーズ、卵乳無ちくわ			
阿見町	アレルギー献立表を作成し、食品ごとに配合内容を示している。	H20. 11 月～	1. 克服された	保育所で食品の除去、もしくは代替食の用意などの個別対応が行うことができたようになった。
芝山町	除去食の提供を行っている	不明	1. 克服された	誤食によるアレルギー反応は起きていない
大多喜町	生活管理指導表に基づいて代替食の提供を行う。	平成 28 年～	1. 克服された	生活管理指導表の提出を義務付けることによって、不必要な除去対応が減り、適切な対応を行うことができたようになった。
坂井市	アレルギー調理専用の部屋を設置。 アレルギー物質表示制度対象 28 品目に絞っての対応。	R2. 4 月より	3. 分からない	—
富士河口湖町	アレルギー児なし 代替食を使い個々の対応。困難なし	—	—	—
飛騨市	除去食、代替食にて対応 アレルギー食材を含まない調味料、食材の剪定 1 年ごとに病院受診してもらい、保育所管理指導票にて保護者とのアレルギー面談	H15	1. 克服された	食べられる食材が増えた。面談を毎年行い、除去食代替食にて一人ひとりの対応を行った。
本巣市	代替食の提供は行っていない。 ノンエッグマヨネーズや米粉、アレルギー物質不使用の加工品やデザートを可能な範囲で使用した献立の工夫に取り組んでいる。	— 4 年ほど前から	— 2. 克服されていない	— 小・中学校への鶏卵の除去食の提供は行っているが、園児分の除去食の提供は人数が多く、対応できる設備が整っていないため。

					食材でアレルギー物質を可能な範囲で減らすことで、同じ給食を喫食できるように工夫している。
郡上市	保育所 A	現在のところ対応が可能な範囲であるため、特に取り組みはない。	認定前から	3. 分からない	—
	保育所 B	代替食提供ができない場合は園へお弁当をお願いする。	認定前から	2. 克服されていない	学校給食のため、3歳未満児まで考慮することが難しい。
神戸町	除去食による対応		H21.7.17～	1. 克服された	アレルギー対応給食を別で調理することで対応
安八町	給食センターではできるだけアレルゲンの少ないものを選んだり、種実類の使用頻度を減らしたりしている。		—	3. 分からない	—
大野町	町担当課や園長様との綿密な打合せ		その都度	1. 克服された	町や園からの情報をもとにメニューを決め、試食をして頂いた上で採用をしている。その結果、個々の園児の状況にも柔軟に対応させて頂いている。どうしても対応が困難な場合は、個別で町に相談させて頂いている。
北方町	給食の成分表や材料表を保護者に配布し、家庭と園、双方で確認		—	1. 克服された	確認のプロセスを踏むことで、誤食を防止している
	一人一人、アレルギーチェック表の作成			—	
	教育を食べる前に複数人が、目で見確認				
七宗町	代替え食対応は行わず、除去食にて対応する。また、除去ができないものについては提供しないようにしている		外部搬入開始から	1. 克服された	アレルギー対応として、対応マニュアル等を作成し、保育園での保護者、保育園、給食センターそれぞれにおいて献立作成内容に対し、連携してアレルギーについての確認を十分行うこととしている
白川村	対応できるものはするが、無理な時は持参してもらう		ずいぶん前から	3. 分からない	—
熱海市	対応が必要な園児には、学校栄養士の指示のもと、除去対応を行っている。		H22.4	1. 克服された	指示通りの対応により問題は起きていない。
磐田市	除去食、代替食で対応している。代替食に栄養価、見た目、彩が他の園児と変わらないよう工夫している。		—	1. 克服された	保護者が代替食も持参することなく給食で対応することで、保護者の負担を減らし、また保護者の安心が見られる。
安城市	アレルギー原因物質ができるだけ少ない食材を購入するようにしている。		不明	3. 分からない	—

西尾市	3歳未満児の主要 28 品目については、アレルギー対応食を提供していく予定である。	令和4年4月	3. 分からない	—
蒲郡市	卵アレルギー対応給食の実施（保育園にて）	—	1. 克服された	卵アレルギー児が、卵アレルギー対応給食（卵除去）の実施により食べることができる料理が増えた
常滑市	献立表を予め保護者に配布し、アレルギーのあるものをチェックしてもらう 献立の成分表を前もって保護者に配布する	不明	1. 克服された	保護者が予め献立をチェックし、除去が難しい場合は代替食を弁当で持たせてもらっている
稲沢市	アレルギー児をグループ分けし代替食・除去食の対応をしている。 アレルギー児毎に氏名・アレルギー名を記載した保温容器を用意し提供している。	開園当初から 平成22年から	1. 克服された	ご配膳・誤食等の間違いがなくなった。
日進市	医師の指示に基づいた除去食を提供	外部搬入開始当初から	3. 分からない	—
田原市	特定原材料・準特定原材料 28 品目についてアレルギーの除去食及び無配膳で対応している。	—	1. 克服された	各個人に合わせたアレルギー対応ができています。
清須市	卵・乳・小麦の除去食、代替え食を給食センターにて調理し提供 ごま・魚卵・甲殻類・果物の除去食、代替え食を保育園にて調理し提供 そば・ピーナッツ・ナッツ類は給食に使用しない	平成26年9月	1. 克服された	Q42-1の対応によりアレルギー食品の対応が多種類出来、多くの園児に給食を提供することができている。
北名古屋市	保育園と連携をし栄養士同席のもとアレルギーの状況把握に努め、適切な代替食を提供する。	H20.8	1. 克服された	従来は除去食の提供のみだったが、代替食の提供が可能になった。
みよし市	除去食、代替食の提供はしていない	当初から	1. 克服された	all or nothing の考え方により、対応困難による誤食事故を防ぐ。安全のため。
あま市	アレルゲンとなる食材の除去	不明	3. 分からない	—
長久手市	乳卵のみ除去食対応 乳卵以外のアレルギー食品は家庭より持参	S63～	3. 分からない	—
東郷町	保護者による弁当持参	不明	3. 分からない	—
蟹江町	卵・乳の除去代替給食の実施（入所前に面接でアレルゲン等確認）	業務開始時より	1. 克服された	保育所と連携をとり、アレルギー児の対応を進めている。

	おやつは個別対応			
阿久比町	給食食材に使用されるアレルゲンの情報提供	特区申請以前から	1. 克服された	除去食の提供をすることで、アレルギー児も給食とほぼ同様の食事をする事ができ、栄養バランスや食の豊かな経験を維持できるようになった。
	代替食の提供は行っていないが、卵・乳アレルギーについては、除去食の提供を行っている。	令和3年9月から	—	—
	必要に応じて保護者と栄養士の面談の実施	特区申請以前から		
亀山市	医師の診断書に基づき、除去食・代替食を提供している。	導入当初から	1. 克服された	従来から問題は生じていない。搬入先に食物アレルギー該当児なし。
	搬入先と密に連絡を取り合い、必要に応じて個別対応を行っている。		—	—
志摩市	代替食の対応には医師による指示書の提出を求めている。	不明	2. 克服されていない	医師による指示書を求めることで、不要な対応の実施を防いではいるが、アレルギー対応する食材については限定をしていないため、対応すべき食材が多様化しており、対応件数の減少には至っていない。
栗東市	食物アレルギー対応食（卵・乳のみ）の提供	平成30年9月	1. 克服された	食物アレルギー発症数の多い「卵」「乳」を対象とした食物アレルギー対応食を、アレルギー対応食専用調理室で調理・提供し、アレルギー食材の誤混入の防止に繋げ食の安全の確保を行った。
甲賀市	除去食、代替食の提供	平成30年12月（認定当初より）	1. 克服された	克服されたと回答しましたが、当初より、配送園と情報の共有を行い、除去食、代替食の提供をしているため、特に課題として考えていません。
高島市	給食会議において、自社の栄養士と園職員で話し合い、アレルギー献立を作成している。	当初から	3. 分からない	—
柏原市	アレルギー調査表を保護者に記入してもらい、必要に応じて保護者にヒアリングを行っている。	不明	3. 分からない	—
熊取町	毎月、事業所栄養士・保育所副所長・保育課栄養士で、給食献立打合せ会議を実施しており、協議の上、代替食を提供している。	当初より	1. 克服された	特定原材料7品目および、ごまを完全除去した献立である。また、特定原材料に準ずるもの20品目についても必要な場合は協議の上、個別対応で調理している

高野町	排除、代替で解決できない場合は、家庭から食べられる食事をご用意いただくこととなっている。	H30 年から	3. 分からない	—
広川町	献立を事前に配布し、保育所にて対応してもらっている。	H21 より	3. 分からない	—
すさみ町	アレルギー児については電話等で事業者と密に連絡を取り合っている。	開始当初	1. 克服された	連携を取ることで対応出来た。
高梁市	安全確保のため、原因食物の完全除去対応、提供するかしないかを原則とする。	平成 29 年	1. 克服された	アレルギー児へのアレルギー原因食物の事故が避けられた。
	調理場の施設設備、人員に鑑み、過度に複雑な対応は行わない。 出来る範囲で代替食の提供を行うが、対応困難と判断した場合は、弁当対応を依頼する。	平成 20 年	—	—
真庭市	アレルギー児がいないため取り組みは行っていない。	当初より	—	—
呉市	外部搬入事業所であり、同じ公立保育所でもあるのでアレルギー児への対応も従来から搬入先の保育所へも行っている	—	3. 分からない	—
東広島市	3 歳未満児は青魚が食べれないため、すべての魚を白身魚に変更している 3 歳児未満は硬い豆などは食べられないためすべての園児に提供していない	—	3. 分からない	—
江田島市	完全除去食	平成 28 年度	2. 克服されていない	現行の設備及び職員数では追い付かない。
安芸太田町	医師の指示書により除去・代替	当初	1. 克服された	医師の指示書に基づき、除去等対応することで間違いが起りにくい。また、対応が難しい場合、園と保護者と連携して持参等してもらうので対象の園児も安心して給食を食べることができる。
	対応不可の場合、園、保護者と相談の上、持参			
阿南市	完全除去を行っている	時期不明	3. 分からない	—
	FAX、会議等で日々チェックし、配送時も個別専用容器に名前を記入し、さらに袋に入れてラミネートし、名前を記入して二重にチェックしている。			
那賀町	調理員が配送、配膳しているため対応できている	H26. 4～	3. 分からない	—
美波町	事前に保護者から提出していただいたアレルギー連絡票を元に町の管理栄養士と	平成 26 年 1 月	3. 分からない	—

	毎月アレルギー検討会を実施し、個人に応じた給食を提供する。			
宇多津町	アレルギー指針を策定（対象品目は32品目、主食主菜は代替、副菜等は除去した給食提供）	H30	1. 克服された	医師による診断書に基づき保護者と面談を行い、過度に複雑な対応をとらない。
粕屋町	除去食の提供	—	1. 克服された	給食センターと各園配膳員が連携し除去食の提供を行っている
	月1回の給食会議の実施		—	—
綾町	入所時に面談を実施	H19.4～	1. 克服された	入所時の個別面談やアレルギー検査を実施し、随時日常生活での状況を聞き取りしている。

Q43. 給食の外部搬入の導入に伴う体調不良児への対応への取組（外部搬入事業所）

<ポイント>

回答のあった約8割の外部搬入事業所から、「代替食の提供を行っていない」との回答があった。

認定地方公共団体	取組状況	取組状況の内容、取組を行っていない理由
清里町	3. 代替食の提供を行っていない	—
湧別町	3. 代替食の提供を行っていない	—
最上町	3. 代替食の提供を行っていない	—
阿見町	3. 代替食の提供を行っていない	—
六合村 (現：中之条町)	3. 代替食の提供を行っていない	—
芝山町	2. 一部代替食の提供を行っている	アレルギー対応の除去食についてのみ実施、代替食は容器の色を変え中に目印となるバランスを入れ間違いを防いでいる
大多喜町	2. 一部代替食の提供を行っている	搬入を行う調理員や搬入元の栄養士が、保育士と直接連絡を取り、必要な対応を共有している。
能美市	3. 代替食の提供を行っていない	—
坂井市	3. 代替食の提供を行っていない	—
富士河口湖町	1. 代替食の提供を行っている	保育士、栄養士、調理員の連携
飛騨市	3. 代替食の提供を行っていない	—

本巣市	3. 代替食の提供を行っていない	—
郡上市	保育所 A	1. 代替食の提供を行っている
	保育所 B	2. 一部代替食の提供を行っている
神戸町	3. 代替食の提供を行っていない	—
安八町	3. 代替食の提供を行っていない	—
揖斐川町	3. 代替食の提供を行っていない	—
大野町	2. 一部代替食の提供を行っている	町や園からの情報をもとにメニューを決め、試食をして頂いた上で採用をしている。その結果、個々の園児の状況にも柔軟に対応させて頂いている。どうしても対応が困難な場合は、個別で町に相談させて頂いている。
北方町	3. 代替食の提供を行っていない	—
七宗町	3. 代替食の提供を行っていない	—
白川町	2. 一部代替食の提供を行っている	—
白川村	2. 一部代替食の提供を行っている	栄養士と相談し、随時行っている。
熱海市	3. 代替食の提供を行っていない	—
磐田市	2. 一部代替食の提供を行っている	体調不良者が増えている際は、厨房に必ず一報を入れていただくようにしている。先生からも提供について相談を頂けるので未満児の 10 時おやつのヨーグルトなどを在庫のクッキーやせんべいに変更し対応している。
安城市	3. 代替食の提供を行っていない	—
西尾市	1. 代替食の提供を行っている	離乳食、アレルギー食専用の調理室及び機材を活用し安心安全な対応食を提供していく。
蒲郡市	3. 代替食の提供を行っていない	—
常滑市	3. 代替食の提供を行っていない	—
稲沢市	3. 代替食の提供を行っていない	—
日進市	3. 代替食の提供を行っていない	—
田原市	3. 代替食の提供を行っていない	—
清須市	3. 代替食の提供を行っていない	—
北名古屋	3. 代替食の提供を行っていない	—

みよし市	3. 代替食の提供を行っていない	—
あま市	3. 代替食の提供を行っていない	—
長久手市	2. 一部代替食の提供を行っている	牛乳の代替えを豆乳で行っている。
東郷町	3. 代替食の提供を行っていない	—
蟹江町	3. 代替食の提供を行っていない	—
阿久比町	3. 代替食の提供を行っていない	—
亀山市	2. 一部代替食の提供を行っている	出来る限り、連絡を取り合い要望に応えるようにしている。
栗東市	3. 代替食の提供を行っていない	—
甲賀市	3. 代替食の提供を行っていない	—
高島市	3. 代替食の提供を行っていない	—
柏原市	3. 代替食の提供を行っていない	—
熊取町	3. 代替食の提供を行っていない	—
高野町	3. 代替食の提供を行っていない	—
広川町	3. 代替食の提供を行っていない	—
すさみ町	1. 代替食の提供を行っている	保護者から体調不良の連絡を受けた保育所と事業者が密に連絡を取り合ったうえで除去している
高梁市	3. 代替食の提供を行っていない	—
真庭市	3. 代替食の提供を行っていない	—
呉市	2. 一部代替食の提供を行っている	搬入先と連絡を取り、品目の除去や変更など対応している
東広島市	3. 代替食の提供を行っていない	—
江田島市	3. 代替食の提供を行っていない	—
安芸太田町	3. 代替食の提供を行っていない	—
阿南市	3. 代替食の提供を行っていない	—
那賀町	2. 一部代替食の提供を行っている	担当の栄養士と連絡を取りながら個々の体調に合わせて給食を提供している
美波町	2. 一部代替食の提供を行っている	量の加減、消化の悪い物は除く、牛乳はお茶にかえる等、保護者のニーズを園で対応。
宇多津町	3. 代替食の提供を行っていない	—

粕屋町	3. 代替食の提供を行っていない	—
綾町	3. 代替食の提供を行っていない	—

Q 4 4. 給食の外部搬入の導入に伴う保育所や市町村等との連携への取組（外部搬入事業所）

<ポイント>

外部搬入事業者、保育所、市町村の保育担当者が集まり、献立、調理内容などに関する検討会を定期的に開催する取組がみられる。また、給食センター担当の栄養士が園を訪問し、状況を把握している自治体もみられる。

認定地方公共団体	取組内容	開始時期	課題の克服状況	克服状況の内容
湧別町	保育所と給食センターの連携	H20. 8	1. 克服された	保育所と給食センターで部局は異なるが、同じ町の組織として連携を密にとり情報を共有している。
最上町	給食業務に係る栄養士を最上町で雇用し、年1回は給食主任者・幼児教育課担当者・給食センター職員・栄養士にて給食主任者担当会議を行っています。 年3回園長先生・保育担当者・栄養士にて給食についての給食連携会議を行っています。	平成 22 年～	3. 分からない	—
阿見町	・保育所と学校給食センター所属の双方の栄養士が毎月定期的な意見交換、情報提供を行っている。	H20. 11 月～	1. 克服された	給食センターと保育所・市町村については、十分に連携できていると考えている。
芝山町	年1回の給食会議を実施	不明	1. 克服された	給食の提供における問題点としてあげられる事例はその都度解決できている
大多喜町	給食会議において情報を共有している 定期的に食事の様子を巡回している。	平成 16 年～	1. 克服された —	巡回を行うことで、園児の様子をより正確に把握することができるようになった。
能美市	2歳以上児の普通食については、当栄養士と各保育園栄養士が、毎月、翌月普通食メニュー内容等について、打合せをしている。	平成 17 年 5 月	3. 分からない	—
坂井市	月1回外部搬入事業者と保育所や市町村の保育担当者が集まり、献立や調理内容に関する検討会を実施。	平成 25 年度より	3. 分からない	—

	外部搬入事業者の園への訪問や保育所職員への聞き取りにて、切り方味つけが園児の発達にあっているか見直す。	R2.4月より	3. 分からない	—
飛騨市	事業所に保育園栄養士の配置	H15	1. 克服された	保育園と連携がとれる。アレルギー面談にて個々の対応が行える。子ども達の様子から、次回の料理形態や食材の変更を行することができる。それぞれの立場により情報共有ができています。
	保育園と毎日連絡ノートにてやりとり			
	保育園保護者と保育園主管課長に給食センター運営委員を委嘱している			
本巣市	学校および園、給食センターの担当者による献立部会を月に1回開催し、現場の意見を献立作成や調理方法に反映させている。検食簿にて園からの給食に対する声を把握している。	給食センター開設当初より	1. 克服された	担当の管理栄養士がいることで連絡や報告、相談がしやすい。
	幼稚園担当の管理栄養士を配置し、月に1回は各園を巡回している。	10年ほど前より	—	—
	食数の変更などは随時、書面にて報告し連携を密にとっている。	—	—	—
郡上市	毎月、献立表の提供の際に保育所長と情報交換を行っている。	認定前から	1. 克服された	アレルギーの症状が改善した場合など状態に変更があった際の対応ができる。
神戸町	関係者で組織する献立委員会等を設立し協議している	H21.7.17～	3. 分からない	—
	給食センター担当栄養士による園訪問にて実際の状況を把握している		—	
安八町	給食主任会を開いたり、食材選びの機会を設けたりして、給食センターとこども園との意見交換ができるようにしている。	開始時期は分からない。	1. 克服された	給食センターとこども園が意見交換する機会を設けたことで、互いの状況や要望等を理解できるようになった。
揖斐川町	町・町立保育所・町立給食センターで連携している	従来から	1. 克服された	すべて町組織であり、指摘は該当しない
大野町	町担当課や園長様との綿密な打合せ	その都度	3. 分からない	—
七宗町	給食センターとして、現在調理業務は委託しておらず直営にて実施している。	外部搬入開始から	3. 分からない	—
	保育園、給食センターの栄養士、町の栄養士とが連携して、給食献立を事前に内容確認して、栄養価などの確認等も踏まえ、連絡調整を行っている。		1. 克服された	自園調理との差異はあるが、乳幼児期からの一貫した食育推進に向け、保育園と町栄養士との連携をより深め、給食提供を行っている。
白川村	連携している	—	3. 分からない	—
熱海市	現地の配置職員と保育園職員との連携が取れている。	H22.4	1. 克服された	調理場と保育園との連携が取れているので、問題ありません。

磐田市	私たちが判断が難しいことは健康増進課の栄養士様に相談し、給食会議等の場で共有していただきます。	—	1. 克服された	相談に対し、健康増進課の栄養士様が来園し、様子を見に来て下さる。先生方も安心します。
安城市	給食センターに市の栄養士が在席している。 市役所保育課の栄養士が、会議や打ち合わせに出席している。	不明	3. 分からない	—
西尾市	外部搬入事業者と、市町村の保育担当者等が同じセンター内に勤務し常に連携できる仕組み体制にしていける。	令和4年4月	3. 分からない	—
蒲郡市	給食関係者出席の給食会議の実施	2018年4月～	1. 克服された	使用できる食材や食品について選別することができる
常滑市	献立委員会を開催し、栄養士と保育士が意見交換を行う場を持っている	不明	1. 克服された	現場のいけん、要望を聴取しやすくなった
稲沢市	給食作成現場には市役所栄養士が常駐して指示を行っているので、給食センターと保育園の連絡や橋渡しに問題は起きていない。	開園当初から	1. 克服された	問題が起きていない。
日進市	外部搬入保育所、搬出保育所双方の給食管理を市町村保育担当部局栄養士が行っている 保育所等と事業者で構成する定期的な連絡会を設けている	外部搬入開始当初から	3. 分からない	—
田原市	給食センター配属の市職員（栄養士）が、事業者と保育園・保育担当課間の調整を行っている。	—	1. 克服された	園児に合わせた献立内容、提供量、切り方等の改善ができています。
清須市	給食センターに清須市の保育園担当栄養士が勤務している	平成26年9月	3. 分からない	—
北名古屋市	給食センターと保育所及び保育担当で定期的に会議を実施している。	H20.8	3. 分からない	—
みよし市	保育担当課の管理栄養士の配置	—	1. 克服された	保育所における食事の提供について情報をもつ保育所担当課職員の配置により、事業者へ情報提供ができています
あま市	毎月、給食の献立や食材の選定に係る会議の実施	不明	3. 分からない	—
長久手市	毎月、給食献立委員会を開催し、保育園と意見交換	事業開始から	3. 分からない	—

	栄養士による巡回栄養指導時に相談、保育士へ助言	定期巡回は平成 22 年度から	1. 克服された	保育園と連携を密にすることで、日常の不具合等もすぐ連絡しあい、円滑な給食の提供ができています。
東郷町	献立委員会など、三者が話し合う場をつくっている。	不明	3. 分からない	—
蟹江町	給食検討会等、保育所と連携を取り、給食対応を進めている。	業務開始時より	1. 克服された	会議等で現場の意見をいただき、給食に反映できている。
阿久比町	保育担当の栄養士が給食センターに配置されている	外部搬入開始時から	3. 分からない	—
亀山市	各関係者が密に連絡を取り合い、情報共有や連携を行っている。	導入当初から	1. 克服された	従来から十分な連携がとれている。
志摩市	公立の幼保給食センターのため、市職員が配置されており、保育所における給食業務を担当している。	H25. 8	1. 克服された	事務職だけでなく専属の栄養士についても市職員が配置されていることから、各保育所への衛生管理の指導や食育についても市職員が実施しており、毎月各保育所の調理員とともに担当者会議を開催し、献立についての打ち合わせ等を実施している。
栗東市	連絡簿（感想ノート）のやり取り	平成 30 年 9 月	1. 克服された	毎日園と連絡簿（感想ノート）のやり取りや庁舎内で実施される給食会議の参加を通して、園職員や幼児課配置栄養士と連携し、献立の内容や調理方法など検討・改善を行った。
	給食会議の参加			
甲賀市	月 1 回の会議（給食会議）及び、何かあれば、連絡・相談し、迅速に対応をしている。	平成 30 年 12 月（認定当初より）	1. 克服された	克服されたと回答しましたが、特に課題として考えていません。
高島市	毎月の給食会議などで直接園職員と話して連携を取っている。	当初から	3. 分からない	—
柏原市	市や園と常時、電話やメールでのやり取りをして連携を取っている。	不明	3. 分からない	—
	月に一度の給食会議で市や園からの意見を頂きおこなっている。			
熊取町	毎月の給食献立打合せ会議で情報共有し、急遽必要な情報等は、その都度連絡を取り合っている	—	1. 克服された	各保育所、保育課とは常に連携している。2019 年保育所におけるアレルギー対応ガイドライン、HACCP 義務化等の改正などはその都度、資料提供など情報共有している
高野町	年に一回程度開催される学校給食運営協議委員会で協議。	—	2. 克服されていない	行政の担当課長及び担当と更に具体的な協議の場を持つことで、今後の展望が見えた。
広川町	保育所の栄養士とほぼ毎日協議している	H19 より	3. 分からない	—
すさみ町	連絡を密に取り合っている	開始当初から	1. 克服された	連携を取ることで対応出来た。

高梁市	日常的に連絡を取り合っているが、給食会場、担当者会議等を開催し、より連携を密にするようにしている。	平成 20 年	1. 克服された	連携を密にすることにより園児の食事の状態等の把握ができる。
真庭市	市担当者との連携を行った上で始まった。	前年度より	1. 克服された	特に問題は起こっていない。
	搬入する園とは、月に1度対面か書面で食育会議を行い連携している。	当初より	—	—
呉市	保育所から送付の給食日誌や電話での連携	H17.7	3. 分からない	—
	市町村の保育担当者等には毎月の献立反省の報告や、相談、連絡等があればその都度行っている			
東広島市	年2～3回程度、連絡会を実施している。	—	3. 分からない	—
	保育所長の給食センター視察		—	
江田島市	月に1回、センター、各園及び担当課と会議を開催し、連携を図っている。	平成 27 年度	3. 分からない	—
安芸太田町	離乳食食材チェック表の使用	2020.1	1. 克服された	離乳食について、保育園を通じて家庭で喫食している食材を確認してもらい、離乳食で使用する食材の確認している。保護者、園、調理場で情報を共有することにより、柔軟な対応が可能となる。対応不可の場合も、納得の上の対応なので園児が安心して生活できる。
	手配表をあらかじめ、園長に確認をしてもらう	2019.4	—	—
	園長と栄養士間で連絡を密にとる	当初から		
阿南市	毎月給食会議、アレルギー会議を行っている	時期不明	3. 分からない	—
	給食調理員を含めたリーダー会を行い、行事食や食育について細かく話をしている	令和 3 年度		
那賀町	同じ町職員なのでしっかり連携できている	H26.4～	3. 分からない	—
美波町	ガイドラインをその都度、園に提示することで対応している。	平成 26 年 1 月	3. 分からない	—
宇多津町	献立委員会の開催（年 4 回）	H19	1. 克服された	3 か月ごとに意見や要望を直接聞き取り、連携をとれている。
粕屋町	直営で行っているため当初より問題はない			

綾町	調理員が搬送をおこなっている。	H19.4～	1. 克服された	町で雇用している調理員が各保育所に搬送しているため、連携等にも問題なし

No.	自治体名	保育所名	定員 数	利用 児童 数※ 1	給食の外部搬入実 施の有無※ 2	外部搬入実施 「有」の場合の実 施時期	外部搬入実施「有」の場合の外部搬入方式導入の経 過※ 3
1	北海道清里町	清里保育所	60	57	有	H17.12～	自園調理（S43年～H17年12月）⇒学校給食セン ター（H17年12月～）
2	北海道清里町	札弦保育所	60	12	有	H17.12～	自園調理（S43年～H17年12月）⇒学校給食セン ター（H17年12月～）
3	北海道湧別町	湧別保育所	120	68	有	H20.8～	自園調理（開園～20年7月）⇒学校給食センター （20年8月～現在）
4	北海道湧別町	中湧別保育所	90	53	有	H20.8～	自園調理（開園～20年7月）⇒学校給食センター （20年8月～現在）
5	北海道湧別町	芭露保育所	45	24	有	H20.8～	自園調理（開園～20年7月）⇒学校給食センター （20年8月～現在）
6	北海道湧別町	上湧別保育所	90	33	有	H20.8～	自園調理（開園～20年7月）⇒学校給食センター （20年8月～現在）
7	山形県最上町	大堀保育所	120	52	有	H18.4～	自園調理（S38年4月～H18年3月）⇒学校給食セン ター（H18年4月～）
8	山形県最上町	あたごこども園	150	117	有	H18.4～	学校給食センター（H18年4月～）※H18年に愛宕 保育園から認可変更
9	茨城県阿見町	中郷保育所	150	123	有	H20.11.11～	自園調理（S27年4月～H20年10月）⇒学校給食セン ター（H20年11月～）
10	茨城県阿見町	南平台保育所	100	89	有	H20.11.11～	自園調理（S41.4月～H20年10月）⇒学校給食セン ター（H20年11月～）
11	茨城県阿見町	二区保育所	100	103	有	H20.11.11～	自園調理（S44.4月～H20年10月）⇒学校給食セン ター（H20年11月～）
12	群馬県中之条町	中之条町立六合こども園	130	8	有	H18.4～	学校給食センター（平成18年4月～平成24年3月）⇒ 株式会社共立メンテナンス（平成25年4月～）
13	千葉県芝山町	第一保育所	85	50	有	H24.4～	学校給食センター（～H24.3）→スタミナフード株 式会社（H24.4～H27.3）→株式会社幼稚園給食 （H27.4～）
14	千葉県芝山町	第二保育所	70	54	有	H24.4～	学校給食センター（～H24.3）→スタミナフード株 式会社（H24.4～H27.3）→株式会社幼稚園給食 （H27.4～）
15	千葉県芝山町	第三保育所	60	38	有	H24.4～	学校給食センター（～H24.3）→スタミナフード株 式会社（H24.4～H27.3）→株式会社幼稚園給食 （H27.4～）
16	千葉県横芝光町	大総保育所	60	20	有	H22.3.23～	学校給食センター（22年3月～23年3月）⇒スタミナ フード株式会社（23年4月～29年3月）⇒株式会社幼 稚園給食（29年4月～）
17	千葉県横芝光町	横芝保育所	120	45	有	H22.3.23～	学校給食センター（22年3月～23年3月）⇒スタミナ フード株式会社（23年4月～29年3月）⇒株式会社幼 稚園給食（29年4月～）
18	千葉県横芝光町	上堺保育所	90	24	有	H22.3.23～	学校給食センター（22年3月～23年3月）⇒スタミナ フード株式会社（23年4月～29年3月）⇒株式会社幼 稚園給食（29年4月～）
19	千葉県大多喜町	つぐみの森保育園	90	49	有	H16.4～	学校給食センター ⇒ 外部搬入（平成16年4月 ～）
20	千葉県大多喜町	みつば保育園	220	126	無		
21	石川県能美市	宮竹保育園	120	88	有	H20.11～	学校給食センター
22	石川県能美市	辰口保育園	190	169	有	H20.11～	学校給食センター
23	石川県能美市	寿保育園	135	116	有	H20.11～	学校給食センター
24	石川県能美市	国造保育園	120	97	有	H20.11～	学校給食センター
25	石川県能美市	緑が丘保育園	150	134	有	H20.11～	学校給食センター
26	福井県坂井市	三国南幼稚園	80	23	有	H20.8～	三国学校給食センター

27	福井県坂井市	みくに未来保育園	150	138	有	H20.8～	三国学校給食センター
28	福井県坂井市	加戸保育園	100	78	有	H20.8～	三国学校給食センター
29	福井県坂井市	霞保育園	140	72	無		
30	福井県坂井市	今福保育園	160	145	無		
31	福井県坂井市	安田保育園	140	134	無		
32	福井県坂井市	鳴鹿保育園	100	44	無		
33	福井県坂井市	高椋保育園	80	18	有	H28.4～	今福保育園 ※学校長期休業期間のみ※3歳児以上児のみ在園
34	福井県坂井市	春江保育園	100	45	有	H28.4～	春江坂井学校給食センター ※3歳以上児のみ在園
35	福井県坂井市	春江中保育園	80	72	無		
36	福井県坂井市	春江東保育園	120	101	無		
37	福井県坂井市	春江北保育園	190	151	無		
38	福井県坂井市	春江西保育園	190	173	無		
39	福井県坂井市	春江東保育園	80	81	有	H28.4～	春江坂井学校給食センター ※3歳以上児のみ在園
40	福井県越前町	朝日西保育所	60	38	無		
41	福井県越前町	朝日日南保育所	45	25	無		
42	福井県越前町	宮崎中央保育所	100	50	有	H21.1～	自園調理（～平成21年12月）⇒学校給食センター（平成22年1月）
43	福井県越前町	小曽原保育所	60	18	有	H21.1～	自園調理（～平成21年12月）⇒学校給食センター（平成22年1月）
44	福井県越前町	あさひ保育所	180	187	無		
45	福井県越前町	陶の谷保育所	30	30	有	H21.1～	自園調理（～平成21年12月）⇒学校給食センター（平成22年1月）
46	福井県越前町	織田保育所	50	52	無		
47	山梨県市川三郷町	市川富士見保育所	115	109	無		
48	山梨県市川三郷町	市川南保育所	45	23	有	H30.7～	公立保育所（H30.7～現在）
49	山梨県市川三郷町	三珠保育所	68	50	無		
50	山梨県市川三郷町	大塚保育所	50	36	無		
51	山梨県富士河口湖町	船津保育所	310		無		
52	山梨県富士河口湖町	小立保育所	180		無		
53	山梨県富士河口湖町	大石保育所	60		有	R3.12～	自演調理 S39年～R3.11）⇒他園（足和田保育所）調理（R3.12～）
54	山梨県富士河口湖町	河口保育所	80		無		
55	山梨県富士河口湖町	こもも保育所	100		無		
56	山梨県富士河口湖町	勝山保育所	120		無		
57	山梨県富士河口湖町	足和田保育所	80		無		
58	岐阜県恵那市	岩村こども園	145	110	有	H20.4～	自園調理（H元年9月～H20年3月）⇒学校給食センター（H20年4月～）
59	岐阜県飛騨市	宮城保育園	160	80	有	H26.11～	自園調理（開設～H26年10月）→古川国府給食センター（H26年11月～）
60	岐阜県飛騨市	河合保育園	45	21	無		
61	岐阜県飛騨市	宮川保育園	20	5	無		
62	岐阜県飛騨市	旭保育園	100	54	有	H26.11～	自園調理（開設～H26年10月）→神岡給食センター（H26年11月～）
63	岐阜県本巣市	神海保育園	20	4	有	H21.4～	学校給食センター（平成21年4月～）
64	岐阜県本巣市	本巣保育園	56	40	有	H21.4～	学校給食センター（平成21年4月～）
65	岐阜県本巣市	糸貫東保育園	56	42	有	H21.4～	学校給食センター（平成21年4月～）
66	岐阜県本巣市	糸貫西保育園	56	41	有	H21.4～	学校給食センター（平成21年4月～）
67	岐阜県本巣市	真桑保育園	46	39	有	H21.4～	学校給食センター（平成21年4月～）
68	岐阜県本巣市	弾正保育園	50	42	有	H21.4～	学校給食センター（平成21年4月～）
69	岐阜県本巣市	根尾保育園	20	6	有	H27.4～	学校給食センター（平成27年4月～）
70	岐阜県本巣市	真正保育園	56	30	有	H28.4～	学校給食センター（平成28年4月～）
71	岐阜県郡上市	幼児教育センターやまびこ	150	125	無		
72	岐阜県郡上市	幼児教育センターみなみ園	90	71	無		
73	岐阜県郡上市	北濃保育園	35	24	有		合併前より学校給食センター（開始時期不明）

74	岐阜県郡上市	たかす保育園	80	68	無		
75	岐阜県郡上市	たかす北保育園	45	38	有		合併前よりたかす保育園の給食を搬入（開始時期不明）
76	岐阜県郡上市	明宝保育園	60	32	無		
77	岐阜県郡上市	和良保育園	60	14	無		
78	岐阜県神戸町	神戸幼児園	275	196	有	H21.7.17～	自園調理（H20年4月1日～H21年7月16日）⇒学校給食センター（H21年7月17日～）
79	岐阜県神戸町	下宮幼児園	65	57	有	H21.7.17～	自園調理（H18年4月1日～H21年7月16日）⇒学校給食センター（H21年7月17日～）
80	岐阜県神戸町	南平野幼児園	65	67	有	H21.7.17～	自園調理（H18年4月1日～H21年7月16日）⇒学校給食センター（H21年7月17日～）
81	岐阜県神戸町	北幼児園	180	110	有	H21.7.17～	自園調理（H19年4月1日～H21年7月16日）⇒学校給食センター（H21年7月17日～）
82	岐阜県安八町	結こども園	167	96	有	H20.11.11～	学校給食センター
83	岐阜県安八町	ふたばこども園	91	74	有	H20.11.11～	学校給食センター
84	岐阜県安八町	中央こども園	192	192	有	H20.11.11～	学校給食センター
85	岐阜県安八町	牧こども園	40	17	有	H20.11.11～	学校給食センター
86	岐阜県揖斐川町	やまと・きたがた幼児園	170	93	有	H29.4～	学校給食センター(H29.4～)
87	岐阜県揖斐川町	いび幼児園	100	62	有	H21.9～	学校給食センター(H21.9～)
88	岐阜県揖斐川町	きよみず幼児園	45	32	有	H21.9～	学校給食センター(H21.9～)
89	岐阜県揖斐川町	おじま幼児園	100	95	有	H21.9～	学校給食センター(H21.9～)
90	岐阜県揖斐川町	たにぐみ幼児園	90	56	有	H21.9～	学校給食センター(H21.9～)
91	岐阜県揖斐川町	かすが幼児園	30	5	有	H21.9～	学校給食センター(H21.9～)
92	岐阜県揖斐川町	くぜ幼児園	30	9	有	H21.9～	学校給食センター(H21.9～)
93	岐阜県揖斐川町	ふじはし幼児園	20	0	有	H21.9～	学校給食センター(H21.9～)
94	岐阜県揖斐川町	さかうち幼児園	20	0	有	H28.4～	坂内小中学校→学校給食センター(H21.9～)
95	岐阜県大野町	西こども園	80	52	有	H19.4～	H29.4から自園調理を開始。何らかのトラブルで自園調理が出来ない場合に、業者より外部搬入を実施する。
96	岐阜県大野町	南こども園	80	58	有	H19.4～	H29.4から自園調理を開始。何らかのトラブルで自園調理が出来ない場合に、業者より外部搬入を実施する。
97	岐阜県北方町	北方北保育園	70	46	有	H20.11～	給食調理場
98	岐阜県北方町	北方中保育園	165	103	有	H20.11～	給食調理場
99	岐阜県北方町	北方東保育園	90	65	有	H20.11～	給食調理場
100	岐阜県北方町	北方南保育園	183	134	有	H20.11～	給食調理場
101	岐阜県七宗町	七宗町第1保育園	10	10	有	H25.8～	自園調理（開園～平成25年8月）⇒七宗町給食センター（平成25年8月～）
102	岐阜県七宗町	七宗町第2保育園	10	9	有	H25.8～	自園調理（開園～平成25年8月）⇒七宗町給食センター（平成25年8月～）
103	岐阜県白川町	白川保育園	40	25	有	H21.4～	自園調理（S35年4月～H21年3月）⇒学校給食センター（H21.4月～現在）
104	岐阜県白川町	白川北保育園	30	17	有	H21.4～	自園調理（S40年9月～H21年3月）⇒学校給食センター（H21.4月～現在）
105	岐阜県白川町	蘇原保育園	20	10	有	H21.4～	自園調理（S45年～H21年3月）⇒学校給食センター（H21.4月～現在）
106	岐阜県白川町	黒川保育園	40	35	有	H21.4～	自園調理（S42年2月～H21年3月）⇒学校給食センター（H21.4月～現在）
107	岐阜県白川町	佐見保育園	20	10	有	H21.4～	自園調理（S39年12月～H21年3月）⇒学校給食センター（H21.4月～現在）
108	岐阜県白川町	光の子保育園	40	33	無		
109	岐阜県白川村	白川保育園	60	45	有	H22.4～	学校給食センター
110	岐阜県白川村	平瀬保育園	30	15	有	H22.4～	学校給食センター

111	静岡県熱海市	市立初島保育園	20	5	有	H22.3～	市立初島小中学校調理室（H22.4～） 調理業務委託業者：コンパスグループ・ジャパン株式会社
112	静岡県熱海市	市立和田木保育園	90	53	無		
113	静岡県磐田市	磐田北保育園	90	74	無		
114	静岡県磐田市	二之宮保育園	120	93	無		
115	静岡県磐田市	竜洋西保育園	180	91	有	H23.4～	自園調理(～H23.3)⇒竜洋東保育園(シダックスフードサービス㈱)(H23.4～H28.3)⇒福田こども園(エームサービス株式会社)(H28.4～)
116	静岡県磐田市	竜洋北保育園	110	86	無		
117	静岡県磐田市	豊田北保育園	120	111	無		
118	静岡県磐田市	豊田西保育園	90	76	無		
119	愛知県安城市	安城保育園	230	194	有	H20.8.22～	学校給食センター
120	愛知県安城市	あけぼの保育園	290	276	有	H20.8.22～	学校給食センター
121	愛知県安城市	和泉保育園	270	245	有	H20.8.22～	学校給食センター
122	愛知県安城市	城ヶ入保育園	70	39	有	H20.8.22～	学校給食センター
123	愛知県安城市	東部保育園	60	35	有	H20.8.22～	学校給食センター
124	愛知県安城市	高棚保育園	65	42	有	H20.8.22～	学校給食センター
125	愛知県安城市	さくら保育園	270	266	有	H20.8.22～	学校給食センター
126	愛知県安城市	二本木保育園	280	240	有	H20.8.22～	学校給食センター
127	愛知県安城市	ゆたか保育園	215	184	有	H20.8.22～	学校給食センター
128	愛知県安城市	えのき保育園	60	30	有	H20.8.22～	学校給食センター
129	愛知県安城市	三ツ川保育園	60	44	有	H20.8.22～	学校給食センター
130	愛知県安城市	錦保育園	275	184	有	H20.8.22～	学校給食センター
131	愛知県安城市	作野保育園	270	180	有	H20.8.22～	学校給食センター
132	愛知県西尾市	一色保育園	162	152	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
133	愛知県西尾市	一色西部保育園	112	104	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
134	愛知県西尾市	一色南部保育園	129	84	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
135	愛知県西尾市	一色東部保育園	157	136	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
136	愛知県西尾市	一色中部保育園	70	61	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
137	愛知県西尾市	横須賀保育園	229	224	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
138	愛知県西尾市	吉田保育園	60	46	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
139	愛知県西尾市	白浜保育園	101	84	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
140	愛知県西尾市	離島保育園	72	53	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
141	愛知県西尾市	津平保育園	89	89	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）

142	愛知県西尾市	荻原保育園	105	76	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
143	愛知県西尾市	東幡豆保育園	103	76	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
144	愛知県西尾市	幡豆保育園	85	67	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
145	愛知県西尾市	見影保育園	82	56	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
146	愛知県西尾市	鳥羽保育園	45	31	有	H23.4～	学校給食センター（H23年4月～R4年3月）⇒こども給食センター（R4年4月～）株式会社GSF（R4年4月～）
147	愛知県西尾市	八ツ面保育園	230	200	無		
148	愛知県西尾市	花ノ木保育園	260	234	無		
149	愛知県西尾市	寺津保育園	201	184	無		
150	愛知県西尾市	米津保育園	214	180	無		
151	愛知県西尾市	室場保育園	124	113	無		
152	愛知県西尾市	福地南部保育園	140	109	無		
153	愛知県西尾市	矢田保育園	240	182	無		
154	愛知県西尾市	三和保育園	179	154	無		
155	愛知県西尾市	巨海保育園	78	73	無		
156	愛知県蒲郡市	東部保育園	80	71	有	H30.4～	学校給食センター（平成30年4月～）
157	愛知県蒲郡市	北部保育園	140	104	無		
158	愛知県蒲郡市	西部保育園	70	51	無		
159	愛知県蒲郡市	塩津保育園	80	61	有	H30.4～R3.3	学校給食センター（平成30年4月～令和3年3月）⇒自園調理（令和3年4月～）
160	愛知県蒲郡市	大塚保育園	80	63	有	H30.4～	学校給食センター（平成30年4月～）
161	愛知県蒲郡市	府相保育園	130	129	無		
162	愛知県蒲郡市	三谷東保育園	140	127	無		
163	愛知県蒲郡市	大塚西保育園	60	21	無		
164	愛知県蒲郡市	三谷西保育園	100	89	無		
165	愛知県蒲郡市	形原保育園	110	77	無		
166	愛知県蒲郡市	中部保育園	170	139	無		
167	愛知県蒲郡市	南部保育園	160	145	無		
168	愛知県蒲郡市	形原南保育園	100	63	無		
169	愛知県蒲郡市	西浦保育園	120	85	無		
170	愛知県蒲郡市	形原北保育園	90	50	無		
171	愛知県常滑市	三和南保育園	130	105	有	H20.8.22～	学校給食センター
172	愛知県常滑市	三和西保育園	150	100	有	H20.8.22～	学校給食センター
173	愛知県常滑市	鬼崎北保育園	180	118	有	H20.8.22～	学校給食センター
174	愛知県常滑市	鬼崎西保育園	136	102	有	H20.8.22～	学校給食センター
175	愛知県常滑市	瀬木保育園	230	204	有	H20.8.22～	学校給食センター
176	愛知県常滑市	丸山保育園	180	135	有	H20.8.22～	学校給食センター
177	愛知県常滑市	西浦南保育園	110	75	有	H20.8.22～	学校給食センター
178	愛知県常滑市	小鈴谷保育園	120	67	有	H20.8.22～	学校給食センター
179	愛知県稲沢市	大里西保育園	100	90	無		
180	愛知県稲沢市	下津保育園	180	169	無		
181	愛知県稲沢市	片原一色保育園	90	90	無		
182	愛知県稲沢市	国分保育園	120	40	無		
183	愛知県稲沢市	駅前保育園	140	128	無		
184	愛知県稲沢市	子生和保育園	160	138	無		
185	愛知県稲沢市	高御堂中央保育園	90	84	無		

186	愛知県稲沢市	奥田保育園	120	47	無		
187	愛知県稲沢市	大塚保育園	140	68	無		
188	愛知県稲沢市	祖父江保育園	100	73	有	H20.8.22～	学校給食センター（～平成26年3月）⇒株式会社魚国総本社(平成27年4月～)
189	愛知県稲沢市	牧川保育園	140	114	有	H20.8.22～	学校給食センター（～平成26年3月）⇒株式会社魚国総本社(平成27年4月～)
190	愛知県稲沢市	丸甲保育園	80	18	有	H20.8.22～	学校給食センター（～平成26年3月）⇒株式会社魚国総本社(平成27年4月～)
191	愛知県稲沢市	領内保育園	200	159	有	H20.8.22～	学校給食センター（～平成26年3月）⇒株式会社魚国総本社(平成27年4月～)
192	愛知県稲沢市	長岡保育園	70	18	有	H20.8.22～	学校給食センター（～平成26年3月）⇒株式会社魚国総本社(平成27年4月～)
193	愛知県稲沢市	山崎保育園	70	27	有	H20.8.22～	学校給食センター（～平成26年3月）⇒株式会社魚国総本社(平成27年4月～)
194	愛知県稲沢市	法立保育園	110	37	有	H20.8.22～	学校給食センター（～平成26年3月）⇒株式会社魚国総本社(平成27年4月～)
195	愛知県稲沢市	三宅保育園	70	51	有	H20.8.22～	学校給食センター（～平成26年3月）⇒株式会社魚国総本社(平成27年4月～)
196	愛知県稲沢市	六輪保育園	160	96	有	H20.8.22～	学校給食センター（～平成26年3月）⇒株式会社魚国総本社(平成27年4月～)
197	愛知県稲沢市	日進市立西部保育園	200	189	無		
198	愛知県稲沢市	日進市立北部保育園	192	179	無		
199	愛知県稲沢市	日進市立中部保育園	164	163	無		
200	愛知県稲沢市	日進市立新ラ田保育園	196	177	無		
201	愛知県稲沢市	日進市立東部保育園	134	131	無		
202	愛知県稲沢市	日進市立南部保育園	200	172	無		
203	愛知県稲沢市	日進市立梅森保育園	122	106	有	H20.8～	H10.4～中部保育園⇒H19.4.1～北部保育園⇒H20.8～特区認定による搬入開始
204	愛知県稲沢市	日進市立三本木保育園	96	80	無		
205	愛知県稲沢市	日進市立北新田保育園	108	96	有	H20.8～	H17.4～三本木保育園⇒H20.8～特区認定による搬入開始
206	愛知県稲沢市	日進市立米野木台西保育園	149	144	無		
207	愛知県田原市	第一保育園	160		有	H20.8～	学校給食センター（～H26年3月）→田原市給食センター（H26年4月～）
208	愛知県田原市	野田保育園	100		有	H20.8～	学校給食センター（～H26年3月）→田原市給食センター（H26年4月～）
209	愛知県田原市	六連保育園	60		有	H20.8～	学校給食センター（～H26年3月）→田原市給食センター（H26年4月～）
210	愛知県田原市	東部保育園	120		有	H20.8～	学校給食センター（～H26年3月）→田原市給食センター（H26年4月～）
211	愛知県田原市	中部保育園	90		有	H20.8～	学校給食センター（～H26年3月）→田原市給食センター（H26年4月～）
212	愛知県田原市	神戸保育園	100		有	H20.8～	学校給食センター（～H26年3月）→田原市給食センター（H26年4月～）
213	愛知県田原市	大草保育園	60		有	H20.8～	学校給食センター（～H26年3月）→田原市給食センター（H26年4月～）
214	愛知県田原市	稲場保育園	200		有	H27.4.1～	田原市給食センター（H27年4月～）
215	愛知県田原市	高松保育園	60		有	H26.4.1～	田原市給食センター（H26年4月～）
216	愛知県田原市	赤羽根保育園	90		有	H26.4.1～	田原市給食センター（H26年4月～）
217	愛知県田原市	若戸保育園	60		有	H26.4.1～	田原市給食センター（H26年4月～）
218	愛知県田原市	泉保育園	100		有	H26.4.1～	田原市給食センター（H26年4月～）
219	愛知県田原市	清田保育園	80		有	H26.4.1～	田原市給食センター（H26年4月～）
220	愛知県田原市	福江保育園	180		有	H26.4.1～	田原市給食センター（H26年4月～）
221	愛知県田原市	中山保育園	80		有	H26.4.1～	田原市給食センター（H26年4月～）
222	愛知県田原市	小中山保育園	90		有	H26.4.1～	田原市給食センター（H26年4月～）

223	愛知県田原市	伊良湖岬保育園	120		有	H20.8～	学校給食センター（～H26年3月）→田原市給食センター（H26年4月～）
224	愛知県清須市	西枇杷島保育園	150	150	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
225	愛知県清須市	芳野保育園	140	140	有	H28.4～	学校給食センター(H28.4～)
226	愛知県清須市	本町保育園	120	120	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
227	愛知県清須市	一場保育園	90	90	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
228	愛知県清須市	花水木保育園	280	280	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
229	愛知県清須市	新清洲保育園	100	100	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
230	愛知県清須市	朝日保育園	120	120	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
231	愛知県清須市	須ヶ口保育園	180	180	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
232	愛知県清須市	土器野保育園	120	120	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
233	愛知県清須市	桃栄保育園	150	150	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
234	愛知県清須市	星の宮保育園	160	160	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
235	愛知県清須市	中之切保育園	100	100	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
236	愛知県清須市	ネギヤ保育園	160	160	有	H20.8～	学校給食センター(H20.8～)
237	愛知県北名古屋市	能田保育園	220	214	有	H20.8～	学校給食センター（S26.3月～）
238	愛知県北名古屋市	鹿田北保育園	123	105	有	H20.8～	学校給食センター（S45.9月～）
239	愛知県北名古屋市	久地野保育園	242	235	有	H20.8～	学校給食センター（S47.4月～）
240	愛知県北名古屋市	六ツ師保育園	100	91	有	H20.8～	学校給食センター（S52.4月～）
241	愛知県北名古屋市	九之坪保育園	225	200	有	H30.4～	学校給食センター（H30.4月～）
242	愛知県北名古屋市	徳重保育園	168	150	有	H20.8～	学校給食センター（S31.9月～）
243	愛知県北名古屋市	西之保保育園	150	108	有	H20.8～	学校給食センター（S32.5月～）
244	愛知県北名古屋市	沖村保育園	120	102	有	H20.8～	学校給食センター（S44.4月～）
245	愛知県北名古屋市	弥勒寺保育園	181	179	有	H20.8～	学校給食センター（S47.4月～）
246	愛知県北名古屋市	中之郷保育園	105	88	有	H20.8～	学校給食センター（S51.4月～）
247	愛知県みよし市	なかよし保育園	48	39	有	H20.8～	学校給食センター（昭和52年4月～）
248	愛知県みよし市	みどり保育園	48	48	有	H20.8～	学校給食センター（昭和52年4月～）
249	愛知県みよし市	打越保育園	39	39	有	H20.8～	学校給食センター（昭和52年4月～）
250	愛知県みよし市	城山保育園	39	37	有	H20.8～	学校給食センター（昭和52年4月～）
251	愛知県みよし市	明知保育園	48	43	有	H20.8～	学校給食センター（昭和52年4月～）
252	愛知県みよし市	すみれ保育園	35	33	有	H20.8～	学校給食センター（昭和52年4月～）
253	愛知県みよし市	わかば保育園	54	54	有	H20.8～	学校給食センター（昭和52年4月～）
254	愛知県あま市	七宝北部保育園	140	131	有	R1.9～	自園調理（～令和元年8月）⇒学校給食センター（令和元年9月～）
255	愛知県あま市	正則保育園	100	124	有	R1.9～	自園調理（～令和元年8月）⇒学校給食センター（令和元年9月～）
256	愛知県あま市	篠田保育園	140	135	有	R1.9～	自園調理（～令和元年8月）⇒学校給食センター（令和元年9月～）
257	愛知県あま市	昭和保育園	270	265	有	H20.10～	自園調理（～平成20年9月）⇒学校給食センター（平成20年10月～）
258	愛知県あま市	聖徳保育園	140	120	有	H20.10～	自園調理（～平成20年9月）⇒学校給食センター（平成20年10月～）
259	愛知県あま市	萱津保育園	90	82	有	H20.10～	自園調理（～平成20年9月）⇒学校給食センター（平成20年10月～）
260	愛知県あま市	新居屋保育園	150	149	有	H20.10～	自園調理（～平成20年9月）⇒学校給食センター（平成20年10月～）
261	愛知県あま市	五条保育園	110	94	有	H20.10～	自園調理（～平成20年9月）⇒学校給食センター（平成20年10月～）
262	愛知県あま市	大花保育園	200	150	有	H20.10～	自園調理（～平成20年9月）⇒学校給食センター（平成20年10月～）
263	愛知県長久手市	色金保育園	229	181	有	H20.8～	学校給食センター（H20年8月～）
264	愛知県長久手市	長湫東保育園	134	122	有	H20.8～	学校給食センター（H20年8月～）
265	愛知県長久手市	長湫西保育園	236	203	有	H20.8～	学校給食センター（H20年8月～）
266	愛知県長久手市	長湫北保育園	266	263	有	H20.8～	学校給食センター（H20年8月～）
267	愛知県長久手市	長湫南保育園	133	122	有	H20.8～	学校給食センター（H20年8月～）

268	愛知県長久手市	上郷保育園	232	203	無		
269	愛知県長久手市	市が洞保育園	133	130	無		
270	愛知県長久手市	アスクはなみずき保育園	100	111	無		
271	愛知県長久手市	アインながくて保育園	89	105	無		
272	愛知県長久手市	アートチャイルドケア長久手	60	59	無		
273	愛知県長久手市	コロポックル長久手保育園	47	46	無		
274	愛知県東郷町	和合保育園	125	94	有	H20.8.22～	学校給食センター（H20.8.22～）
275	愛知県東郷町	中部保育園	130	103	有	H20.8.22～	学校給食センター（H20.8.22～）
276	愛知県東郷町	南部保育園	130	87	有	H20.8.22～	学校給食センター（H20.8.22～）
277	愛知県東郷町	音貝保育園	200	152	有	H20.8.22～	学校給食センター（H20.8.22～）
278	愛知県東郷町	たかね保育園	180	150	有	H20.8.22～	学校給食センター（H20.8.22～）
279	愛知県蟹江町	蟹江保育所	140	105	有	H20.8～	自園調理(昭和49年4月～平成20年8月)⇒学校給食センター(平成20年8月～)
280	愛知県蟹江町	蟹江南保育所	140	127	有	H20.8～	自園調理(昭和49年4月～平成20年8月)⇒学校給食センター(平成20年8月～)
281	愛知県蟹江町	蟹江西保育所	140	120	有	H20.8～	自園調理(昭和49年4月～平成20年8月)⇒学校給食センター(平成20年8月～)
282	愛知県蟹江町	舟入保育所	50	26	有	H20.8～	自園調理(昭和49年4月～平成20年8月)⇒学校給食センター(平成20年8月～)
283	愛知県蟹江町	須成保育所	100	95	有	H20.8～	自園調理(昭和50年4月～平成20年8月)⇒学校給食センター(平成20年8月～)
284	愛知県蟹江町	新蟹江北保育所	100	56	有	H20.8～	自園調理(昭和53年4月～平成20年8月)⇒学校給食センター(平成20年8月～)
285	愛知県阿久比町	草木保育園	160	107	有	H20.8.22～	学校給食センター（H20.8～）
286	愛知県阿久比町	宮津保育園	260	145	有	H20.8.22～	学校給食センター（H20.8～）
287	愛知県阿久比町	城山保育園	90	52	有	H20.8.22～	学校給食センター（H20.8～）
288	愛知県阿久比町	英比保育園	260	204	有	H25.4～	学校給食センター（H25.4～）
289	愛知県豊根村	杉の子保育園	45	18	有	H20.8～	自園調理（～H20.8）⇒共同調理場（H20.8～）
290	三重県亀山市	第一愛護園	60	95	無		
291	三重県亀山市	第二愛護園	65	81	無		
292	三重県亀山市	みなみ保育園	60	79	無		
293	三重県亀山市	神辺保育園	80	81	無		
294	三重県亀山市	昼生保育園	50	50	無		
295	三重県亀山市	和田保育園	80	84	無		
296	三重県亀山市	川崎南保育園	85	86	無		
297	三重県亀山市	加太保育園	60	20	有	H20.8～	学校給食センター（～H16.3月）⇒関乳幼児センターアスレ（H16.4月～）
298	三重県志摩市	浜島保育所	75	13	有	H20.4～	自園調理（～H20年3月）→学校給食センター（H20年4月～H25年7月）→幼保給食センター（H25年8月～）
299	三重県志摩市	大王保育所	80	45	有	H26.4～	幼保給食センター（H26年4月～）
300	三重県志摩市	志摩保育所	140	71	有	H19.8～	自園調理（～H19年7月）→学校給食センター（H19年8月～H25年7月）→幼保給食センター（H25年8月～）
301	三重県志摩市	鵜方保育所	135	96	無		
302	三重県志摩市	立神保育所	70	59	有	H21.4～	学校給食センター（H21年4月～H25年7月）→幼保給食センター（H25年8月～）
303	三重県志摩市	安乗保育所	80	22	有	H21.4～	学校給食センター（H21年4月～H25年7月）→幼保給食センター（H25年8月～）
304	三重県志摩市	ひのでが丘保育所	60	30	無		
305	三重県志摩市	ひまわり保育所	120	69	無		
306	三重県志摩市	磯部保育所	60	45	無		
307	三重県伊賀市	猪田保育所	60	61	無		
308	三重県伊賀市	神戸保育所	40	47	無		
309	三重県伊賀市	しろなみ保育所	90	68	無		

310	三重県伊賀市	新居保育所	100	103	無		
311	三重県伊賀市	柘植保育園	80	74	無		
312	三重県伊賀市	西柘植保育園	90	70	無		
313	三重県伊賀市	壬生野保育園	70	62	無		
314	三重県伊賀市	希望ヶ丘保育園	90	57	無		
315	三重県伊賀市	島ヶ原保育園	60	36	無		
316	三重県伊賀市	あやま保育所	140	124	無		
317	三重県伊賀市	ともだ保育所	70	20	無		
318	三重県伊賀市	たまたき保育所	70	17	無		
319	三重県伊賀市	大山田保育園	180	154	無		
320	三重県伊賀市	さくら保育園	190	135	無		
321	滋賀県栗東市	金勝第1保育園	105	88	無		
322	滋賀県栗東市	金勝第2保育園	70	66	有	H30.9～	自園調理（昭和45年4月～平成30年8月）⇒学校給食センター（平成30年9月～）
323	滋賀県栗東市	葉山保育園	135	123	無		
324	滋賀県栗東市	葉山東保育園	150	149	無		
325	滋賀県栗東市	治田東保育園	125	114	無		
326	滋賀県栗東市	大宝西保育園	90	78	無		
327	滋賀県栗東市	治田保育園	150	147	有	H30.9～	自園調理（昭和29年4月～平成30年8月）⇒学校給食センター（平成30年9月～）
328	滋賀県栗東市	治田西保育園	125	97	有	H30.9～	自園調理（昭和51年4月～平成30年8月）⇒学校給食センター（平成30年9月～）
329	滋賀県甲賀市	あいみらい保育園	270	0	無		
330	滋賀県甲賀市	水口東保育園	120	0	無		
331	滋賀県甲賀市	伴谷保育園	220	0	無		
332	滋賀県甲賀市	岩上保育園	90	0	無		
333	滋賀県甲賀市	土山保育園	85	0	無		
334	滋賀県甲賀市	大野保育園	68	7	有	H30.12.20～	甲賀西保育園より外部搬入（特区認定日 平成30年12月20日）
335	滋賀県甲賀市	甲賀西保育園	110	0	無		
336	滋賀県甲賀市	甲賀北保育園	50	6	有	H30.12.20～	甲賀西保育園より外部搬入（特区認定日 平成30年12月20日）
337	滋賀県甲賀市	甲賀東保育園	28	5	有	H30.12.20～	甲賀西保育園より外部搬入（特区認定日 平成30年12月20日）
338	滋賀県甲賀市	甲賀西保育園南分園	19	0	無		
339	滋賀県甲賀市	甲南東保育園	70	11	有	R3.3.26～	甲南西保育園より外部搬入（計画変更認定日 令和3年3月26日）
340	滋賀県甲賀市	甲南西保育園	62	0	無		
341	滋賀県甲賀市	甲南南保育園	60	6	有	R3.3.26～	甲南西保育園より外部搬入（計画変更認定日 令和3年3月26日）
342	滋賀県甲賀市	甲南希望ヶ丘保育園	120	0	無		
343	滋賀県甲賀市	信楽保育園	66	0	無		
344	滋賀県甲賀市	雲井保育園	80	0	無		
345	滋賀県甲賀市	朝宮保育園	26	1	有	H30.12.20～	信楽学校給食センター（特区認定日 平成30年12月20日）⇒西部学校給食センター（計画変更認定日 令和3年3月26日）
346	滋賀県高島市	マキノ東こども園	50	49	有	H24.11 特区認定	H24.11特区認定 学校給食センター
347	滋賀県高島市	マキノ西こども園	90	51	有	H24.11 特区認定	H24.11特区認定 学校給食センター
348	滋賀県高島市	今津東保育園	60	15	無		
349	滋賀県高島市	朽木こども園	50	29	無		
350	滋賀県高島市	古賀保育園	50	18	無		
351	滋賀県高島市	高島こども園	70	58	無		
352	滋賀県高島市	大師山さくら園	225	152	無		
353	滋賀県高島市	静里なのはな園	235	146	無		
354	大阪府柏原市	柏原西保育所	120	110	有	S51.3.31認可	保育所認可時から外部搬入を実施している。

355	大阪府熊取町	中央保育所	120	149	有	H21.3.27～	自園調理無し。泉佐野給食事業協同組合から外部搬入
356	大阪府熊取町	東保育所	180	133	有	H21.3.27～	自園調理無し。泉佐野給食事業協同組合から外部搬入
357	大阪府熊取町	西保育所	150	136	有	H21.3.27～	自園調理無し。泉佐野給食事業協同組合から外部搬入
358	大阪府熊取町	北保育所	108	124	有	H21.3.27～	自園調理無し。泉佐野給食事業協同組合から外部搬入
359	和歌山県紀美野町	きみのこども園	150	105	無		
360	和歌山県紀美野町	こうのこども園	60	37	無		
361	和歌山県高野町	高野山こども園 (旧、高野山保育所)	76	53	有	H20.4～	高野山保育所自所調理（S54年4月～H20年3月）⇒高野山学校給食センター（町直営）からの外部搬入（H20年4月～H25年3月）⇒給食センター直営から南陽食品(株)に業務委託（H25年4月～H30年3月）⇒(株)東京ナフスに業務委託（H30年4月～R5年3月） *この間、認定こども園の認定を受けると共に、(学)高野山学園を指定管理者に指定。（H26年4月～）
362	和歌山県高野町	富貴保育所	30	0	有	H20.4～	自所調理（S33年6月～H20年3月）⇒富貴学校給食センター（町直営）からの外部搬入（H20年4月～H22年3月）⇒休所（H22年3月31日）
363	和歌山県広川町	広川なかよし子ども園	136	96	有	H19.11～	学校給食センター（H19.11～）。0～1歳児については、保育所での調理を行っている。
364	和歌山県すさみ町	周参見保育所	95	68	無		
365	和歌山県すさみ町	江住保育所（休所中）	30	0	無		
366	岡山県高梁市	高梁保育園	120	129	無		
367	岡山県高梁市	備中保育園	35	15	有	H20.4～	川上学校給食センター（平成20年4月～）
368	岡山県高梁市	有漢こども園	100	62	無		
369	岡山県高梁市	川上こども園	120	55	有	H20.4～	川上学校給食センター（平成20年4月～）
370	岡山県高梁市	成羽こども園	120	109	無		
371	岡山県真庭市	北房こども園	180	141	無		
372	岡山県真庭市	木山こども園	80	62	無		
373	岡山県真庭市	落合こども園	180	146	無		
374	岡山県真庭市	天の川こども園	180	174	無		
375	岡山県真庭市	美川こども園	90	77	無		
376	岡山県真庭市	河内こども園	50	28	無		
377	岡山県真庭市	久世保育園	80	93	無		
378	岡山県真庭市	久世第二保育園	80	96	無		
379	岡山県真庭市	久世こども園	180	115	有	H29.9～	遷喬学校給食共同調理場
380	岡山県真庭市	米来こども園	50	21	有	R3.4～	久世学校給食共同調理場
381	岡山県真庭市	勝山こども園	180	130	無		
382	岡山県真庭市	月田保育園	60	21	無		
383	岡山県真庭市	富原保育園	45	12	無		
384	岡山県真庭市	美甘こども園	60	5	有	R3.4～	勝山こども園
385	岡山県真庭市	湯原こども園	75	41	無		
386	岡山県真庭市	中和保育園	30	9	無		
387	岡山県真庭市	八束こども園	105	81	無		
388	岡山県真庭市	川上こども園	110	60	無		
389	広島県呉市	中央乳児保育所	90	34	無		
390	広島県呉市	山の手保育所	60	31	無		
391	広島県呉市	中新開保育所	150	103	無		
392	広島県呉市	三坂地保育所	120	98	無		
393	広島県呉市	皆実保育所	45	31	無		
394	広島県呉市	下蒲刈保育所	45	24	無		
395	広島県呉市	倉橋保育所	55	55	無		
396	広島県呉市	明德保育所	70	33	無		

397	広島県呉市	蒲刈保育所	45	15	有	H17.7～	自園調理（設立～H17年7月）下蒲刈保育所（H17年7月～）
398	広島県呉市	安浦中央保育所	150	99	無		
399	広島県呉市	安登保育所	60	39	無		
400	広島県呉市	ゆたか保育所	19	20	無		
401	広島県東広島市	寺西保育所	142	115	無		
402	広島県東広島市	西条東保育所	110	99	無		
403	広島県東広島市	板城保育所	110	97	無		
404	広島県東広島市	郷田保育所	80	93	無		
405	広島県東広島市	吉川保育所	30	26	有	H21.3.27～	学校給食センター（H21.3.27～）からの外部搬入
406	広島県東広島市	原保育所	80	52	有	H21.3.27～	学校給食センター（H21.3.27～）からの外部搬入
407	広島県東広島市	川上西部保育所	140	113	有	H21.3.27～	学校給食センター（H21.3.27～）からの外部搬入
408	広島県東広島市	川上東部保育所	90	68	有	H21.3.27～	学校給食センター（H21.3.27～）からの外部搬入
409	広島県東広島市	川上中部保育所	115	98	有	H21.3.27～	学校給食センター（H21.3.27～）からの外部搬入
410	広島県東広島市	高屋東保育所	90	73	無		
411	広島県東広島市	小谷保育所	90	64	無		
412	広島県東広島市	造賀保育所	60	47	無		
413	広島県東広島市	高屋中央保育所	120	122	無		
414	広島県東広島市	志和堀保育所	30	21	無		
415	広島県東広島市	板城西保育所	60	30	無		
416	広島県東広島市	上黒瀬保育所	60	55	無		
417	広島県東広島市	乃美尾保育所	70	51	無		
418	広島県東広島市	中黒瀬保育所	180	136	無		
419	広島県東広島市	暁保育所	110	63	無		
420	広島県東広島市	木谷保育所	40	22	無		
421	広島県東広島市	三津保育所	90	47	無		
422	広島県東広島市	風早保育所	90	26	無		
423	広島県東広島市	認定こども園くば	50	26	有	H21.3.27～	学校給食センター（H21.3.27～）からの外部搬入
424	広島県東広島市	認定こども園たけに	50	19	有	H21.3.27～	学校給食センター（H21.3.27～）からの外部搬入
425	広島県東広島市	認定こども園とよさか	80	38	有	H21.3.27～	学校給食センター（H21.3.27～）からの外部搬入
426	広島県東広島市	河内西保育所	40	20	有	H21.3.27～	学校給食センター（H21.3.27～）からの外部搬入
427	広島県江田島市	認定こども園えたじま	210	149	有	H21.4～	学校給食共同調理場（H21.4.1～H27.3.31）⇒保育施設給食センター（H27.4.1～）※ 保育施設の統合前を含む。
428	広島県江田島市	認定こども園きりくし	40	36	有	H21.4～	学校給食共同調理場（H21.4.1～H27.3.31）⇒保育施設給食センター（H27.4.1～）※ 保育施設の統合前を含む。
429	広島県江田島市	認定こども園のうみ	170	128	有	H21.4～	学校給食共同調理場（H21.4.1～H27.3.31）⇒保育施設給食センター（H27.4.1～）※ 保育施設の統合前を含む。
430	広島県江田島市	認定こども園みたか	40	24	有	H21.4～	学校給食共同調理場（H21.4.1～H27.3.31）⇒保育施設給食センター（H27.4.1～）※ 保育施設の統合前を含む。
431	広島県江田島市	認定こども園おおがき	150	117	有	H21.4～	学校給食共同調理場（H21.4.1～H27.3.31）⇒保育施設給食センター（H27.4.1～）※ 保育施設の統合前を含む。
432	広島県安芸太田市	認定こども園とごうち	60	59	無		
433	広島県安芸太田市	加計認定こども園あさひ	60	51	有	H21.4.1～	加計学校給食共同調理場平成21年4月～
434	広島県安芸太田市	筒賀保育所	19	15	無		
435	広島県安芸太田市	修道保育所	20	9	有	H20.4.1～	加計学校給食共同調理場平成20年4月～
436	徳島県阿南市	富岡保育所	106	83	無		
437	徳島県阿南市	寿保育所	30	9	無		
438	徳島県阿南市	宝田こどもセンター	100	66	無		
439	徳島県阿南市	本庄保育所	30	15	無		
440	徳島県阿南市	長生保育所	60	29	無		

441	徳島県阿南市	大野保育所	45	32	無		
442	徳島県阿南市	明星保育所	84	76	無		
443	徳島県阿南市	中野島保育所	40	24	無		
444	徳島県阿南市	横見保育所	40	14	無		
445	徳島県阿南市	見能方保育所	45	41	無		
446	徳島県阿南市	津乃峰保育所	90	47	無		
447	徳島県阿南市	橘こどもセンター	90	53	無		
448	徳島県阿南市	桑野保育所	90	74	無		
449	徳島県阿南市	山口保育所	40	11	無		
450	徳島県阿南市	新野こどもセンター	79	60	無		
451	徳島県阿南市	福井保育所	56	30	無		
452	徳島県阿南市	椿保育所	40	13	無		
453	徳島県阿南市	今津こどもセンター	120	75	無		
454	徳島県阿南市	平島こどもセンター	270	166	無		
455	徳島県阿南市	羽ノ浦くるみ保育所	150	105	有	H23.11～	羽ノ浦さくら保育所
456	徳島県阿南市	羽ノ浦さくら保育所	150	114	無		
457	徳島県阿南市	岩脇こどもセンター	150	144	無		
458	徳島県那賀町	保育所型認定こども園わ じきこども園			無		
459	徳島県那賀町	保育所型認定こども園あ いおいこども園			無		
460	徳島県那賀町	保育所型認定こども園ひ らだにこども園			無		
461	徳島県那賀町	保育所型認定こども園き とうこども園			有	H26.4～	自園調理（～H26.3）⇒ひらだにこども園（H26.4～）
462	徳島県美波町	赤松こども園	15	11	有	H26.1～	自園調理⇒日和佐こども園（H26.1～）
463	徳島県美波町	阿部こども園	15	4	無		
464	徳島県美波町	木岐こども園（休園中）					
465	香川県宇多津町	中央保育所	150	114	有	H19.4～	自園調理（～H19年3月）⇒学校給食センター（平成19年4月から平成39年3月の20年間を予定）
466	福岡県柏屋町	仲原保育所	110	64	有	H20.11.11～	学校給食センター（開園時～現在）
467	福岡県柏屋町	中央保育所	120	108	有	H20.11.11～	学校給食センター（開園時～現在）
468	福岡県柏屋町	西保育所	115	102	有	H20.11.11～	学校給食センター（開園時～現在）
469	宮崎県綾町	中坪保育所	60	72	無		
470	宮崎県綾町	南俣保育所	60	72	有	H19.4～	中坪保育所（調理）（H19年4月～）

⑤関係府省庁による調査結果

令和3年度調査報告（規制の特例措置用）

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	920
3. 特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	保育所における給食の外部搬入事業を実施するにあたり、アレルギーや体調不良時への対応、発達状況に応じた適切な給食の提供がなされているかについて、その実態を把握するもの。
② 調査方法	構造改革特区の認定区域において3歳未満児への外部搬入事業を実施する公立保育所及び全国で3歳以上児への外部搬入を実施する保育所に対して調査票を送付し回収する。また、対照調査として外部搬入を行わない保育所についても抽出で同内容の調査を実施。
③ 調査対象	①構造改革特別区域認定区域内において、3歳未満児を含め、外部搬入により食事を提供している保育所等（悉皆） ②3歳以上児に対して外部搬入により食事を提供している保育所等（悉皆） ③自園調理を実施している保育所等（抽出） ※保育所等とは、認可保育所、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園をいう。
④ 調査の実施時期	令和3年12月7日～令和3年12月28日
⑤ 調査結果	・主な項目に対する回答状況は以下のとおり ・外部搬入事業の実施理由については、6割以上が経費の削減のためとの回答。次いで3割弱で小中学校との一環的な給食の提供体制を推進するため、となった。 ・外部搬入を実施する保育所においては、6割超で事業者と契約書を取り交わしていたが、発達段階に応じた食事の提供や、体調不良児への対応を義務付けている割合は一部に留まっている。 ・ひやりはっと事例の発生状況については、外部搬入を実施する施設と自園調理の施設で同程度であったが、実際に事故が発生したかどうかには差があり、自園調理を行う施設では4.4%であるのに対し、外部搬入を実施する施設では10.9%と、2倍以上の差が出る結果となっている。 ・外部搬入を実施する施設のうち、離乳食については外部搬入による対応が出来ていない施設が4割超となっており、複数段階に分けて離乳食を提供出来ている施設は4分の1程度に留まっている。 ・アレルギー児への対応として、自園調理を行う施設においては、別に調理して対応する施設が8割を超える一方で、外部搬入を行う施設において、事業者が調理を行う又は施設で調理を加える等により個別に対応が出来ている施設は約5割に留まり、弁当持参等の対応も一定割合で見られた。 ・アレルギー児への対応に係るマニュアルの策定及び生活指導表の活用状況についてはいずれの施設においても高い水準ではあるが、外部搬入を実施している施設の方が、自園調理を行う施設よりも高い結果となった。 ・体調不良児については、品目の除去や量の調節はいずれの施設でも一定対応出来ているものの、個別に調理する対応に関して、自園調理を行う施設のうち3割以上で対応出来ているのに対し、外部搬入を実施する施設では2割に満たず、比較して対応が不十分な結果となった。 ・食育への取組については、外部搬入を実施する施設において、外部搬入の導入後に調査した全ての項目において実施率が向上しているが、それでもなおほとんどの項目について、自園調理を行う施設の方が、実施率が上回っている。 ・外部搬入を行う施設のうち、栄養士等による搬入元への指導を行っている施設及び衛生管理の状況を把握出来ている施設の割合はいずれも約6割程度であり、必要な栄養基準を満たしているかどうかについて確認が出来ている施設の割合は6割に満たなかった。 ・外部搬入を実施する施設であっても、特区事業を活用する施設については、事故の発生が少なく、業者との連携が進んでいるなど、3歳以上児への外部搬入を行う施設と比較して、良好な回答が得られる割合が高くなっている。 ・外部搬入の総合評価としては、良い点として、献立の多様化、経費の削減、小中学校との一貫した食事の提供ができることが上げられた。一方で悪い点としては、アレルギー児、体調不良児への対応、配膳の時間の制限、食育の促進等に課題が挙げられた。 ・また、外部搬入を実施するに当たって追加すべきと考えられる要件については、乳幼児の発達段階に合わせた調理の実施が半数近く挙げられており、この点に課題が残る結果となっている。
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	有
⑦ 全国展開により発生する弊害の有無	特にアレルギー児への対応に差が見られる結果となっており、発達段階に応じた食事の提供や、体調不良児への対応についても対応が十分でない施設が一定数あることがわかった。 また、事故の発生状況や食育への取組状況等からも、外部搬入による食事の提供には安全面や食育促進の面で明確に課題が残ると考えられる。 構造改革特区事業として国の認定を受け、一定の質を担保した上で事業を実施することが適当であり、全国展開は妥当でない。

保育所等における食事の提供体制について（調査結果）

調査の概要

- 調査期間：令和3年12月7日～12月28日まで
- 対象：特区事業を活用して3歳未満児に外部搬入による給食の提供を実施する公立保育所等（悉皆）：約260か所
3歳以上児に対して外部搬入による給食の提供を実施する保育所等（悉皆）：約210か所
自園調理を行う保育所等（抽出）：約3,100か所

※アンケート回収率：99%

調査結果

- アレルギー児への対応として、自園調理を行う施設においては、個別での対応が出来ている施設が**8割を超える**一方で、外部搬入を行う施設において、事業者が調理を行う等により個別に対応が出来ている施設は**約5割**に留まっている。
- 発達段階に応じた食事の提供について、特区事業を活用する施設においては、離乳食について外部搬入による対応が出来ていない施設が**4割超**となっており、複数段階に分けて離乳食を提供出来ている施設は**4分の1程度**に留まっている。
- 体調不良児については、品目の除去や量の調節はいずれの施設でも一定対応出来ているものの、個別に調理する対応に関して、自園調理を行う施設のうち**3割以上**で対応出来ているのに対し、外部搬入を実施する施設では**2割に満たず**、比較して対応が不十分な結果となっている。
- 食育への取組については、外部搬入を実施する施設において、外部搬入の導入後に調査した全ての項目において実施率が向上しているが、それでもなお**全ての項目について、自園調理を行う施設の方が、実施率が上回っている**。
- ヒヤリハット事例の発生状況については、外部搬入を実施する施設と自園調理の施設で同程度であったが、**実際に事故が発生したかどうか**には差があり、**自園調理を行う施設では4.4%**であるのに対し、**外部搬入を実施する施設では10.9%**と、**2倍以上の差**が出る結果となっている。
- 外部搬入を実施する施設であっても、特区事業を活用する施設については、事故の発生が少なく、業者との連携が進んでいるなど、3歳以上児への外部搬入を行う施設と比較して、良好な回答が得られる割合が高くなっている。

対応方針

- 特にアレルギー児への対応に差が見られる**結果となっており、発達段階に応じた食事の提供や、体調不良児への対応についても対応が十分でない施設が一定数あることがわかった。
 - また、**事故の発生状況や食育への取組状況**等からも、外部搬入による食事の提供には安全面や食育促進の面で明確に課題が残ると考えられる。
- ⇒ **国の認定を受けた上で、構造改革特区事業として一定の質を担保した上で事業を実施することが適当であり、全国展開は妥当でない。**

⑥評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表(抄)

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における保育所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、3歳未満児に対して給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 2 外部搬入を実施するに当たっては、次の一から四までに留意すること。 一 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。 二 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。 三 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。 四 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。 ※なお、平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

⑦評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル(抄)

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

公立保育所における運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※なお平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能

2. 特例の概要

(1) 公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- ① 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ② 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③ 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- ④ 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(2) 外部搬入を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。
- ② 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。
- ③ 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー

一、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。

- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。

※「公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、児童一人当たりにかかる保育コストが比較的高い過疎地域等の公立保育所において、公営の給食センター等を活用することにより、公立保育所及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「調理機能を有する設備」

保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を基準としてお示ししています。

③「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

④「食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること」

食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいいます。具体的には、「保育所保育指針」や「保育所における食事の提供ガイドライン」、いくつかの自治体において、子どもの食育を進める際の目標、指針として、策定されている「食育ガイドライン」等に基づき食事を提供するように努めるということです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	北海道	清里町	地産地消で豊かな給食特区	北海道斜里郡清里町の全域	女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第6回
2	北海道	湧別町	地場産品を使用した安全で安心な給食特区	北海道紋別郡湧別町の全域	上湧別町・湧別町では、子育て支援と食育を重要な施策に位置づけており、町営の学校給食センターでは当地域の新鮮で豊富な農産物及び魚介類を使用した給食を提供している。 一方、共働き家庭の子育て支援として両町内の保育所への期待も大変大きい。合計4カ所の保育所でそれぞれ調理し食事を提供することは、調理や食材を購入する上で非常に不経済な状況となっている。 このため、公立保育所における給食の外部搬入方式を実施することで、町内の学校給食センターより保育所に提供することにより、地産地消に配慮した食事が提供できるとともに、望ましい食習慣の定着を図ることができる。また、給食食材の一元購入により経費の節減が可能となり、公立保育所の効率的な運営ができる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
3	山形県	最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	山形県最上郡最上町の全域	最上町では、幼・小一環教育の理念に基づいた指導基準「最上町新幼児教育課程」を策定し、その効果的な運用を図っているが、幼保一体型を見据えた保育・教育サービスのさらなる充実に向け、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を通して「健康な育ちのための食育」「地産地消の食育」を基本目標に据えた総合的な食育機能を本町の学校給食センターに形成し、本町独自の一貫した食育を推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第10回
4	山形県	高畠町	高畠町なかよし給食特区	山形県東置賜郡高畠町の全域	高畠町の公立保育所の給食の食材は、少量の注文が可能な地元業者から調達しているが、公立保育所3園のうち、定員割れとなっている二井宿保育園については、地元業者の廃業により、給食業務の運営上支障が生じている。少量であるため遠方の業者からの食材の調達が困難であることから、近接する小学校からの給食の搬入を検討したが、課題が多く実現には至らなかった。そこで、設備等余力のある他の公立保育所で調理した給食を搬入することで解決を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回
5	茨城県	阿見町	阿見町いきいき子育て給食特区	茨城県稲敷郡阿見町の全域	阿見町では、現在13ヶ所の保育施設・事業所(定員989名)で保育サービスを提供している。公立保育所については、所内の調理設備が老朽化しているため、高まる保育需要に対し、園内調理での対応が困難な状況にある。学校給食センターからの給食の外部搬入を実施することにより、安全で質の高い給食を効率的に提供することが可能となり、幼児から中学生までの一貫した食育に取り組むことができる。また、保育所運営の合理化により節減された経費を財源として、子育て支援の更なる充実が可能となる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回

6	群馬県	六合村	くにっこニコニコ給食特区	群馬県吾妻郡六合村の全域	六合村は群馬県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして急激な少子化が進む村である。幼保合築施設「六合こども園」を建設し幼保一体化の運営を行うなどの施策を講じているところであるが、限られた財源を効率的に使い満足の行く保育サービスを実施するため、保育所の給食を学校給食センターから外部搬入できるようにし合理的な運営を可能とする。このことにより、食材の多様化など豊かな給食の提供が可能となるとともに、保育所と小学校の一貫した食育を行うことが可能となる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第10回
7	群馬県	みなかみ町	みなかみ町藤原地区食育推進給食特区	群馬県利根郡みなかみ町の区域の一部(藤原地区)	みなかみ町は過疎・高齢化、そして急激な少子化が進行している。昭和53年に開設した「町立第三保育園」も平成22年度で園児数が8人と年々児童数が激減している。園児一人当たりに係る保育コストが高く、園の調理室での調理業務は運営上非効率な状況である。 乳幼児期から食育の推進を図るためにも、学校給食センターから外部搬入を行い、食材の多様化、給食内容の充実等が必要であり、それにより園児一人当たりのコストも減り、保育園の合理的運営が図られる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第25回
8	千葉県	芝山町	芝山町保育所給食外部搬入特区	千葉県山武郡芝山町の全域	芝山町は成田空港と北接し、人口は7,967人(平成24年9月1日現在)。町内に公立保育所が3つあるが、いずれの施設も老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。また、航空機騒音に伴う住民の転出や少子化で園児が減少し、保育所の運営面からも合理化を図る必要がある。民間給食配食業者から給食の外部搬入方式を実施することで合理化を図り、児童福祉の充実を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回
9	千葉県	横芝光町	健やかな子どもを育むよこしばひかり給食特区	千葉県山武郡横芝光町の全域	近年、ライフスタイルの多様化などに伴い、食生活における栄養の偏りや不規則な食事などが子どもに与える影響が懸念されている。そのため、バランスのとれた食生活や正しい食習慣の定着に向けた食育を推進する必要がある。そこで、町立保育所の給食を民間給食専門業者からの外部搬入により実施することで、年齢に応じた給食を提供して子どもたちの健全な成長を促進する。また、給食の外部搬入により節減された経費を財源とし、保育サービスの向上を図るとともに、地元産の食材を利用することにより、地域経済の活性化を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回
10	千葉県	大多喜町	大多喜町子育ていきいき給食特区	千葉県夷隅郡大多喜町の全域	大多喜町には、現在公立保育所(みつば保育園、つぐみの森保育園)が2箇所あり、それぞれ平成11年および平成16年に複数の保育所を統合し、新たに開園した。開園後は、乳児保育・一時保育・延長保育を始め、休日保育など多様化している保育ニーズへの対応に取り組んでいるが、今後もきめ細かな保育行政を実施するにあたり、保育所運営の合理化を図る必要がある。そのため、特例措置による公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を活用することにより、オール電化厨房(電磁調理設備)が導入され、調理環境のすぐれたみつば保育園で給食を調理・搬出し、つぐみの森保育園へ安全で安心な給食を提供するものである。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
11	石川県	能美市	能美いきいき給食特区	能美市の全域	能美市では多様化した保育ニーズに対応するため、様々な事業を行っている。 その一環として、調理能力に余力のある辰口学校給食センターから能美市辰口地区の6保育所に給食の外部搬入を実施することにより、節減された費用を保育サービスの拡充等に充てることにより、保育所の効率的運営を行い、子育て支援事業の推進を図る。 また、食育を保育の重要課題としてとらえ、給食を通じて「食育教育」を推進していく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回

12	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。 そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三国学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地場産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなどし、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
13	福井県	越前町	越前町すくすく給食特区	福井県丹生郡越前町の全域	越前町内の公立保育所は、入所率が77.4%と大幅に定員を割り込んでおり、施設の効率的運営の観点から、職員の適性配置等を計画的に得進めていく必要がある。 このため、町内2カ所の給食センターから給食を外部搬入することにより、経費節減をし、その節減された財源を一時保育、延長保育など多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。さらに、これによって積極的に地元農産物を活用できることから、給食センターを中心とした地産地消のシステムが構築され、地域農林漁業の活性化に寄与する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
14	山梨県	市川三郷町	より安全で安心できる給食特区	山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部(市川大門及び下大鳥居地区)	市川富士見保育所は、平成30年8月開園予定で整備を進めており、最新の設備を備えた施設で、1日最高200食が調理可能である。 人的にも設備的にも最善の施設で集中調理することにより、効率性が高まるとともに、児童の発育に応じた、きめ細かな給食業務を行うことができる。 給食の自園調理と市川南保育所への外部搬入により節減された財源を充てることにより、子育てが安心してできるような保育サービスの充実を図る。 また、多様化する保育サービスに対応するため、子育て支援事業、一時預かり、病後児保育事業などの充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第21回
15	山梨県	富士河口湖町	富士河口湖町保育所給食特区	山梨県南都留郡富士河口湖町の全域	富士河口湖町では、核家族化や女性の社会進出、就労形態の多様化に伴い保育サービスに対するニーズが増加している。また、計画にある大石保育所は、入所児童が少人数で食材の一括購入が困難であるため、調達できる食材に限られてくる。加えて、既存の調理室が老朽化しており、随時改修等の財政負担が大きい。 特例措置を活用することで、近隣の保育所において調理した給食を外部搬入することができる。これにより効率的な運営や豊富な材料を取り入れた給食を安定的に提供することが可能となる。また、節減された経費を活用し、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第55回
16	長野県	根羽村	根羽村保育所・義務教育学校の一貫食育給食特区	長野県下伊那郡根羽村の全域	少子化が進む根羽村では、今年4月に小中一貫の義務教育学校が開校したことを機会に、保小中の一層の連携を図りたいと考えている。その一つとして、公立保育所における給食の外部搬入を計画している。具体的には、現在、保育所、義務教育学校のそれぞれの調理場にて給食を調理しているが、これを義務教育学校に一元化し、保育所に搬入する。このことにより、調理業務の効率化が見込めることに加えて、保育所現場と義務教育学校現場との間で一層の連携が図れ、乳幼児期から義務教育修了まで一貫した食育教育の推進が期待できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第52回

17	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。 学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立こども園では園の規模が異なるため、単独での地元農作物の利用が難しい状況にある。このため、公立こども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回
18	岐阜県	飛騨市	飛騨市公立保育園給食外部搬入特区	飛騨市の全域	旭保育園においては飛騨市保育所給食センターから、宮城保育園においては古川国府給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校前の一貫した「食育」を推進する。また、外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行うことで保育サービスの充実や児童福祉の向上を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第35回
19	岐阜県	本巣市	健やかな成長を支える給食特区	本巣市の全域	本巣市では、核家族・共働き世帯の多様化したニーズに対応すべき安心して子育てができる環境づくりを推進している。本巣市内の子ども達が、乳幼児期から健全な食生活習慣が身に付くよう「食育」の充実を図るため、給食を外部搬入し効率的に調理、提供される質の高い給食の提供をすることで、食を通じ園児の健やかな成長を支えている。平成28年4月より新たに公立保育所を1園開園する為、給食の外部搬入の実施を追加し、さらなる安心、安全な食材の一括購入等による経費削減や、地域農産物の活用にも努め地産地消の推進につなげていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
20	岐阜県	郡上市	食育推進給食特区	郡上市の区域の一部(高鷲町及び白鳥町)	郡上市の北部地域にある公立保育園は、市内でも特に山間地域にあり、県庁所在地からも90キロほど離れた降雪地域である。近年、人口の減少とともに入園児数の減少が進み、経費や人材の面から自園で給食を調理して提供することが難しくなっている。 このような状況から、特区を活用し、近隣の比較的大きな公立保育園や学校給食センターから給食を外部搬入することで、給食提供のための経費の削減を図るとともに、幼児期から栄養価が高く質の高い給食メニューを提供し、給食の面からも幼保小の連携による食育の推進を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第48回
21	岐阜県	神戸町	心豊かな子どもを育む給食特区	岐阜県安八郡神戸町の全域	神戸町では、他市町村同様少子化傾向にあり保育所・幼稚園への入所児童が減少している。そこで幼保一体化し、昨年度より4幼児園で異年齢間での集団活動の機会確保や社会性を涵養することを目指している。本年度9月の給食センター稼働により、4幼児園への外部搬入に向けて、現在給食センターの建設を進めている。本特例を活用し、保育所運営の合理化を進めるとともに、3歳児未満児食、アレルギー食等にも対応しつつ、就学前児童から小・中学校の児童・生徒までの一貫した食育教育に取り組むことにより心豊かな環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第14回
22	岐阜県	安八町	地産食材で豊かな給食特区	岐阜県安八郡安八町の全域	安八町は、都市圏に近く、交通の利便性が高いという恵まれた環境にあることから、共働きの子育て家庭が多い。そのため保育ニーズが高く、保育サービスへの要望も多様化している。地産地消による安心・安全な給食を提供することにより、保育園児から小・中学校の児童生徒までの一貫した食育教育の推進が可能になり、児童の健やかな成長が促進される。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回

23	岐阜県	揖斐川町	豊かな心と体を育む給食特区	岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域	近年、子どもの食習慣の乱れがクローズアップされており、子どもの「食育」に関する取組が重要な課題となってきた。 このため、揖斐川町内の各公立保育所と学校給食センターが連携した給食の外部搬入を実施することにより、乳幼児期から発達段階に応じた児童生徒に対する食の嗜好や食習慣の情報交換や把握ができ、一貫した正しい食習慣の定着を図る事ができる。 また、本特例事業を実施することにより、経常経費の節減が図られるとともに、衛生面など設備の整った施設で調理することにより、食の安全性の向上に繋げる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回
24	岐阜県	大野町	心豊かな給食特区	岐阜県揖斐郡大野町の全域	大野町では、近年、交通の利便性と安価な住宅地を求めた転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回
25	岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	岐阜県本巣郡北方町の全域	北方町では、近年、交通の利便性、アパート等住宅の増により転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭である。そのため、保育に対する需要が高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育所運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育所における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回
26	岐阜県	七宗町	ひちそう よちよち パクパク食育特区	岐阜県加茂郡七宗町の全域	七宗町では、町内にある小中学校給食調理室(2施設)の老朽化に伴い、新たに設置する七宗町給食センターからの町立保育所2園への給食(3歳未満児含む)の外部搬入方式を導入することにより、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。また、このことにより、調理設備の維持管理費の節減や食材の一元管理、一括調理と調理員の合理的配置が可能となり、保育所運営経費の節減を図り、その節減された経費を多様化する保育サービス・子育て支援サービス需要の財源として充てていく。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第31回
27	岐阜県	白川町	未来を担う子どもたちがすくすく育つ美濃白川給食特区	岐阜県加茂郡白川町の全域	白川町では町立保育所の給食を小中学校と同一の町立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地元生産者と連携して安全・安心・良質な食材の生産及び安定的納品を目指すしながら、地場産食材の積極的な活用を進め、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入、一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
28	岐阜県	白川村	21世紀へと羽ばたく心豊かな子どもが育つ白川給食特区	岐阜県大野郡白川村の全域	白川村では村立保育所の給食を小中学校と同一の村立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地場産食材をできるだけ活用し、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入、一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回

29	静岡県	熱海市	初島保育園給食外部搬入特区	熱海市の区域の一部(初島地区)	熱海市の離島である初島において、公立保育所の給食を同島内の公立小中学校から搬入することにより、厳しい財政状況のなか保育所運営の合理化を図る。また、合理的な保育運営により節減された経費を保育サービスの充実に充てることにより保育の充実を図る。さらに、学校給食と同じ献立になることにより、乳幼児から義務教育終了まで一貫した食育を推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回
30	静岡県	磐田市	安心・安全の給食特区	磐田市の区域の一部(竜洋地区)	磐田市は、公立保育園8園、私立保育園14園の認可保育園を保有する。3歳未満児の保育ニーズが高まる中、市は効率的な保育園運営と財源を有効に活用する必要がある。竜洋西保育園の給食を、福田こども園(隣接する福田地区にある公立幼保連携型認定こども園)で調理し搬入する外部搬入方式とする。効果として、食材の一括調理、集中管理することで経費削減や調理室の改修工事費の削減ができる。また、地産地消、アレルギー対応等が十分に期待できる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第25回
31	愛知県	安城市	安城市豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取り組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取り組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
32	愛知県	西尾市	西尾っ子を育む楽しい給食特区	西尾市の全域	西尾市では、西尾市立幡豆学校給食センターから市内の公立保育所15園に給食の外部搬入を行い、保育所の効率的運営を図り、節減費用を保育サービスの充実に充てている。また、地産地消により地元食材への関心を高めるとともに、給食センターと保育所が連携することで、乳幼児期からの一貫した食育を可能とし、正しい食習慣の定着に取り組んでいる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第54回
33	愛知県	蒲郡市	蒲郡市にこに給食特区	蒲郡市の全域	蒲郡市では、14ある公立保育所において3歳以上児の給食を学校給食センターから外部搬入しており、地元の食材や地域の行事と結びつけた献立を提供するなどにより、郷土への愛着や地産地消の促進に取り組んでいる。近年、共働き家庭の増加など低年齢児保育ニーズが高まっていることから、特例措置を活用し、3歳未満児の受入れができていない4保育所において外部搬入により2歳児の給食を提供可能とする。これにより、低年齢児保育の受入れを拡大し、子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するとともに、乳幼児期からの一貫した食育の推進に取り組む。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第43回
34	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	常滑市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)

35	愛知県	稲沢市	稲沢市食育推進給食特区	稲沢市の区域の一部(祖父江町及び平和町地区)	稲沢市では、核家族化の進行と就業する女性の増加により、保育の需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化しており、延長保育、病後児保育などの特別保育の充実を図る必要がある。 このため、これら多様化する保育ニーズに対応していくため、本特区制度を活用し、祖父江・平和地区の公立保育園の給食をそれぞれの地区の学校給食共同調理場から外部搬入することで、効率的な運営と経費の節減につなげ保育園運営の合理化を図る。また、地産地消を取り入れ安心・安全な食育を推進し、地域の活性化を進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
36	愛知県	日進市	日進市安全安心保育園給食特区	日進市の全域	日進市は、昭和40年代からの人口増加が今も続いており、この状況を反映した保育ニーズの高まりにより一時保育、延長保育等も求められている。 このような状況を受け、公立保育所9園の運営を検討した結果、今後調理環境の優れた2園で給食搬出し、調理しない2園に供給することとし、設備経費、食材調達、人員配置等のコストを節減、その財源を充てることで保育サービスの拡充を図る。あわせて地産地消などの安全安心な給食を提供しプログラムに基づいた保育所の一貫食育事業を進め、子どもたちが心豊かに育つまちづくりをめざしていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
37	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	本市は、農業産出額全国1位を誇る農産物や魚介類などの食材に恵まれている。そこで本特例を活用し、身近な地域の人が手掛けた安全な食材を児童に提供することにより、地域に対する誇りや愛着を育て、児童の健やかな成長とともに、地産地消の促進につなげる。 限られた財源で、多様化する保育ニーズに対応するため、特例措置を活用して保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を促進する。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
38	愛知県	清須市	地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区	清須市の全域	清須市は、少子高齢化が急速に進む中、園児数は特に3歳未満児が増加を続けており、今後、保育ニーズに適切に対応するために、公立保育園の運営について合理化を進め、施設拡充が必要となっている。そのため、公立保育園の給食を学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式に変更する。また、各保育園の調理室に調理員及び学校給食センターに保育園専任の栄養士を配置し、両者が協働して、年齢に応じた給食の提供、食物アレルギー児に対応した除去食及び代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応を行う。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
39	愛知県	北名古屋	北名古屋いきいき給食特区	北名古屋市の全域	北名古屋市では、保育ニーズの高まりにより、就学前児童人口が微増であるのに比して保育所への入園希望者は、年々増加している。 市では厳しい財政状況の中、保育内容、施設管理、運営を見直し、公立保育所における給食を給食センターより一括搬入することとした。これにより、一括調理による食材調達、調理員の合理的配置による調理コストの節減ができ、その財源を保育サービスの拡充に充てることができる。また、給食の食材に、地元食材を取り入れて、食育教育の推進や、地産地消による安全・安心な給食を幼児に提供することとしている。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
40	愛知県	みよし市	みよし市わくわくもり給食特区	みよし市の全域	みよし市では、近年、人口の増加と核家族化が急速に進み、夫婦共働きの子育て家庭への支援として、増大する保育需要に対する多様な子育て支援が急務である。今後、よりきめ細かな保育・子育て支援を進めるため、本特例を活用し市内の学校給食センターでの一元調理を実施することで、公立保育所運営の効率化を進め、その財源を保育サービスの充実と子育て家庭の支援に充てる。また、これとともに、保育所における一貫した食育、地産地消に関する取り組みを行い、心身ともに健康でよく遊ぶ子どもに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)

41	愛知県	あま市	元気でモリモリ 健やか給食育 特区	あま市の全域	あま市では、近隣の他市町村が少子化傾向のなか名古屋市のベッドタウンとして転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭であることから、保育所の入所の希望が多く、保育サービスに対する意見も多様化している。 これまでは旧碓目寺町の保育園(6園)で学校給食センターから給食を外部搬入し運営の合理化を図ってきたが、今後は対象を市内全9保育園に拡大し、経費削減による更なる子育て支援強化を図るとともに、小中学校と同じ安全安心な給食による元気な乳幼児保育や幼児期からの一貫した食育を推進する。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
42	愛知県	東郷町	東郷町心豊かな子どもを育む給食特区	愛知県愛知郡東郷町の全域	東郷町では、公立保育所8施設のうち6施設が昭和46年から昭和54年までの建設であるため施設が古く、調理施設の老朽化と増加する保育需要により園内調理の実施が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の学校給食センターで調理し搬入する方式を実施することにより、発達段階に応じた栄養のバランスのとれた給食の提供や、地域の食材を取り入れた取組みを実施する。また、調理業務の効率的な運用とともに安心安全で充実したメニューを提供することにより、保育所から中学校まで一貫した食育の実施を可能にする。また、東郷町で生産された食材を積極的に使用するなど、地産地消に取り組むことにより農業振興にもつなげる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
43	愛知県	長久手市	長久手市よく遊び自然に親しむ給食特区	長久手市の全域	区画整理事業の進展に伴い、若い共働き世代が流入していることから、保育所で受け入れるべき幼児・児童の数が増加しており、併せて、食環境における子育て世代の支援も保育所に求められている。しかし、限られた財源の中で、総合的かつ自足的な保育サービスを提供していかなければならない。 そこで、給食センターから保育所への給食外部搬入を導入することにより、効率的かつ安全な給食の提供ができ、ひいては保育サービスの充実、子どもの食育にもつながる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
44	愛知県	蟹江町	かにえ活き生き給食特区	愛知県海部郡蟹江町の全域	蟹江町では、現在6か所の公立保育所があるが、建築年が古く、調理室設備が老朽化しており、園内調理では増加する保育需要への対応が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の給食センターからの外部搬入方式により行うことで、経費節減につながり、より質の高い食育を推進することが可能となる。また、乳児と幼児を分け、2つの給食センターで調理することで、児童の発育・発達段階及びアレルギー等への対応も柔軟にできる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)
45	愛知県	阿久比町	子どもが健康で輝きながら育つ給食特区	愛知県知多郡阿久比町の全域	阿久比町では、幼・保・小中一貫教育プロジェクトに基づき、一貫した「食育」の指導推進を図っているが、自園調理方法による給食では地元農産物の利用が難しい状況にある。このため、保育所の給食を学校給食センターから供給し、町立保育所の運営の合理化と、子どもたちの給食や地場産物への一層の理解を深めることを目的に、本町をはじめ、近隣市町の特産物や郷土料理を紹介提供する。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回 (2)

46	愛知県	豊根村	心ワクワク給食特区	愛知県北設楽郡豊根村の全域	豊根村は、少子高齢化が進む小規模の山間部の村である。多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育等に取り組んでいるが、調理室設備の老朽化が進み、財政難であることから改修することも出来ず、保育所内での調理は困難な状況にある。 本特例措置を活用し、保育所の給食を村内の学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図り、節減した経費をもとに充実した保育を実施する。また、バランスの取れた献立と安全で質の高い給食を提供することにより、幼児期から小中学校まで、一貫した食育の推進を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
47	三重県	亀山市	亀山市あんしんあんぜん給食特区	亀山市の一部(関町及び加太地区)	亀山市の山間部では過疎化で園児が減少し、また、園内調理施設も老朽化しているため、公立保育所において市内給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の保育所の経営合理化を図る。 これにより節減された経費によって児童福祉の充実を資するとともに、幼児期から小・中学校まで一貫した食育の推進を図っていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
48	三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	志摩市の全域	本市では、少子化による保育所・幼稚園の児童数減少と施設の老朽化が問題となっている。市全体としての効率的な運営と、現在の子育て事情にあった保育所・幼稚園のあり方を検討し「保育所・幼稚園等再編計画」を策定し、計画に基づき再編を進めてきた。保育所給食を給食センターからの外部搬入方式にすることで経費を削減できるとともに、幼保一体化計画の推進を図ることができる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回
49	三重県	木曽岬町	木曽岬すくすく給食特区	三重県桑名郡木曽岬町の全域	町内の保育園児、幼稚園児が同一の給食を食することにより、共通の話題が生まれるなど、楽しく食べる体験を通じ、食への関心を育み食を営む力の基礎を培う食育の充実を図る。幼児の数が減少するなかで、保育園と幼稚園に分かれた少人数の保育形態は成り立ちにくく、特に幼児期の人間形成の基礎づくりにおいて最も重要な時期であり、子どもたちにとって集団生活の中から、一人ひとりが自立心を持ち、生活習慣の形成や心身の発達などを育むことが大切と考え、豊かな人間性、社会性、創造性を育む場とすることを目的とする。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第14回
50	滋賀県	栗東市	安全で安心、おいしい栗東市給食特区	栗東市の全域	栗東市においては、人口の増加、核家族化の進行、保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出等のため、特に3歳未満児における保育ニーズが増大している。一方で、栗東市内の公立保育所のうち3園は昭和40～50年代に建設されたため、調理室の面積が小さいことに加え、厨房設備等が老朽化している。そこで、平成30年9月に学校給食共同調理場が移転・新築されることに伴い、公立保育所3園へ給食を外部搬入し、各園内の調理施設の負担を軽減するとともに、地産地消の献立のもと安全でおいしい給食の提供を図る。併せて、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。なお、年々増加する食物アレルギー代替食や離乳食、おやつ等については、各園内の調理施設において個別対応を行う体制を十分に確保し、より安全な給食提供を行う。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第45回

51	滋賀県	甲賀市	甲賀市給食外部搬入特区	甲賀市の全域	甲賀市では、核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、特に3歳未満児の保育ニーズが増大している。整備時当初は3歳以上児を対象に建設された保育園について、待機児童対策として3歳未満児の受入れのためには施設改修や設備更新に多額の費用がかかることから、近隣の保育園で一括して調理を行い、各保育園への搬入を実施することにより、調理員配置、材料購入等の合理化を図る。併せて、保育サービス、子育て支援施策の充実、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の推進、地域の活性化を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第46回
52	滋賀県	高島市	高島市マキノ町地域給食外部搬入特区	高島市の区域の一部(旧マキノ町)(詳細は内閣府において閲覧に供する。)	高島市ではマキノ西保育園の老朽化に伴い、3歳未満児の給食についてマキノ学校給食センターからマキノ西保育園およびマキノ東保育園へ、また3歳未満児のアレルギー給食についても、マキノ東保育園にて一括調理しマキノ西保育園に外部搬入方式を導入することにより給食調理業務の効率化を進め、節減された保育所運営経費を保育サービス・子育て支援施策に充てることができる。給食により共通の食事をとることにより食事のマナーや正しい食習慣などの食育を推進する。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回
53	大阪府	柏原市	元気でにこにこ柏原給食特区	柏原市の全域	本市の公立保育所は、建築年が昭和40年代から昭和50年代と古く、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により、自園調理の実施が困難な状況にある。一方保育所では、よりきめ細やかな保育サービスに対する取り組みと、親の子育ての負担を軽減するための施策を図る必要がある。公立保育所における給食の外部搬入の実施により、安全衛生面、食育等に十分配慮しながら、調理員の人件費の節減や給食材料の一元購入など経費面での節減が図られ、その財源を保育サービスの向上及び、子育て支援施策の充実に活用することが可能となる。	920 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回
54	大阪府	熊取町	健やかくまっこ給食特区	大阪府泉南郡熊取町の全域	熊取町では、核家族化の進行により、家族や地域の結びつきが希薄になり、家庭における子育てへの負担や不安は増大している。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実が課題となっている。公立保育所における給食の外部搬入は、衛生面や安全面、食育等に十分配慮しながら経費面での節減が図られ、その財源を保育サービスだけでなく、子どもの健やかな成長のための施策に活用する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
55	大阪府	岬町	岬町笑顔満開給食特区	大阪府泉南郡岬町の全域	岬町では、厳しい財政状況が続く中、少子高齢化や保護者の働き方の多様化などにより、保育サービスの向上や子育て支援施策の充実が課題となっている。本特区計画により、保育所の効率的な運営と経費削減が図られ、その財源を子どもの健やかな成長のための施策に活用できる。また、アレルギー対応など安全、安心な給食を提供できるとともに、地元の食材を活用することにより、地産地消を促進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第25回
56	兵庫県	福崎町	福崎町健康づくり給食特区	兵庫県神崎郡福崎町の全域	福崎町には公立保育所が4か所あるが、施設の大半が老朽化しており、自園調理を実施していくには維持管理や人件費、食材の確保など、効率的な運営が困難な状況にある。そこで、給食外部搬入方式の導入により一体的運営で節減された経費を保護者のニーズに応じた子育て支援施策の財源とし、保育サービスの充実に努める。また、発育、発達段階に応じた栄養管理を行うとともに、乳幼児期から一貫した食育の推進を図り、子どもの健康づくりの一助とする。さらに、地元産食材の供給に取り組み、新鮮でより安全安心な給食を提供する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回

57	和歌山県	紀美野町	きみのっ子元気で楽しい給食特区	和歌山県海草郡紀美野町の区域の一部(長谷毛原地区、小川地区)	紀美野町は、少子化に伴う人口減の対策が緊急かつ重要な課題である。このため、「子どもは宝」のスローガンを掲げ、センター型の地域子育て支援、乳幼児医療の助成拡大等の施策を推進している。この一環として、少子化の進行が著しい小規模の2箇所の保育所の地域で、保育所の近くの小学校から給食を搬入する。これにより、食育をテーマに地域全体で子育てを支援する体制を整備し、他の保育サービスを充実させ、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回
58	和歌山県	高野町	「食育」の推進をめざす一貫給食特区	和歌山県伊都郡高野町の全域	高野町は、少子高齢化が進んだ人口4千人余りの小さな町で、高野山を中心とした宗教の聖地でもある。保育所かけられる期待は大きく、子ども達には「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。本町は今回、特区を活用し公立保育所に共同調理場から給食を外部搬入し、保育所運営の合理化を図るとともに、保育所、小、中学校の統一献立による「一貫給食」を実施するとともに、一貫した「食育」の指導を行う。また、地元産食材の購入による地産地消をすすめる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第14回
59	和歌山県	広川町	広川 元気っこのびのび給食特区	和歌山県有田郡広川町の全域	広川町は少子高齢化が進む小規模の町であるが、多様化する保育ニーズへの対応、保育サービスの充実のために、特区を活用し、公立保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図る。これにより、今後保育所・幼稚園を中心とした、延長保育・一時保育などの様々な子育てサービスの実施につなげていく。また、学校給食共同調理場において町内の生徒・児童・幼児の給食を集中的に調理・管理することは、給食内容の充実と地域全体の「食育」の推進に効果的であり、保健分野と連携し、幼児期からの栄養指導等を進め、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入容認	第9回
60	和歌山県	すさみ町	心豊かな子どもを育む給食特区	和歌山県西牟婁郡すさみ町の全域	すさみ町は少子高齢化が進んだ人口5千人余りの小さな町である。保育所かけられる期待は大きく、子ども達には「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。 本町は2園の公立保育所における給食を他の1園から外部搬入することで保育所運営の合理化を図るとともに、一貫した「食育」の指導を行う。また、過疎化が進み、地元で給食食材の調達非常に困難になり、町外から給食食材を調達している現状にあるが、今後は一元購入を促進してコスト節減を目指し、地元産食材の購入による地産地消を進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2)
61	岡山県	高梁市	みんなワクワク給食特区	高梁市の全域	平成20年3月31日「公立保育所における給食の外部搬入の容認事業」の認定を受けたことにより、平成21年度から川上保育園の3歳以上の給食を隣接する川上学校給食センターから外部搬入していますが、川上給食センターでは保育所専用の調理ルートを設定するなど厳重な配慮により、保育所の児童や保護者から高い評価を得ています。今回、3歳未満の児童の給食も外部搬入することにより、より効率的に充実した給食の提供、一貫した食育の推進を目指しています。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第16回
62	岡山県	真庭市	食べることを楽しむ子どもの給食特区	真庭市の全域	真庭市美甘地域では人口の減少により、入園児数の減少が続いている。また、食材の確保は、地域内の商店が閉店したため遠方の業者による配送を受けているが、少量なこともあり、食材の確保に支障をきたしている。隣接地区の比較的大規模な認定こども園で調理したものを配送することにより、食材確保の問題が解消され、児童への安定した給食の提供が可能となり、さらにスケールメリットにより価格も抑えられる。また、削減された経費を必要に応じた保育サービスの充実に充てることが可能となる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第53回

63	広島県	呉市	すくすく・のびのび給食特区	呉市の区域の一部(蒲刈町の全域)	当該区域では少子高齢化が進み就学前児童数が年々減少しており、給食の外部搬入方式を導入し保育所運営の合理化を図ると共に、食育をテーマに地域全体で子育てを支援していく体制を整備する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第8回
64	広島県	東広島市	東広島市すくすく・すこやか給食特区	東広島市の一部(八本松町、福富町、豊栄町、河内町)	公立保育所運営の合理化を進め、拡大する保育需要と保育ニーズの多様化に対応するとともに、保育所と学校給食センター、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の形成・定着と健やかな成長に努めるほか、給食に地元食材を活用する事で、乳幼児期から地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消を促進するために、学校給食センターからの保育所給食外部搬入方式を導入するもの。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
65	広島県	江田島市	江田島市にここ給食特区	江田島市の全域	江田島市は、広島湾に浮かぶ島嶼部のまちである。過疎化、高齢化、少子化により児童数が年々減少している。 公立保育施設の給食提供において、保育施設専用の給食センターからの外部搬入方式を実施することで、保育施設の運営の合理化を図る。 また、全施設で統一したメニューの提供と地産地消による安心安全な給食を提供することで、食育教育の推進を図り、児童の健やかな成長が一層促進される。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回
66	広島県	安芸太田町	安芸太田町いきいきふれあい給食特区	広島県山県郡安芸太田町の全域	安芸太田町は広島県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして少子化が進む町である。就学前児童の保育所、幼稚園における望ましい集団の育ちを保障するため、施設の適正配置を進めていくこととしている。保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することにより、合理的な運営が可能となり、地元の食材の活用などにより豊かな給食の提供ができるようになると共に、保育所から中学校まで一貫した食育を行うことが可能になる。また、節減された経費を多様で高まる保育サービスに振り向ける。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第16回
67	徳島県	小松島市	小松島市保育所給食特区	小松島市の全域	少子化の影響により児童数が約10人となっている保育所がある。現在、給食の自園調理をおこなっているが、少量の食材の調達が困難な状況である。また市内全体で調理員不足の状態である。令和3年度も少人数での保育運営となる場合は近隣の公立保育所等から給食の外部搬入を行い、食材の安定的な供給の確保、調理員の負担軽減及び経費の節減を図り、少人数保育所であっても食材に制限されることなく、発達段階に応じたバランスのとれた給食を提供したい。なお、自園調理が可能であれば認定申請を取り下げる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第52回
68	徳島県	阿南市	阿南市羽ノ浦地区保育所給食外部搬入特区	阿南市の区域の一部(羽ノ浦地区)	阿南市は、平成18年3月に旧阿南市、旧那賀川町、旧羽ノ浦町と合併した。 羽ノ浦地区は、高度成長期後半から宅地開発が進み、人口が急激に増加した。現在、この地区には、市立保育所が2箇所ある。人口増に対応するため昭和46年に羽ノ浦さくら保育所を新設した際に比較的大きな調理室を設置している。各保育所とも老朽化も進んでおり、移築・建替え等を計画的に行う必要がある。羽ノ浦さくら保育所から羽ノ浦くみ保育所への給食外部搬入の実施によって経費の節減を図り、子育て支援や保育サービスの充実、施設整備の早期完了を目指す。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第27回

69	徳島県	那賀町	那賀町木頭地区保育園給食外部搬入特区	徳島県那賀郡那賀町の区域の一部(木頭地区及び平谷地区)	那賀町は平成17年3月に旧鷺敷町、旧相生町、旧上那賀町、旧木頭村、旧木沢村と合併した。那賀町は少子高齢化が急速に進み、特に山間部については子どもの減少が著しい。搬入先である木頭地区、搬入元である平谷地区ともに地区内に1カ所ずつ町立保育園があるが園児数は減少している。外部搬入を実施することによって維持管理費の節減や調理員の合理的な配置をし、保育園の効率的な運営を行うことによって子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第30回
70	徳島県	美波町	美波町公立保育園給食外部搬入特区	徳島県海部郡美波町の全域	美波町は平成18年3月に旧由岐町と旧日和佐町が合併した。美波町は少子高齢化が急速に進み、子どもの減少が著しい。由岐保育園、木岐保育園の2園分の給食を由岐保育園において一括して調理を行い、木岐保育園への外部搬入を実施する。また、日和佐保育園、赤松保育園の2園分の給食を日和佐保育園において一括して調理を行い、赤松保育園への外部搬入を実施する。いずれも町立保育園であるが、園児数は減少している。外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行い子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第33回
71	香川県	宇多津町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡宇多津町の全域	宇多津町は、行政面積8.10平方キロ、人口18,952人(平成27年国調)と非常にコンパクトな行政運営を行っています。今回その特徴を活かして、学校給食センター(平成19年度から20年間PFI方式により運営予定)から公立保育所へ給食の外部搬入を実施するものです。児童の発達段階に応じた栄養面でバランスのとれた献立を作成するとともに、安全で質の高い給食を提供することが可能となります。また、調理業務の効率的運用が可能となるとともに、地元食材の調達割合を高めることやアレルギー対応食の提供が容易となります。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第12回
72	福岡県	粕屋町	みんなでつくろう、かすや給食特区	福岡県糟屋郡粕屋町の全域	粕屋町において、4保育所で行っている調理業務のうち給食業務を町立仲原保育所併設の保育所給食センターからの外部搬入を実施する。専任の栄養士を1人配置して、年齢別・発達段階に応じた給食を提供するとともに、町立保育所に同一の給食を提供することで統一した食育の推進を図り、乳幼児期から一貫した食育を推進することで小学校・中学校での食育教育の基礎をつくる。また、保育所給食センターを地域の食育推進の拠点として、地域への食育に関する情報の発信・提供に努め、食生活に関する相談・支援を行い、町内の就学前児童全体への食育の推進を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回
73	宮崎県	綾町	綾町すこやか食育給食特区	宮崎県東諸郡綾町の全域	綾町では公立保育所を3箇所運営しているが、厳しい財政状況の中で、それぞれの保育所で調理業務を行うことは非効率的である。このため、限られた財源を効率的に使いつつ、保育サービスの更なる向上を図るため、給食の外部搬入を実施する。具体的な運営方法として、調理は1箇所の保育所で行い、残りの2箇所の保育所に配送する方式とする。給食の集中的な調理・管理により内容の充実を図り、「食育」を更に推進する。また本町で生産される有機野菜等をできる限り取り入れ「地産地消」を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回

⑨参考:平成29年度の評価意見

評価意見

①	別表1の番号	920
②	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他(2021年度までに改めて評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	関係府省庁によれば、給食の外部搬入を導入している保育所においては、 ・発達段階に応じた給食について、発達段階に配慮した離乳食の提供など、3歳未満児に必要な個別の対応が困難である ・アレルギー児への対応について、未就学児、特に低年齢児のアレルギー原因物質は、多岐に渡っている上、低年齢の発症が多く、有病率についても年々増加傾向にあるが、代替食の提供が難しく、弁当を持参させている場合が半数以上にのぼる ・体調不良児がいる場合の対応方法として、献立内容に応じて当該児童分だけ別に調理する、症状により量の加減や品目の除去又は変更を行うなどのきめ細かい対応が十分にできていない ・搬入後に保育所で調理・加工を行う場合が多く、衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている ・食育への対応については、自園調理を行っている保育園に比べ、総じて食育への取り組み割合が低くなっている ・保護者のニーズ・評価について、自園調理が外部搬入を上回る ・保育所と外部搬入事業者の間の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である など、前回評価で弊害として提示された問題点が依然として存在していることが確認され、 保育所における食事の提供は保育の質と不可分であり、「子育て安心プラン」でも保育の量的拡充と質の維持・向上は車の両輪であることを踏まえても、子どもの安全で 健やかな成長の観点から、自園調理を基本とすべきであり、3歳未満児への外部搬入の全国展開については弊害が大きく慎重な検討が必要である とのことであった。 また、園の規模が小さいことや財政状況を理由に外部搬入の導入を行っている自治体がみられた(後述の評価・調査委員会による調査)ことについて、こうした課題の解決策としては、平成27年度より子ども子育て支援新制度において導入された小規模保育事業への移行などの方策が存在しており、各自治体が保育行政の効率化を試みる際には、安全性等の確認されていない特例措置を実施する前に、まずはこうした既存施策での対応を十分に検討すべきである とのことであった。 評価・調査委員会による調査では、 ・本特例措置の活用に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・0歳児保

		育の充実、保育所設備の改修、保育料や給食費の軽減等、保育サービスの充実に繋がっている ・発達段階に応じた給食について、外部搬入元で離乳食担当職員を配置し個別対応の充実に図り、対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えるといった工夫により対応している事例が存在する ・アレルギー児への対応について、外部搬入元で一律に主要なアレルギー食材を除去し、対応できない部分については、保育所、保護者及び外部搬入元が連携をとり、代替食材の提供や各保育所において除去等で対応している事例が存在する ・調理人材の確保や規模的に自園調理の実施が難しい保育所の運営を可能にし、保育の実施機会の拡大につながっている事例が存在する ・食育への対応については、保育所内で調理過程が見られない等の制約はあるが、保育所での野菜づくり体験、外部搬入元への社会見学の実施、外部搬入元の管理栄養士による食育指導など新たに食育活動を展開している事例も存在する ことが確認され、また、 ・施設の老朽化や児童数の減少、財政状況のほか、多様な食材調達、調理員不足への対応、大型施設での衛生管理の充実等から外部搬入を選択している事例も見られた。 以上より、医療・福祉・労働部会の審議においては、本特例措置の効果やニーズは一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早であり、関係府省庁は次の点に取り組む必要があるとされた。 ・各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行うこと。 ・関係府省庁の調査において、多くの弊害が存続していることが明らかになったことから、ガイドライン等の周知・徹底を含め、保育所の食事提供のリスク低減に必要な対策を検討・普及し、調査等によるモニタリングにより、その実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消に向けた取組を推進すること。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行う。 また、前回の評価意見においてみられたアレルギー児や体調不良児への対応等における弊害が引き続き存続していることも踏まえ、保育所の食事提供のリスク低減のため、改めてガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、委員会は、政府の「子育て安心プラン」の推進状況等も踏まえ、2021年度までに改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

⑩参考：評価・調査委員会による調査結果（概要版）（平成29年度）

特例措置番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H17 上、H18 上、H19、H20、H21、H24 下
調査対象の件数（回収数）	73件（回収数 73件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会による調査では、給食調理に関わる人件費等の経費削減や、削減分を財源とした子育て支援サービスの充実、地元食材の活用による地場産業の活性化等の効果が発現していることが確認された。また、多くの地方公共団体（49）が本特例措置による効果が発現していると回答する一方、外部搬入となって久しく、導入前との効果の比較が困難等の理由から具体的な効果の発現状況が分からないと回答をした地方公共団体（16）、あるいは効果が発現していないとする地方公共団体（1）、保護者の理解が得られない等の理由から未実施の地方公共団体（7）もあった。

2. 本年度の調査結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 評価・調査委員会による調査で確認された弊害（課題）
 - ・ 発達段階に応じたきめ細やかな対応について

発達段階に応じた対応について「課題が克服されていない」と回答した地方公共団体等の多くにおいて、保育園から中学校までの給食を一手に調理している学校給食センターでは、特に移行期の離乳食について、設備・時間・人員の面から対応が困難との意見があった。これらの地方公共団体等では、個別に保育所調理員等を配置するなどして、刻み等の対応が行われている。

※なお、一部の保育所からは、給食搬入後に改めて保育所で調理・加工する場合において、「衛生上の課題が生じている」もしくは「保育士の業務負担の増大が生じている」との回答があった。
 - ・ 食物アレルギー児へのきめ細やかな対応について

アレルギー児への対応については、ほぼすべての地方公共団体等において何らかの対応・対策がとられている中、複数のアレルゲンを持つ場合には、除去や代替対応に限界があるとの意見も一部にあったが、原材料等を保護者や園関係者に事前配布し対応内容等を確認し合ったり、おかず等の持参を依頼したりすることで、誤配・誤食事故の予防策が講じられている。
 - ・ 体調不良児への対応について

除去以外の体調に合わせた病児食対応はできない等の理由から「課題が克服されていない」との回答が一部あったが、多くの地方公共団体等では、量や硬さを調整したり、消化の悪いものは除去する等の対応がなされている。なお、「（対応は）特に行っていない」との回答も散見された。
 - ・ 食育への対応について

給食の外部搬入方式の導入によりできなくなった食育活動として、見たり匂いを感じながら給食が出てくるまでの過程を楽しむ活動との意見が多かった。また、給食メニューに対する子どもたちの関心が減ったとの意見もあった。一方で、給食の外部搬入方式の導入により新たに始めた食育活動についても確認された。

・ 保育所と外部搬入事業者等の連携について

給食会議等はしているが自園調理と比べると十分な連携であるとは言えないといった意見や、要望は伝えているが小中学校に重点が置かれているといった意見が一部の保育所からあったが、学校給食センターや他の保育所等からの搬入が約9割を占める中、特に地方公共団体の回答では、直営施設からの搬入である等の理由から十分な連携が図れているとの意見が多かった。

● 関係府省庁による調査で確認された弊害（課題）

【保育所へのアンケート調査】

・ 発達段階に応じたきめ細やかな対応について

3歳未満児への外部搬入を実施している保育所において、外部搬入を行う以前と比べて、自園の職員の業務負担が減ったと回答した割合は、わずかだった。また2段階以上の区分の離乳食を外部搬入により提供できた保育所は約2割にとどまった。

また、3歳未満児への外部搬入を実施している保育所では、直近の1年間で食中毒や異物混入等の事故が発生したことがあると回答した割合が2割強であり、外部搬入なしや3歳以上のみ外部搬入している施設（約1割）に比べて、その割合が高かった。

・ 食物アレルギー児へのきめ細やかな対応について

外部搬入を行っている保育所の約8割程度でアレルギー児が入所しており、搬入元任せにせず、献立やアレルギー児の状況によって、複雑な対応を行っていることがうかがえた。また、外部搬入を行っている保育所について、食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成していても搬入元に内容を把握させていない施設が約3割あった。

・ 体調不良児への対応について

対象不良児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成し、搬入元に内容を把握させているのは、約1割の保育所であり、約8割の保育所では作成していないか、搬入元に内容を把握させていなかった。

・ 食育への対応について

「食育計画や教育・保育内容に応じた献立を提供している」、「調理実習を行う機会を設けている」、「お誕生日会などのいつもと違った食事スタイルの給食を実施している」と回答した割合は、外部搬入なしの施設の方が外部搬入を実施している施設より高かった。

・ 保育所と外部搬入事業者等の連携について

搬入元と契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしている自治体は、約4割にとどまっている。保育所と外部搬入事業者との間で給食に係る情報のやりとりを行う仕組みがないものが1割弱程度ある。

・ その他

外部搬入を実施した結果悪くなった点として、3歳未満児への外部搬入を実施している保育所が挙げているのは、多いものから順に、「給食の味」「月齢ごとの食育計画の反映」「咀嚼嚥下能力の発達状態に応じた対応」「体調不良児への給食の質」「設備の確保・維持」であった。

また、外部搬入を認めるための主な要件としては、「乳幼児専門の栄養士等の配置」「乳幼児の発達段階にあわせた調理の実施」「食事に特別な配慮が必要なアレルギー児に係る対応のマニュアル化」「外部搬入に係る責任者の配置又は明確化」「乳幼児期の食の重要性の十分な考慮」があがった。

【自治体へのアンケート調査】

自治体へのアンケート調査においても、発達段階に応じた給食やアレルギー児への対応に課題があるとの結果が出た。また、回答のあった自治体の内、自治体担当者がガイドラインについてよく理解していると回答した自治体は4半数に満たなかったほか、ガイドラインを読んだことがない、存在を知らなかった自治体が一定程度存在した。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

● 評価・調査委員会による調査において確認された事項

・地域活性化につながる効果等について

約6割の地方公共団体で、外部搬入方式の導入による人件費等の具体的な経費節減が確認されており、約4割の地方公共団体では、経費節減分を財源とした保育サービスの充実等が図られている。

＜充実が図れた保育サービス例＞

- ・保育士や加配保育士の雇用による一時保育や延長保育等の拡充
- ・保育料や給食費の軽減（第2子以降保育料無料化など）
- ・園舎の耐震補強や修繕等への活用 など

また、一括調理による食材調達が可能になり、地元食材の大量購入による地域農業の活性化や地産地消の推進につながっている。

（この他、以下のような意見があった。）

- ・地場農産物を使用した地産地消給食の実施や経費節減につながっている。また、新たな保育ニーズである0歳児保育に対応することができた。
- ・給食材料を地域食材で賄うことで1,700万円/年の地域産業への波及効果を生み出している。
- ・高齢者が地場産野菜を作り、給食で園児、児童、生徒が食べてくれる事が生きがいになっている。
- ・調理補助や施設間の搬送をシルバー人材センターの人員を活用することで、地域の高齢者の社会参加や活力向上、高齢者と児童の異年齢間のふれあいの機会にもなった。
- ・（外部搬入方式を導入している）保育所の園児は全員で4名であり、保育所の給食を近隣の小中学校で一括調理し外部搬入を実施することで、調理員の適正配置による保育所運営の合理化に繋がっている。

・発達段階に応じたきめ細やかな対応について

外部搬入により対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えて提供しているほか、離乳食や0・1歳児の給食は自園の調理員が調理しているなどの対応が確認された。給食センターに離乳食担当調理員が配置され、月齢や発達状況に応じて個々に対応している地方公共団体も存在することが確認された。

・食物アレルギー児へのきめ細やかな対応について

保護者も含め関係者が献立情報の共有や確認等を密に行っていることや、外部搬入事業者が地域内の保育所や認定こども園であること等により、食物アレルギー児等へのきめ細やかな対応をすべて外部搬入事業者が行っているとの回答が20の保育所からあった。また、保護者にアレルギー対応給食の提供に必要な書類（かかりつけ医師の指示書等）の提出を求め、園職員や栄養士との面談等を実施することで、アレルギー除去食の対応が可能になったとの意見もあった。アレルギー対応食は自園調理している保育所や、除去が難しい給食の際には個別に弁当の持参を依頼するなどの対応をしている保育所も確認された。

・体調不良児への対応について

外部搬入方式では、その日の体調変化に配慮した食事の提供が困難であり、体調不良児を確認した場合には、各保育所において給食の量の調節や、除去、細断等の対応を行っているとの意見が多く見られた。また、保育所と保護者の緊密な連携（連絡帳や朝晩の送迎時に健康状態を確認するなど）により、園児の体調に合わせ、お粥やお茶といった消化の良いメニューを個別に提供するといった対応も確認された。

・食育への対応について

給食の外部搬入方式の導入によりできなくなった食育活動がある一方で、外部搬入を契機に新たに始められた食育活動についても確認された。

＜外部搬入方式の導入により新たに始めた食育活動例＞

- ・ 搬入先機関が行っている子ども農園に参加し、野菜づくりを体験している。
- ・ 乳幼児から中学校まで一貫した食育を進めるため、学校と保育所の関係職員が協議し食育プログラムを作成。
- ・ 給食センターへ社会見学に出向き、調理の様子を見たり、話を聞いたりして、食への関心と感謝の気持ちを育むようにしている。
- ・ 栽培活動と自園クッキング、試食会、地域の方との合同のクッキング、給食センターの管理栄養士による食育指導。 など

・ 保育所と外部搬入事業者の連携について

多くの地方公共団体において外部搬入事業者・保育所・市町村保育担当者等による会議の場が設けられ、定期又は随時の打ち合わせや情報共有等が図られている。また、給食センターに保育園担当栄養士を派遣している地方公共団体や、給食センター栄養士が各保育園を巡回し、食育栄養指導を行っている地方公共団体など、より密な連携を構築している事例も確認された。

● 関係府省庁による調査において確認された事項

・ 入園児童へのきめ細やかな対応について

特別区域計画を策定し、万全の準備を行っている自治体・保育所でさえ、発達段階に応じたきめ細かな対応や、アレルギー児・体調不良児の対応に問題が生じており、全国展開に耐えられる状況にない。

・ 保育所と外部搬入事業者の連携について

外部搬入元との契約書等の締結を多数の保育所が行っていないなど、外部搬入導入に当たってのノウハウが特区内で蓄積されているとはいえない。

・ その他

「保育所における食事の提供ガイドライン」等が十分に認知されている状況ではないため、外部搬入の問題点が十分に認識されていない中で全国展開を行えば、保育現場において適切な対応が期待できない。

・ 総合的な評価について

このような状況を踏まえると、外部搬入方式による給食の全国展開には、発達段階に応じた安全な給食の提供などについて、依然として解決しなければならない課題が多く、子どもの健やかな成長の観点から、慎重に検討を進める必要がある。

⑪参考:関係府省庁による調査結果(平成29年度)

平成28年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	920
3. 特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	公立保育所における給食の外部搬入方式を採用するに当たって、安全性の確保、児童の発達状況への配慮、食育の取組等がなされているかどうかを、主にアンケート調査によって把握するもの。
②	調査方法	構造改革特別区域の認定を受けた保育所に対して、調査票を配布・回収し、その結果をとりまとめる。また、参考として市区町村、構造改革特区の認定を受けていない保育所についても同旨の調査を実施した。
③	調査対象	構造改革特別区域の認定を受けた保育所389件
④	実施スケジュール	調査票の配布 平成29年2月1日 調査票の回答 平成29年2月17日
⑤	調査結果	別添参照
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	別添参照
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	○ 特別区域計画を策定し、万全の準備を行っている自治体・保育所でさえ、アレルギー児や体調不良児の対応に問題が生じており、全国展開に耐えられる状況にない。 ○ 外部搬入元との契約書等の締結を多数の保育所が行っていないなど、外部搬入導入に当たってのノウハウが特区内で蓄積されているとはいえない。 ○ 「保育所における食事の提供ガイドライン」等が十分に認知されている状況ではないため、外部搬入の問題点が十分に認識されていない中で全国展開を行えば、保育現場において適切な対応が期待できない。

公立保育所における給食の外部搬入 方式の容認事業に係る弊害調査結果 (アンケート調査(速報値)の結果)

平成29年3月17日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(1) 保育所に対するアンケート調査

【調査時期・調査方法】 平成29年2月・郵送法

【調査対象、送付・回答状況】

施設		抽出方法	送付数	有効回答数※ (%)
認可保育所	全体		1, 417	893(63.0%)
	3歳未満児への 外部搬入実施(特区)	悉皆	389	135(34.7%)
	3歳以上児のみへの 外部搬入実施	抽出	228	94(41.2%)
	外部搬入未実施	抽出	800	664(83.0%)

※1,417施設に調査票を送付し、958施設から回収したが、運営主体(公立／私立)と給食の提供方法及び外部搬入の対象年齢に無回答だった65施設を除外し、有効回答893施設を集計対象とした。

1. 発達段階に応じた給食

基本的な考え方

- ◇ 保育所保育指針に定められているように、乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きく、食事の提供に当たっても一人一人の発達段階に応じた対応が求められる。例えば、離乳食は、一人一人の咀嚼や嚥下の機能、健康状態等に合わせて進めることが必要である。また、薄味で、油脂類の使用も少量とする等の調理が求められるとともに、乳児は細菌への抵抗力が弱いので、調理を行う際は衛生面に十分に配慮する必要がある。

調査結果

- ・ 3歳未満児への外部搬入を実施している保育所において、個々の入所児童の発達段階に応じた食事の調整を行っている施設は約8割だった。しかし、その調整の具体的な内容として、「給食の量の調整」や「食材形状の調整」、「窒息等の事故が起こる恐れのあるものの除去」は、約7割が搬入元ではなく、施設で対応しており、外部搬入を行う以前と比べた変化として、「自園の職員の業務負担が減った」と回答した割合は、わずか5%未満だった。
- ・ 離乳食については、3歳未満児への外部搬入を実施している保育所の約2割が自園で調理していた。その他、約2割の施設は、2段階以上の区分の離乳食を外部搬入により提供していたが、1段階のみの離乳食を外部搬入により提供していた施設が約1割、離乳する月齢の入所児童に対して特別の離乳食を提供せず通常の給食を提供している施設が約2割あった。
- ・ また、3歳未満児への外部搬入を実施している保育所では、直近の1年間で食中毒や異物混入等の事故が発生したことがあると回答した割合が2割強であり、外部搬入なしや3歳以上のみ外部搬入している施設(約1割)に比べて、その割合が高かった。

2. アレルギー児への対応

基本的な考え方

- ◇ 保育所保育指針に定められているように、アレルギー児への対応については、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応することが必要である。また、原因となる食品の除去を確実にを行うほか、代替食を行うことが求められる。
- ◇ 食物アレルギーの有病率は、乳幼児(0～2歳)が最も高い。年齢別に発症頻度をみると、0歳が34.1%、1歳が20.4%、2歳が10.1%であり、2歳以下で6割強を占める。今後、0～2歳児を中心とした保育所利用児童数が増加することを踏まえると、アレルギー児への対応は重要である。

調査結果

- ・ 外部搬入を行っている保育所の約8割程度でアレルギー児が入所していた。献立にアレルゲンが含まれる場合の対応(複数回答)として、約4割の保育所は「搬入元が調理した代替食を搬入している」が、約3割の保育所は「施設内で代替食を調理し、提供している」と回答した。また、「自宅からかわりのおかずや弁当を持参させている」と回答した施設が5割、「アレルゲンが含まれないおかずの量を増やして対応している」と回答した施設が2割あり、献立やアレルギー児の状況によって、複雑な対応を行っていることがうかがえた。
- ・ 外部搬入を行っている保育所について、約7割で食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルが作成されていたが、作成していても搬入元に内容を把握させていない施設が約3割あった。
- ・ 食事に特別な配慮が必要なアレルギー児への対応のための委員会を設置しており、搬入元も委員会に参加していると回答した保育所は全体の約1割弱であったのに対し、委員会を設置しているが搬入元は委員会に参加していないと回答した保育所は全体の約2割弱、そもそも委員会を設置していないと回答した保育所は半数を占めた。

3. 体調不良児への対応

基本的な考え方

- ◇ 保育所保育指針に定められているように、嘱託医・かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応することが必要であり、病気や一人一人の心身の所見に応じた食事の提供が求められる。

調査結果

- ・ 直近1か月間で体調不良のため特別な配慮を要した3歳未満児がいると答えた保育所は、全体の約4割であった。
- ・ 外部搬入を行っている保育所について、体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成し、搬入元に内容を把握させているのは、約1割の保育所であり、約8割の保育所では作成していないか、搬入元に内容を把握させていなかった。

4. 食育への対応

基本的な考え方

- ◇ 保育所保育指針に定められているように、保育所における食育は、子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待し、実施することが求められる。

調査結果

- ・ 近所の農家の方から旬の野菜の話聞いたあとに、その野菜を給食で食べてみるといったような「食育計画や教育・保育内容に応じた献立を提供している」と回答した割合は、外部搬入なしの施設では約9割だったが、3歳未満児への外部搬入を実施している施設では約7割だった。
- ・ 「調理実習を行う機会を設けている」、「お誕生日会などのいつもと違った食事スタイルの給食を実施している」と回答した割合も、外部搬入なしの施設ではそれぞれ約8割、約9割だったが、3歳未満児への外部搬入を実施している施設ではそれぞれ4割強、約7割と少なかった。

5. 保育所と外部搬入事業者との連携

基本的な考え方

- ◇ 外部搬入事業者、保育所、市町村担当者等が参加する定期的な会議の開催や、随時、電話、メール等で意見を伝えられるような環境の整備が重要である。また、市町村の保育担当部局が調整することにより、関係者間の情報共有を図る。

調査結果

- ・ 搬入元と契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面を取り交わしている保育所は、約4割にとどまっている。保育所と外部搬入事業者との間で給食に係る情報のやりとりを行う仕組みがないものが1割弱程度ある。

調査結果

6. 外部搬入についての評価

- ・ 3歳未満児への外部搬入を実施している保育所において、外部搬入導入後の状況について悪くなったと回答した割合が多いものは、
「給食の味」(約8割)、
「月齢ごとの食育計画の反映」(約4割)、
「咀嚼嚥下能力の発達状態に応じた対応」(約4割)、
「体調不良児への給食の質」(約3割)、
「設備の確保・維持」(約2割)である。
- ・ 3歳未満児の食事の外部搬入を認める要件に追加すべき事項として多かったものは、
「乳幼児専門の栄養士等の配置」(約7割)、
「乳幼児の発達段階にあわせた調理の実施」(約6割)、
「食事に特別な配慮が必要なアレルギー児に係る対応のマニュアル化」(約5割)、
「外部搬入に係る責任者の配置又は明確化」(約5割)、
「乳幼児期の食の重要性の十分な考慮」(約4割)である。

(2) 自治体に対するアンケート調査

【調査時期・調査方法】 平成29年1月・メール送付

【調査対象】

- ・ 1741市区町村(保育所管課)にメールにより調査を実施。
 - ・ 回収数は1232件(回収率:70.8%)
 - 外部搬入を実施している保育所がある自治体は 116件(9.4%)
 - 外部搬入を実施している保育所がない自治体は1,103件(89.5%)
- (※無回答が13件あり)

◎外部搬入事業を実施している保育所がある自治体について

【発達段階に応じた給食】

- ・ 外部搬入事業を実施している保育所がある自治体のうち、搬入元で就学前児童以外にも食事を提供している場合は37.7%であったが、そのうち21.3%が3歳未満児とそれ以外で全く同じメニューを提供していた。3歳未満児とそれ以外とのメニュー内容を変更しなかった理由としては、設備上の問題(53.8%)、人員の問題(46.2%)が多く挙げられた。
- ・ 外部搬入事業を実施している保育所がある自治体のうち、3歳未満児のメニュー変更をそもそも検討しなかった自治体も23.1%にのぼった。
- ・ 外部搬入を実施した結果として、咀嚼嚥下能力や手の運動機能の発達状態に応じた対応、月齢ごとの食育計画の献立への反映に関しては、困難になった自治体が多い傾向にあった。

【アレルギー児への対応】

- ・ 外部搬入事業を実施している保育所がある自治体のうち、約5割の自治体において、搬入元と契約書や覚書、確認事項を書面で取り交わしていなかった。
- ・ 書面で契約書を取り交わした自治体であっても、食事に特別な配慮が必要なアレルギー児への対応の義務付けについて契約書等で明文化しているのは50%にとどまった。

◎全自治体について

【ガイドラインへの対応】

- ・ 自治体担当者として、「保育所における食事の提供ガイドライン」についてよく理解していると回答した自治体は42.8%と半数に満たなかった。
- ・ また、当該ガイドラインを読んだことがない、存在を知らなかった自治体が、合計して16.4%存在した。

【子ども・子育て支援新制度への対応】

- ・ 平成27年4月1日の子ども・子育て支援新制度施行に伴う、給食の提供状況に生じた変化については、回答のあった全自治体のうちほとんどが、変化はなかったと回答した。

(3) 弊害の発生の有無

- 食育の観点からは、乳幼児期の健全な育ちとともに、生涯に渡り健康で生き生きとした生活を送る基本としての食を営む力を育てるとともに、それを支援する環境づくりを進めることが必要である。
- 家庭における食育の機能が低下している中で、保育所において乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等について、しっかりと実施していくことが求められるが、外部搬入という形態に由来する問題として、調理する者が個々の子どもを見て関わったり、発達状況や喫食状況を把握することが困難であるという課題があるほか、自園での調理を行わない場合、離乳食など保護者からの食に関する相談に十分に対応できないなど保育所の保護者支援機能が不十分という課題がある。
- 前回の調査(H24)では、発達段階に応じた給食、アレルギー児への対応、体調不良児への対応等の課題について、現状とられている対処方法が明らかになるとともに、対応できていない例も明らかになった。今後、実地調査等の結果も明らかになってくるが、今回の調査では、こうした問題が継続しており、引き続き、長期的な視点での取り組みが必要であることが明らかになったと考えている。
- 「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月)が各自治体においてあまり浸透していないと思われることや、食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成し、搬入元に内容を把握させているのは、全体の約3分の1の保育所であり、残りの約3分の2の保育所では作成していないか、搬入元に内容を把握させていない等、各保育所において「アレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月)があまり浸透していないと思われることも大きな課題である。
- このような状況を踏まえると、保育の中で重要な位置を占める食事の提供に当たって、質の低下をもたらさずに外部搬入方式による給食を全国展開するには、前回調査(平成24年)で明らかになったアレルギー児等への対応に加え、発達段階に応じた安全な給食の提供など、依然として解決しなければならない課題が多い。
したがって、子どもの健やかな成長の観点から、慎重に検討を進める必要があると考える。

特例措置番号939の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 調査計画の概要	2
③ 調査結果の概要	3
④ 評価・調査委員会による調査結果（審議事項）	5
⑤ 関係府省庁による調査結果（審議事項）	30
⑥ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表(抄)	35
⑦ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル(抄)	36
⑧ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧	39
⑨ 参考：平成29年度の評価意見	43
⑩ 参考：評価・調査委員会による調査結果（概要版）（平成29年度）	44
⑪ 参考：関係府省庁による調査結果（平成29年度）	46

①評価対象となる規制の特例措置の概要

児童発達支援センターにおける 給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号939） （平成24年1月措置）

<これまで>

障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

<取り巻く環境の変化>

障害児通所施設（児童発達支援センター）において、限られた運営予算の中で、きめ細やかな療育を提供していくためには、運営の合理化を進める必要があり、調理業務について、効率的な運営を行うことが求められている。

障害児通所施設（児童発達支援センター）の給食について、
施設外で調理し搬入することができる。

<主な要件>

- 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。
- 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。
- 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。

認定計画数： 22件（累計）
20件（令和4年4月末現在）

◎実際の取組事例

～元気いっぱいば障害児給食特区～
（平成24年3月認定）

実施主体：千葉県

児童発達支援センターにおける児童の給食について、各種調理機材が完備され、栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や人件費の節減、調理業務効率の向上、給食経費の節減が期待される。

これにより、多くの事業主体による児童発達支援センター設置への参入、児童発達支援センターの安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を促進することができる。

また、千葉県産品を利用した地産地消（千産千消）を進めることで、地場産品の消費の拡大が促進されること、健全な食生活を実践することで、児童が食を通じた郷土意識を育むことが見込まれる。 1



②調査計画の概要

特例措置の番号	939
特例措置の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H25、H28、H29（H28 から継続）

1. 過去の評価結果の概要

平成29年度の評価においては、

- 評価・調査委員会の調査では、外部搬入により施設運営費用の削減、療育サービスの拡大等の効果が発現しているとともに、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。
- 関係府省庁の調査では、事業を実施する施設が少ない中で給食の安全確保において憂慮すべき事案が発生するとともに、アレルギー児や体調不良児への対応が不十分であることや、二次調理の必要性等の課題があるとのことであった。このため、多様な対応が必要となる障害児に対する給食の安全性を確保するためには慎重な対応が必要であるとのことであった。
- 評価・調査委員会は、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 外部搬入としたことで、福祉施設単体や地域福祉全体にどのような効果が発現しているかを確認する。
- 障害の種類や重度によっては個別対応が必ず必要な場合が生じるが、どのような対応や工夫がなされているかを確認する。
- 外部搬入事業者の種類によって発生する効果や弊害リスクに違いが見られるかを確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 評価・調査委員会の調査計画案：食事提供に関するガイドラインの取組状況と効果を自治体、児童発達支援センターに対して調査する項目を追加。 等

③調査結果の概要

特例措置番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H25、H28、H29
調査対象の件数（回収数）	20 件（回答数：14 件、未回答：6 件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・給食の外部搬入事業の実施により、経費（人件費等）の削減や地産地消の推進が図られており、経費削減によって得られた経営資源を活用して保育士等を基準以上に配置し、療育サービスの向上に取り組む自治体もみられた。
 - ・各自治体では、厚生労働省作成のガイドラインを参考に独自のガイドラインやマニュアルの作成、外部搬入事業者も含め関係者で構成する会議の開催、また、アレルギーのある児童には給食ではなく弁当の持参で対応するなど、給食の外部搬入方式を導入する上での取組がみられる。
 - ・なお、本特定事業が成功するためには、安全・安心な給食を提供できる外部搬入事業者があること、調理施設とセンターとの連携などが挙げられている。
 - ・給食の提供にあたって、平成 29 年 7 月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、医師の指示書に基づき除去食や制限食で対応できる体制を整えることとされているが、回答のあったほぼすべての自治体では、外部搬入事業者と連絡調整を行い「対応している」ことが確認された。加えて該当施設の所長からの回答により、同ガイドラインで求められている取組（施設における自己評価の実施及び公表）が実施されていることも確認された。
 - ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は平成 31 年 4 月に改訂されていることから、新たな取組の実施などその対応状況を確認したところ、回答のあったほぼすべての自治体で対応している又は対応予定であることが確認された。
 - ・施設の児童指導員又は保育士への質問では、良くなった点として、お弁当から給食になったことで保護者の負担軽減になった、児童にとって経験のなかった食材にも挑戦できる機会になったなどの点が挙げられている。
 - ・児童の保護者からは、良くなった点として、給食によって食べられるものが増えた、お弁当を作らなくてもよく助かっているとの意見があった。
 - 厚生労働省の調査では、
 - ・食物アレルギーのある子どもに対する給食の提供を行うにあたって、アレルギー対応食の取り違えや、アレルゲン食材を使用した献立で納入されるなど、ひやりはっと事例が 4 例起きていたことが確認された。
 - ・また、外部搬入に関する確認事項等の書面の取り交わしがなされていない自治体も多く、さらにマニュアル等の手順の未整備など、食物アレルギーのある子どもや体調不良の子どもへの対応等が十分に行われていない状況にある。
- とのことであった。

2. 本年度の評価において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 厚生労働省からは、アレルギー対応食の取り違いやアレルゲン食材が含まれた内容で納入されるといふ命にかかわるような重大な事案が生じていること、また、特区の認定が20自治体（うち4自治体は未実施）と非常に少なく、全国展開のニーズはあまりないと考えているとのことであった。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では、経費削減により、療育サービスの向上が図られていることが確認された。
また、児童発達支援ガイドラインや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの内容を踏まえ、回答のあった多くの自治体で、外部搬入事業者等と連携し、アレルギー児に対する適切な対応が実施されていることが確認された。
- 厚生労働省の調査では、食事内容について、「給食の献立が多様化された」「アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった」等、外部搬入により得られた効果がある一方で、食物アレルギーのある子どもに対する給食の提供を行うにあたって、アレルギー対応食の取り違いや、アレルゲン食材を使用した献立で納入されるなど、ひやりはっと事例が4例起きていたことが確認された。
- 厚生労働省の調査では、外部搬入に関する確認事項等の書面の取り交わしがなされていない自治体も多く、さらにマニュアル等の手順の未整備など、食物アレルギーのある子どもや体調不良の子どもへの対応等が十分に行われていない状況にあるとのことであった。

④評価・調査委員会による調査結果

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特定措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

1. 特定事業の概要など（発送数：20、回収数：14）

<ポイント>回答のあったすべての自治体で、「予定より進んでいる」、「予定どおりに進んでいる」となっている。

都道府県	認定地方 公共団体	特区の名称	進捗段階 Q 1	効果の発現 Q 2
宮城県	多賀城市	多賀城市児童発達支援センター 安心安全給食特区	1. 予定より進んでいる	1. 計画当初から期待 していた効果が発現し ている
東京都	北区	北区児童発達支援センター給食 搬入特区	2. 予定どおりに進ん でいる	3. 発現していない
東京都	練馬区	練馬区立こども発達支援センタ ー安心安全給食特区	2. 予定どおりに進ん でいる	1. 計画当初から期待 していた効果が発現し ている
東京都	江戸川区	児童発達支援センター給食搬入 特区	1. 予定より進んでいる	1. 計画当初から期待 していた効果が発現し ている
東京都	武蔵野市	武蔵野市児童発達支援センター 給食搬入特区	2. 予定どおりに進ん でいる	1. 計画当初から期待 していた効果が発現し ている
東京都	日野市	日野市児童発達支援センター給 食搬入特区	2. 予定どおりに進ん でいる	1. 計画当初から期待 していた効果が発現し ている
東京都	西東京市	西東京市児童発達支援センター 給食搬入特区	2. 予定どおりに進ん でいる	1. 計画当初から期待 していた効果が発現し ている
愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食 特区	2. 予定どおりに進ん でいる	1. 計画当初から期待 していた効果が発現し ている
愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て 特区	2. 予定どおりに進ん でいる	1. 計画当初から期待 していた効果が発現し ている
三重県	名張市	名張市ばりっ子発達支援給食特 区	2. 予定どおりに進ん でいる	1. 計画当初から期待 していた効果が発現し ている
大阪府	阪南市	阪南市児童発達支援センター安 心安全給食特区	2. 予定どおりに進ん でいる	1. 計画当初から期待 していた効果が発現し ている
鳥取県	鳥取県	鳥取県児童発達支援センター安 心安全給食特区	2. 予定どおりに進ん でいる	1. 計画当初から期待 していた効果が発現し ている

鹿児島県	伊佐市	伊佐市子ども発達支援センター 安心安全給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
沖縄県	浦添市	浦添市児童発達支援センター給食搬入特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
<個別の内容><Q1-2. 予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。> 多賀城市 当初の見込みどおりの経費節減がなされるとともに、専門業者による安心安全な給食提供ができているため。 江戸川区 予定通り児童発達支援センターが開設し、給食を外部搬入出来ているから。				
<個別の内容><Q2-1で「発現していない」と回答した理由> 北区 令和3年4月から児童発達支援センターへ移行し、新型コロナウイルス感染症の影響による通所時間の短縮や在籍児童数の伸び率の鈍化もあり、給食支給する対象児童数が少数という現状では本特定事業としての効果を図るには判断しにくいとしたため。				

Q2-2. 発現効果の内容	
<ポイント>経費の節減効果や地産地消の実施につながっている。また、障害福祉サービス事業所に外部委託することで、事業所の仕事創出につなげている地方公共団体もみられる。	
<個別の回答> ・多賀城市 ・練馬区 ・江戸川区 ・武蔵野市 ・日野市 ・西東京市 ・安城市 ・田原市 ・名張市 ・鳥取県 ・伊佐市	<経済的效果> 経費の節減につながっている。 雇用の創出（非常勤栄養士）、費用の削減 ・給食業者への発注による経済貢献 ・給食室を整備する必要がないことによる経費節減 他の事業所と共同の業者を活用することで費用が節減できている。人件費分△121万円 配食用や一般販売用の弁当やパンの調理実績がある、障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型事業所）に外部委託することで、信頼できる事業所への仕事創出となるとともに、児童発達支援センターとしての経営面においても、相談支援等の充実など機能面に充てることができています。 施設整備等の費用支出が大幅に削減できる。 人件費及び施設の負担が軽減された。 費用の削減（市が食材を一元購入し、㈱田原学校給食サービスが一元調理することで、材料費、人件費、光熱水道費等、給食の調理に係る経費を節減し、こうして節減された財源により多様なニーズに対応することができる）。 児童発達支援センターどれみを運営する社会福祉法人名張育成会の本体施設で調理した給食を外部搬入することにより、給食調理業務の効率化と経費の削減が図られ、法人の経営の安定やサービス水準の維持向上につなげることができています。また、食材の調達についても地元産を取り入れ「地産地消」に寄与しています。 地産地消の実施。 給食にかかる人件費削減により、それらを財源の一部として、療育スタッフの安定雇用や、子育て支援施策（親子教室の充実や保育園・幼稚園発達支援研修等）に取り組んでいる。

・ 阪南市	給食調理業務にかかる人件費負担の軽減等により、運営の合理化や給食調理業務の効率化及び安定化が図られている。
＜個別の回答＞ ・ 多賀城市	＜社会的効果＞ 節減経費分を、児童発達支援センターとして担うべき地域療育の底上げを図る費用に充てることができる。
・ 練馬区	児童発達支援センターの指定を受け、地域における障害児支援の中核的施設としての機能を果たしている。
・ 江戸川区	廃園になった幼稚園施設を活用する事が可能になり、地域住民の愛着のある施設をそのまま活用出来ている。
・ 武蔵野市	職員が効率的に給食を提供できている
・ 日野市	給食の外部搬入により、センターの人員配置や設備などに資源を注力することができていることで、信頼性のある質の高いサービスの提供を継続できおり、センターとしての機能を発揮することができています。
・ 西東京市	市内の児童発達支援のニーズを迅速に対応できる。
・ 安城市	地産地消に取り組むことで、地域の特性を子どもに伝えることができた。（食育）
・ 田原市	地域産業の育成・振興、地産地消の推進（障害のあるないに関わらず、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことは、将来に向けた一層の地産地消につながる。同時に、地域の生産者も、生産物が地域で購入・消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果が生まれる。）
・ 名張市	児童発達支援センターどれみの運営やサービス水準の維持向上により、地域の拠点的・中核的な療育施設として障害児サービスの実現ができています。
・ 鳥取県	地産地消の実施。
・ 伊佐市	細かくカットするなどの配慮は行っているが、小学校と同じようなメニューの給食を、少人数体制で丁寧な支援ができる療育の場で食べることで、感覚過敏や食へのこだわりを持つ子どもたちも学校給食に慣れ、就学後のスムーズな学校生活へつなげることができている。

Q 3. 本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

＜ポイント＞経費削減によって得られた資源で療育サービスを充実させるなど、療育拠点として機能を充実させようとする取組がみられる。なお、児童発達支援センターは、自治体が直接又は指定管理事業者を選定して運営。

＜個別の回答＞ ・ 多賀城市	経費削減によって得られる資源により療育サービスを充実させ、手厚い支援を提供する。
・ 北区	給食の外部搬入を実施することで、調理業務を受託する民間事業所の雇用機会の新たな創出を期待できるよう、まず実績を増やしていくことを目指している。特定事業者に対しての支援は、今後、検討していく。
・ 練馬区	児童発達支援センターの指定を受け、地域における障害児支援の中核的施設としての機能を果たしている。 本特定事業者は区立であるため、区と一体的に事業を進めている。
・ 江戸川区	指定管理事業者の選定。特定事業者への支援は特に行っていない。

・武蔵野市	給食に係る施設や人材を最低限に抑えながら給食を提供するように指定管理者に委託ができています。
・日野市	身近な地域における療育拠点として機能を充実させることができています。
・安城市	・調理場の整備 ・栄養士の派遣
・田原市	地方公共団体の役割は、身近な地域の人が手掛けた安全な食材を児童に提供することにより、地域に対する誇りや愛着を育て、児童の健やかな成長とともに、地産地消を促進させることを目的とした事業の実施。特定事業者に対しては支援は行っていない。
・名張市	本市では、子どもの発達支援を関係機関と連携し総合的にサポートする体制をとっています。療育を担う児童発達支援センターへも施設の無償提供や、施設管理に係る一部保守点検業務委託料を市で負担するなどの支援をしています。
・阪南市	指定管理により業務実施している中で、指定管理者と行政で年3回協議の場を設け、意見交換・情報共有を行っている。
・鳥取県	今後、各事業者等に児童発達支援センターの新規設立について前向きな検討を促す役割。特定事業者に対しての支援は行っていない。
・伊佐市	市が運営する児童発達支援センターのため、児童発達支援センタースタッフと協議しながら、全ての手続き・調整は市で行っている。

Q 4. 本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

<ポイント>教育委員会やこども家庭支援センターと連携して取り組む地方公共団体もみられる。

<個別の回答>

・北区	具体的な工夫への取り組みまで至っていないが、本事業の活用への実践報告会の開催等を今後取り組んでいければと考えている。
・江戸川区	施設の管理は指定管理事業者へ委任しているため、給食業者選定も指定管理事業者へ委任している。 これにより、運営に合った業者を選定する事が可能になっている。
・日野市	家庭の状況を考慮し、いくつかの機関（場所）とつながっていた方がいい家庭に対しては特に教育委員会や子ども家庭支援センターとも連携し、相談に対応するとともに、民間の児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業からの問い合わせにも対応し、中核的な役割を担っています。

Q 5. 本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

<ポイント>安心・安全な給食を提供できる外部搬入事業者があること、調理場と保育園の連携などが挙げられている。

<個別の回答>

・多賀城市	安心・安全な給食を提供できる外部搬入事業者の存在。
・北区	当該センターでの実践を通じて、施設設備費や人件費等のコスト削減やその削減を生かした療育、保育、教育の内容の充実が大きな鍵となっていくと考える。
・練馬区	関係者、事業者への周知により、本事業の意義および効果が広く理解されること
・江戸川区	特定事業者を選定する指定管理事業者にある程度の知識がある事。

・ 武蔵野市	柔軟な方策を認めていただけることで、事業目的を達成できること
・ 日野市	外部委託先の選定において、障害者施設向けの給食調理における十分な実態把握と、一人一人の障害特性に合わせた多様な食形態や調理方法、アレルギー対策などノウハウを持って安全堅実な食事提供が可能な事業所が、当市内において安定的に運営できるよう連携していくこと。
・ 安城市	調理場と保育園の連携（メニューの決定、食事等）
・ 田原市	保護者や地域の方へ事業の目的や効果の周知
・ 名張市	本特定事業を実施している社会福祉法人与行政との連携
・ 阪南市	食の栄養面、衛生面、安全性、意欲、関心などを重視した、障がい児への給食提供業務を確実に遂行することのできる事業者の発掘
・ 伊佐市	市が運営する児童発達支援センターへの学校給食センターからの搬入のため、市長部局と教育委員会部局の連携が鍵となる。また、小規模市町村の場合は、提供事業者を探すのが難しいと思われる。
・ 浦添市	施設と事業所との連携

Q 6. 本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

＜ポイント＞都市部においては、多くの事業者の中から選定できること、既存施設を有効に活用できることなどが、地域特有の条件による効果として挙げられている。

＜個別の回答＞

・ 北区	具体策を検討中。
・ 練馬区	都市部（特別区内）に立地するため、多くの事業者の中から選定できること
・ 武蔵野市	敷地などの制限が厳しく、既存施設の有効活用が必要な都市部特有の条件に対しては大きな効果がある
・ 田原市	日本有数の農業地域である地域の食材を給食として提供することにより、乳幼児期から地域の食材に慣れ親しむことができ、農業産出額全国有数の地域に対する誇りや愛着を育むことができる。
・ 名張市	本市のような小規模な地方都市では、地域資源である社会福祉法人が運営する福祉施設との共同を図ることにより、子どもの発達支援の取組を推進することができています。

Q 7. 本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

＜ポイント＞ —

＜個別の回答＞

・ 多賀城市	特になし。より多くの事業者が本特定事業を有効に活用すべきと考える。

Q 8. 本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

＜ポイント＞障害のある子どもも障害のない子どもも一貫した給食に取り組むことが可能となり、インクルーシブな教育推進システムの推進を図ることや、きめ細やかな療育の提供と安定的なサービスを提供することなどが挙げられている。

＜個別の回答＞

・ 北区	段階的に展望する中で、まず本特定事業である給食を外部搬入することで、給食設備や人員配置に係る経費を節減につなぎ、節減した予算を支援内容の充実を図るという点の理解・啓発を進めていく。そこでは、実践報告や創意工夫した点等を地域の保育や教育に係る施設とともに共有していくネットワーク等の構築を目指していく。さらなる点については、子どもへの支援や食育の推進等を強化していくための取り組みも検討していきたい。
・ 日野市	利用者の利便性を最優先に考慮した運営を目指し、関係機関との連携をさらに強化していきます。 また、基本的には18歳までの相談機関と位置付けていますが、利用者の将来を見据えた支援ができるよう、当市の生活・就労支援センターとの連携も図っていけるよう、関係機関と調整していきます。
・ 田原市	児童発達支援センターを利用する障害児等に他の保育所に通う児童と同じ給食を提供することで、障害のある子どもも障害のない子どもも一貫した食育に取り組むことが可能となり、インクルーシブ教育システムの推進を図っていく。
・ 名張市	本特定事業により、児童発達支援センターが厳しい財政状況の中運営の合理化が図られ、今後もきめ細やかな療育の提供と安定的なサービスの提供が期待できます。
・ 阪南市	本特定事業に係る、障がい児への給食提供業務に対応できる事業者が増加することで、事業者選定（選択）の幅を広げ、事業者・施設・地方公共団体が切磋琢磨し、より質の高い事業として継続成長していけるような環境になることを目指していく。
・ 伊佐市	食は療育の中でも重要な項目ですが、小規模な児童発達支援センターでは、自園調理の給食提供は経済的にも人材確保の面でも負担が大きいです。安心安全な給食の外部搬入が可能となれば、スタッフや療育内容の充実に力を注ぐことができるため、規制の特例措置が全国展開されることは大きな意味があると考えます。

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

＜地方公共団体への質問＞

Q 9. 本特例措置による給食の外部搬入方式については、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図ること等が求められています。貴地方公共団体としては、これらを実現するため、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容を記入ください。

（例）マニュアルやガイドラインの作成、施設の指導監督、職員の研修、外部搬入事業者への指示 等

＜ポイント＞厚生労働省作成のガイドラインを参考に、独自のガイドライン、マニュアルの作成、関係者で構成する会議の開催などが行われている。また、アレルギーのある子どもは給食でなく弁当持参としていているところもあった。

＜個別の回答＞

・多賀城市	児童発達支援センター利用児には偏食の子どもも多数おり、センター運営事業者（委託）には日常の中で食べることの楽しさを意識して支援いただくよう依頼している。
・北区	外部搬入事業者との連携や会議の定期実施、当該センターでの食事に対する介助方法や形態食の調整等のマニュアル作り、また、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を参考に、当該センター独自のガイドラインの作成や誤食に対する危機管理マニュアル等の作成に取り組んでいる。今後、職員研修や食育に関する講演会等の開催に取り組んでいく。
・練馬区	保育園等における給食提供に係る所要栄養量やアレルギー対応マニュアルの提供。外部搬入事業所所管部署による衛生管理等の指導、契約仕様書による指示を行っている。
・江戸川区	江戸川区食育推進連絡会を設置、施策の成果や関係者の取組み状況を把握し、情報を共有しながら協働して推進している。
・武蔵野市	施設の指導監督
・日野市	事業所に対して、児童の年齢、発達段階、アレルギー、栄養のバランス等に考慮した食事の内容で委託し、契約仕様書に記載している。
・西東京市	令和4年4月の児童発達支援センター開設に向け、本特例措置により給食の外部搬入を行っている先進区市町村の状況等聞き取り調査を行い、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図っていくことができるよう準備している。 未実施のため具体的な取り組みは行っていないが、マニュアルやガイドラインの作成、施設の指導監督、職員の研修、外部搬入事業者への指示等を検討中。
・安城市	対応マニュアルの作成、職員研修の実施、用務員・担任・主任の個別調理検討会実施
・田原市	・ガイドラインの作成 ・施設との連絡や関係者で構成する会議の開催
・名張市	同じ施設内に本市の子ども発達支援センターと、社会福祉法人が運営する児童発達支援センターが併設されているため、連携を密にとる環境が整備されています。月1回の定例会の他、随時の打合せ等で「児童発達支援ガイドライン」を共有しながら、利用児に必要な対応に取り組んでいます。
・阪南市	実施施設である指定管理者によるマニュアルの作成、施設職員の食の安全確認の取組、職員研修、外部搬入者との協議等に取り組んでいただき、報告を受けている。
・鳥取県	アレルギーのある子どもは給食でなく弁当持参としている。（保護者了承）
・伊佐市	市の運営する学校給食センターからの搬入のため、学校給食のマニュアルに従い実施

<地方公共団体への質問>

Q10. 平成29年7月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、「設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。」とされています。貴地方公共団体の対応状況について次の選択肢から選んでください。

<ポイント> 9自治体が対応していると回答。対応していない自治体（5自治体）は、該当者がいないため、給食持参としているためなどの回答となっている。

認定地方公共団体	対応状況	対応方法	対応していない理由
多賀城市	1. 対応している	児童発達支援事業を利用する際には、必ず食に対するアレルギーがあるかどうかの聞き取りを行い、アレルギーがある場合には、医師からの指示書等を提出して頂き、給食業者に連絡を行う。給食業者は、個人毎に弁当箱に指名やアレルギー対応と記載していただき、事業所の職員で取り違えが無いように注意を払い、提供している。	—
北区	1. 対応している	当該センターでは事業への利用前に児童の担当指導員と看護師が、保護者から医師の指示書の提出及び聞き取りを実施し、利用後は日々の健康状態を観察しながら療育の指導を受けている。具体的な手順として、アレルギー児に対して医師の指示書を確認し、除去食の対応を外部搬入事業者の栄養士へ指示する。アレルギー児への献立表の作成について、外部搬入事業者からの提示に基づいて話し合いを実施を行うよう指導している。そのうえで、保護者にも意見を求め、給食の提供を行うように取り組んでいる。	—
練馬区	1. 対応している	食物アレルギーのある利用児に給食提供する場合は、保護者聞き取りや医師指示書に基づき外部搬入事業所との連絡調整を行う。	—
江戸川区	2. 対応していない	—	現時点で給食利用児の中でアレルギー対応児が在籍していない。給食の利用に関わらず事前に書面にて「食物アレルギー対応問診票・除去申請書」を保護者に記入していただき、アレルギーの種類やセンターの対応について同意を得ている。また、職員については、アレルギーとエピペンに関する研修を実施している。給食については、給食提供事業者がアレルギー対応可能のため、鶏卵、乳・乳製品、ソバ、ピーナッツについては除去や代替りのメニューで対応できる。
武蔵野市	1. 対応している	主治医からの指示書に基づき、保護者に確認の上、除去食を提供している。	—

日野市	1. 対応している	契約仕様書に記載。外部搬入を委託している事業所に対して、医師の「アレルギーに関する情報提供書」を踏まえ対応可能な範囲でアレルギー除去食を依頼している。 また、アレルギー除去の対応が可能でない場合は、部分的に代替食の持参を保護者へ依頼している。	—
西東京市	3. その他	本特定事業の実施計画に基づき、令和4年4月から実施予定であるため。	
安城市	1. 対応している	食物アレルギーのある子どもは、医師の診断書、検査報告書、指導表のいずれかを提出してもらい、それをもとに代替食にするものを家庭と園の両方でチェックし食事を提供している。	—
田原市	3. その他	現在該当者はいない。	
名張市	1. 対応している	実施している児童発達支援センターと、当該ガイドラインを共有し、対応できる体制を整えています。	—
阪南市	1. 対応している	実施施設である指定管理者に、アレルギーに対応した除去食等の取組を行っていただいている。	—
鳥取県	3. その他	アレルギーのある子どもは給食でなく弁当持参としている。（保護者了承）	
伊佐市	1. 対応している	給食センターで除去食を作っている。また、使用食品を記載している献立を配布し、給食の内容によっては保護者がおかずを作ってくる場合もある。	—
浦添市	3. その他	ガイドラインの内容を把握していない。	

<地方公共団体への質問>

Q 1 1. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成31年4月に改訂されています。貴地方公共団体では、当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

<ポイント> 3自治体が新たな取組を行ったと回答。3自治体が改訂前から対応済み、5自治体がガイドライン改訂後に給食の外部搬入を行った（行う予定）のため対応済みと回答。

認定地方公共団体	対応状況	対応方法	対応していない理由
多賀城市	2. 新たな取組を行っていない	—	アレルギーのある利用者については、施設側で事前に確認し、給食業者と共有している。アナフィラキシーなど起こった場合などは、看護師に本人の様子など対応できるように体制は整えている。
北区	3. その他	今年度より給食の外部搬入への取り組みを行ったため、現在、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を踏まえた独自のガイドラインの作成を行っている。	

練馬区	1. 新たな取組を行った	アレルギー疾患を有する利用児に給食提供する場合は、生活管理指導表に基づき関係者が情報共有を行う。	—
江戸川区	2. 新たな取組を行っていない	—	当センターがR2年4月開所のため、当初より新しいガイドラインを参考にしている。
武蔵野市	1. 新たな取組を行った	誤食を防ぐため、完全除去か解除のみの対応に変更した。以前は医師の指示書がない場合も保護者の希望に沿って具材の除去などを行っていたため、煩雑であった。	—
日野市	2. 新たな取組を行っていない	—	31年4月に改訂されたガイドラインを踏まえて、令和2年10月に給食を開始したため。
西東京市	3. その他	本特定事業の実施計画に基づき、令和4年4月からの実施予定であるため。	
安城市	2. 新たな取組を行っていない	—	ガイドラインには、「食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。」とされていますが、既に取り組んでおり、新たに取り組むことはなかった。
田原市	3. その他	開設日が改定後の令和3年4月であるため新たな取組はしていない	
名張市	2. 新たな取組を行っていない	—	現行の取組で対応できているため。
阪南市	2. 新たな取組を行っていない	—	運営当初より外部搬入の実施であり十分な対応をしているため。
鳥取県	3. その他	各市町村がガイドラインに沿った取組みを実施。県は指導監査によって確認している。	
伊佐市	1. 新たな取組を行った	給食センターによる、アレルギー調査を実施。	—
浦添市	2. 新たな取組を行っていない	—	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入は始まったばかりであり、特に新たな取組みは行っていない。

<地方公共団体への質問>

Q 1 2. ※同一の自治体内に、構造改革特別区の特例措置（措置番号 9 2 0）により 3 歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立保育所が存在している自治体のみお答え下さい。

3 歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立保育所と比較して、特に児童発達支援センターにおける外部搬入について効果があがった点又は課題となった点がありますか。効果又は課題があれば具体的に記入ください。

また、もし課題が発生した場合、どのように対応していますか、具体的に記入ください。

（例）施設運営に係る経費、問題の発生や苦情の多寡、給食の質、児童・保護者の声、職員の士気 等

<ポイント>田原市のみ実施。障害のある子どもも障害のない子どもも一貫した給食に取り組むことが可能となり、インクルーシブな教育推進システムの推進に取り組んでいる。

<個別の回答> ・田原市	<効果> 児童発達支援センターを利用する障害児等に他の保育所に通う児童と同じ給食を提供することで、障害のある子どもも障害のない子どもも一貫した食育に取り組むことが可能となり、インクルーシブ教育システムの推進を図ることができている。
<個別の回答> ・田原市	<課題> 現在課題は発生していない。
<個別の回答> ・田原市	<課題に対する対応> 課題が発生した場合は、関係者で課題解決のための検討会を開催するなどして対応していく。

<地方公共団体への質問>

Q 1 3. 外部搬入元の事業者は児童発達支援センター以外の他施設に、給食を提供していますか。している場合、搬入先をご記入ください。（例）公立小学校、私立保育所 等

また、その場合、他施設と比較して児童発達支援センターに搬入する際のみ起こる問題点がありますか。問題点があれば具体的に記入ください。

<ポイント>外部搬入元事業者が、児童発達支援センター以外にも給食を提供しているとする自治体数は 1 2。搬入に当たっての課題を挙げている自治体は 1 自治体。課題として、事業者の搬入ルートの関係でセンターへの搬入が 1 0 時前後の配送となっている点を挙げている。

認定地方 公共団体	搬入先	児童発達支援センターへの搬入において生じる固有の問題点
多賀城市	幼稚園、小学校	—
北区	幼稚園、保育園、デイサービス 等	・発注食数が少ないため（10～15食数前後）、受注業者が限られてしまう。 ・事業者の搬入ルートの関係で10時前後の配送になり、昼食時には冷めてしまったため、温め直している。
練馬区	高齢者施設	—
江戸川区	私立保育園、私立幼稚園、公立中学校、公立高校、一般企業	—
武蔵野市	生活介護事業	—

西東京市	現時点で、外部搬入元が決定していない。	本特定事業の実施計画に基づき、令和4年4月からの実施予定であるため、未発生。
安城市	公立保育園、認定こども園、小中学校	—
田原市	公立小中学校、公立保育園、私立保育園、私立こども園	—
名張市	同社会福祉法人が運営している福祉事業所に提供している。	—
鳥取県	公立養護学校（学校で調理）	—
伊佐市	公立幼稚園、公立小・中学校	—
浦添市	病院、こども園、学童クラブ	—

<地方公共団体への質問>

Q14-1. 外部搬入の導入による費用節減額と、その内訳をご記入ください。特に、人件費の減少については、削減された人数についても記入ください。導入前後の直接的な比較が困難な場合は、現在の給食サービスを全て自園調理により提供した場合の想定と比較することにより回答ください。

<ポイント>8自治体で、人件費の削減に伴う費用削減効果を挙げている。

<個別の内容>

	削減額の費目と内訳		
	費目	削減額	施設別内訳
多賀城市	人件費	400 万円	多賀城市児童発達支援センター太陽の家（前回回答施設）
	調理器具等	40 万円	
	光熱水費	60 万円	
北区	人件費	320 万円	北区立児童発達支援センター
練馬区	人件費	718 万円	こども発達支援センター
武蔵野市	人件費	121 万円	児童発達支援センターのみ ※比較困難なため想定値
安城市	人件費	383 万円	サルビア学園 調理員人件費
	消耗品	7 万円	同 厨房器具等消耗品
	手数料	1 万円	同 検便検査手数料
田原市	人件費	220 万円	センター
名張市	人件費	200 万円	児童発達支援センターどれみ
伊佐市	人件費	671 万円	伊佐市子ども発達支援センター
合計		3,141 万円	

	職員の純減数	
	施設名	純減数
多賀城市	児童発達支援センター	2人
北区	北区立児童発達支援センター	1人
練馬区	こども発達支援センター	1人
安城市	サルビア学園	1人

田原市	児童発達支援センター	1人
名張市	児童発達支援センターどれみ	1人
伊佐市	伊佐市子ども発達支援センターたんぽぽ	2人
合計	合計	9人

<地方公共団体への質問>

Q14-2. 本特定事業の認定以降、サービスの向上（開園時間の延長、児童への処遇の向上など）を図る取組を行っていただければ、当該取組に係る予算額等のコストも含め具体的に記入ください。特に、雇用の増加を伴う場合は、増加人数についても記入ください。また、当該取組と、Q14-1で回答した節減分との関係が明らかである場合は、その関係について具体的に記入ください。

<ポイント>5自治体で、サービスの向上を挙げており、経費削減によって得られた資源により保育士等を基準以上に配置し、療養サービスを提供している自治体もあった。

<個別の内容>

	<取組>	<児童増加>	<雇用増加>	<費用削減分との関係>
多賀城市	経費削減によって得られる資源により保育士等を基準以上に配置し、療育サービスを提供できおり、療育支援に対する保護者の満足度も非常に高い。 また、栄養士や調理員を直接雇用しないだけでなく、調理以外の洗浄、殺菌、保管など自施設での設備管理の労力も軽減され、より手厚い利用者の支援につながっている。	—	—	—
北区	認定前に予算計上していた栄養士雇用分が認定以降、削減分として、心理専門相談員を雇用した。療育部門での利用児童の発達検査や家族支援、相談部門の心理専門相談、職員へのスーパーバイザーとして療育及び相談サービスの質の向上への取り組みに生かしている。	—	1人	栄養士人員を心理専門相談員として雇用
練馬区	重度肢体不自由児の通所日数の増加	年平均約5人	0.5人	削減された調理員人件費で左記スタッフを雇用
名張市	新規利用や利用児の就学により、給食を提供する児童は変わるので、常に一人ひとりの児の発達段階やアレルギーに対応した給食が提供できるよう、保護者や医療機関と連携を図り事業に取り組んでいます。	—	—	—

伊佐市	児童発達支援センターでは、短時間パート雇用であった児童指導員や保育士をフルタイムの月給制職員に変更し、子どもたちにより関わることでできたためこども支援・保護者支援の充実につながった。また、あかちゃんひろば・親子教室の充実も図られたことで早期支援・早期療育に繋がりと、児童発達支援センターと保育園との併行通園から保育園のみの通園に変わる児童も増えている。	—	—	削減費用を財源として、短時間パートからフルタイムの月給制職員へと変更した。また、敷居が高くて利用に繋がらないこともあった親子教室の1グループを、誰でも利用できるあかちゃんひろばに変更したことで気になる親子への支援などの早期支援・早期療育につながった。

<地方公共団体への質問>

Q15. 本特定事業の実施により、地域への波及効果はありましたか（地域産業の育成・振興、地産地消の推進等）。具体的にご記入ください。

<ポイント>地産地消の推進に寄与。

<個別の回答>

- ・北区 今後の展望として、食育に係る施設間のネットワークを構築を図り、それぞれの施設での運営コストの合理化や各施設の業務の向上と利用者の満足度を高める取り組みを創出していくように働きかけていく。需要が高まれば、地域産業への波及が見込まれる。
- ・練馬区 区内事業者の活用
- ・西東京市 未実施であるが、外部搬入元が市内業者に決定した場合、一定程度の経済効果は、想定される。
- ・安城市 児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入方式を実施したことで、地元で生産される食材の更なる需要を喚起し地場産業の振興と地産地消の推進に寄与した。
- ・田原市 地域産業の育成・振興、地産地消の推進
- ・名張市 本市では、平成25年9月に「名張市ばりばり食育条例」を制定し、現在は「第2次名張市ばりばり食育推進計画」に基づき、食育に関する取組を推進しており、地産地消にも積極的に取り組んでいます。本特定事業においても、搬入元の食材の調達において、地産地消の推進を更に図っていきます。
- ・阪南市 当初より外部搬入を実施していたため、現状では地域波及効果はわからない。
- ・鳥取県 地産地消の推進。
- ・伊佐市 食材の一括購入で、市立学校給食センターの行う地産地消の推進

<施設の所長への質問>

Q 16. 給食の外部搬入を行っている施設の概要

<ポイント>外部搬入事業者について、民間事業者が8施設、給食センター・給食協会が3施設、障害福祉サービス事業者が1施設、公立養護学校が1施設となっている。通所時間や支援内容等を踏まえ、給食を提供。

	施設名称	外部搬入事業者	登録児童数	給食提供児童数	うち給食提供に配慮が必要な児童数	1日あたり通所児童数	職員数
多賀城市	多賀城市児童発達支援センター太陽の家	民間企業	25人	25人	3人	27人	17人
北区	北区立児童発達支援センター	民間企業	67人	9人	0人	30人	38人
練馬区	練馬区立こども発達支援センター	民間企業	190人	1人	1人	50人	64人
江戸川区	江戸川区発達相談・支援センター	民間事業者	114人	6人	6人	32人	22人
武蔵野市	武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館	民間企業	21人	21人	5人	p20人	16人
日野市	日野市発達・教育支援センター内の児童発達支援事業	障害福祉サービス事業所	46人	34人	3人	38人	28人
安城市	安城市立サルビア学園	公益財団法人安城市学校給食協会	50人	50人	5人	50人	21人
田原市	田原市児童発達支援センター	学校給食センター	14人	8-10人	8-10人	8-10人	15人
名張市	児童発達支援センターどれみ	民間業者	51人	42人	6人	13人	13人
阪南市	阪南市立たんぽぽ園	民間企業	29人	19人	2人	13人	24人
鳥取県	鳥取県立鳥取療育園	公立養護学校	16人	5人	5人	10人	18人
伊佐市	伊佐市子ども発達支援センターたんぽぽ	学校給食センター	49人	49人	1人	28人	13人
浦添市	浦添市児童発達支援センターたんぽぽ	民間企業	116人	21人	4人	30人	16人

●給食を提供していない児童がいる場合その理由

- ・練馬区 未就園の肢体不自由児クラスのみ給食提供の対象であるため。その他の児童は昼食をはさまない時間帯での通所となっている。
外部搬入の導入により給食を提供しなくなった児童はない。
- ・武蔵野市 15時から16時に施設利用の児童のため
- ・名張市 (施設の設置時から外部搬入をしています)
・医療的ケア(胃ろう有)が必要な児に対して、対応できる調理員及び設備がない為
- ・阪南市 通所支援事業のうち、個別療育のみ利用のため給食を必要としないため
- ・鳥取県 給食を提供していない11人については、「経管栄養・ミルク」、「お弁当持参」、「午前中のみ利用」となっている。

<施設の所長への質問>

Q17-1. 平成29年7月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、「設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。」とされています。対応状況について次の選択肢から選んでください。

17-2. 当該ガイドラインを踏まえ、どのような対応をとっているか具体的にご記入下さい。

17-3. 当該ガイドラインでは、当該取組も含め、事業所において自己評価することとしています。また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、当該自己評価結果を公表することが義務付けられています。自己評価の実施及び公表の状況について次の選択肢から選んでください。

<ポイント>これから事業を実施する自治体や、アレルギーのある子どもは弁当持参としている施設を除いて、どの施設もガイドラインを踏まえた対応が取られており、自己評価の実施、公表も行われている。

認定地方 公共団体	対応状況	対応方法	自己評価の実施業況
多賀城市	1. 対応している	児童発達支援事業を利用する際には、必ず食に対するアレルギーがあるかどうかの聞き取りを行い、アレルギーがある場合には、医師からの指示書等を提出して頂き、給食業者に連絡を行う。給食業者は、個人毎に弁当箱に指名やアレルギー対応と記載していただき、事業所の職員で取り違えが無いように注意を払い、提供している。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
北区	1. 対応している	1日のまとめ会議や定期的な職員会議の中で、対応方法や対応状況の確認を行っている。また、児童発達支援計画の見直しやモニタリングを通じて、衛生管理や安全対策を講じている。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
練馬区	1. 対応している	食物アレルギーのある利用児に給食提供する場合は、保護者聞き取りや医師指示書に基づき外部搬入事業所との連絡調整を行う。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
江戸川区	2. 対応していない	—	—
武蔵野市	1. 対応している	主治医からの指示書に基づき、保護者に確認の上、除去食を提供している。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
日野市	1. 対応している	食物アレルギーのあるお子さんに対してはアレルゲンが含まれていない品を提供している。 外部搬入を委託している事業所に対しては、対応可能な範囲でアレルギー除去食を依頼している。（契約仕様書に記載されている）	1. 自己評価を実施し、公表もしている
西東京市	3. その他	本特定事業の実施計画に基づき、令和4年4月からの実施予定である。	
安城市	1. 対応している	個別調理の子どもに対しては、保護者にペーストに調理した食事を実際にみてもらい、家庭の食事（本人に	1. 自己評価を実施し、公表もしている

		とって食べやすい)に合わせるように対応した。	
田原市	1. 対応している	アセスメントの際、アレルギー等の有無等についての把握を行い必要に応じて医師の指示書の提出を求める。給食の提供については、除去食で対応している。	3. 自己評価を実施していない
名張市	1. 対応している	医師の指示書を保護者にもらってもらい、献立も事前に、施設・法人所属の栄養士・保護者と3者でチェックを行っている。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
阪南市	1. 対応している	除去食および代替食での対応を行っている。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
鳥取県	3. その他	アレルギーのある子どもは給食でなく弁当持参としている。 (保護者了承)	
伊佐市	1. 対応している	関係機関との連携(医師・行政)	1. 自己評価を実施し、公表もしている
浦添市	1. 対応している	5領域の「衛生・健康管理」という視点からも食事の提供には、医療機関からのアレルギー検査結果を提出や保護者からの聞き取り(チェック表)等をもって確認しております。又、事前に保護者にたいしては、給食の献立表に記載している食材、調味料等を確認しながら提供している。	4. その他
●対応していない理由 田原市 令和3年4月から開設していることから今年度はまた自己評価を作成しておらず、今後自己評価を実施することとしている。 調理は仕出し業者に委託しているが、児童発達支援センター分のほか養護学校分も一緒に作っており万が一の事故があってはならないため。アレルギーを持つ対象児の保護者も弁当持参のほうが安心できる。 江戸川区 現時点で給食利用児の中でアレルギー対応児が在籍していない。給食の利用に関わらず事前に書面にて「食物アレルギー対応問診票・除去申請書」を保護者に記入していただき、アレルギーの種類やセンターの対応について同意を得ている。また、職員については、アレルギーとエピペンに関する研修を実施している。 給食については、給食提供事業者がアレルギー対応可能のため、鶏卵、乳・乳製品、ソバ、ピーナッツについては除去や代替りのメニューで対応できる。 浦添市 今年度より児童発達支援センターとしての事業開始の為、現在自己評価を行い、今後公表予定。			

<施設の所長への質問>

Q18. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成31年4月に改訂されています。当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

<ポイント> 4施設が新たな取組を行ったと回答。1自治体が改訂前から対応済み、4自治体がガイドライン改訂後に給食の外部搬入を行った（行う予定）であるため対応済みと回答している。

認定地方 公共団体	対応状況	対応方法	対応していない理由
多賀城市	2. 新たな取組を行っていない	—	食事は外部業者に発注し、対応している為に事業所独自の取り組みは行っていない。アナフィラキシーなど起こった場合などは、看護師に本人の様子など対応できるように体制は整えている。
北区	3. その他	独自のものから「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を踏まえた改正に取り組んでいる。	今年度から保護者による弁当の対応から変更したため、ガイドラインの作成が間に合っていなかったため、現在、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を踏まえた改正に取り組んでいる。
練馬区	1. 新たな取組を行った	アレルギー疾患を有する利用児に給食提供する場合は、生活管理指導表に基づき関係者が情報共有を行う。	—
江戸川	2. 新たな取組を行っていない	—	当センターがR2年4月開所のため、当初より新しいガイドラインを参考にしている。
武蔵野市	1. 新たな取組を行った	誤食を防ぐため、完全除去か解除のみの対応に変更した。以前は医師の指示書がない場合も保護者の希望に沿って具材の除去などを行っていたため、煩雑であった。	—
日野市	1. 新たな取組を行った	・R2.10月の給食開始時より、食物アレルギーのあるお子さんに関しては、園の書式で、医師の診断指示書を記載してもらうようにした。（園生活の中で必要な内容を確実に把握できるようにした）	—
西東京市	3. その他	本特定事業の実施計画に基づき、令和4年4月からの実施予定のため。	
安城市	1. 新たな取組を行った	複数の職員が対応するので、代替食を持ち込んだ場合のフローチャートを作成し周知を図った。万が一、誤飲、誤食した場合の対応マニュアルを見直し、作成した。	—
田原市	3. その他	開設日が改定後の令和3年4月であるため新たな取組はしていない	
名張市	2. 新たな取組を行っていない	—	現行の取組で対応できているため
阪南市	2. 新たな取組を行っていない	—	当法人が委託を受けて本児童発達支援センターを運営したのが平成31年からであり、そのガイドラインに基づ

			いて実施しているため、新たな取り組みとしては行っていない。
鳥取県	3. その他	各市町村で対応指針・対応マニュアル等を作成、活用している。	
伊佐市	2. 新たな取組を行っていない	—	—
浦添市	2. 新たな取組を行っていない	—	—

<施設の所長への質問>

Q19. 本特例措置による給食の外部搬入方式については、障害児の年齢や発達段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図ること等が求められています。

貴施設としては、これらを実現するため、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容を記入ください。

(例) マニュアルやガイドラインの作成、職員の研修、外部搬入事業者への指示 等

<ポイント>マニュアルの作成、外部搬入事業者と協議できる態勢の整備など。

<個別の回答>

- ・多賀城市 食事の提供の際に、パンが食べられない子供に対しては、ご飯の提供して頂いていますし、アレルギーへの対応食についても職員が取り違えないように、アレルギーに対応していただいた場合に、個人名と〇〇アレルギーと記載していただき、職員がわかりやすいように対応して頂いている。
- ・北区 提供される給食の衛生管理や栄養管理などについて外部搬入事業者との打合せや献立、アレルギー等に関する会議等を通じて、協議できる体制を整えている。アレルギーに関する対応ガイドラインの作成や食事介助マニュアルの作成、職員研修、食育に係る講演会等を取り組みを継続的に取り組んでいく。
- ・練馬区 給食衛生マニュアルの作成、保護者との食事形態の打合せ等
- ・江戸川区
 - ・保護者との面談や連絡帳を通して、給食利用児については定期的に食事について対応を見直ししている
 - ・マニュアルの作成
 - ・アレルギーに対する職員への研修
 - ・野菜を育て収穫することによる食育
- ・武蔵野市 外部搬入事業者との打合せを実施し、アレルギー対応の確認を行っている。
- ・日野市
 - ・PT や ST から助言をもらったり家庭を通して医療と連携したり、職員研修を行ったりしている。
 - ・園のアレルギー対応マニュアルを見直し、改訂した。
- ・西東京市 令和4年4月から児童発達支援センター開設のため、今後検討。
- ・安城市 アレルギー児の代替食を持ち込んだ場合のフローチャート作成、アレルギー対応マニュアル作成（誤飲・誤食した場合）、職員研修、用務員・担任・主任の個別調理検討会

・田原市	・ガイドラインの作成 ・施設との連絡や関係者で構成する会議の開催
・名張市	法人所属の栄養士と月1回の会議（外部搬入業者を含む）を実施している。
・阪南市	アレルギー対応について、職員の研修や外部搬入事業者への指示を適宜行っている。
・鳥取県	医療評価（医師、ST等）の評価内容により児の摂食機能に応じた食事形態となるように加工形態を細やかに工夫している
・伊佐市	アレルギーについては、アレルギー検査を行い外部搬入事業者へ報告している。また、子どもの状況に応じて、給食補助員や保育士が食べやすい大きさにしている。
・浦添市	外部委託業者と契約を交わしている

<施設の所長への質問>

Q20. 給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなりましたか。また、貴施設にとってどのようなメリット・効果がありましたか（受入児童の増加、児童指導員又は保育士の増加等）。具体的にご記入ください。

また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください

<ポイント>支援に人と時間を使うことができる、就学後の給食形態を当園利用時から経験でき、就学後の給食がスムーズに受け入れられるなどの効果が挙げられている。一方、外部搬入できる給食業者の選択肢が少ない、食事加工やアレルギー食への対応が学校の基準に準じて実施するほかないなどのデメリットが挙げられている。

<個別の回答>	<メリット・効果>
・多賀城市	栄養士や給食を作る職員の配置がないので、人件費を抑えることができています。
・北区	保護者負担の軽減や親子の触れ合う時間や療育時間の確保につながった。また、新たに心理専門相談員を増員することで相談支援の充実や職員へのスーパーバイズとしての活用ができ、療育支援内容の向上や保護者支援につながった。
・練馬区	開設当初より本特例措置を実施
・江戸川区	栄養士や調理員が不要。給食のメニュー決めやアレルギー対応食の用意、検食が不要。配膳など給食の手順が簡単で誰でも対応でき、その分、支援に人と時間を使うことができる。
・武蔵野市	児童発達支援事業から児童発達支援センターへ移行するために特区認定を受けている。児童発達支援事業を実施していた頃と同様の方式である外部搬入を継続できたことでセンターへの移行がスムーズであった。
・日野市	・子どもの食の幅が広がったり食べられたことで自信になったり、成長につながっている。
・西東京市	児童発達支援センター開設の要件をクリアすることができる。
・安城市	・食材の発注等にかかる事務の軽減・調理にかかる時間の短縮　・個別調理に必要な時間の確保
・田原市	経費の削減
・名張市	利用児の増減にあわせての食数、食形態変更に応じてもらえる。狭い調理室で対応ができています。
・阪南市	給食提供が行いやすい。配膳の簡便化ができ、スムーズに配膳できる。

・鳥取県	給食提供が可能となった。養護学校に就学する児が多いため就学後の給食形態を当園利用時から経験することができる。
・伊佐市	給食センターが調理している学校給食であるため、就学後の給食がスムーズに受入れられる。
・浦添市	今年度より児童発達支援センター運営開始のため、外部搬入の効果による評価がしづらい。
＜個別の回答＞	＜悪くなった点＞
・安城市	・急な子どもの欠席での食数の変更に対応できない。
・阪南市	外部搬入できる給食業者の選択肢が少ない。変更したいが行いにくい状況がある。
・鳥取県	食事加工やアレルギー食への対応がガイドラインに準拠し作成する学校の基準に準じて実施するほかない。

＜施設の所長への質問＞

Q 2 1. 本特定事業における適用の要件や手続きの問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

＜ポイント＞衛生管理態勢に関してのマニュアル化や責任者の配置の明確化等の要件を盛り込んで欲しいこと。

＜個別の回答＞

- ・多賀城市 行政で手続等を行ってるので、施設側からは問題についてはない。
- ・北区 外部搬入事業者によっては、衛生管理体制や搬入時間の徹底が難しい等の課題が見られるため、衛生管理体制に関してのマニュアル化や責任者の配置の明確化等の要件を盛り込んでほしい。
- ・阪南市 外部搬入できる給食業者の選択肢の幅を広げるためにどのような適用条件や手続きが必要か検討中。

＜施設の所長への質問＞

Q 2 2. 本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

＜ポイント＞他の市町においては、給食センターからの搬入が行えないこと。

＜個別の回答＞

- ・練馬区 児童発達支援センターは、障害児の通園施設性格から、増加する発達障害児等に対する専門的施設へと役割期待が大きくなっていると考え。このため、保育所や幼稚園の通園児に対して短時間、個別または小集団体制により多数の児童に対応していく運営形態へと変化しており、この場合には昼食をはさまない時間帯の利用となるため、給食提供自体を指定要件から外すことを検討すべきと思われる。
- ・阪南市 現状において、安心安全な給食提供を実施することができている。
- ・伊佐市 他の市町でも給食センターからの搬入を使いたいが使えないところもあり、市町村で差がある。

<施設の児童指導員又は保育士への質問>

Q23. 給食業務の外部搬入の実施によって、どのような点が良くなりましたか（給食サービス以外の点も含む）。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

<ポイント>良くなった点として、お弁当から給食になったことで保護者の負担軽減になった、調理のための作業が少なくなり効率的になった、児童にとって経験のなかった食材にも挑戦できる機会になったなどが挙げられている。一方、偏食が強い子には厳しい時間となった、それぞれの食形態に合わせられない面があるなどの課題も指摘された。

<個別の回答>	<良くなった点>
・多賀城市	アレルギー対応の表示もきちんとされており、必要最小限の接触で配膳が可能のため、衛生面でも安心。 児童の状況に合わせての一部メニューの変更等も対応可能により児童に合った食事を提供できた。
・北区	・これまで提供できなかった給食を提供できるようになり、保護者の負担軽減になった。（お弁当づくりがなくなった） ・幼児クラスは今まで手作り弁当を持参だったので、保護者支援となった。 ・お弁当を作るより単価が安く、経済的負担の軽減になっている。 ・片付けが簡単→人手が少人数で済む。 ・業者による給食搬入のため、そのまま提供できることは良い。 ・人員の削減につながっている。 ・時間通りに配送できている。 ・時間厳守で、当日の食数変更にも対応してくれている。 ・調理のための作業全体（食材購入から調理片付け等）の業務量が少なく効率的である。
・江戸川区	自園調理の利点 ・適温での提供 ・個々の嗜好への対応（マヨネーズ嫌いな子に素材のままでの提供が可能になるなど） ・食育への対応（食材に触れる機会が持てる） ・可能な限りのアレルギー除去食や、宗教食への対応 ・家庭に近づいた食器の使用 外部委託の利点 ・給食室設備、調理職員の経費削減 ・食材の管理がないので、安全管理がしやすい ・配膳や後片付けの時間を、療育・保育の時間に費やせる ・献立がルーティン化されているので、メニューの把握ができ、家庭と連携して食事の支援がしやすい。
・武蔵野市	事業開始時から外部搬入方式であったため、特区認定の前後で変化はありません。
・日野市	・お弁当と同じ物しか食べない子が多かったが、給食で色々な食材にふれ、家でも食べるものが増えたという家庭も多くなったと思う。 ・様々な食材に触れるということができるようになった。また、友達と一緒にのということも食べるきっかけになって良い。 ・給食の実施により、子どもが様々な食べ物に触れ合う機会が多くなった。食の幅が広がっていくのを見て、給食の重要性を感じた。 ・様々な食材に触れることが出来、家庭では食さないものも給食だと食べられるようになる等、良い効果が見られた。 ・経験のなかった食材にも挑戦できる機会になった。 ・家では食べられないようなものに触れることはよいと思う。 ・食べられる食材が増えた子がいる。 ・食べられなかった食材が食べられるようになり、幅が広がった。 ・色々な味、形態、においなどたくさんの食材に触れることが出来る。食べられるものの幅が広がっている子もいる。 ・子どもたちが様々な食材に触れる機会が増え、食べられるものが増えた子が多い。食べられなくても挑戦することで少しずつ許容できる幅も広がっている。 ・家庭の食事のみでは偏りがちになるところ、色々な食材を口にすることで食べられるものが少しずつ増えていっている。

	・様々な食材、メニューのため、苦手な食べ物の克服につながっている。 ・学校も給食なので、小さい頃から慣れることが出来て良いと思う。 ・学校に向けていい練習になっていると思う。 ・栄養のバランスも考えられているので、その点も良いと思う。 ・栄養バランスのとれた食事を安定的に摂ることができる。 ・友達と同じメニューを食べることで、一緒に楽しみにしたり、「おいしい」と共感しあえたりできる。 ・自分が苦手なものも大好きなお友達が食べる姿を見て少し頑張れる。励みになる。 ・みんなで同じ物を食べることで苦手なものでも友達が食べる様子を見てチャレンジしてみたり今まで食べたことのないものでも一口だけ頑張ってみる等の様子が見られた。 ・給食で出たものが好きになり、家庭でも作ってもらったり家族とのコミュニケーションにもなっている。 ・外部搬入の届けてくださる方に会々と、お礼を言ったり褒められて嬉しかったりと、外部の人と関わるとい点でも良い。 ・近くからの搬入で知っている所なので安心感がある。 ・障害者就労の場からの搬入は、福祉的にも良いと思う。 ・弁当と違い、みんな公平に同じものが食べられる。 ・弁当では難しい汁物や麺類を提供できる。 ・デザートを楽しみに食事を頑張ってみようとする子もいる。 ・保護者の負担が減ったと思われます。
・安城市	・調理にかかる人件費や調理にかかる消耗品費等のコスト削減を図ることができた。 ・食材発注等にかかる事務の軽減や給食提供にかかる時間の短縮により効率的かつ円滑な運営ができています。 ・献立（メニュー）が豊かになった。
・田原市	保育所と同じ給食を提供することにより、一貫した食育ができる。 併用している保育所と同じ給食を提供することにより、環境の変化に慣れない子どもたちの負担を軽くできる。
・伊佐市	同じ物を食べることでお友達の影響を受けて食が広がってきた。献立表が工夫されている。行事食があるので、季節を重んじることができた。給食だよりに行事の説明をしているので子どもたちに伝えられる。
・浦添市	①今年度よりセンターとして始めて実施しているので評価しづらい。 ②安全で衛生的な面からも良いと思う。 ③食品ロスにならないので良い。 ④細かな配慮をしてもらえるので良い。
<個別の回答> ・日野市	<悪くなった点> ・偏食の子はしばらくは（慣れるまで）つらい時間だった子もいた。 ・偏食が強い子には厳しい時間になり、空腹で長時間過ごすことになった。 ・こだわりや偏食が強い子は全く食べられないことがある。 ・ある一定のものしか現時点では食べられないということがあり、給食で1つも食べられず空腹のまま過ごさなければならぬこともあった。 ・メニューによって全く食べられない子もいて苦痛な時間になってしまうことがある。 ・メニューによっては全く食べられない子がいる。 ・お弁当の時は個々の食具の扱いや口の発達などの状態に合った、食事を準備してもらえたが、できなくなった。 ・よく食べられる子にとっては楽しい給食でも食具が上手に使えなかったり、拘りや感覚過敏が強い子には苦痛になりかねない面もある。なるべく食べられるように職員が試行錯誤しているが、満足する食事ができているかという点では疑問を感じることもある。 ・ご飯の固さにムラなどがあり、食具が使うのが上手でない子たちが食具を使うのが難しいことがある。 ・個々の口の状態に合わせた食形態に限界がある。 ・それぞれの食形態に合わせられない面がある。 ・残食が弁当時より多く出る。 ・大人が食べているようなものがそのまま提供されているように感じる場合があります。子どもが普段食べ慣れているものが沢山出ると良いなと思います。 ・メニューが大人向けなので、子どももおいしく食べられるようなメニューにしてほしい。

	・子どもに給食をすすめるうえで（職員は給食を食べていないため）「味を知らない」ということが少しネックに思う。 ・職員は弁当なので、同じ給食を食べたらもっと食べるだろうなと思う場面がある。何で先生は違うメニューなの？と見る子も多い。 ・子どもたちに提供するまでに、時間がかかることがある。（食べられる大きさに切ったりするので）
・安城市	・搬入食数を予定するため、急な児童数の増減が生じた際に食数の変更を柔軟に行うことができない。 ・食材が冷めている場合がある。 ・調理員が同施設にいる場合は、残しては申し訳ないという思いがあったが、外部搬入の場合は無理して食べることはせず残しがちになる。 ・調理する際に食材の切り方、大きさ等要望していたが、外部搬入にしてからはできなくなった。 ・調理中の匂いがしなくなった。

<児童の保護者への質問>

Q 2 4. 給食業務の外部搬入の実施によって、どのような点が良くなりましたか（給食サービス以外の点も含む）。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

<ポイント>良くなった点として、色々な種類のおかずが出て良い、給食によって食べられるものが増えた、お弁当を作らなくても良く助かっている、アレルギーの成分表等をこまかく提示してもらえるなどが挙げられている。一方、悪くなった点として、料理中に館内に漂うおいしそうな匂いがなくなった、調理員とのコミュニケーションがなくなったなどが挙げられている。

<個別の回答>

・北区	<良くなった点> ・色々な種類のおかずが出ていて良い。 ・家で食べてくれる食材のレパートリーが増えました。 ・煮物、果物を進んで食べるようになりました。 ・給食により午後まで活動することができてよかったです。 ・お弁当の内容により、あまり食べられない（おかず）のときもあるので、子どもの好きそうなメニューが増えるとうれしいです。 ・野菜が家では食べられない形でできるので、お肉やごはんとはまぜた形ででるとよいのかな、と思いました。 ・献立表の字の大きさが大きい方がよみやすかったと感じます。 ・いつもたくさんの種類のメニューを提供して頂き、すごいなあと思っています。 ・子供が食べやすい副菜を提供して頂きたいです。 ・給食がきっかけで白米が好きになりました。
・日野市	・自家で昼食を用意すると、メニューや食材がどうしても「食べてくれるもの」になってしまうので、給食によって、食べられるものが増えたように感じます。また、同じ食材でも味付けが家と違うので、それもありがたいです。朝の時間も余裕が増え、ちょっと遊んでから家を出られるので、子どものぐずりも減りました。クラスの子たちと同じメニューなのも嬉しい様子です。 ・よく食べてくれているようで、ありがたく思っています。自宅では食べてくれるものがかたよるので…。 ・お友達と同じ物を食べられるので好き嫌いの多い我が子には友達が食べる様子は良い刺激だと思います。親がお弁当を作ると内容がワンパターンになったり、嫌いな物を入れなかったりするので内容的にも良いと思います。毎朝お弁当を作らなくても良いので、とってもとっても助かります。ないと困ります。 ・家では苦手で食べなかった野菜や初めて食べる食材に挑戦したりと給食になって良かったです。 ・偏食の激しい子で家で工夫しても食べませんでした。給食になってから少しずつ食の幅が広がり、家でも食べられる物も増えました。給食のメニューを家でも作って欲しいと言われて作っても、給食の方がおいしいと言っています。本人も新しいものが食べられるようになると自信がつくのか、今日、〇〇が食べられた！と言う事も増えました。

	・食わず嫌いがなくなり、初めての食材、メニューもチャレンジできるようになりました。給食で出たものが好きになり、自宅でもリクエストしてくれてレパートリーが増えました。 ・とにかく、口へ運ぶチャレンジをしてくれるようになり、好みの食べ物が増えました。どの家庭でも悩みのタネだと思いますが、給食にしてもらったことで親は少し肩の荷が下りました。アレルギー等々とても大変でしょうが、いつもありがとうございます。
・安城市	・アレルギーの成分表等を細かく提示してもらえる。 ・和、洋、中と献立が豊富になった。
・田原市	併用している保育所と同じ給食が提供されているため、子どもが食べ慣れた食事をとることができる。 小学校と同じ給食が提供されているため、就学後の給食についての課題を知ることができる。
・伊佐市	お弁当を作る負担が少なくなった。 栄養のバランスが良い。 家で作らない物が食べられる。
・浦添市	①今年から始めて給食を経験するので以前がわかりませんが子どもが給食を食べている姿をみることが出来て良かった。以外を食べこぼしがある。食材をみながら咀嚼の弱さを発見した。自宅でも心がけたい。 ②野菜が苦手なので少量から勧めたい。 ③ハンバーグも入れてほしい。 ④センターで給食を初めてから座って食事をとれるようになってきた。ありがたい。 ⑤栄養バランスが良い。家で食べることができないものが出てくるのでとてもよい。家では食べないものでも、センターでは食べている。
<個別の回答> ・安城市	<悪くなった点> ・出来立ての温かさに欠ける。 ・調理中に館内に漂うおいしそうな匂いがなくなった。 ・調理員に作り方を聞く等のコミュニケーションがなくなった。

⑤関係府省庁による調査結果

令和3年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	939
3. 特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入委託を行うに当たり、安全性の確保や障害児の発達状況に応じた食事提供の配慮がなされているかどうか等について、状況を把握するもの。																																								
② 調査方法	構造改革特別区域の認定に係る地方公共団体(都道府県・市町村)及び児童発達支援センターに対して、調査票を配布・回収し、その結果をとりまとめる。																																								
③ 調査対象	構造改革特別区域の認定に係る地方公共団体(都道府県・市町村)及び児童発達支援センター ・地方公共団体(都道府県・市町村)・・・20自治体(特区未実施は4自治体) ・児童発達支援センター(施設)・・・17か所 ・外部搬入事業者・・・17か所																																								
④ 調査の実施時期	調査票の配布: 令和3年12月6日 調査票の回収: 令和3年12月28日																																								
⑤ 調査結果	特区実施自治体等からの回答内容(抜粋)は以下のとおり。 I 外部搬入の実施理由 1 給食の外部搬入を実施することとした(しようとした)理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村】 (回答数: 15自治体) 【結果の概要】 ・外部搬入の実施理由については、「人件費の削減を図るため」が10自治体、「業務の効率化を図るため」が9自治体などであった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>自治体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 業務の効率化を図るため</td><td>9</td></tr> <tr> <td>2. 給食メニューの多様化を図るため</td><td>2</td></tr> <tr> <td>3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため</td><td>0</td></tr> <tr> <td>4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などとの一貫的な体制の確保を推進するため</td><td>3</td></tr> <tr> <td>5. 人件費の削減を図るため</td><td>10</td></tr> <tr> <td>6. その他</td><td>8</td></tr> </tbody> </table> II 外部搬入の実施方法 2 各児童発達支援センターに給食を搬入する事業者(搬入元)について (6)事業者とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村】 (回答数: 13自治体) 【結果の概要】 ・契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で「取り交わした」が8自治体、「取り交わしていない」が5自治体であった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>自治体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 取り交わした</td><td>8</td></tr> <tr> <td>2. 取り交わしていない</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> (7)(6)において、「1 取り交わした」と答えた都道府県、市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面(以下「契約書等」と言います。)にはどのような条件を付していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村】 (回答数: 8自治体) 【結果の概要】 ・契約書等で付した条件については、「アレルギー児への対応の義務づけ」「給食の提供回数」が7自治体であった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>自治体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発達段階に応じた対応の義務づけ</td><td>4</td></tr> <tr> <td>2. アレルギー児への対応の義務づけ</td><td>7</td></tr> <tr> <td>3. 体調不良児に対する対応の義務づけ</td><td>2</td></tr> <tr> <td>4. 食材に関する内容</td><td>5</td></tr> <tr> <td>5. 食育の推進</td><td>3</td></tr> <tr> <td>6. 給食の提供回数</td><td>7</td></tr> <tr> <td>7. 外部搬入の対象とする年齢</td><td>2</td></tr> <tr> <td>8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催</td><td>5</td></tr> <tr> <td>9. その他</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>		自治体	1. 業務の効率化を図るため	9	2. 給食メニューの多様化を図るため	2	3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため	0	4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などとの一貫的な体制の確保を推進するため	3	5. 人件費の削減を図るため	10	6. その他	8		自治体	1. 取り交わした	8	2. 取り交わしていない	5		自治体	1. 発達段階に応じた対応の義務づけ	4	2. アレルギー児への対応の義務づけ	7	3. 体調不良児に対する対応の義務づけ	2	4. 食材に関する内容	5	5. 食育の推進	3	6. 給食の提供回数	7	7. 外部搬入の対象とする年齢	2	8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催	5	9. その他	5
	自治体																																								
1. 業務の効率化を図るため	9																																								
2. 給食メニューの多様化を図るため	2																																								
3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため	0																																								
4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などとの一貫的な体制の確保を推進するため	3																																								
5. 人件費の削減を図るため	10																																								
6. その他	8																																								
	自治体																																								
1. 取り交わした	8																																								
2. 取り交わしていない	5																																								
	自治体																																								
1. 発達段階に応じた対応の義務づけ	4																																								
2. アレルギー児への対応の義務づけ	7																																								
3. 体調不良児に対する対応の義務づけ	2																																								
4. 食材に関する内容	5																																								
5. 食育の推進	3																																								
6. 給食の提供回数	7																																								
7. 外部搬入の対象とする年齢	2																																								
8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催	5																																								
9. その他	5																																								

⑤ 調査結果

4 事故等の発生

(1) 外部搬入の実施期間中(平成29年2月以降)において、実際に、食物アレルギー対応、誤飲、食中毒等のひやりはっと事例はありましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

(回答数: 12自治体、17施設、15事業者)

【結果の概要】

- ・「何らかのひやりはっと事例が発生した」が4自治体、4施設、4事業者であった。
- ・具体的なひやりはっと事例は「アレルギー対応食の取違」や、「アレルゲン食材を使用した献立」、「異物の混入」、「卵アレルギーの利用者にパンを提供した」であった。

	自治体	施設	事業者
1. 何らかのひやりはっと事例が発生した	4	4	4
2. 特になし	8	13	11

6 子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供

(4) 外部搬入後の給食について、施設において、個々の利用児童の発達段階や障害の特性等に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

(回答数: 17施設)

【結果の概要】

- ・子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供については、「個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしている」が全施設であった。

	施設
1. 個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしている	17
a. 給食の量を調整している	13
b. 食材の種類(繊維の多い食材等)や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している	15
c. 味を薄くするなど味付けを調整している	5
d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている	10
e. その他	3
2. 個々の児童の発達段階に応じた対応をしていない	0

(5) (4)の対応を行っている者は誰ですか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

(回答数: 17施設)

【結果の概要】

- ・施設において、個々の利用児童の発達段階に応じた対応を行っている者については、「施設の調理員」が6施設、「対象児童の担当保育士」が3施設であった。

	施設
1. 対象児童の担当児童指導員	1
2. 対象児童の担当保育士	3
3. その他の児童指導員	1
4. その他の保育士	2
5. 施設の栄養士	2
6. 施設の調理員	6
7. その他	8

※複数の事項に○を付けた施設分はそのままカウントしたため合計が17施設を超える。

※「その他」はセンターの事務職員や看護師となっている。

7 食物アレルギー児への対応

(6) 外部搬入実施後の状況に対応した食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアル(食物アレルギー児の把握、外搬事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

(回答数: 17施設)

【結果の概要】

- ・食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルの作成については、「作成している」が10施設、「作成していない」が7施設であった。

	施設
1. 作成している	10
2. 作成していない	7

(7) 外部搬入の実施期間中(平成29年2月以降)において、各児童発達支援センターで食物アレルギー児に対する給食の提供を行うにあたって、外部搬入に起因した問題が起きましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

(回答数: 17施設)

【結果の概要】

- ・「何らかの問題が発生した」が1施設であった。
- ・具体的な問題の内容は「アレルゲン食材が含まれた給食内容」であった。

	施設
1. 何らかの問題が発生した	1
2. 何らかの問題は発生していない	16

⑤ 調査結果

8 体調不良児への対応

(6) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル(体調不良児の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

(回答数:17施設)

【結果の概要】

・体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアルの作成については、「作成している」が2施設、「作成していない」が15施設であった。

	施設
1. 作成している	2
2. 作成していない	15

Ⅲ 食事内容の評価

1 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

(回答数:13施設の職員)

【結果の概要】

・給食の献立等の変化については、「変化があった」が10施設の職員、「変化がなかった」が3施設の職員であった。

	職員
1. 変化があった	10
・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。	—
a. 給食の献立そのもの(メニュー)が多様化した	7
b. アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった	5
c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった	0
d. 療育内容が豊かになった	1
e. 給食の献立そのもの(メニュー)が画一化した	0
f. アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった	0
g. 各年齢を通じて小学校の給食の量を減らしただけの食事となった	0
h. 冷たいものをそのまま食べるようになった	1
i. 療育内容が乏しくなった	0
j. その他	1
2. 変化がなかった	3

2 年齢に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発育状態や食事の回数・時機などに応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

(回答数:13施設の職員)

【結果の概要】

・障害児の年齢や発育状態などの特性に応じた対応については、「行われた」が12施設の職員、「行われなかった」が1施設の職員であった。

	職員
1. 行われた	12
・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。	—
a. 施設内調理の時よりも、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた適切なメニューとなった	1
b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない	4
c. その他	7
2. 行われなかった	1
・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。	—
a. 小学校の給食の量を減らしただけの食事となった(障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に対応した食事ではなく、量を変化させただけの画一的な食事となった)	0
b. 障害児には不向きな調理(きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等)となった	1
c. 延長支援等を行う場合の対応が以前より困難になった	0
d. その他	0

⑤ 調査結果

IV 総合評価

1 経営の効率化

(1)給食の外部搬入は、各児童発達支援センターのコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村】

(回答数:13自治体)

【結果の概要】

・経営の効率化については、「つながった」が13自治体、「つながらなかった」が1自治体であった。(1自治体は1と2の両方に回答)

・「つながった」と回答した13自治体のうち、「その他」と回答した9自治体は、児童発達支援センター開設当初から外部委託であった等の理由でコスト削減の割合の算出が困難と回答している。

	自治体
1. つながった	13
a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。(コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。)	—
ア. 3割以上	2
イ. 2割以上3割未満	0
ウ. 1割以上2割未満	1
エ. 0.5割以上1割未満	0
オ. 0.5割未満	1
b. その他	9
2. つながらなかった	1

2 外部搬入の総合評価

(1)各児童発達支援センターにおいて、給食を外部搬入した結果、生じた結果全てに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、直接処遇職員】

(回答数:13自治体、14施設、12施設の職員)

【結果の概要】

・外部搬入の総合評価では、「メニューが多様化した」、「体調不良児、アレルギー児への対応が容易になった」、「コストが削減された」といった回答が多かった。

	自治体	施設	職員
a. 体調不良児、アレルギー児への対応が容易になった	6	7	6
b. メニューが多様化した	6	8	7
c. コストが削減された	8	6	2
d. 味が良くなった、残食が少なくなった	0	1	1
e. 各児童発達支援センターと小学校・中学校など一環的な給食の提供ができるようになった	3	4	3
f. 地元食材の大量購入などにより、食育を進めることができた	2	1	0
g. 体調不良児、アレルギー児への対応が困難になった	0	0	0
h. メニューが画一化した	0	1	0
i. 味が悪くなった、残食が多くなった	0	0	0
j. 量が少ない又は多い	0	0	1
k. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった	0	0	0
l. 配膳などの時間が自由にできなくなった	0	0	0
m. 食育の活動が十分に行えなくなった	0	0	0
n. 保護者への支援が十分に行えなくなった	0	0	0
o. その他	6	4	4
p. 特になし	1	2	2

3 外部搬入の要件について

(1)外部搬入を認めるための要件として追加すべきと考える事項について、aからhのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、直接処遇職員】

(回答数:9自治体、16施設、11施設の職員)

【結果の概要】

・外部搬入の要件として、「障害児の発達段階にあわせた調理の実施」を要件として追加すべきという回答が最も多かった。

	自治体	施設	職員
a. 障害児支援に造詣が深い栄養士の配置	4	7	6
b. 障害児の発達段階にあわせた調理の実施（離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など）	5	11	9
c. アレルギー児に係る対応のマニュアル化	5	5	3
d. 体調不良児への対応のマニュアル化	1	1	1
e. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化	4	4	2
f. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置	2	7	3
g. 障害児の「食」の重要性を十分に考慮できているか	3	7	6
h. その他	2	2	0

○ 食物アレルギーのある子どもに対する給食の提供を行うにあたって、アレルギー対応食の取り扱いや、アレルゲン食材を使用した献立で納入されるなどのひやりはと事例が4例起きていた。

⑦	全国展開により発生する弊害の有無	○ 特別区域計画策定自治体・児童発達支援センターでさえ、「アレルギー対応食の取り違い」や「アレルギー食材が含まれた内容で納入される」という命に関わるような重大な事案が生じている。 ○ また、外部搬入に関する確認事項等の書面の取り交わしがなされていない自治体も多く、さらにマニュアル等の手順の未整備など、食物アレルギーのある子どもや体調不良の子どもへの対応等が十分に行われていない状況にある。こうした中で全国展開を行えば、障害児支援の現場において適切な対応が期待出来ない。 ○ また、現在、特区の認定がされている自治体は20自治体(うち4自治体は未実施)と非常に少なく、全国展開へのニーズはあまりないと考えている。

⑥評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表(抄)

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	児童発達支援センターにおける給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における児童発達支援センターについて、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

⑦評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル(抄)

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

※「児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、障害児一人当たりにかかる通所支援コストが比較的高い過疎地域等の児童発達支援センターにおいて、公営の給食センター等を活用することにより、児童発達支援センター及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「調理機能を有する設備」

加熱、保存及び配膳や離乳食、食物アレルギー及び体調不良等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」のうち、3（2）中「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」部分及び3（3）部分を指しています。

上記を踏まえ、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保するようにしてください。

③「必要な栄養素量の給与等」

児童発達支援センターや他の施設、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるようにしてください。

④「障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること」

障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができることをいいます。

⑤「食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること」

食育に関する計画については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条第5項の趣旨を踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこと等を想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等

- ・ 障害児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

⑨規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	宮城県	多賀城市	多賀城市児童発達支援センター安心安全給食特区	多賀城市	平成27年4月から設置予定の多賀城市児童発達支援センターは、通所定員30名と小規模であるため、当センターで提供する給食を、専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や経費の節減を図るとともに、運営効率化によって節減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の充実を図っていく。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第35回 平成26年11月28日認定
2	千葉県	千葉県	元気いっぱいいちば障害児給食特区	千葉県の全域	児童福祉法の改正により、平成24年度から地域の療育拠点として新設される福祉型・医療型児童発達支援センターの設置推進は、センターへの移行が予定される障害児通所施設が現在24箇所にとどまっている本県の大きな課題となっている。 ついでに、給食の外部搬入による経費の節減という手法を活用して、多くの事業主体のセンター設置への参入や、障害児通所施設のセンター移行後の安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を図るとともに、千葉県産品を利用した地産地消(千産千消)を進め、食を通じた郷土意識を育む。	939	・障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	第28回 平成24年3月30日認定
3	東京都	北区	北区児童発達支援センター給食搬入特区	東京都北区の区域の全域	現在、児童発達支援事業を実施している北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園については児童発達支援センターに移行し、障害児の相談・療育の拡充を図る予定である。しかしながら自園調理を実施するには、人材確保や少量の食材購入によるコスト増など運営にかかる負担が大きいことから、給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとしたい。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第52回 令和2年12月14日認定
4	東京都	練馬区	練馬区立こども発達支援センター安心安全給食特区	東京都練馬区の全域	練馬区で開設する(仮称)こども発達支援センターは、児童発達支援センターとして、障害児の相談・療育を行う予定である。同センターでは一部の児童へ給食を提供するが、必要となる食数は10食前後である。そこで給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとしたい。	939	・障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
5	東京都	江戸川区	児童発達支援センター給食搬入特区	東京都江戸川区の全域	江戸川区は、毎年約6,000人の子どもが出生している子育て世代が多い区である。これまでの早期発見・早期支援などの取組みにより、発達支援事業へのニーズが高まっており、それに応えるために新たに児童発達支援センターを設置する。 同センターの給食を外部搬入することで、調理室スペースの最小化と訓練室・相談室の拡充をするほか、運営コストの合理化にもつながることで、センター全体の経営の安定と利用者のために療育の質の向上を図ることができる。また、給食の外部搬入の枠組みを活用することで、将来的に既存の児童発達支援事業所を地域の中核的な支援の拠点として、児童発達支援センターに移行することを通じ、利用者に対して身近な場所で相談から療育までの一貫した支援を行うことを目指す。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第45回 平成30年8月8日認定

6	東京都	武蔵野市	武蔵野市児童発達支援センター給食搬入特区	武蔵野市の全域	武蔵野市では、平成21年に開館した「みどりのこども館」において、療育相談や児童発達支援を行うなど発達段階に応じた支援体制を構築している。しかし、近年は、発達に不安を抱える子どもの増加や療育の普及に伴い、療育相談や毎日型の児童発達支援のニーズが増加している。そのため、施設の一部を児童発達支援センターに移行し、機能を拡充することとしているが、児童発達支援センターに義務付けられている施設内調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用し、給食の外部搬入を実施することで、調理スペースを最小化するとともに、相談室の拡充や毎日通園の定員の増員を図る。また、運営コストを合理化し、設備や人員配置等に費用をかけ、療育の質の向上や相談支援等の支援体制の更なる充実を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第46回 平成30年12月20日認定
7	東京都	日野市	日野市児童発達支援センター給食搬入特区	東京都日野市の全域	日野市では、平成26年にエール（日野市発達・教育支援センター）を開設し、福祉と教育が一体となって0～18歳までの発達に支援が必要な子どもたちへ相談等「切れ目のない支援」を実施している。しかし関係機関との連携により相談者は増加し、個別のニーズに合わせた支援を実現していくには児童発達支援センターへ機能の移行を図り、あわせて施設内に調理スペースを整備することが課題となってくる。 そこで本特例措置を活用し給食の外部搬入を活用することで、運営コストの省力化と専門員の配置に注力し、支援体制の強化と充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第49回 令和元年12月23日認定
8	東京都	西東京市	西東京市児童発達支援センター給食搬入特区	西東京市の全域	こどもの発達センターひいらぎは、西東京市における児童発達支援のセンター的な役割を果たしており、児童発達支援センター化することを目指している。しかし、そのためには、児童福祉法の規定による必要な基準において、施設内調理室での給食提供が課題となっている。よって、給食を外部搬入することにより、既存の施設設備を有効に活用し、児童発達支援センター化を進めていくものである。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第52回 令和2年12月14日認定
9	愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
10	愛知県	日進市	日進市子ども発達支援センター安心安全給食特区	日進市の全域	市内公立保育園から給食を搬入することにより、安全で安心の給食を効率的に提供できる。搬入後、刻み、再加熱等個々の児童に対応した処理については、センター内調理室で行なうことにより、きめ細やかな給食を提供する。	939	・障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食の外部搬入方式の容認事業	第28回 平成24年3月30日認定

11	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	本市は、農業産出額全国1位を誇る農産物や魚介類などの食材に恵まれている。そこで本特例を活用し、身近な地域の人々が手掛けた安全な食材を児童に提供することにより、地域に対する誇りや愛着を育て、児童の健やかな成長とともに、地産地消の促進につなげる。 限られた財源で、多様化する保育ニーズに対応するため、特例措置を活用して保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を促進する。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
12	三重県	名張市	名張市ばりっ子発達支援給食特区	名張市の全域	名張市が整備を進めている児童発達支援センターにおいて、療育機能を福祉事業所が担う計画にしており、その運営を合理的に進め、食育を図る等の観点から、給食の外部搬入をする。	939	・障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
13	大阪府	泉南市	泉南市児童発達支援センター安心安全給食特区	泉南市の全域	泉南市子ども総合支援センターは、地域療育の拠点として、府内全域を対象に子どもたち一人一人の発達の特性に応じた集団および個別療育を展開している。また、就学前の育ちをつなぐために、保育所・幼稚園・小学校・中学校の巡回指導を実施、特別支援コーディネーターの研修や民間事業所の研修や実習も受け入れている。 現在市直営のデイサービス事業で実施している民間事業所で調理した給食を提供する外部搬入方式を継続することによって、食事内容の充実や経費の削減を図れるとともに運営効率化によって削減された経費を活用し、療育水準の充実の維持や食育の推進を図っていく。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第36回 平成27年3月27日認定
14	大阪府	交野市	交野市立機能支援センター(児童発達支援センター)安心安全給食特区	交野市の全域	本市では、令和2年度末までに児童発達支援センターの設置を検討している。設置場所としては市直営の機能支援センターにおいて必要な機能を付加し、児童発達支援センターとすることが前提となっている。機能支援センターには給食設備がなく、設備を新設することは、職員配置や設備面で多大な負担となることから、特例による給食の外部搬入が可能となる事で、限られた人的資源を子どもの成長・発達における療育水準の充実の維持などに充当することができる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の許容事業	第50回 令和2年3月18日認定
15	大阪府	阪南市	阪南市児童発達支援センター安心安全給食特区	阪南市の全域	指定管理者制度で運営している障がい児通園施設は、地域の拠点として、子どもたち一人ひとりの発達の特性に応じた集団及び個別療育を展開している。平成28年4月から施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育施設として児童発達センター化を予定している。現在行っている週2回の給食の外部搬入方式を継続、拡充することで、アレルギー対応等、より食事内容の充実を図り、食育を推進する。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第38回 平成27年11月27日認定
16	鳥取県	鳥取県	鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区	鳥取県の全域	鳥取県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認め、運営面における給食業務の負担を軽減することで、給食業務の効率化、安定化を図り、また児童発達支援センターの新規設立、療育の向上等を促し、地域における障がい児の支援充実を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第33回 平成26年3月28日認定

17	大分県	大分県	大分県児童発達支援センター安心安全給食特区	大分県の全域	身近な地域の障がい児の療育拠点として期待される児童発達支援センターにおいて給食を提供する場合は自施設内調理によることとなるため、職員配置、食材調達及び専門的な調理機器の設置など管理運営費等の経営面の負担が大きく、新規に児童発達支援センターの運営を考えている事業所にとっても参入の障壁となっている。 給食センター等関連する施設で調理したものを外部から搬入することが可能になれば、調理業務の効率・安定化が図られ、人的資源等を療育事業の充実に充てることができ、新規参入の促進にも寄与し、障がい児福祉の向上が期待できる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第35回 平成26年11月28日認定
18	鹿児島県	伊佐市	伊佐市子ども発達支援センター安心安全給食特区	伊佐市の全域	伊佐市子ども発達支援センターにおける児童の給食(昼食1回)について、各種調理機材が完備し、栄養士や調理師等が充実している市立学校給食センターから搬入する。地元食材を多く利用した安心・安全な給食を提供しつつ、子ども発達支援センター運営の合理化及び安定化につながり、支援内容の充実をはかることができる。また、感覚過敏や食へのこだわりを抱える児童が、少人数で丁寧な支援を行う子ども発達支援センターで学校給食に慣れることで、就学後のスムーズな学校生活へとつなげていく。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第34回 平成26年6月27日認定
19	沖縄県	浦添市	浦添市児童発達支援センター給食搬入特区	浦添市の全域	浦添市では、近年の発達支援事業ニーズの高まりを受け、本市障がい福祉関連複合施設内に児童発達支援センターの設置を予定(令和3年4月1日)しているが、本施設内で給食の調理ができる調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用して給食を外部搬入することで、調理室スペースの簡略化に加え、運営コストの合理化にもつながり、センター全体の経営安定と地域の中核的な支援拠点としての療育の質の向上、相談支援体制の強化などを図ることが可能となる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第53回 令和3年3月26日認定

⑨参考：平成29年度の評価意見

評価意見

①	別表1の番号	939
②	特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他(特例措置 920 の評価結果を踏まえ評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	関係府省庁の調査によれば、事業を実施する施設が少ない中で給食の安全確保において憂慮すべき事案が発生するとともに、アレルギー児や体調不良児への対応が不十分であることや、二次調理の必要性等の課題があるとのことであった。このため、多様な対応が必要となる障害児に対する給食の安全性を確保するためには慎重な対応が必要であるとのことであった。 評価・調査委員会による調査では、外部搬入により施設運営費用の削減、療育サービスの拡大等の効果が発現しているとともに、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。 このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた。 特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、児童発達支援センターの食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた児童発達支援センターの対応、運営改善の状況及び障害児の種類や重度も考慮したリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

⑩参考：評価・調査委員会による調査結果（概要版）（平成29年度）

特例措置番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H25
調査対象の件数（回収数）	10件（回収数9件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会による調査結果の概要
 - ・ 人件費を中心に施設運営費用の削減、その財源を活用した通所日数の拡大などのサービスの向上、地元食材の使用による地産地消への貢献、小学校と同じ給食となり就学がスムーズ、等の効果が報告された。
 - ・ 食事提供にあたっての、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良などに応じた配慮については、食べやすい食材等を工夫したり別献立（特別食）で対応している、また、定期的な会議等により関係者間で情報共有を図っている。
 - ・ 児童発達支援センターに指定されるために自施設調理の要件緩和を望む声があった。
- 関係府省庁による調査結果の概要
 - 【アンケート調査】
 - ・ 食物アレルギーのある子どもに対するアレルギー除去食の取り違えが1箇所あったことが確認された。また、施設から以下の意見が報告された。
 - ・ 障害児の年齢や発達の段階に応じたものではなく、小学校の給食の量を減らしただけのようなものになった。
 - ・ 障害児には不向きな調理（きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等）となった。
 - 【団体ヒアリング】
 - ・ 障害のある子は、当日の体調変化により、タイミングよく食事形態の切り替えが必要な場合があり、外部搬入業者による集団調理には限界があり、その日の個々の状況に応じた細かな対応は困難である。
 - ・ 外部搬入を実施するに当たっては、児童発達支援センターの施設で、盛りつけ（器や彩り）や最後の加工、温め直しなど、何かしら給食に手を加える（二次加工や調達）ことになるが、調理員がいない外部搬入の児童発達支援センターでは、支援員が食事の対応に時間が割かれ、本来行うべき支援ができず、支援の質の低下が懸念される。

2. 本年度の調査結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 評価・調査委員会による調査で確認された弊害
 - 一部でアレルギーが多い子どもへの対応が困難との意見があるが、特別食の提供により措置している。
- 関係府省庁による調査で確認された弊害（課題）
 - 関係府省庁は、
 - ・ 特別区域計画を策定し、万全の準備を行っている自治体・児童発達支援センターでさえ、「アレルギー除去食の取り違え」という命にかかわるような重大な事案も生じていることから、全国展開に耐えられる状況にないと考えている。
 - ・ 食物アレルギーのある子どもや体調不良の子どもへの対応等が十分に行われていない状況にある。障害のある子どもへの食事提供を行うにあたり、外部搬入の要件が適切なものとなっていない中で全国展開を行えば、障害児支援の現場において適切な対応が期待

出来ないと考えている。

- ・また、現在、特区の認定がされている自治体は 10 自治体（うち 1 自治体は未実施）と非常に少なく、全国展開へのニーズはあまりないと考えている。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会による調査で確認された事項
 - ・特に人件費の削減効果が大きく、療育サービス向上に繋がっている。
 - ・障害による偏食がある児童には食べやすい食材等による工夫をしている、また、定期的な会議等により関係者間の情報共有が図られていることが多い。
 - ・これらの点は、外部搬入事業所の種類（公営・民営）による特段の違いは見られない。
- 関係府省庁による調査で確認された事項
 - ・現在、特区の認定がされている自治体は 10 自治体（うち 1 自治体は未実施）と非常に少ない自治体での実施の中で、重大な事案が生じていること及び弊害が生じていることが確認された。
 - ・業務効率化、コスト削減というメリットはあるが、給食の安全管理や二次調理の必要性といった課題があり、全国展開を図るとしても厳格な規則が必要であることが確認された。

⑪参考:関係府省庁による調査結果(平成29年度)

平成28年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	939
3. 特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入委託を行うにあたり、安全性の確保や障害児の発達状況に応じた食事提供の配慮がなされているかどうか等について、状況を把握するもの。																																								
② 調査方法	構造改革特別区域の認定に係る地方公共団体(都道府県、市町村)及び児童発達支援センターに対して、調査票を配布・回収し、その結果をとりまとめる。																																								
③ 調査対象	構造改革特別区域の認定に係る地方公共団体(都道府県、市町村)及び児童発達支援センター ・地方公共団体(都道府県、市町村)・・・10か所(特区未実施は1か所) ・児童発達支援センター(施設)・・・12か所 ・外部搬入事業者・・・11か所																																								
④ 実施スケジュール	調査票の配布 平成29年2月2日 調査票の回答 平成29年2月13日																																								
	特区実施自治体等からの回答内容(抜粋)は以下のとおり。 〈外部搬入の実施理由〉 Ⅰ 外部搬入の実施理由 1 給食の外部搬入を実施することとした(しようとした)理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村】 (回答数:9自治体) 【結果の概要】 ・外部搬入の実施理由については、「業務の効率化を図るため」が7自治体、「人件費の削減を図るため」が5自治体などであった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>自治体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 業務の効率化を図るため</td><td>7</td></tr> <tr> <td>2. 給食メニューの多様化を図るため</td><td>2</td></tr> <tr> <td>3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため</td><td>0</td></tr> <tr> <td>4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などの一貫的な体制の確保を推進するため</td><td>3</td></tr> <tr> <td>5. 人件費の削減を図るため</td><td>5</td></tr> <tr> <td>6. その他</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> Ⅱ 外部搬入の実施方法 2 (6)事業者とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしましたか。 (回答数:8自治体) 【結果の概要】 ・契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で「取り交わした」が6自治体、「取り交わしていない」が2自治体であった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>自治体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 取り交わした</td><td>6</td></tr> <tr> <td>2. 取り交わしていない</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> (7)において、「1 取り交わした」と答えた都道府県、市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面(以下「契約書等」と言います。)にはどのような条件を付していますか。 (回答数:6自治体) 【結果の概要】 ・契約書等で付した条件については、「給食の提供回数」が5自治体、「アレルギー児への対応の義務づけ」などが4自治体であった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>自治体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発達段階に応じた対応の義務づけ</td><td>2</td></tr> <tr> <td>2. アレルギー児への対応の義務づけ</td><td>4</td></tr> <tr> <td>3. 体調不良児に対する対応の義務づけ</td><td>2</td></tr> <tr> <td>4. 食材に関する内容</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5. 食育の推進</td><td>2</td></tr> <tr> <td>6. 給食の提供回数</td><td>5</td></tr> <tr> <td>7. 外部搬入の対象とする年齢</td><td>0</td></tr> <tr> <td>8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催</td><td>4</td></tr> <tr> <td>9. その他</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>		自治体	1. 業務の効率化を図るため	7	2. 給食メニューの多様化を図るため	2	3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため	0	4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などの一貫的な体制の確保を推進するため	3	5. 人件費の削減を図るため	5	6. その他	3		自治体	1. 取り交わした	6	2. 取り交わしていない	2		自治体	1. 発達段階に応じた対応の義務づけ	2	2. アレルギー児への対応の義務づけ	4	3. 体調不良児に対する対応の義務づけ	2	4. 食材に関する内容	4	5. 食育の推進	2	6. 給食の提供回数	5	7. 外部搬入の対象とする年齢	0	8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催	4	9. その他	2
	自治体																																								
1. 業務の効率化を図るため	7																																								
2. 給食メニューの多様化を図るため	2																																								
3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため	0																																								
4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などの一貫的な体制の確保を推進するため	3																																								
5. 人件費の削減を図るため	5																																								
6. その他	3																																								
	自治体																																								
1. 取り交わした	6																																								
2. 取り交わしていない	2																																								
	自治体																																								
1. 発達段階に応じた対応の義務づけ	2																																								
2. アレルギー児への対応の義務づけ	4																																								
3. 体調不良児に対する対応の義務づけ	2																																								
4. 食材に関する内容	4																																								
5. 食育の推進	2																																								
6. 給食の提供回数	5																																								
7. 外部搬入の対象とする年齢	0																																								
8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催	4																																								
9. その他	2																																								

(4) 外部搬入後の給食について、施設において、個々の利用児童の発達段階や障害の特性等に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

(回答数:12施設)

【結果の概要】

・施設における子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供では、「個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしている」が11施設、

「個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしている」が1施設であった。

	施設
1. 個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしている	11
a. 給食の量を調整している	11
b. 食材の種類(繊維の多い食材等)や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している	9
c. 味を薄くするなど味付けを調整している	1
d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている	5
e. その他	0
2. 個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしていない	1

(5) (4) の対応を行っている者は誰ですか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

【回答数:12施設】

【結果の概要】

・施設において、個々の利用児童の発達段階に応じた対応を行っている者については、「施設の調理員」が3施設、「その他の保育士」・「施設の栄養士」が2施設であった。

	施設
1. 対象児童の担当児童指導員	1
2. 対象児童の担当保育士	0
3. その他の児童指導員	0
4. その他の保育士	2
5. 施設の栄養士	2
6. 施設の調理員	3
7. その他	4

(6) 外部搬入の実施期間中において、各児童発達支援センターで発達状況や障害の特性等に応じた適切な食事の提供を行うにあたって、外部搬入に起因した問題が起こりましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

(回答数:12施設)

【結果の概要】

・外部搬入に起因した問題については、「何らかの問題が発生した」が1施設、「何らかの問題は発生していない」は11施設であった。

「何らかの問題が発生した」の具体的な内容は、アレルギー除去食の取り扱いであった。

	施設
1. 何らかの問題が発生した	1
2. 何らかの問題は発生していない	11

〈食物アレルギー児への対応〉

VII 食物アレルギー児への対応

(6) 外部搬入実施後の状況に対応した食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアル(食物アレルギー児の把握、外搬事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

(回答数:12施設)

【結果の概要】

・食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルの作成については、「作成している」が7施設、「作成していない」が5施設であった。

	施設
1. 作成している	7
2. 作成していない	5

〈体調不良児への対応〉

VIII 体調不良児への対応

(6) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル(体調不良児の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

(回答数:12施設)

【結果の概要】

・体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアルの作成については、「作成している」が1施設、「作成していない」が11施設であった。

	施設
1. 作成している	1
2. 作成していない	11

〈食事内容の評価〉

Ⅲ 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

(回答数:11施設の職員)

【結果の概要】

・給食の献立等の変化については、「変化があった」が8施設の職員、「変化がなかった」が3施設の職員、未回答が1施設の職員だった。

	職員
1. 変化があった	8
・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。	—
a. 給食の献立そのもの(メニュー)が多様化した	3
b. アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった	2
c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった	1
d. 療育内容が豊かになった	1
e. 給食の献立そのもの(メニュー)が画一化した	0
f. アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった	1
g. 各年齢を通じて小学校の給食の量を減らしただけの食事となった	0
h. 冷たいものをそのまま食べるようになった	1
i. 療育内容が乏しくなった	0
j. その他	3
2. 変化がなかった	3

2 障害児の食事の内容、回数及び時期に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発達状態や食事の回数・時機などに応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

(回答数:12施設の職員)

【結果の概要】

・障害児の食事の内容、回数及び時期に応じた給食の評価については、「行われた」が8施設、「行われなかった」が4施設であった。

	職員
1. 行われた	8
・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。	—
a. 施設内調理の時よりも、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた適切なメニューとなった	2
b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない	2
c. その他	5
2. 行われなかった	4
・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。	—
a. 小学校の給食の量を減らしただけの食事となった(障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に対応した食事ではなく、量を変化させただけの画一的な食事となった)	1
b. 障害児には不向きな調理(きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等)となった	2
c. 延長支援等を行う場合の対応が以前より困難になった	1
d. その他	1

〈総合評価〉

Ⅳ 総合評価

1 経営の効率化

(1) 給食の外部搬入は、各児童発達支援センターのコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村】

(回答数:8自治体)

【結果の概要】

・経営の効率化については、「つながった」が8自治体、「つながらなかった」が0自治体、未回答が1自治体であった。

	自治体
1. つながった	8
a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。(コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。	—
ア. 3割以上	3
イ. 2割以上3割未満	0
ウ. 1割以上2割未満	1
エ. 0.5割以上1割未満	2
オ. 0.5割未満	1
b. その他	1
2. つながらなかった	0

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の 容認事業に係る関係団体ヒアリング概要

【ヒアリング実施団体】

- ・ 全国児童発達支援連絡協議会
- ・ 全国重症心身障害日中活動支援協議会
- ・ 日本知的障害者福祉協会

【主な意見】

- 障害のある子どもには、偏食が多い。また、摂食嚥下障害や口腔機能の障害への対応、アレルギー児への対応など、一人一人、個別に対応する必要がある。
また、障害のある子は、体調の変化が大きい。当日の体調変化により、タイミングよく食事形態の切り替えが必要な場合がある。
このようなことは、外部搬入業者による集団調理には限界があり、その日の個々の状況に応じた細かな対応は困難である。
このため、給食の外部搬入には反対である。
- 外部搬入を実施するに当たっては、児童発達支援センターの施設で、盛りつけ（器や彩り）や最後の加工、温め直しなど、何かしら給食に手を加える（二次加工や調達）ことになる。
しかしながら、自園調理を実施していないセンターでは、調理員がいない。このため、支援員が食事の対応に時間が割かれ、本来行うべき支援ができず、支援の質の低下が懸念される。
- 0才からの乳幼児期の障害のある子どもの発達状態像（咀嚼・嚥下、姿勢保持、自助具、体調、体力、病状など）は多様である。結果として授乳・経管栄養・離乳食から普通食までを含む食事情は限りなく多彩で、広範囲に及んでいる上、支援者と保護者と調理者間（三者）での緊密かつ迅速な対応・協議が日常的に求められる。
- 発達障害系の食行動におけるこだわりや偏食、アレルギー、アトピーへの対応など合理的配慮としてのより細やかな親子への個別的対応が必要である（嗜好・喫食状況の的確な把握も含め）。

- 委託業者の持つ多彩なノウハウ（食形態・行事食・献立）によって食事内容の向上が期待できる場合がある。

しかし、重症心身障害児の場合は個別対応（アレルギー、摂取カロリー、食形態、摂取方法等）が必要なため、一括調理による効率化の効果は他の障害児よりも小さく、重症心身障害児の人数によっては非効率になり、経費削減にならない可能性がある。

対象となる障害が重ければ重いほど、施設と外部委託事業所のどちらにもメリットがないのではないか。

- 重症心身障害児は、日によっては体調の変化があり、食事提供直前に何らかの対応をしなければならない場合がある。

また、咀嚼・嚥下機能の変化に応じた食形態などの一時的な調整を必要とすることがあり、対応が困難な可能性があるため、その日ごとに異なるケアが必要になる場合がある。

このため、施設において、日々の状況に応じた判断が求められ、ミキサー食や胃ろうから注入する場合など、形状の硬さやとろみ等をその都度、調整する必要がある。

特例措置番号2001の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 調査計画の概要	2
③ 調査結果の概要	3
④ 評価・調査委員会による調査結果（審議事項）	5
⑤ 関係府省庁による調査結果（審議事項）	19
⑥ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表	21
⑦ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル	22
⑧ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧	25
⑨ 参考：平成29年度の評価意見	26
⑩ 参考：評価・調査委員会による調査結果（平成29年度）	27
⑪ 参考：関係府省庁による調査結果（平成29年度）	28

①評価対象となる規制の特例措置の概要

公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号2001） （平成27年8月措置）

<これまで>

満三歳未満の園児に対する給食の提供について、公立保育所では特区内に限り、保育所外で調理し搬入することが認められているが、公立幼保連携型認定こども園の給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

<関係法令等>

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項

<取り巻く環境の変化>

公立幼保連携型認定こども園において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立幼保連携型認定こども園及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

構造改革特区の活用

公立幼保連携型認定こども園の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

<主な要件等>

- 当該公立幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
- 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

認定計画数： 9件（累計）
7件（令和4年4月末現在）

◎実際の取組事例

～加東市はぐくみ給食特区～
（平成27年11月認定）

実施主体：兵庫県加東市

特例措置を活用し、一元調理した給食を搬入することにより、調理設備等の集約と作業の効率化による経費削減を図るとともに、調理員間の連携を深め、食材の選択、給食メニューの研究、研修会への参加による調理員のスキルアップと園児の食育の充実を図る。



②調査計画の概要

特例措置の番号	2001
特例措置の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
過去の評価時期	H28、H29（H28 から継続）

1. 過去の評価結果の概要

平成 29 年年度の評価においては、

- 関係府省庁の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設においてアレルギー児や体調不良児への対応や発達段階に応じた食事の提供等について不十分な実態が確認されたが、実施する施設が少なく、全国展開により外部搬入が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、児童に対する給食の安全性を確保するため、引き続き実施状況を把握するとともに、慎重な検討が必要であるとのことであった。
- 評価・調査委員会による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。
- 評価・調査委員会は、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置 920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用により、地域活性化につながる効果（こども園における運営の合理化等）が発現しているかを確認する。
- 本特例措置を活用するにあたり、子どもの発達段階や喫食状況を把握し、個に応じた給食の提供を実施することができているかを確認する。
- 本特例措置を活用するにあたり、調理する者と子どもの関わり等、こども園における食育を推進することができているかを確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 評価・調査委員会の調査計画案：食事提供に関するガイドラインの取組状況と効果を自治体、認定こども園に対して調査する項目を追加。 等

③調査結果の概要

特例措置番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
過去の評価時期	H28、H29
調査対象の件数（回収数）	7件（回答数：6件、未回答：1件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・給食の外部搬入事業を実施することにより、材料の給食センターでの一括購入、人件費、光熱水費、消耗品費等の節減効果がみられる。また、地元食材を多く使用することにより、地産地消にもつながっている。
 - ・食物アレルギー児や体調不良児への対応については、アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材（卵白不使用麺）や調味料を選択して使用するなどの取組がみられる。
 - ・発達段階に応じたきめ細かな対応については、離乳食調査票により個々の成長状況の把握、発達に合わせて細かく刻む、つぶしたりするなどの対応がみられる。
 - ・食育の推進については、年齢ごとの食育計画の作成、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられる。
 - 内閣府子ども・子育て本部事務局の調査では、
 - ・外部搬入を実施する園であっても、離乳食については外部搬入を実施していない園が5園（10園中）、離乳食の外部搬入を実施している園においても、通常4段階ある離乳食対応について2園が2段階・3段階の対応。
 - ・アレルギー児への対応について、いずれの園もアレルギー対応食を調理しているが、5園がその日の献立内容に応じて弁当を持参。
 - ・食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成しているのは9園、生活管理指導表を使用しているのは5園。
 - ・体調不良児に対する給食の対応に係るマニュアルを作成している園は0園。自園調理を実施している園では17%の園が作成。
- などとなっている。

2. 本年度の評価において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 内閣府子ども・子育て本部事務局からは、乳幼児の発達段階に合わせた食事の提供、アレルギー児等への対応等について課題がみられるとしている。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・給食の外部搬入事業を実施することにより、材料費等の節減効果、地産地消の推進効果が確認された。

- ・食物アレルギー児や体調不良児への対応として、アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材・調味料を選択して使用するなどの取組がみられた。
- ・発達段階に応じたきめ細かな対応については、離乳食調査票により個々の成長状況の把握、発達に合わせて細かく刻む、つぶしたりするなどの対応がみられた。
- ・食育の推進については、年齢ごとの食育計画の作成、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し、給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられた。
- 内閣府子ども・子育て本部事務局の調査では、
 - ・乳幼児の発達段階に合わせた食事の提供、アレルギー児等への対応等について課題がみられるとしている。

④評価・調査委員会による調査結果

番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
特定措置の内容	公立幼保連携型認定こども園の給食について、園外で調理し搬入することを可能にする。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

1. 特定事業の概要など（発送数：6、回収数：6）

＜ポイント＞すべての自治体で「予定どおりに進んでいる」との回答になっている。

都道府県	認定地方 公共団体	特区の名称	進捗段階 Q 1	効果の発現 Q 2—1
福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなとこなめっ子給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
大阪府	柏原市	元気でにこにこ柏原給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
兵庫県	市川町	市川町安心安全給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
香川県	綾川町	安心・安全の給食特区	2. 予定どおりに進んでいる	1. 計画当初から期待していた効果が発現している

Q 2—2. 発現効果の内容

＜ポイント＞材料費（賄材料の給食センターでの一括購入）、人件費、光熱水費、消耗品費などで節減効果がみられる。また地元食材を多く使用することにより、地産地消につながっている。

〈個別の内容〉	〈経済的効果〉
・ 坂井市	米や野菜類の地元産仕入れが増えた。
・ 常滑市	地元食材を多く使用することにより、地元農家の育成につながった。
・ 恵那市	・ 地域の食材を使うことによりこども園の食農教育を推進している。その日の給食で使用する食材の産地や生産者をお昼の放送で紹介している。 ・ 各園では畑を耕作し季節の野菜を栽培し、給食の一品として取り入れています。（調理の必要がすくないもの） ・ 給食センターで賄材料を一括で調達することで、事務の軽減が図られる。また、一連の調理工程により光熱水費や消耗品費等の削減が図られている。
・ 柏原市	- 施設の維持管理費や調理員の配置等による人件費など経費の節減ができた。 ・ 保育所施設の維持管理費や調理員の配置等による人件費など経費の節減 ・ 地元農産物のぶどうをおやつとして購入することにより、地域の農業振興に寄与

・市川町	学校給食共同調理所で給食材料の一元購入、一元調理、調理設備等の集約化により施設整備経費及び人件費の節減が図られている。
・綾川町	こども園での調理をすることがなくなり、人件費及び機器更新等の費用削減に繋がり、その財源を保育事業の充実に充てることができた。
〈個別の回答〉	〈社会的効果〉
・坂井市	郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを取り入れることで、食への関心を深めることができた。
・常滑市	一元的に調理することで、材料費等の効率化が図られた。そのため、ほかの子育て支援の充実に図ることができた。
・恵那市	地元農作物を積極的に使用することで地域農業の活性化が図れている。
・市川町	地元食材を活用することで、こどもたちや保護者が食材をより身近な物として捉えることができ、また、地元農家の方もこども園を身近な存在として認識することに効果が出ている。
・綾川町	地元特産品を使用した給食をできる限り提供することで、食を通じて地域の農産物等への理解を深めた。

Q 3. 地方公共団体として果たしている役割及び特定事業者への支援

〈ポイント〉給食調理委託業者と調理に関する検討回の実施、こども園・小学校・中学校までの献立の作成による子どもの発達段階に応じたバランスのとれた給食の提供がみられる。

〈個別の内容〉	
・坂井市	月に一度、給食センター受配園から園児の喫食状況を聞き取りし、保育所職員・市長担当者による調理や献立内容に関する検討会議を実施している。また、給食調理委託業者(特定事業者)との調理に関する検討会議も併せて行っている。
・常滑市	保護者と事業者の間を取り持つ役割を果たし、給食の献立表の配布を通じ、保護者の要望等を事業者に伝えた。
・恵那市	こども園の給食を学校給食センターから供給し、こども園・小学校・中学校一貫した食育を通じ、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図るなど子どもたちの健やかな成長を育てている。
・柏原市	安全な給食を安定して提供することで、保育環境の維持及び児童の成長に寄与している。
・市川町	少量では調達できない地域農産物の利用が可能となり、生産者の見える安心で安全な給食の提供及び地産地消を推進することができ、地域の活性に一定の役割を果たしている。
・綾川町	一つの施設で給食を提供することで、こども園・小学校・中学校と0歳から15歳までの献立を作成することができ、子どもたちの発達段階に応じたバランスの取れた給食を提供することに取り組むこと。

Q 4. 地域の工夫

〈ポイント〉積極的に地域の農産物を活用することにより、地産地消のシステムを構築している。

〈個別の内容〉	
・恵那市	積極的に地域の農産物を活用することから、地産地消のシステムが給食センターを中心に構築されている。

・市川町	公立認定こども園の給食を学校給食共同調理所からの外部搬入方式により実施すること にで、効率的に給食を提供すると同時に、乳幼児から小学校、中学校までの一貫した質 の高い食育の推進を図ることができる。

Q 5. 特定事業が成功するための鍵

〈ポイント〉担当課、保育所、給食調理受託事業者との連携、受託事業者の確保が挙げられている。

〈個別の内容〉

・坂井市	担当課と保育所、特定事業者との連携を密にすること。
・常滑市	事業者と担当課の連携体制
・恵那市	継続的に農作物提供を行う農家の育成。
・柏原市	事業に対応できる業者が少ないため、その確保。
・市川町	調理業務経費、施設の維持管理費の節減を図り、公立こども園運営における子育て支援施 策の充実のための財源確保が重要だと考える。
・綾川町	安全かつ質の高い給食を安定的に提供するためにも調理業務を実施できる民間企業がな ければ、事業を実施することは難しいと考える。民間企業が参入しやすい環境づくりが重 要である。

Q 6. 地域特有の条件による効果等

(回答なし)

Q 7. 追加で緩和することが望ましい規制事項等

(回答なし)

Q 8. 特定事業の将来に向けての展望等

(回答なし)

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

＜地方公共団体への質問＞

Q 9. 食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月）などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められている。これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞5自治体が回答。アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材（卵白不使用麺など）や調味料を選択して使用などの取組がみられる。

＜個別の内容＞

坂井市	市内公立園共通のアレルギー対応マニュアルを作成し、対応アレルゲンや対応内容の統一を図り、調理現場でのアレルゲン混入等を予防している。
常滑市	家で食べたことの無いものは給食からその食材を抜くことで、園で食べさせない対応を取っている。
柏原市	医師による意見書に基づき、除去食、代替食を実施
市川町	アレルギー児には、保護者、医療機関、担任、調理員、給食センターと連携をとり合い、適切な対応をしている。原因となる食品の除去をした不足分に関しては、他の野菜で代替をする。給食センターで、除去できないものは、自園調理にて別メニューで提供できるようにしている。
綾川町	安全に給食が提供できる範囲内で、個別の食物アレルギーに対応している。また除去の必要がない食材（卵白不使用麺など）や調味料を選択して使用している。また、町内統一のアレルギー対応マニュアルを作成しており、給食の受渡しなど事故のないようにしている。

＜地方公共団体への質問＞

Q 10-1. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂を踏まえ、新たに取り組を行ったか。

1. 新たな取組を行った ⇒ Q 10-2 具体的な取組み内容について
2. 新たな取組を行っていない ⇒ Q 10-3 行っていない理由について
3. その他

＜ポイント＞3自治体が新たな取組を行ったとしている。

＜個別の内容＞

認定地方公共団体	対応状況	具体的な取組み 又は、新たな取組を行っていない理由
坂井市	1. 新たな取組を行った	アレルギーマニュアルの改正。
常滑市	2. 新たな取組を行っていない	現状で十分対応できていると考えているため。
恵那市	1. 新たな取組を行った	アレルギー対応のマニュアルの更新を行い、全職員へ周知を行った。
柏原市	1. 新たな取組を行った	医師による意見書に基づき、除去食、代替食を実施。
市川町	2. 新たな取組を行っていない	給食においては除去食でしか対応ができないため、対応できることに限りがある。
綾川町	3. その他	県下統一のもの（ガイドラインに準拠）を使用しているため

＜地方公共団体への質問＞

Q 1 1. 3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められる。どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞ 6自治体から回答があり、離乳食調査票にて個々の成長状況について把握、発達にあわせて細かく刻んだり、つぶしたりするなどの対応が取られている。

＜個別の内容＞

坂井市	・離乳食調査票にて、個々の成長状況について把握している。 ・園を通して園児の喫食状況を毎月確認し、献立に反映している。
常滑市	発達にあわせて細かく刻んだり、つぶしたりしている。
柏原市	発達段階にあわせて、細かく刻むなどの配慮を実施
市川町	年に一度の歯科検診を受けることや的確なアドバイスができるように乳児に歯の実態や職に関する状況を報告してもらっている。
綾川町	個々に合わせて小さくしたり、いりこなど噛む力を要するものは量を減らす。

＜地方公共団体への質問＞

Q 1 2. 家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっているが、どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞ 6自治体から回答。年齢ごとの食育計画の作成、把握、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられる。

＜個別の内容＞

坂井市	・各園で作成する年齢ごとの食育計画の把握。 ・毎月食に関する掲示物等の教材を作成する。 ・5歳児を対象にした出前の食育講座の実施。
常滑市	園で、野菜を栽培し食べ物に対する興味をはぐくんでいる。
恵那市	園庭等の畑で、地域の高齢者や野菜農家に指導をいただき、季節の野菜を種や苗から栽培、収穫をし、調理を行い食べることをやっている。（現在はコロナ禍により自粛）
柏原市	園で野菜などを育て、子どもたちと一緒に収穫することで、興味を持たせる。また、その様子を家庭にも知らせることで、家庭内でも食について話をするきっかけにもなる。
市川町	職員に、食に関与する研修など積極的に受けられるように案内をしたり、学んだことや食の大切さを家庭にも伝えられるようにしている。
綾川町	町栄養士が訪問し給食食材や旬の食材を触ったり、においをかいだりする体験活動を実施している。今後も新型コロナウイルス感染症の状況に応じて実施していく。

＜地方公共団体への質問＞

Q 1 3. 3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められているが、この点について、どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞ 6自治体から回答があり、関係者による給食会議を開催し、情報共有を図るなどの取組がみられる。

＜個別の内容＞

坂井市	・月に一度の給食会議で、園長、調理師、市担当者やその他の情報を共有している。 ・外部搬入事業者（学校給食センター）に保育担当者職員を配置し、現場での調整を行っている。
常滑市	献立委員会など開催し、事業者と保育士の意見交換の場を設けている。
恵那市	外部搬入事業では、3歳未満児への給食は基本的に提供していない。
柏原市	月に1回、給食会議を開き、情報共有を図っている。
市川町	年に2回、給食会議を開催し、情報共有している。
綾川町	毎月1回、外部搬入事業者、こども園担当者、町担当者による打合せ会を実施している。

<地方公共団体への質問>

Q 1 4. Q 9～Q 1 3の問い以外の課題とその改善策について

(回答なし)

<地方公共団体への質問>

Q 1 5-1. 外部搬入の導入による費用節減額とその内訳（人件費の減少については削減された人数）について

（導入前後の直接的な比較が困難な場合は、現在の給食サービスを全て自園調理により提供した場合の想定と比較）

<ポイント> 1自治体から回答があり、500万円程度の削減効果となっている。

<個別の内容>

・綾川市	費目	費目別削減額（万円）
	人件費	400
	修繕料	90
	機器点検料	10
	合計	500
・市川町	各こども園に調理員を設置し、調理機材を導入することで、自園調理をできるように改修工事をするとなると、多額の費用が必要となる。また、調理機材もメンテナンスが必要となり、給食センター等で一括調理することで（外部搬入を導入することで）、かなりの費用が抑えられる（具体的な削減額については不明）。	

<地方公共団体への質問>

Q 1 5-2. 本特定事業の実施による効果として、福祉サービスの向上が図られているか。その効果の内容は如何。

（受入児童数や雇用の増加を伴う場合は、増加人数を、また、当該取組と、Q 1 5-1で回答した節減分との関係が明らかである場合は、その関係を記載。）

<ポイント> —

<個別の内容>

柏原市	保育所として開所した当初から外部搬入を実施しているので、外部搬入の導入により削減された具体的な費用はわからないが、自園調理を導入すると食材及び人件費で年間約9,000万円程度の増額が見込まれる。

<地方公共団体への質問>

Q 1 6. 地域への波及効果について

<ポイント> 食材の一括発注により地産地消が推進された。

<個別の内容>

坂井市	地産地消の推進としてより新鮮な地元の食材を提供することが可能となった。
常滑市	地域の野菜をまとまった量を定期的に購入することにより、地産地消が推進された。
柏原市	市特産品（ぶどう）の地産地消に寄与。
市川町	食材を一括発注することにより、地産地消の推進に役立っている。また、地域にとってもこども園をより身近に感じることができるようになった。

＜地方公共団体への質問＞

Q 17. 自園調理を行っている保育所（公立幼保連携型認定こども園を含む。）と、3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立幼保連携型認定こども園を比較して、特に外部搬入に関し、問題点があるか。また、その問題に対しどのように対応しているか。

（※同一の市町村内に、自園調理を行っている公立保育所（公立幼保連携型認定こども園を含む。）と3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立幼保連携型認定こども園が混在している市町村のみ回答）

＜ポイント＞ 学校給食では3歳未満児に合致しない食材を使用する場合があることから、打ち合わせ会にて変更、調整を行っているとの回答があった。

＜個別の内容＞

認定地方公共団体	課題	課題に対する対応
坂井市	手作りのおやつ提供機会が少ない。	・ 外部搬入でも可能な献立の考案。 ・ 外部搬入委託事業者への働きかけ。
綾川町	学校給食にナッツ類や香辛料など、3歳未満児に合致しない食材を使用する場合があり、一部食材変更をするケースがある。	打ち合わせ会にて変更や調整をお願いしている。

＜地方公共団体への質問＞

Q 18. 公立幼保連携型認定こども園以外に、3歳未満児に外部搬入により給食を提供している施設はあるか。ある場合、何らかの問題となる事態が生じたことはあるか。また、問題となる事態が生じた際に、どのような措置を取ったか。

＜ポイント＞ 手作りのおやつ提供機会が少ないため、外部搬入でも可能な献立の考案や外部搬入事業者への働きかけを行ったとの回答があった。

＜個別の内容＞

認定地方公共団体	3歳未満児への給食提供の有無	問題発生の有無	問題に対する措置
坂井市	有	有	手作りのおやつ提供機会が少ないため、外部搬入でも可能な献立の考案や外部搬入事業者への働きかけを行った。
常滑市	無	無	—

＜こども園の園長への質問＞

Q 19. 食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、囑託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月）などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められている。これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞ 5自治体から回答。入園申込時に「食物アレルギー対応食申請書」の提出を求める、保育教諭、医療機関、給食センターで情報共有し適切な対応を取るなどの取組が行われている。

＜個別の内容＞

坂井市	・ 入園申し込み時に【食物アレルギー対応食申請書】を提出してもらう ・ 入園までに栄養士・保育教諭と対応食について面談をする。

	・保護者にアレルギー対応の献立を渡し、アレルギー対応食提供事業実施承諾書に署名をもらう。 ・センターからの給食はトレイ・食器とも他児と色を変え受渡し確認、提供者確認を行いチェックをする。
常滑市	保護者と園とで連絡を密にして、乳児がまだ口にしたことのないものを確認している。
柏原市	医師の意見書に基づいて、除去食や代替食を実施している。
市川町	・食物アレルギー児は、こども園の保育教諭や保護者、医療機関、給食センターと連携をとり、情報共有して適切な対応をする。 ・保護者には医師からの診断書を提出してもらった上で、こども園の保育教諭や調理員と個別面談を行っている。 ・食物アレルギー児は、原因となる食品の除去のほか、食事の机やテーブル布巾を別にする等して、皮膚にも接触しないように配慮している。 ・除去できる食材は除去して別の食材で対応し、食物アレルギー児も他児と変わらず、バランスの良い食事ができるようにする。 ・アレルギー児のアナフィラキシー等の緊急時の対応として、研修を受け、迅速な対応手順をシミュレーションしておく。
綾川町	保護者と担任、園長、給食担当で、翌月の献立について、除去等の確認をしている。

<こども園の園長への質問>

Q20-1. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成31年4月に改訂されている。当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取組を行ったか。 1. 新たな取組を行った ⇒ Q20-2 新たにどのような取組を行ったか。 2. 新たな取組を行っていない ⇒ Q20-3 新たな取組を行っていない理由如何。 3. その他		
＜ポイント＞ 新たな取組を行った自治体が2、現状の取組で十分対応できているとした自治体が3となっている。		
＜個別の内容＞		
認定地方公共団体	対応状況	具体的な取組み 又は、新たな取組を行っていない理由
坂井市	2. 新たな取組を行っていない	制度活用時より、ガイドラインに対応した取り組みをしている。
常滑市	2. 新たな取組を行っていない	現状の取り組みで、十分対応できていると考えているため。
柏原市	1. 新たな取組を行った	医師意見書の見直しをした。
市川町	1. 新たな取組を行った	・職員間で研修や話し合う場を持ち、食物アレルギーに対する理解をより深めた。 ・医療機関や保護者、給食センター等との連携をより密に行うようになった。
綾川町	3. その他	ガイドラインを踏まえた県下統一のものを使用しているため。

＜こども園の園長への質問＞

Q 2 1. 3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められる。この点について、どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞ 発達に併せて細かく刻んだり、つぶしたり、自園で別メニューを調理するなどの取組がみられる。

＜個別の内容＞

坂井市	中期・後期・完了と3期に分かれて配送されるが、個々に合わせて、部屋に細かくするなど調整している。
常滑市	発達にあわせて細かく刻んだり、つぶしたりしている。
柏原市	個々の歯の発達に合わせた提供（細かくきざむなど）。
市川町	・食材の大きさや固さに合わせて刻む、砕く等、調理方法を変えている。 ・歯の萌出状況に合わせて少しずつ固い食材も取り入れている。 ・「もぐもぐ」「ごっくん」等の声掛けをしたり仕草を見せながら噛む、飲み込む等を覚えられるようにしている。
綾川町	個々に応じて小さく切る。自園で別メニューを調理する。

＜こども園の園長への質問＞

Q 2 2. 家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっている。これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞ 園で野菜などを育て、子どもたちと一緒に収穫する取組がみられる。

＜個別の内容＞

坂井市	・担当課が作成した食に関するポスターを保護者に見えるように展示する。 ・離乳食の進め方の相談に応じたり、写真を使い具体的に大きさや食材を知らせたりする。 ・幼児からの良い食育事業・給食センターの見学（5歳児）等に参加する。
常滑市	野菜などを栽培することにより、食べ物への興味を持たせている。
恵那市	園庭等の畑で、地域の高齢者や野菜農家に指導をいただき、季節の野菜を種や苗から栽培、収穫をし、調理を行い食べることまでを行っている。（現在はコロナ禍により自粛）
柏原市	園で野菜などを育て、子どもたちと一緒に収穫することで、興味を持たせる。また、その様子を家庭にも知らせることで、家庭内でも食について話をするきっかけにもなる。
市川町	・年間を通して、地域の老人クラブと野菜の栽培活動をしている。 ・発達段階に合わせ食事の習慣やマナーが身につくように指導している。 ・3歳児未満は、毎日、朝食・排便・睡眠の記入を依頼し、基本的な生活習慣が身につくようにしている。 ・給食の食材を三大分類表に分け、バランス良く食べることの大切さを知らせている。 ・毎月、身体測定をして、肥満等の早期発見に努め、生活習慣の見直しを進めている。
綾川町	こども園で栽培活動を行う。月1回食育タイムを実施する。

＜こども園の園長への質問＞

Q 2 3. 3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められている。これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞ 定期的に外部搬入事業者、給食担当者、自治体担当者による給食打ち合わせ会が実施されている。

＜個別の内容＞

坂井市	喫食状況を保護者と担任が話し合い、状態を栄養士に伝えている。離乳食を食べる園児は、保護者に献立表を事前に渡し、家庭での喫食状況を担当栄養士と相談して対応している。
常滑市	献立会議等に参加し、現場の要望を事業者に伝えとともに、意見交換している。
柏原市	月に1回、給食会議を開き、情報共有を図っている。
市川町	・定期的にこども園、給食センターで給食会議を行っている。 ・給食、離乳食を食べた日は毎日、担任が給食日誌を記録し、それを元に話し合う場もっている。 ・食物アレルギー児は、医療機関からの診断書や保護者との面談での情報を給食センター、こども園保育教諭・調理員全員で情報共有をしている。
綾川町	毎月1回、外部搬入事業者、給食担当者、町担当者による給食打合せ会を実施している。

＜こども園の園長への質問＞

Q 2 4. 給食業務の外部搬入の実施によって、良くなった点について。どのようなメリット・効果があったか。また、悪くなった点について。

＜ポイント＞ 献立が変化に富んだものになった、栄養のバランスが良いなどが挙げられている。

＜個別の内容＞

認定地方公共団体	良くなった点（メリット・効果など）	悪くなった点
常滑市	献立が変化に富んだものになった。	－
市川町	・多彩な献立や季節の旬の食材を使ったメニューを提供してもらえる。 ・給食センターの栄養士が献立内容を考えておられるので、栄養のバランスが良い。 ・比較的、安価で提供していただける。	－
綾川町	・人件費等の削減ができたにも関わらず、自園調理と変わりなく提供できていること。 ・余った経費を保育事業に転用できた。	－

＜こども園の園長への質問＞

Q 2 5. 本特定事業における適用の要件や手続きの問題について

（回答なし）

<こども園の園長への質問>

Q26. 本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案について

(回答なし)

<こども園の職員への質問>

Q27. 給食業務の外部搬入の実施によって、給食のサービスは向上したと思うか。その理由は如何。

1. 向上した
2. 変わらない
3. 低下した

<ポイント> 2自治体の子ども園職員から「向上した」との回答があった。

<個別の内容>

認定地方公共団体	給食サービスについて	理由
坂井市	2. 変わらない	—
常滑市	1. 向上した	メニューが豊富になったため。
市川町	1. 向上した	メニューも多く、地産地消の食材を使用していることは保護者の方から好評であるため。
綾川町	2. 変わらない	—

<こども園の職員への質問>

Q28. 給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなったか。また、悪くなった点について。

<ポイント> 仕事の量が減り、時間が有効に使えるようになった、給食センターの栄養士から専門的な知識を学ぶことができるとの回答があった。

<個別の内容>

認定地方公共団体	良くなった点	悪くなった点
市川町	・仕事の量が減り、時間が有効に使えるようになった。 ・給食センターの栄養士よりアレルギーのことや食事面の指導について専門的な知識を学ぶことができる。	—

<園児の保護者への質問>

Q29. 給食業務の外部搬入の実施によって、給食のサービスは向上したと思うか。

1. 向上した
2. 変わらない
3. 低下した

<ポイント> 1自治体の園児の保護者から、「向上した」との回答があった。

<個別の内容>

認定地方公共団体	給食サービスについて	理由
坂井市	2. 変わらない	—
常滑市	2. 変わらない	—
市川町	1. 向上した	—
綾川町	2. 変わらない	—

＜園児の保護者への質問＞

Q30. 給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなったか。また、悪くなった点について。

＜ポイント＞ 給食の多彩な食事で、苦手なものも食べられるようになったとの回答があった。

＜個別の内容＞

認定地方公共団体	良くなった点	悪くなった点
坂井市	・家では細やかに対応できないが、月齢に応じた食事を出してくれるので、ありがたい。 ・お米の日で地元のお米を使っているのが良い。 ・子どもは給食を毎日楽しみにしている。	給食のお代わりがもっとあるとよいと感じる。
市川町	・以前はご飯を保育所にもっていったが、今は温かいご飯を提供していたので、家庭で準備の手間も減り、助かっている。 ・家では野菜を食べなかったが、給食の多彩な食事で、苦手なものも食べられるようになった。	—

＜外部搬入事業所への質問＞

Q31. 食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月）などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められています。これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞ 献立表とは別にアレルギーを表示した表を作成し、センターで対応するか、園の調理員で対応するか記入するなどの取組がみられる。

＜個別の内容＞

坂井市	・アレルギー調理専用の調理室を設置し、除去食・代替え食の提供を行っている。 ・誤配誤食等を防ぐため、対応アレルゲンをアレルギー物質表示28品目に絞っている。 ・調理した対応食は個人ごとに配缶し、園名・名前・対応内容を記載したラベルを添付して園に配送している。
常滑市	園と連携をとり、食材の情報を園および保護者に伝えている。
柏原市	アレルギー調査表を保護者様に記入して頂き、必要に応じては保護者様にヒアリングを行い対応している。アレルギー食については食札を作りダブルチェック行ない、提供をしている。
市川町	献立に入る食材の規格書を集めアレルギー表示を確認。献立表とは別にアレルギーを表示した表を作成。センターでの対応、園の調理員で対応するかを記入しています。 センターでの対応は、主に除去と代替で除去食は園の調理員に届け、代替はアレルギー用に発注し、検食が保管される冷凍庫で備蓄し先入先出で提供しています。 園での対応は不明。
綾川町	打合せ会にて、日々の対応を協議している。

＜外部搬入事業所への質問＞

Q32. 3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められる。これらの点について、どのような対応や取組を行っているか。

＜ポイント＞ 月齢に応じた食材の形態・形状での離乳食の提供、3歳未満児が食べにくい食材は食べやすいように切り方や献立内容に配慮するなどの取組がみられる。

＜個別の内容＞

坂井市	・月齢に応じた、食材の形態形状の離乳食の提供を行っている。 ・3歳未満児が食べにくい食材は食べやすいように切り方や献立内容に配慮している。
常滑市	園と連携をとり、食材の情報を園および保護者に伝えている。
柏原市	なるべく、硬めの食材は省き、大きめの食材は、小さく切って提供している。
市川町	以前は、小さい園児が食べるというので、野菜やこんにゃく、芋などは小さく手切りをしていたが、1～5歳までの園児同じ給食を食べるにあたり、「少し小さく切りすぎでは」という話があり、現在は少し大きいかもしれないが、3歳児にあわせた食材のカットをしている。「ゴロゴロした野菜をしっかりと食べる」給食を作っています。
綾川町	打合せ会にて協議している。

＜外部搬入事業所への質問＞

Q33. 家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっている。これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞ 献立表に季節の食材等のコメントを掲載する、栄養士がこども園を訪問し食材についての食育を行うなどの取組がみられる。

＜個別の内容＞

坂井市	・保護者や園児向けの食に関するおたよりや掲示物の作成 ・行事食を取り入れた献立作成
常滑市	献立表に季節の食材等のコメントを掲載している。
柏原市	肉、魚、野菜など食材が偏ることなく、又一日の栄養摂取基準の三分の一（434Kcal）を取れる献立を心がけている。
市川市	・給食センターと家庭をつなげる献立表の作成を大事にしている。どんな給食で何が入っているのか、わかるように令和2年度から様式を変更して学校の献立表と同一にした。 ・令和3年度からはセンターとこども園が協力をした、おやつ表示も行っている。余白スペースには、こどもが読みやすい、食べ物のお話や、保護者の方にも見ていただけるように行事や、地産のお話を加えています。
綾川町	栄養士がこども園を訪問し食材についての食育を行っている。

＜外部搬入事業所への質問＞

Q34. 3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められている。これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞ 献立内容や調理内容に関する検討会の開催などの取組がみられる。

＜個別の内容＞

坂井市	・月1回外部搬入事業者、こども園、市町村担当者等が集まり、献立内容や調理内容に関する検討会を行っている。 ・外部搬入事業者の園への訪問や保育所職員への聞き取りにて、切り方味つけが園児の発達にあっているか見直す。
常滑市	事業者と保育士と献立委員会等を開催し、情報の共有と意見の交換を行っている。
柏原市	月に一度給食会議を行ない、ご意見等を頂き、作業に反映しており、又常時、貴市や園様と、電話やメールでのやり取りを行っている。
市川市	保健福祉センターの栄養士さんと、連携をとっている。
綾川町	毎月1回、事業者、こども園担当者、町担当者による給食打合せ会を実施している。

⑤関係府省庁による調査結果

令和3年度調査報告（規制の特例措置用）

1.	関係府省庁名	内閣府
2.	特例措置番号	2001
3.	特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
4.	弊害の発生に関する調査	
①	調査内容	公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する給食の外部搬入を実施するにあたり、園児の発達過程等に応じた配慮等がされているかどうか、外部搬入によりできなくなったことや生じた弊害があるか等について状況を確認した。
②	調査方法	幼保連携型認定こども園のうち、特例措置により外部搬入を実施している園（全園対象）、3歳以上児に対して外部搬入を実施している園（全園対象）、自園調理を実施している園（自治体による抽出）に対して、アンケートを配布した。（厚生労働省子ども家庭局保育課の調査と共同で行ったもの）
③	調査対象	幼保連携型認定こども園のうちの下記の園（カッコ内は回答数） ・特例措置により外部搬入を実施している園（10園） ・3歳以上児に対して外部搬入を実施している園（401園） ・自園調理を実施している園（1,480園） ※幼保連携型認定こども園数は全国で6,093園（令和3年4月1日現在、内閣府子ども・子育て本部調べ）
④	調査の実施時期	12月7日…調査票発出、12月末～1月…回答提出、1月～3月…結果とりまとめ
⑤	調査結果	○主な項目に対する回答状況 【実施理由】 ・外部搬入の実施理由について10園中8園が業務効率化、5施設が人件費削減を図るためと回答した。 【事故等の発生】 ・ヒヤリハット事例の発生状況について、外部搬入を実施する園は3園、自園調理の園は35%となっていたほか、実際に事故が発生した園については、外部搬入を実施する園では1園、自園調理の園は4%となっていた 【発達段階に応じた食事の提供について】 ・外部搬入を実施する園であっても、離乳食については外部搬入を実施していない園が5園となっていたほか、離乳食の外部搬入を実施している園において、通常4段階ある離乳食対応について2園が2段階・3段階の対応となっていた。 ・10園中9園が普通食時期の子どもに対して個々の発達段階に応じた対応をしていた。 ・外部搬入を実施する園について、各園で個々の入所児童の発達段階に応じて食材形状の調整等をしている場合（9園）、園の調理員が対応する園が7園、担任の保育士等が対応する園が4園となっていた。 【アレルギー児、体調不良児への対応】 ・アレルギー児が入所している園は9園あり、そのいずれの園も、その日の献立内容に応じて外部搬入事業者がアレルギー対応食を調理しているが、5園がその日の献立内容に応じて弁当を持参させていた。自園調理を行う園では88%の園が別に調理を行い、6%の園がその日の献立内容に応じて弁当を持参、2%の園が原則弁当を持参させていた。 ・食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成しているのは9園、生活管理指導表を使用しているのは5園となっていた。 ・体調不良児に対する給食の対応に係るマニュアルを作成している園は0園。自園調理を実施している園では17%の園が作成していた。 ・外部搬入により体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が容易になったと回答した園が1園。逆に困難になったと回答した園が1園あった。 【食育への対応】 ・外部搬入を実施して自園調理を行わなくなったことにより外部搬入前に実施していた取組を行えなくなった園が1園となっていた。 【認定こども園と外部搬入事業者との連携】 ・搬入元と契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしている園は5園であり、発達段階等に応じた対応の義務付けを条件に付している園は3園、体調不良時への対応の義務付けを条件に付している園は0園となっていた。 【外部搬入の要件】 ・外部搬入を実施するに当たって追加すべきと考えられる要件については、乳幼児の発達段階に合わせた調理の実施が8園となっており、この点に課題が残る結果となっている。
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	乳幼児の発達段階に合わせた食事の提供やアレルギー児等への対応について十分な対応がなされていない園が一定数あると考えられ、保育士の負担や安全面の観点を含め課題が残ると思われる。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	満3歳未満児の食事の外部搬入については、本事業の実施園が10園と規模が小さいこと、また、上記のとおり乳幼児の発達段階に合わせた食事の提供、アレルギー児等への対応等について課題が見られることから、現段階での全国展開は適当ではないと考えられる。

公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式容認事業について (調査結果)

調査の概要

- ・ 調査期間：令和3年12月8日～12月28日まで
- ・ 対象：特例措置により外部搬入を実施している園（悉皆）：10園、3歳以上児に対して外部搬入を実施している園（悉皆）：401園、
自園調理を実施している園（抽出）：1,480園 ※幼保連携型認定こども園数は全国で6,093園（令和3年4月1日現在、内閣府子ども・子育て本部調べ）

調査結果

- ・ ヒヤリハット事例の発生状況について、外部搬入を実施する園は3園、自園調理の園は35%となっていたほか、実際に事故が発生した園については、外部搬入を実施する園では1園、自園調理の園は4%となっていた。
- ・ 外部搬入を実施する園であっても、離乳食については外部搬入を実施していない園が5園となっていたほか、離乳食の外部搬入を実施している園において、通常4段階ある離乳食対応について2園が2段階・3段階の対応となっていた。
- ・ 外部搬入を実施する園について、各園で個々の入所児童の発達段階に応じて食材形状の調整等をしている場合（9園）、園の調理員が対応する園が7園、担任の保育士等が対応する園が4園となっていた。
- ・ アレルギー児が入所している園は9園あり、そのいずれの園も、その日の献立内容に応じて外部搬入事業者がアレルギー対応食を調理しているが、5園がその日の献立内容に応じて弁当を持参させていた。自園調理を行う園では88%の園が別に調理を行い、6%の園がその日の献立内容に応じて弁当を持参、2%の園が原則弁当を持参させていた。
- ・ 食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成しているのは9園、生活管理指導表を使用しているのは5園となっていた。
- ・ 体調不良児に対する給食の対応に係るマニュアルを作成している園は0園。自園調理を実施している園では17%の園が作成していた。
- ・ 外部搬入により体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が容易になったと回答した園が1園。逆に困難になったと回答した園が1園となっていた。
- ・ 外部搬入を実施して自園調理を行わなくなったことにより外部搬入前に実施していた取組を行えなくなった園が1園となっていた。

対応方針

- ・ 満3歳未満児の食事の外部搬入については、本事業の実施園が10園と規模が小さいこと、また、上記のとおり乳幼児の発達段階に合わせた食事の提供、アレルギー児等への対応等について課題が見られることから、現段階での全国展開は適当ではないと考えられる。

⑥評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表(抄)

番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条第1項 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼保連携型認定こども園における3歳未満園児に対する給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園について、次の掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行うことができる。 一 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 2 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は備えなければならない。 3 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園において、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行う場合には、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意すること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

⑦評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル(抄)

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

幼保連携型認定こども園においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入が原則認められていませんが、一定の要件を満たす場合、公立の幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

2. 特例の概要

構造改革特別区域内の公立幼保連携型認定こども園について、次の要件に該当する場合、当該公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

この場合において当該公立幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
- (4) 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができ

ること。

- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

また、本特例を適用するにあたっては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意することとしています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「公立幼保連携型認定こども園」

迅速かつ的確な指揮・監督を行い、衛生面等における安全性を担保するため、当該認定を受ける主体である市町村が設置主体である公立幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

②「当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により」

他の施設とは、公営の給食調理場等を想定しています。本事業は、公立幼保連携型認定こども園についてその運営の合理化を進める等の観点から、公営の給食調理場等を活用することにより、公立幼保連携型認定こども園及び給食調理場相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

③「食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること」

食育に関する計画とは、市町村が策定している食育の計画等や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき各幼保連携型認定こども園に作成が求められている食育の計画等を指します。

④「調理機能を有する設備」

再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない設備を想定しています。

⑤「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件」

「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児第0601第4号）」を指しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

下記の点についてそれぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと思います

- ・ 保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示

すため、有する設備、衛生管理や防火への対応等

- ・ 当該特例に係る公立幼保連携型認定こども園の管理者が衛生面、栄養面等の注意を果たし得るような体制及び契約、受託者が園児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示す食事の提供体制等

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

委託契約書の写し、設備を備える部屋の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。 そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三国学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなどし、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
2	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。 学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立こども園では園の規模が異なるため、単独での地元農作物の利用が難しい状況にある。このため、公立こども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回 平成19年11月22日認定
3	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	常滑市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。 このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
4	三重県	伊賀市	伊賀市あんしん給食特区	伊賀市の区域の一部(阿山及び大山田地区)	伊賀市では、現在、山間部において過疎化により保育所児童が減少している。また、施設の老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。このため、公立保育所において給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の公立保育所の運営の合理化を図る。また、合理化により節減された経費を財源として児童福祉の充実を図る。さらに、学校給食とともに地産地消と食育に取組み、安心安全な給食の提供を行う。	2001	・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定
5	大阪府	柏原市	元気でにこにこ柏原給食特区	柏原市の全域	本市の公立保育所は、建築年が昭和40年代から昭和50年代と古く、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により、自園調理の実施が困難な状況にある。一方保育所では、よりきめ細やかな保育サービスに対する取り組みと、親の子育ての負担を軽減するための施策を図る必要がある。 公立保育所における給食の外部搬入の実施により、安全衛生面、食育等に十分配慮しながら、調理員の人件費の節減や給食材料の一元購入など経費面で節減が図られ、その財源を保育サービスの向上及び、子育て支援施策の充実に活用することが可能となる。	920 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
6	兵庫県	市川町	市川町安心安全給食特区	兵庫県神崎郡市川町の全域	市川町は、現在、公立保育所3園において、市川町安心安全給食特区として学校給食共同調理所から外部搬入を行っているが、少子高齢化の進行に伴い、公立の子育て支援施設の再編を行うこととし、その一環として就学前施設再編計画により、平成31年3月に公立保育所3園と幼稚園1園を廃止し、4月に幼保連携型認定こども園を2園開設することとしている。幼児期の食育について、地産地消、栄養士による指導、料理教室など、安心安全な食の提供を継続するためには、衛生面安全面で設備の整った学校給食調理所から給食を外部搬入するほうが効果的であることから、新たに設置される認定こども園でも給食を外部搬入することとし、引き続き、働く親のニーズに添ったサービスの提供に努める。	2001	・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日認定
7	香川県	綾川町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡宇多津町の全域	綾川町内の一部地域(山田保育所:令和2年4月に認定こども園へ移行予定)の給食について、町立学校給食共同調理場(民間委託)で調理し、外部搬入方式とすることにより効率化し、経費の節減に繋げるとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校と一貫した給食の提供を可能とし、調理施設を活かした幅広い献立作成や地域の特産物を活用し「食育」の推進を図る。	2001	・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第48回 令和元年8月14日認定

⑨参考:平成29年度の評価意見

評価意見

①	別表1の番号	2001
②	特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	政令・省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。
⑤	評価	その他(特例措置 920 の評価結果を踏まえ評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	関係府省庁の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設においてアレルギー児や体調不良児への対応や発達段階に応じた食事の提供等について不十分な実態が確認されたが、実施する施設が少なく、全国展開により外部搬入が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、児童に対する給食の安全性を確保するため、引き続き実施状況を把握するとともに、慎重な検討が必要であるとのことであった。 評価・調査委員会による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。 このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた。 特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

⑩参考：評価・調査委員会による調査結果（概要版）（平成29年度）

特例措置番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
過去の評価時期	—
調査対象の件数（回収数）	6件（回収数6件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会による調査結果の概要

認定6件中2件は事業未実施であり、また、具体的数値を算定していない地方公共団体もあることなどから、事業の効果についての報告は一部にとどまった。

過去保育所の外部搬入において課題とされた年齢に応じた対応等については、小さく刻んで食べやすいようにするなどの工夫や、関係者間の連携強化による情報共有により克服した事例が確認された。また、園児の給食センター見学の実施などの食育への取り組みが報告された。
- 関係府省庁による調査結果の概要

アレルギーを持つ子どもに対する対応や発達段階に応じた食事の提供が、各施設において行われていた。外部搬入を行っていても食育の計画が作成され教育・保育の計画に位置付けられていた。搬入元事業者は全て同じ自治体が運営する施設であった。

2. 本年度の調査結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 評価調査委員会の調査では、一部の園でアレルギーの対応ができないため家庭から代わりのものを持参させているという報告があった。
- 関係府省庁の調査では、外部搬入により質が低下したという回答があり、また、アレルギーを持つ子どもに対する対応や発達段階に応じた食事の提供、きめ細やかな食育の実施等が必ずしも綿密にできていない実態が確認された。また施設の要望に必ずしも事業者が応えられるわけではなかった。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会による調査で確認された事項
 - ・ 調理業務の合理化等の報告もあったが、認定6件中2件は事業未実施であり、また、事業規模が小さいことや具体的に数値を算定していないことから、地域活性化につながる効果は一部にとどまった。
 - ・ 子どもの発達段階、アレルギー、体調不良など個に応じた提供について、小さく刻んだり食べやすいように工夫したり、別献立で対応したりしている。また、定期的な会議等により関係者間で情報共有を図る取り組みがある。
 - ・ 食育の促進について、園児の給食センター見学や、保護者向けの給食試食会の実施による取り組みがある。
- 関係府省庁による調査で確認された事項
 - ・ アレルギーを持つ子どもに対する対応や、発達段階に応じた食事の提供が引き続き課題であることが確認された。
 - ・ 外部搬入により給食の質が低下したという意見があることが確認された。
 - ・ 実施施設が少数であることから、全国展開については引き続き調査等を行い、慎重な検討が必要である。

⑪参考：関係府省庁による調査結果（平成29年度）

平成28年度調査報告（規制の特例措置用）

1. 関係府省庁名	内閣府
2. 特例措置番号	2001
3. 特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する給食の外部搬入を実施するにあたり、園児の発達過程等に応じた配慮等がされているかどうか、外部搬入によりできなくなったことや生じた弊害はあるか等について、状況を確認した。
②	調査方法	特例措置により外部搬入を実施している幼保連携型認定こども園に対して、アンケートを配布した。
③	調査対象	特区認定を受けている6市町の内、実際に特例措置を実施している全ての幼保連携型認定こども園（4市町7施設全園より回答有）
④	実施スケジュール	2月3日…調査票発出 2月中～下旬…回答提出 3月中旬…結果とりまとめ
⑤	調査結果	①発達段階に応じた食事の提供について 6施設が、離乳時期の子どもに対して外部搬入による食事の提供をしていた。1施設は、0～1歳の子どもが入園していなかった。 - うち、2施設は、搬入元事業者が離乳食を含む発達段階に応じた食事の調整をしていたが、4施設は3歳以上児と同様の食事で、担任の保育者が、量の調整、刻む・つぶすなどの形状の調整、窒息の恐れのあるものを除去する等を行っているのみであった。 1施設は、外部搬入により発達段階に応じた柔軟な対応が難しくなったと回答している。 ②アレルギー、体調不良児への配慮について 7施設中3施設が、搬入元事業者がアレルギー対応食を調理し、4施設が当該園児については家庭から弁当を持参させるという対応をとっていた。 - 食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成しているのは3施設であり、うち1施設は施設独自に作成し、2施設は自治体が作成しているものを活用しており、いずれも施設又は自治体が外搬事業者に内容を把握させていた。 4施設はアレルギー対応に係るマニュアルを作成していなかった。 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は、全ての施設が活用していた。 - アレルギーを持つ子どもに対応するための委員会を設置しているのは2施設であり、いずれも外部搬入事業者も参加していた。 - 体調不良児に対するマニュアルを作成し、食事を別に調理し提供しているのは、1施設のみであった。 ③食育の取組について - 全ての施設において食育の計画が作成され、教育・保育の計画に位置付けられていた。 1施設が、外部搬入を実施して自園調理がなくなったことにより、調理実習や季節食の提供等が困難になったと回答している。 - 一方で、1施設が、外部搬入を行うことで地産地消の取組み（地元食材の活用等）が拡大したと回答している。 ④搬入元事業者との連携について 6施設が市営の給食調理場（うち1施設は民間事業者に業務委託）からの搬入であり、1施設が近接する他の公立幼保連携型認定こども園からの搬入であった。 - 搬入元と契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしている施設は、1施設のみであった。 - 搬入元事業者に対し改善の要求をした施設は6施設あり、うち5施設は全体的又は部分的に改善されたが、1施設は改善されなかった。
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	今回の調査において、外部搬入により質の低下があったと回答した施設は1施設のみであったが、質の低下がないと回答した施設についても、アレルギーを持つ子どもに対する対応や、発達段階に応じた食事の提供が綿密にできていない実態が確認できた。 このような状況を踏まえると、保育の中で重要な位置を占める食事の提供について、質の低下をもたらさずに外部搬入方式による給食を全国展開するには、依然として解決しなければならない課題が多く、子どもの健やかな成長の観点から、慎重に検討を進める必要があると考える。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	上記⑥の通り満3歳未満児の食事を外部搬入するにあたっては課題が見られ、また本事業の実施施設も7施設と規模が小さいことから、全国展開にあたっては、より多くの施設での事業展開及び課題の解消状況を踏まえた上で検討する必要があると考えられる。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和4年4月18日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和4年4月18日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いwasaki くみこ ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 3 年 7 月 6 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針**（1）基本理念****③評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 47 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等をする事となった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。